

行方市総合計画・総合戦略（案）

ごあいさつ

本市は、霞ヶ浦や北浦に囲まれた豊かな自然、美しい歴史と文化、人々の温かなつながりが息づく、魅力あふれるまちです。この自然は私たちの生活に潤いをもたらし、地域住民としての誇りを感じさせてくれる大切な存在です。さらに、農業や漁業といった営みは、長きにわたり私たちの暮らしを支えてきました。地域の祭りや伝統行事も、住民同士が文化を共有し、心を通わせる貴重な財産として、これからも大切に育んでいくべきものです。



しかし近年、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化や人口減少の急速な進行に伴い、地域経済の縮小や公共サービスの維持といった課題が浮き彫りとなっています。このような課題に立ち向かうためには、市民一人一人が安心して暮らせる「持続可能なまちづくり」を、地域が一体となって進めていくことが必要不可欠です。さらに、若い世代にとって魅力ある暮らしを提案し、定住や移住を促進する取り組みも重要です。

新型コロナウイルス感染症という未曾有の経験を経て、医療や日々の暮らしへの安心感の重要性が鮮明になりました。この経験を教訓に、次の危機に備える準備を進めるとともに、日常から安心感を提供できる地域社会を築き上げていかなければなりません。これらの課題を解決していくためには、市民の皆様の声を丁寧に聞き取り、具体的な施策につなげる柔軟で迅速な対応が求められています。

本市は昨年、市制施行 20 周年という大きな節目を迎えました。この 20 年間の歩みを振り返り、地域が培ってきた価値を再確認しながら、次の 20 年に向けた持続可能な未来を市民の皆様と共に描いていきたいと考えています。この取り組みは、豊かな自然と人のぬくもりが調和した本市を次世代へ継承していくための重要なスタート地点となるものです。

今後も市民の皆様と連携を深めながら、誰もが住みやすい、誇りあるまちを目指してまいります。どうか皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

行方市長 高須 敏美

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1編 序論 | 1 |
| 第1章 行方市総合計画の概要 | 2 |
| (1) 行方市総合計画・総合戦略とは | 2 |
| (2) 総合計画と総合戦略の一体化 | 2 |
| (3) 総合計画と総合戦略の位置づけ | 3 |
| 第2章 市の概況 | 4 |
| (1) 地勢 | 4 |
| (2) 沿革 | 5 |
| (3) 土地利用 | 5 |
| (4) 人口動態 | 7 |
| (5) 産業 | 9 |
| (6) 所得・財政状況 | 11 |
| 第2編 基本構想 | 12 |
| 第1章 行方市人口ビジョン | 13 |
| (1) 人口動向分析 | 13 |
| (2) 持続可能な地域社会を目指した関係人口の創出 | 23 |
| (3) 人口の将来展望 | 27 |
| (4) 将来人口の目標 | 28 |
| 第2章 行方市を取り巻く環境の変化 | 29 |
| (1) 社会的潮流と動向の変化 | 29 |
| (2) 行方市の特性 | 32 |
| (3) 行方市の強みと特徴 | 36 |
| 第3章 まちづくりについての「市民の声」 | 38 |
| (1) 市民意識調査の概要 | 38 |
| (2) 市民ワークショップの概要 | 42 |
| 第4章 行方市の目指す方向 | 46 |
| (1) まちづくりの基本理念 | 46 |
| (2) 将来都市像 | 48 |
| (3) まちづくりの目標 | 49 |
| 第3編 基本計画 | 55 |
| 第1章 基本計画の全体像 | 56 |
| (1) 施策の体系 | 56 |
| (2) 計画の推進体制 | 57 |
| 第2章 総合戦略 | 58 |
| (1) まち・ひと・しごと総合戦略とは | 58 |
| (2) 総合戦略の重点プロジェクト | 59 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 第3章 分野別計画 | 65 |
| 1 健康・福祉・子育て | 66 |
| 1-1 健康づくり | 66 |
| 1-2 医療体制 | 69 |
| 1-3 地域福祉 | 72 |
| 1-4 子育て支援・児童福祉 | 75 |
| 1-5 高齢者福祉 | 78 |
| 1-6 障がい者福祉 | 81 |
| 1-7 社会保障 | 84 |
| 2 教育・文化・スポーツ | 87 |
| 2-1 幼児教育 | 87 |
| 2-2 学校教育 | 92 |
| 2-3 青少年育成 | 97 |
| 2-4 生涯学習 | 99 |
| 2-5 文化芸術 | 102 |
| 2-6 スポーツ振興 | 105 |
| 3 産業・観光・雇用 | 107 |
| 3-1 農林水産業 | 107 |
| 3-2 商工業 | 110 |
| 3-3 観光振興 | 113 |
| 3-4 定住・移住 | 117 |
| 3-5 企業誘致 | 119 |
| 3-6 雇用・就労環境 | 121 |
| 4 防災・環境・エネルギー | 123 |
| 4-1 地域防災 | 123 |
| 4-2 空家対策 | 127 |
| 4-3 生活環境保全・環境美化 | 130 |
| 4-4 ごみ処理・リサイクル | 133 |
| 4-5 自然環境の保全と共生 | 136 |
| 4-6 エネルギー・地球温暖化対策 | 139 |
| 5 暮らし・インフラ | 142 |
| 5-1 道路・河川整備 | 142 |
| 5-2 公共交通 | 145 |
| 5-3 土地利用・市街地形成 | 148 |
| 5-4 下水道事業 | 151 |
| 5-5 水道事業 | 154 |
| 5-6 公園・緑地 | 158 |

| | |
|-------------------------------------|------------|
| 6 行政マネジメント..... | 160 |
| 6-1 行政サービス..... | 160 |
| 6-2 行財政運営..... | 164 |
| 6-3 男女共同参画..... | 167 |
| 6-4 地域コミュニティ..... | 170 |
| 6-5 広域連携..... | 173 |
| 資料編 | 176 |
| 「行方市総合計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係..... | 177 |
| 重点プロジェクト及び基本施策指標一覧..... | 178 |
| 行方市の由来/市章/市の花・木・鳥/市民憲章..... | 185 |
| 行方市の指定文化財一覧..... | 186 |
| 策定の経過 | 188 |
| なめがた未来のまちづくり協議会..... | 188 |

第1編 序論

第1章 行方市総合計画・総合戦略の概要

（1）行方市総合計画とは

「行方市総合計画」は、本市における総合的な行政運営を図るための最上位計画に位置づけられます。本計画は、本市が目指す将来像の実現に向けて、長期的なまちづくりの方向性を示すものであり、計画の策定及び実行にあたっては行政だけでなく、市民や各種団体、地域などが参画・協力して取り組んでいくものです。

これまでの本市の歩みを踏まえつつ、社会経済情勢の大きな変化、特にデジタル化の進展や地球規模での環境問題への対応など、多様化する課題に的確に対応していくことが求められています。とりわけ本市においては、人口減少や少子高齢化が進行し、市全域が過疎地域に指定されるなど、極めて厳しい状況に直面しています。

このような状況の中、本計画は、行方市が将来にわたって活力と魅力にあふれ、市民一人一人が安心して暮らせるまちであり続けるための羅針盤となります。本市が有する地域資源を最大限に活かしつつ、少子高齢化や人口減少といった課題克服を図り、持続可能な地域社会を構築するための具体的な方向性を示すことを目的とします。

本計画の策定にあたっては、市民一人一人がまちづくりの主役であるとの認識のもと、市民意向調査やワークショップを実施し、その結果を反映した計画としています。

（2）総合計画と総合戦略の一体化

本市では、「総合計画」に代わる計画として、これまで、まち・ひと・しごと創生法に基づく「行方市総合戦略」を策定し、持続可能なまちづくりを基本的な考え方として、地方創生や人口減少対策を中心とする施策を展開してきました。

「行方市総合戦略」では、“人口減少に歯止めをかける”という地方創生の大きな目的から、戦略を立てて政策を進めてきたところですが、市民一人一人の生活や身近な課題など、より広い範囲のまちづくりの指針を示す必要が高まったため、市の最上位計画であり、総合的なまちづくりの指針を示した「総合計画」の策定が必要となり、これを一体的に策定する方針としました。

これまでの「行方市総合戦略」は、総合計画における主要な施策と一致することから、「総合計画」における重点プロジェクトとして位置づけ、一体的に施策の推進を図るものとします。

(3) 総合計画と総合戦略の位置づけ

行方市総合計画は、行方市のまちづくりの最上位計画となります。

基本構想では、まちづくりの目標となる将来像や理念を示すとともに、その実現のための体系を定めます。また、基本構想の一部として行方市人口ビジョンを策定し、将来人口目標を示します。

基本計画では、基本構想で定めた将来像を実現するために必要な施策の体系や目標等を示します。また、その中でも横断的に施策を実施するものについては、重点プロジェクトとして総合戦略に位置付けます。

基本構想の期間は10年とし、基本計画は5年ごとに見直すこととします。



第2章 市の概況

(1) 地勢

①位置・地勢

行方市は、東京からおよそ70km、水戸市からおよそ40km、茨城県の南東部に位置し、北は鉾田市と小美玉市、南は潮来市、東は北浦を介して鹿嶋市、西は霞ヶ浦を介してかすみがうら市等に接しています。

市域は、東西に約12km、南北に約24km、面積は約166.33km²、霞ヶ浦と北浦を含めると222.48km²となります。地形的には東西の湖岸部分は低地、内陸部は標高30m前後の丘陵台地(行方台地)により形成され、霞ヶ浦沿岸部は概ねなだらかな地形ですが、北浦側は比較的起伏に富んだ地形になっています。また、霞ヶ浦湖岸の一部は水郷筑波国定公園に指定されており、美しい自然景観を有しています。



②交通

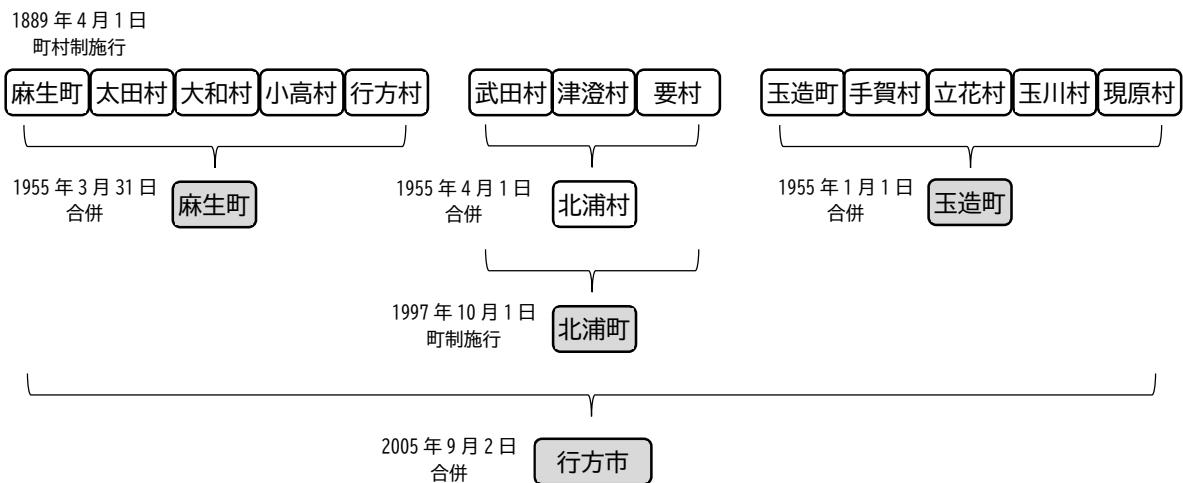
行方市の主要道路は、高速道路では東関東自動車道が2026（令和8）年度に全線開通し、市内のインターチェンジとして潮来行方IC、行方ICが供用開始予定です。国道では国道354号と国道355号が市内で交差し、かすみがうら市へとつながる霞ヶ浦大橋、鉾田市へとつながる鹿行大橋、鹿嶋市へとつながる北浦大橋の3つの大橋が架かっています。

公共交通は、東京駅直通の高速バスが運行しているほか、鹿行地域、石岡駅方面、土浦駅方面への広域バスや、市内を循環する市営バスが運行しています。

成田国際空港からは自動車で約60分、茨城空港からは自動車で約30分圏内にあり、観光面の活性化も期待されています。

(2) 沿革

行方市の前身となる行方郡 13 町村が 1889(明治 22)年に町村制施行により成立し、その後、1955(昭和 30)年に合併により麻生町、北浦村(1997(平成 9)年から北浦町)、玉造町となり、2005(平成 17)年に 3 町が合併し、行方市として市制施行しました。



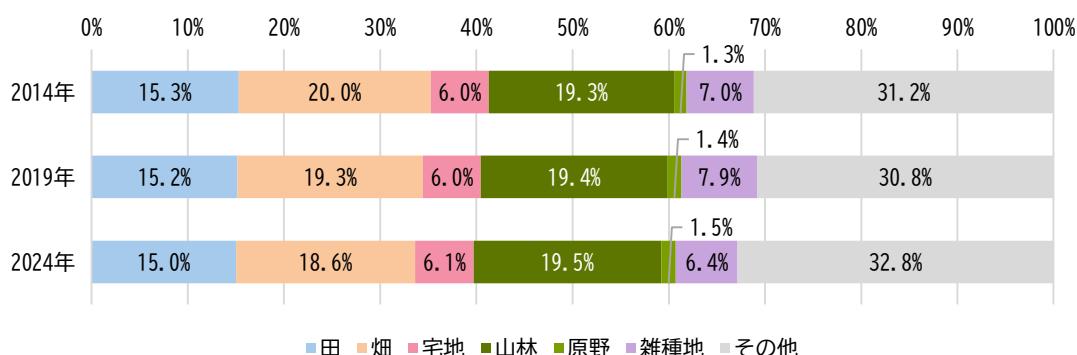
(3) 土地利用

土地利用について、2024 年までの過去 10 年間の推移を見ると、農地（田・畠）は減少傾向にある一方、利用形態の変化により、宅地、山林、原野、その他の増加傾向が見られます。

■行方市の地目別土地利用面積推移

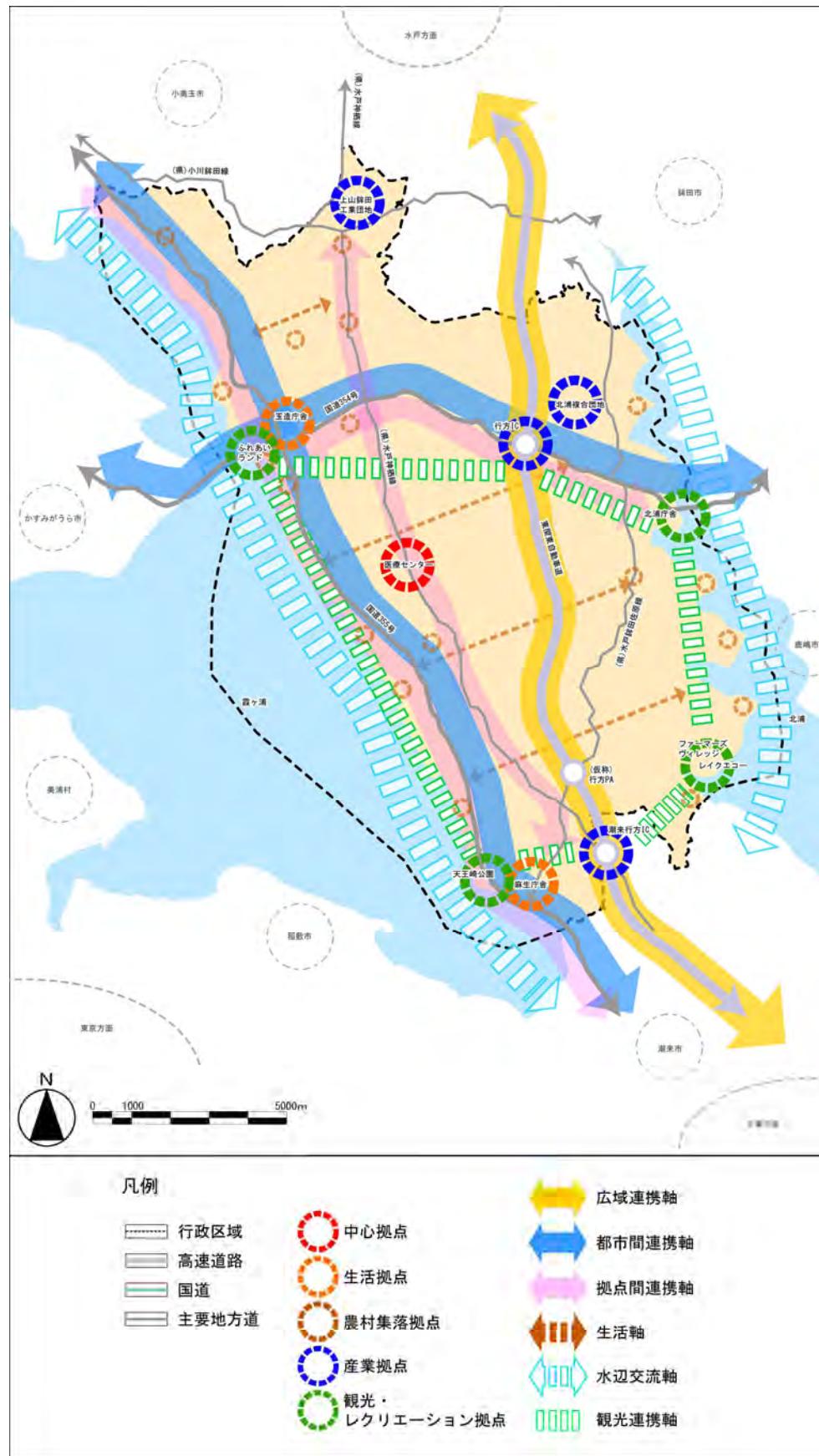
| | 総面積 | 田 | 畠 | 宅地 | 山林 | 原野 | 雑種地 | その他 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 2014年 | 222,480 | 34,055 | 44,412 | 13,351 | 42,939 | 2,896 | 15,501 | 69,326 |
| 2019年 | 222,480 | 33,770 | 42,849 | 13,384 | 43,243 | 3,142 | 17,501 | 68,591 |
| 2024年 | 222,480 | 33,414 | 41,431 | 13,491 | 43,384 | 3,380 | 14,312 | 73,068 |

■行方市の地目別土地利用割合推移



出典：茨城県市町村概況を基に作成

■土地利用構想図



(4) 人口動態

①人口・世帯数

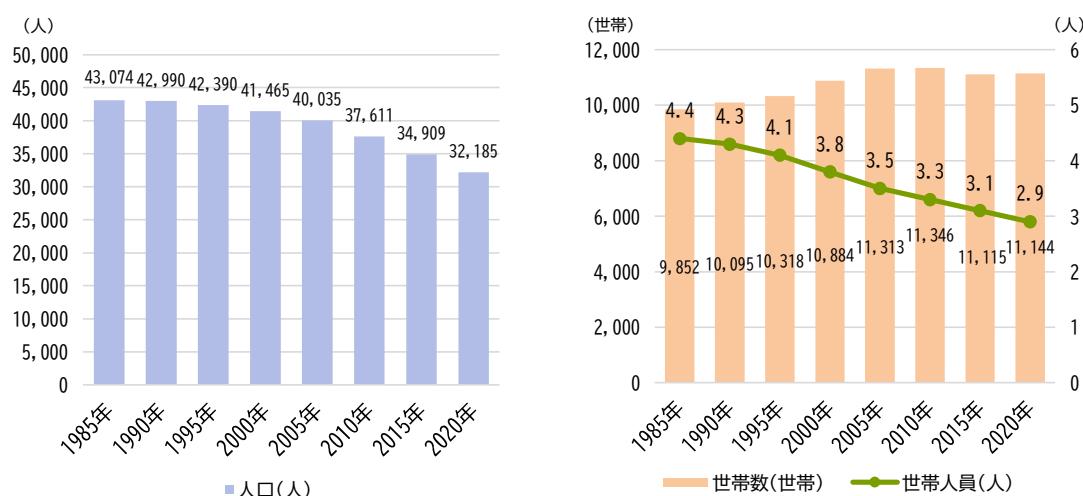
行方市の人口は、1985（昭和 60）年は 43,074 人でしたが、その後は減少傾向にあり、2020（令和 2）年では 32,185 人まで減少しています。

一方で、世帯数については 1985（昭和 60）年の 9,852 世帯でしたが、その後は増加傾向にあり、2020（令和 2）年では 11,144 世帯まで増加しています。

世帯人員については 1985（昭和 60）年の 4.4 人から 2020（令和 2）年で 2.9 人に減少しています。

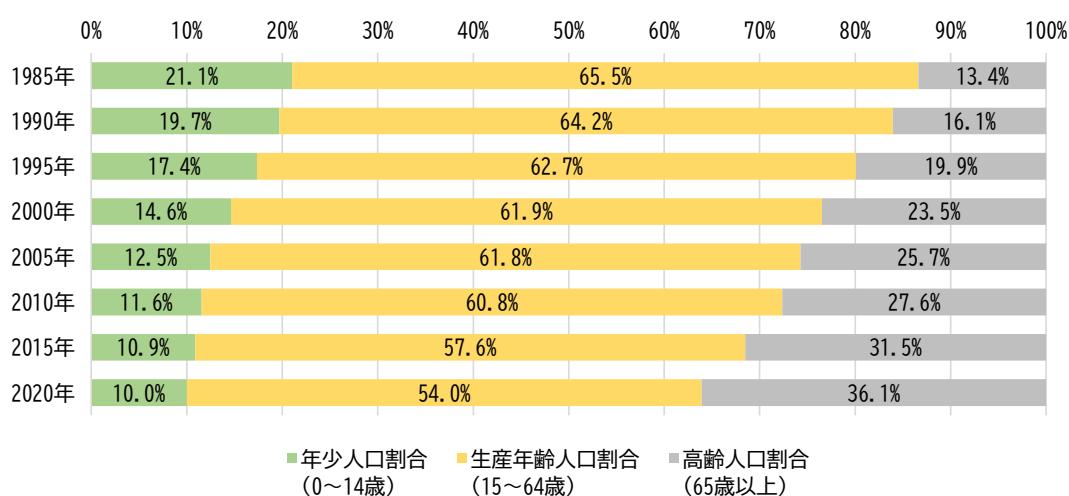
年齢 3 区別人口割合の推移を見ると、年少人口割合と生産年齢人口割合の減少が続く一方で高齢人口割合の増加が続き、2020（令和 2）年には年少人口割合が約 10%、高齢人口割合が約 36% と少子高齢化が進行しています。

■行方市の人口推移



出典：総務省統計局「国勢調査」

■行方市の年齢 3 区別人口割合推移



出典：総務省統計局「国勢調査」

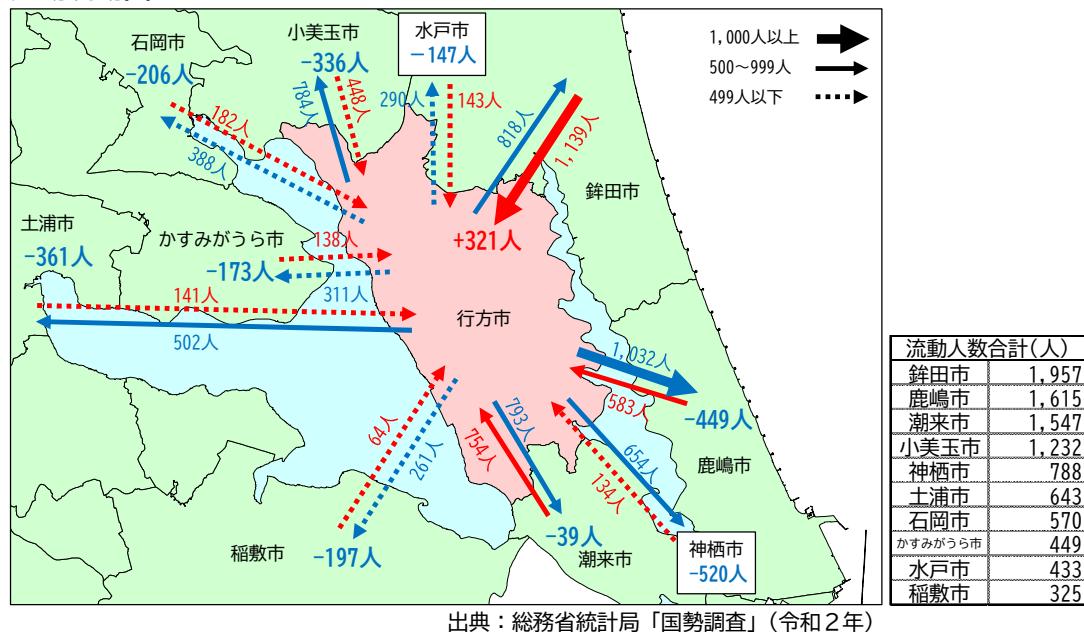
②通勤・通学流動

行方市と人的な結び付きのある市町村を把握するため、通勤・通学流動を見ると、鉢田市、鹿嶋市、潮来市、小美玉市という隣接市との流入出が特に多いほか、神栖市、土浦市、石岡市、水戸市という県内主要都市への流動が多く見られます。

■行方市の主な通勤流動

通勤流動は、鉢田市からの流入超過以外は他市町村への通勤流出が多く、神栖市、鹿嶋市、土浦市などへは流出超過となっています。

通勤流動図

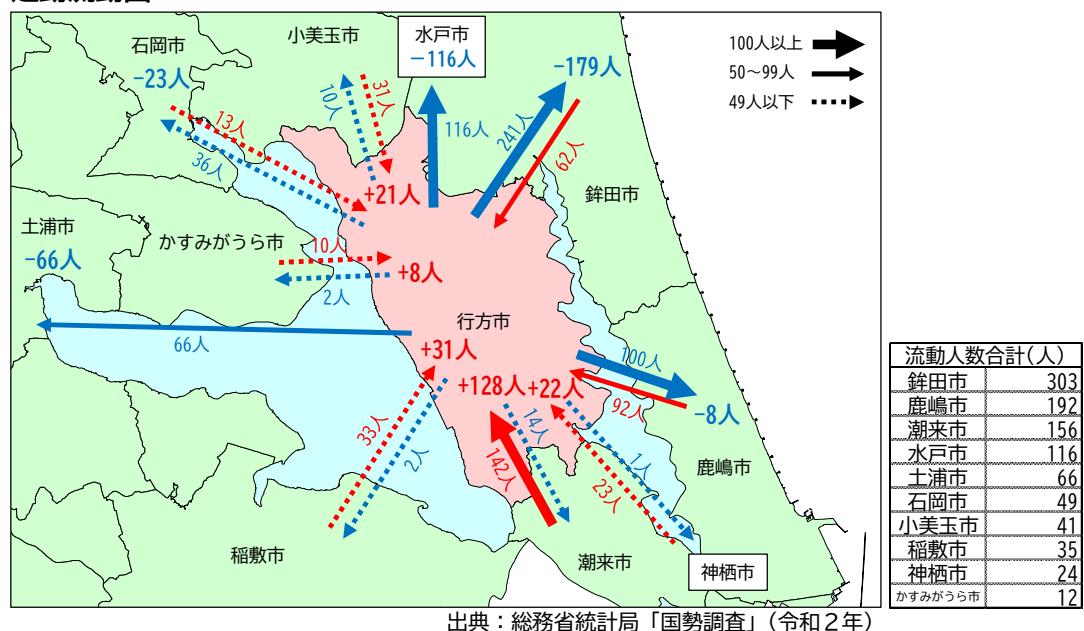


出典：総務省統計局「国勢調査」(令和2年)

■行方市の主な通学流動

通学流動は、潮来市、稻敷市、神栖市など流入超過の市が複数ある一方、鉢田市、水戸市、土浦市などへは流出超過となっています。

通勤流動図



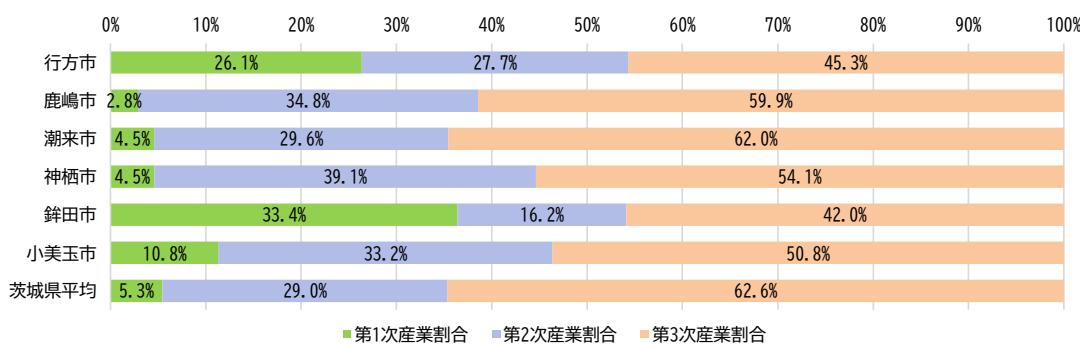
出典：総務省統計局「国勢調査」(令和2年)

(5) 産業

①産業3区分別従業者数割合

行方市内で勤務する従業者数割合を見ると、第1次産業は26.1%で県内平均を大きく上回っています。第2次産業は27.7%、第3次産業は45.3%となっています。

■産業3区分別従業者数割合（従業地別）

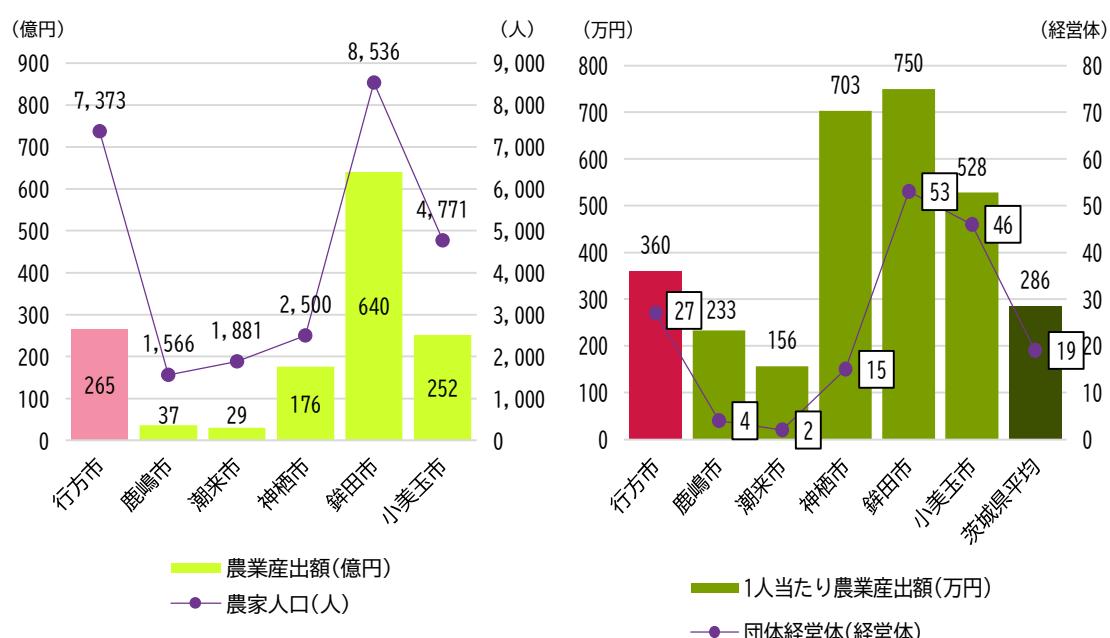


出典：総務省統計局「国勢調査」（令和2年）

②農業

行方市の農業産出額は265億円で、鉾田市に次いで県内で2番目の水準となっています。農家人口は7,373人、1人当たり農業産出額は360万円です。産業構造が近い鉾田市と比較すると、農家人口に比べて1人当たり農業産出額と団体経営体数が少ない構造となっています。

■2020（令和2）年の農業産出額および農家人口比較

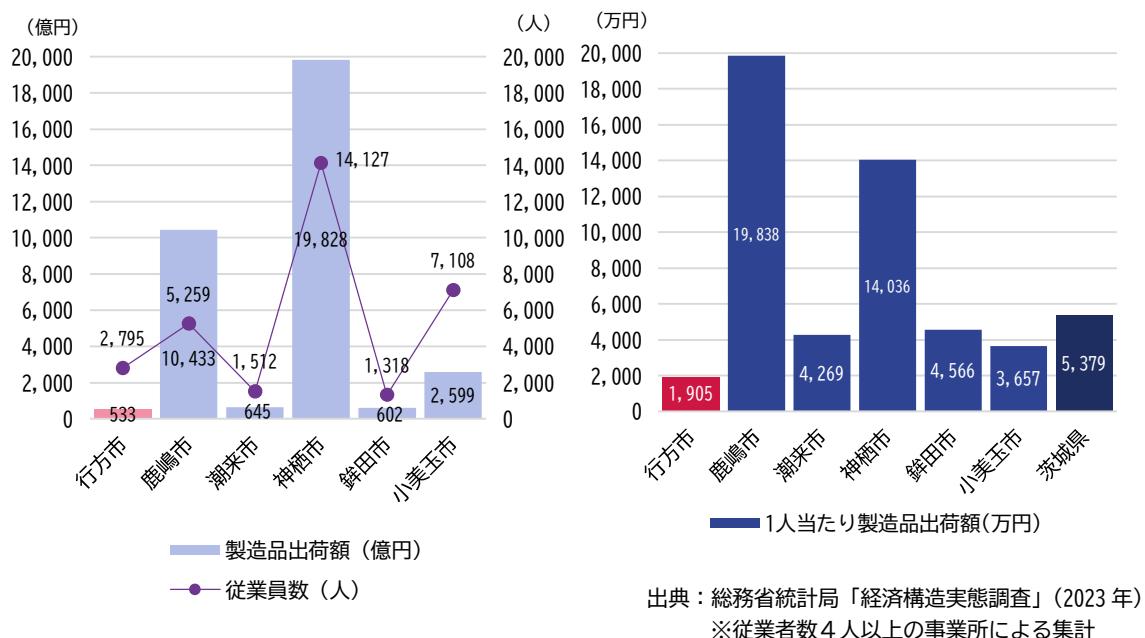


出典：【農業産出額】農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」（令和2年）
【農家人口】【団体経営体数】農林水産省「農林業センサス」（2020年）

③工業

行方市の製造品出荷額等は 533 億円、従業員数は 2,796 人、1 人当たり製造品出荷額等は 1,905 万円となっています。近隣市と比較すると、工業の占める割合は低くなっています。

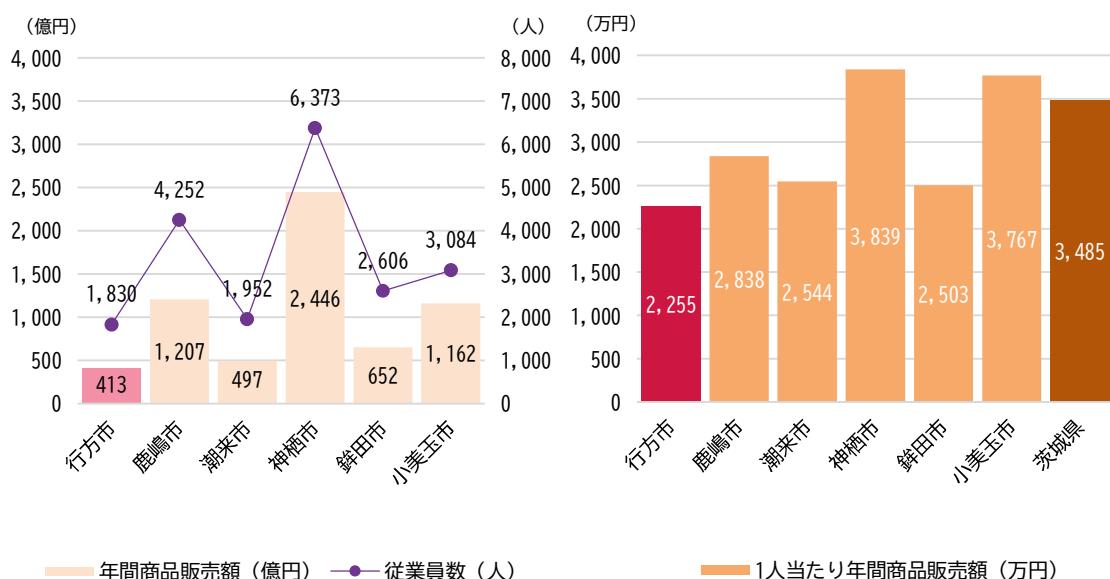
■2022（令和4）年の製造品出荷額等および従業員数比較



④商業

行方市の年間商品販売額は 413 億円、従業員数は 1,830 人、1 人当たり年間商品販売額は 2,255 万円となっています。近隣市と比較すると、商業の占める割合は低くなっています。

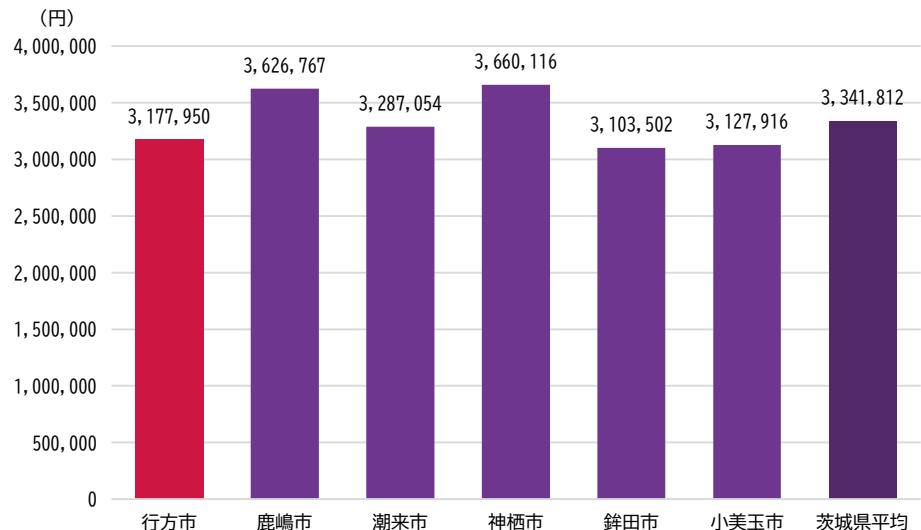
■2021（令和3）年の年間商品販売額および従業員数比較



(6) 所得・財政状況

①平均所得

行方市の市民平均所得は 3,177,950 円で、潮来市、鉾田市、小美玉市と近い水準です。

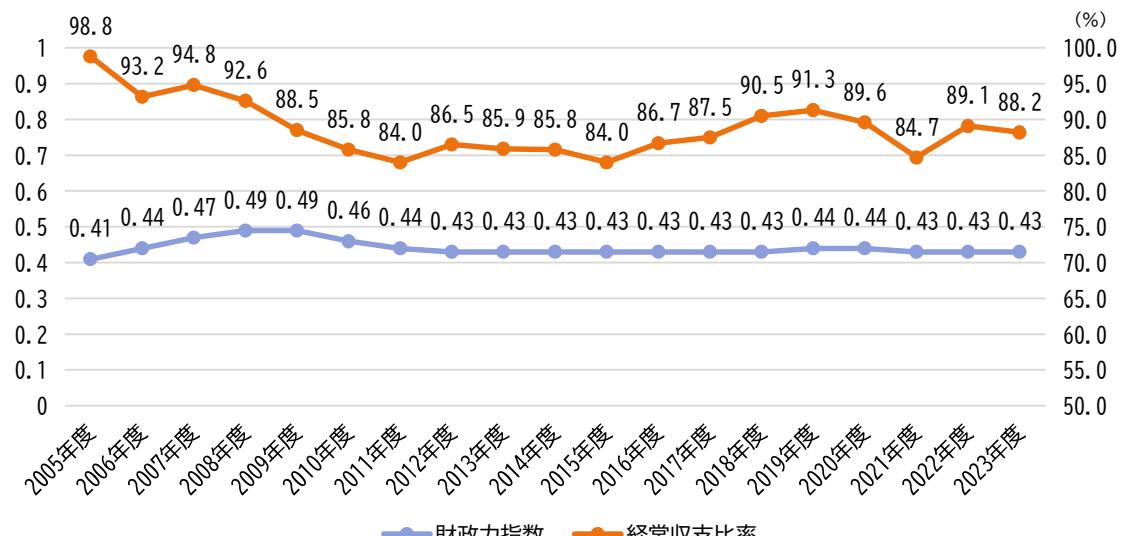


出典：総務省「市町村税課税状況等の調」（令和 6 年度）

②財政状況

行方市の財政力指数（※1）は 0.43 付近で推移しています。地方自治体の財政弾力性を示す経常収支比率（※2）は 2023 年度で 88.2% となっています。

■財政力指数及び経常収支比率の推移



出典：行方市「財政指標の状況」及び「財政状況資料集」

※1 財政力指数

地方公共団体がどの程度、自前の収入（自主財源）で財政運営を行う能力があるかを示す指標です。財政力指数が 1 に近い、または 1 を超えるほど、その地方公共団体は自主財源が豊富であり、財政的に自立していると判断されます。

※2 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費など毎年必ずかかる経常的な経費に一般財源（地方税、地方交付税など）が充当された割合です。一般的に市では 70~80%程度が健全とされ、高いほど固定支出が多く、新規施策等への財源が少ないと示します。

第2編 基本構想

第1章 行方市人口ビジョン

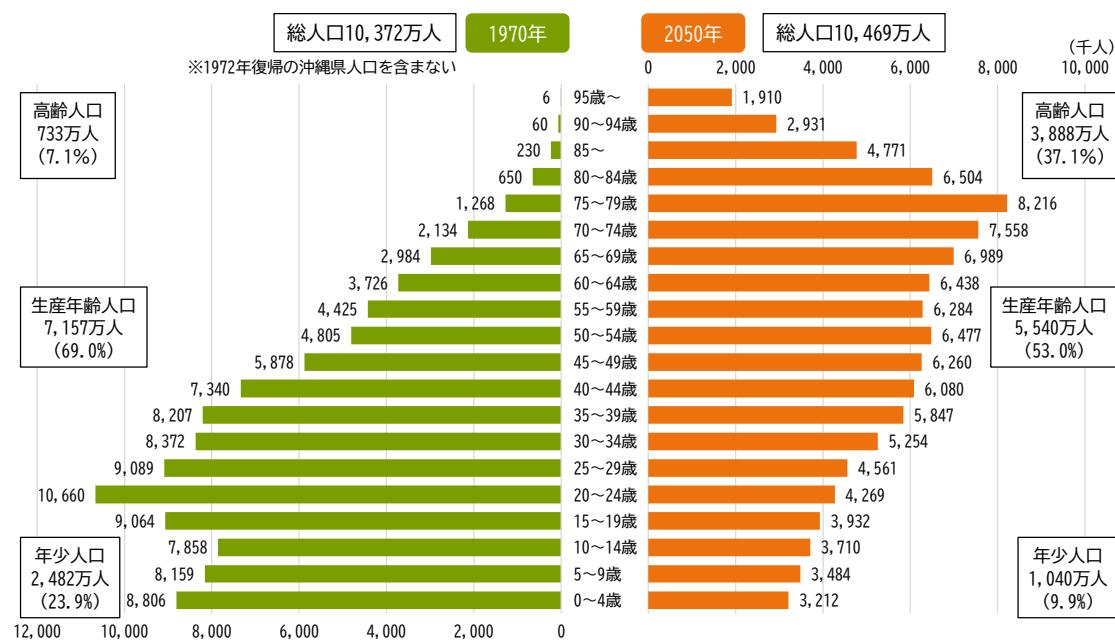
(1) 人口動向分析

①国の現状

日本の少子高齢化と人口減少は、合計特殊出生率の低下と死亡者数の増加により急速に加速しています。2024年の出生数は統計開始以降初めて70万人を割り込み、政府の推計よりも15年早く進行しています。

人口減少・少子高齢化の進展は、経済規模の縮小、労働力不足、社会保障制度の持続可能性の危機、地方の活力低下、行政サービスの水準低下など、経済・社会・地域にわたる深刻な問題を引き起こします。労働力不足は生産性低下や国内市場の縮小を招き、高齢化は医療・介護費の増大と社会保障給付の負担増につながります。また、地域では担い手の減少が生活関連サービスの維持や共助活動を困難にし、財政難から公共インフラの維持も難しくなります。

■1970年と2050年の年齢別全国人口の変化



出典：【1970年】総務省「国勢調査」

【2050年】国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計（令和5（2023）年推計）の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

②行方市の現状

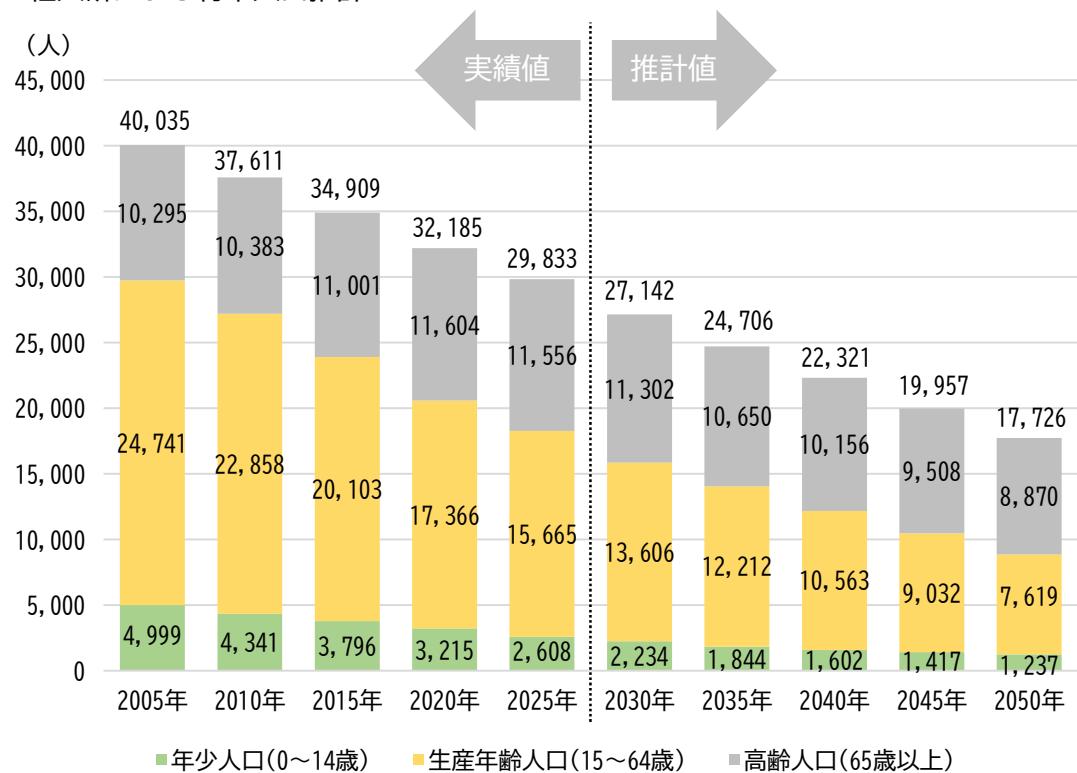
ア 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という。）による 2050 年時点での行方市の推計人口は 17,726 人となる予測であり、2025 年から 12,107 人で約 4 割減少しています。

年齢層別にみると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は人口と人口割合がともに減少します。高齢人口（65 歳以上）は人口が減少する一方で、人口割合は増加しており、少子高齢化が進行すると推計されています。

2005 年の行方市誕生時には約 4 万人の人口でしたが、20 年後の 2025 年には約 3 万人となっています。さらに 20 年後の 2045 年には約 2 万人となり、20 年で約 1 万人減少すると推計されています。

■社人研による将来人口推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

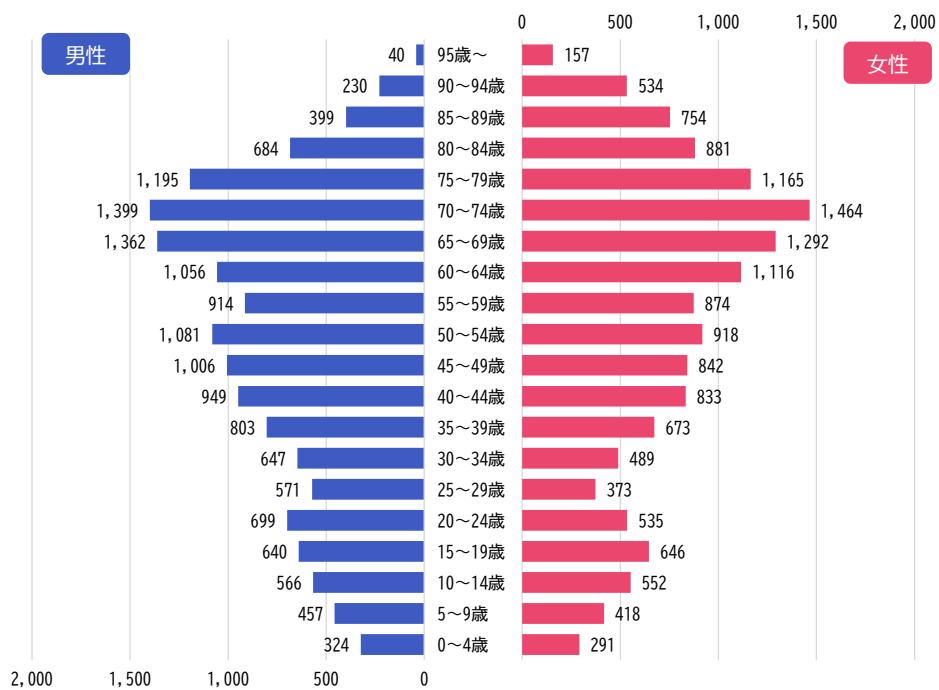
ただし、2005 年から 2020 年の実績値は総務省統計局「国勢調査」

2025 年は茨城県統計課「茨城県常住人口調査」（2025 年 1 月 1 日時点）に置き換え

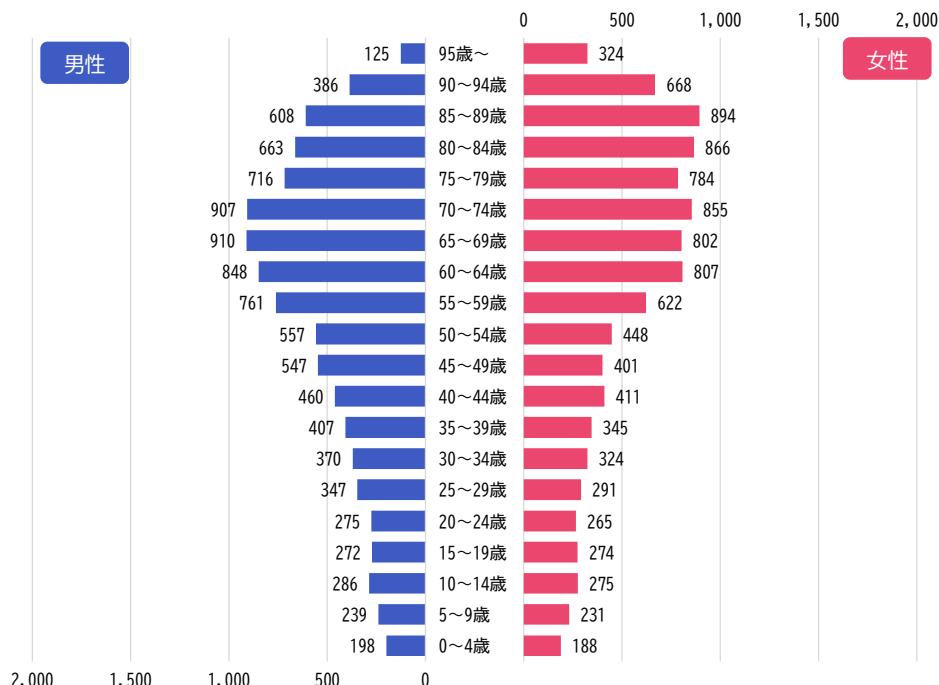
イ 人口ピラミッド

2025年と2045年を比較すると、全体的に各年齢層で人口が減少します。2045年に
おいて人口が増加する年齢層は、85歳以上の高年齢層となっています。

■2025年の人口ピラミッド



■2045年の人口ピラミッド



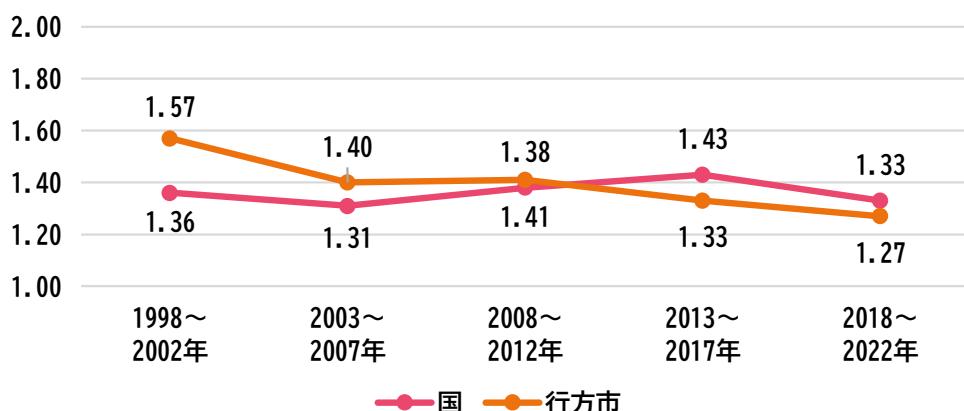
出典：【2025年】茨城県統計課「茨城県常住人口調査」(2025年1月1日時点)

【2045年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

ウ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移では、行方市の2018～2022年平均は1.27で、国平均の1.33を下回っています。

■合計特殊出生率の推移

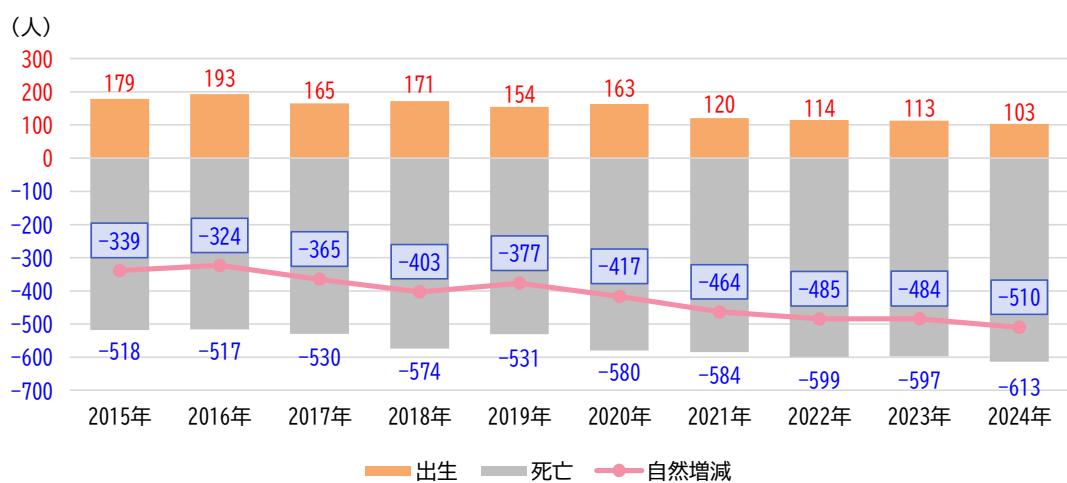


出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

エ 自然動態の推移

行方市における出生数・死亡数の推移を見ると、2015年から2024年までに出生数は半分以下に落ち込む一方で死亡数は増加傾向となっており、自然動態による人口減少幅が大きくなっています。

■行方市の自然動態（出生数・死亡数）の推移

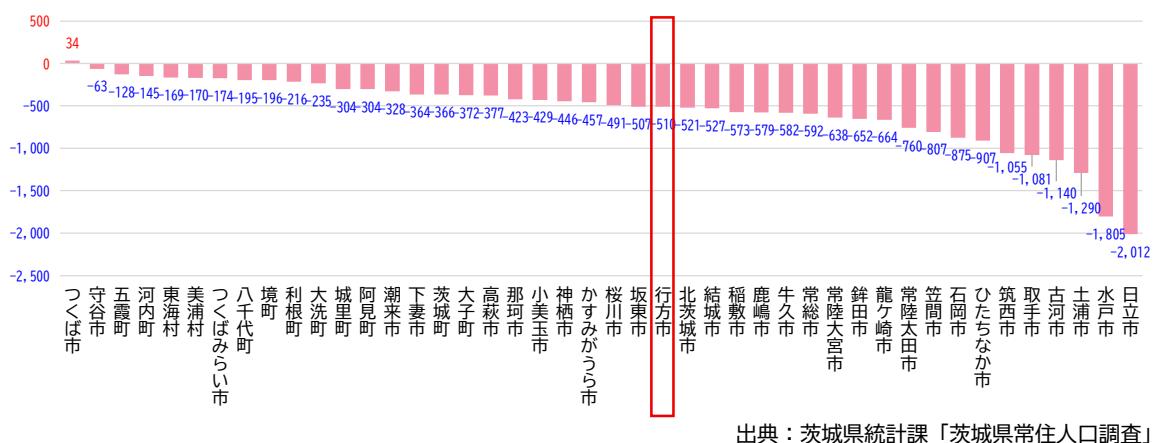


出典：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

才 自然動態の県内市町村比較

茨城県内市町村の2024年における自然増減ではつくば市以外は自然減となっており、つくば市の自然増も34人とわずかな人数です。このため、多くの市町村では自然動態による人口減少は避けられない状態となっています。

■茨城県内市町村の自然動態（2024年）

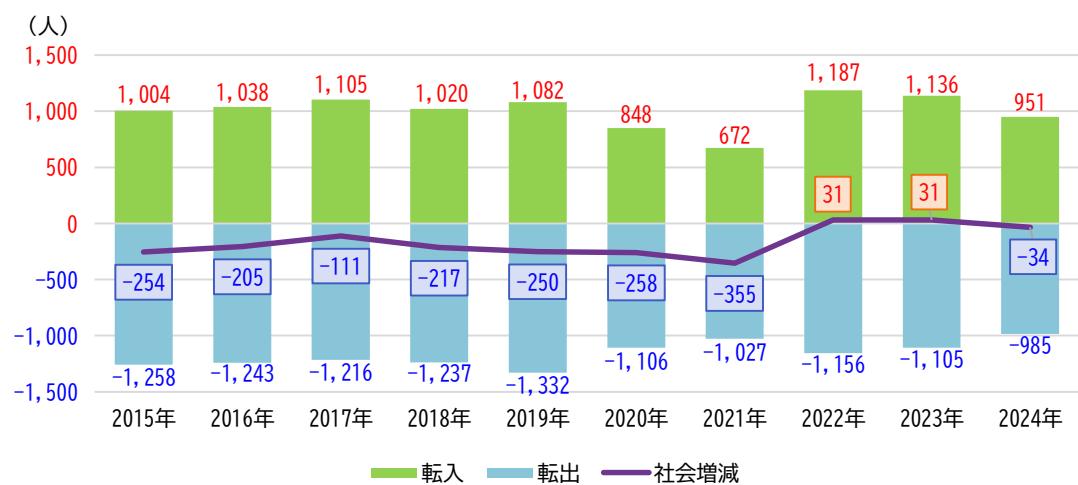


出典：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

力 社会動態の推移

人口移動率を見ると、転入数は1,000～1,200人程度、転出数は1,000～1,500人程度で推移しており、2021年までは転出超過が続き、2022年と2023年に転入超過へ転じた後、再び転出超過となっています。なお、2020年と2021年は新型コロナウィルス感染症の影響で転出入数ともに少なくなっています。

■行方市の社会動態（転入数・転出数）の年ごと推移

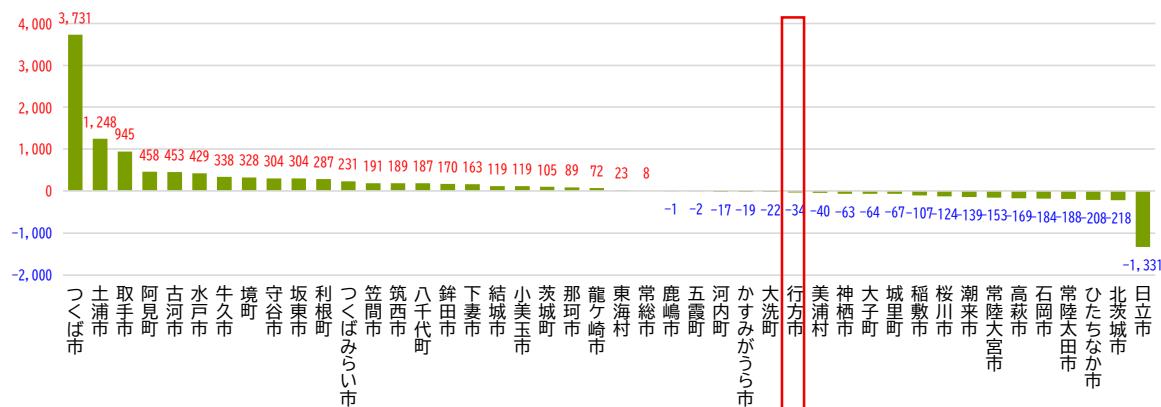


出典：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

キ 社会動態の県内市町村比較

茨城県内市町村の2024年における社会増減では、24市町村で社会増、20市町村で自然減となっています。東京通勤圏に位置する県南地域及び県西地域、県庁所在地である水戸市で社会増が大きくなっています。

■茨城県内市町村の社会動態（2024年）



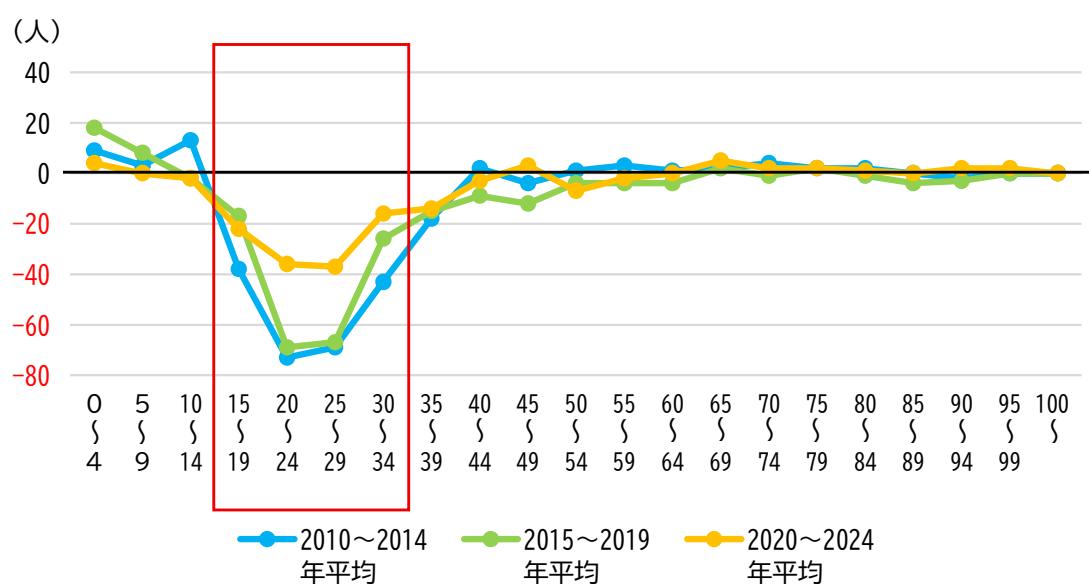
出典：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

ク 年齢別社会動態

年齢別で行方市の社会動態を見ると、生産年齢人口の中でも若年層といえる15～34歳の転出超過数が特に多い傾向が続いている。

2020～2024年では特に20～29歳の転出超過数が抑制されており、2022年と2023年の転入超過は若年層の転出超過が抑えられたためと推測されます。

■行方市の年齢別社会動態（転入数・転出数）の推移



出典：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

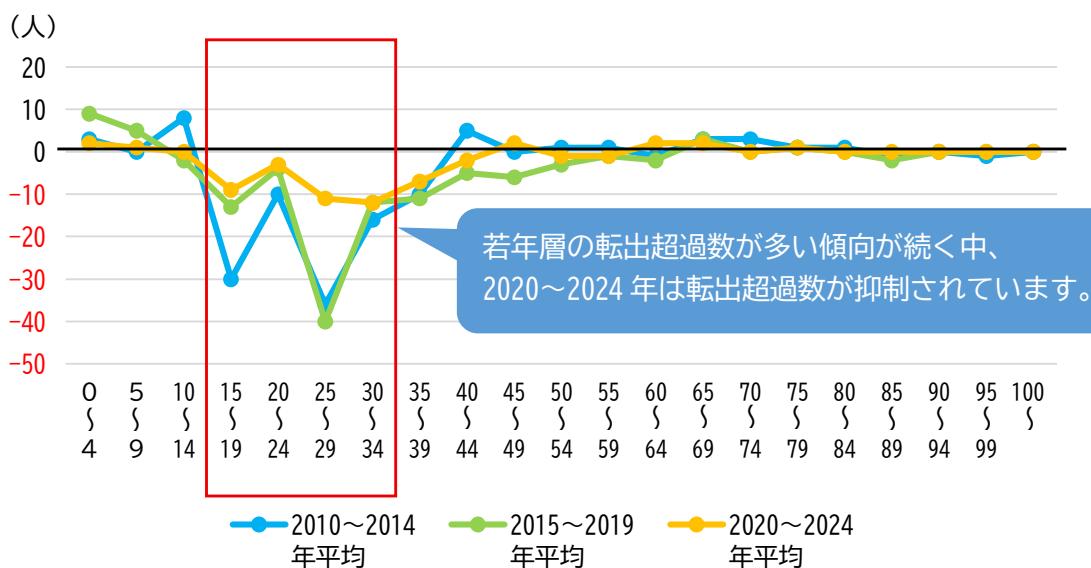
ケ 年齢別社会動態（男女別）

男女別で見ると、男女ともに生産年齢人口の中でも若年層となる15～34歳の転出超過数が特に多い傾向が続いている。

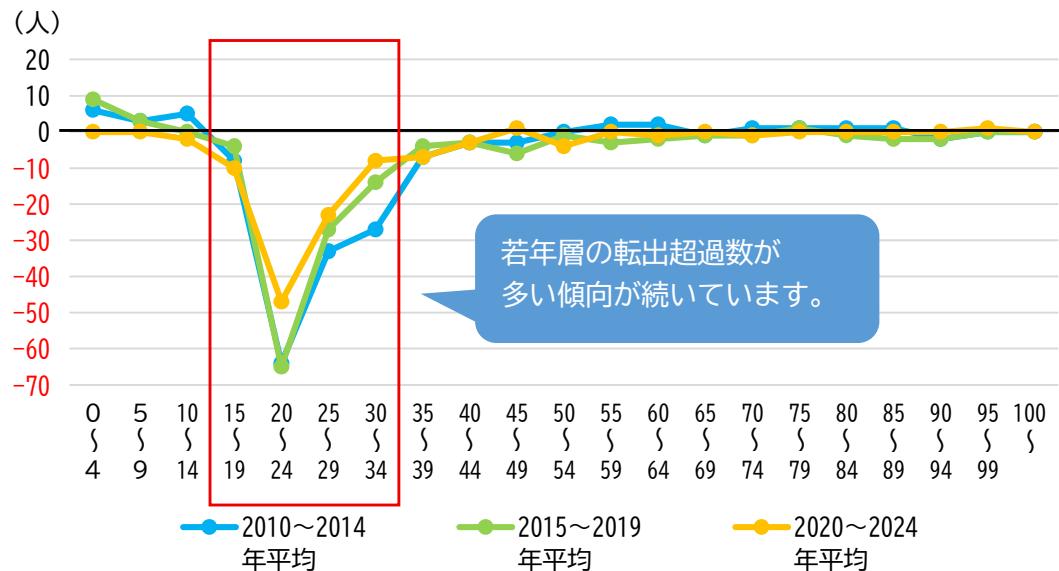
2020～2024年には男性の15～34歳転出超過数が抑制されています。一方で女性の15～34歳転出超過数は依然として多いままとなっており、特に20歳代の転出が多い傾向が続いている。

このことから、2020年以降の社会減の抑制要因として20歳代男性の転出超過数抑制による影響が大きいと考えられます。

■行方市の年齢別社会動態（転入数・転出数）の推移（男性）



■行方市の年齢別社会動態（転入数・転出数）の推移（女性）



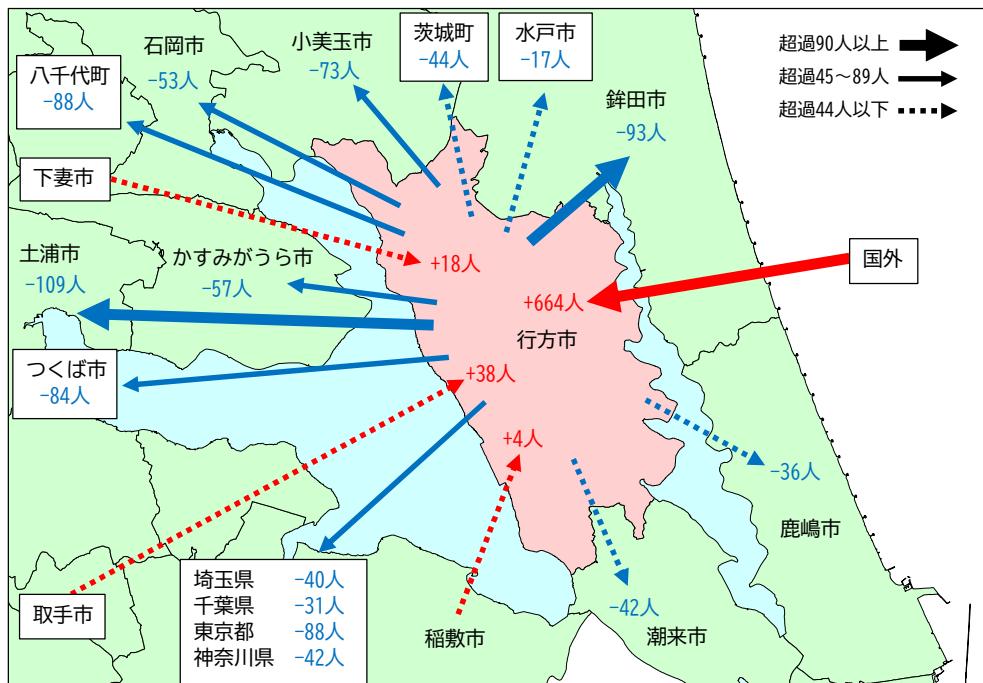
出典：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

コ 転出入超過が多い市町村

2020～2024年の5年間での転入超過数は、国外からが664人であるほか、取手市や下妻市などからも転入超過となっています。転出超過数は、東京圏の1都3県よりも近隣市や県南地域が多くなっています。

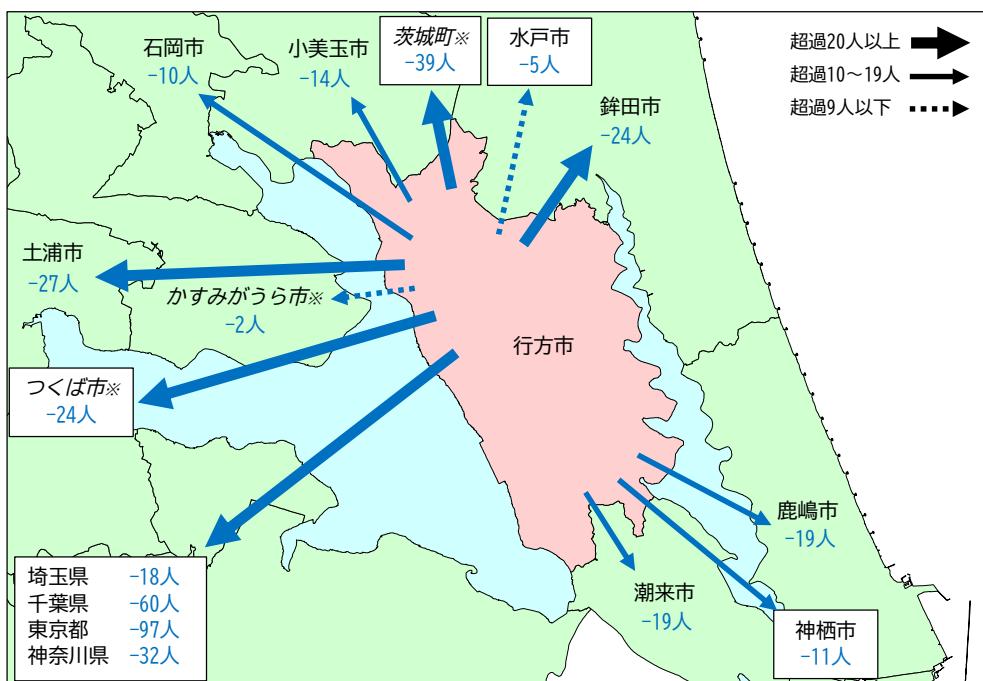
転出超過が多い20歳代女性に着目すると、主な市町村へはすべて転出超過で、東京圏のみならず県内他市町村への転出も多くなっています。

■行方市の転出入超過数が多い市町村（2020～2024年の合計）



出典：茨城県統計課「茨城県常住人口調査」

■行方市 20歳代女性の転出入超過数が多い市町村（2020～2024年の合計）



出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

注記：つくば市、かすみがうら市、茨城町は一部年度で転入人口少數のため秘匿処理あり

サ 行方市人口ビジョン策定にあたっての考察

合計特殊出生率の高さと、資金面や住環境面に関連性があると仮定し、財政力指数、平均所得、住みよさランキング（東洋経済新報社）における茨城県内の市町村における関連性を分析しました。合計特殊出生率が高い市町村の傾向を見ると、各指標で高順位に位置することが多い傾向があり、資金面の豊かさや住環境の良さが合計特殊出生率へ一定の影響があると考えられます。また、つくばみらい市、つくば市、守谷市については、つくばエクスプレスの効果による、子育て世代の転入によるものと考えられます。

行方市の合計特殊出生率及び平均所得は25位で県内では中位です。財政力指数は38位、住みよさランキングは30位となっています。

■合計特殊出生率と各種指標比較表

| 市町村名 | 合計特殊出生率 (2018~2022年) | 順位 | 財政力指数 (2022) | 順位 | 平均所得 (千円) (2022) | 順位 | ～ 2 0 ラ 2 ン み 4 ン 県 内 ～ |
|---------|-------------------------|----|-----------------|----|------------------------|----|--|
| 神栖市 | 1.54 | 1 | 1.34 | 2 | 3,381 | 8 | 8 |
| つくばみらい市 | 1.53 | 2 | 0.76 | 13 | 3,597 | 4 | 5 |
| つくば市 | 1.49 | 3 | 1.06 | 3 | 4,248 | 1 | 1 |
| 鹿嶋市 | 1.49 | 3 | 0.98 | 4 | 3,243 | 13 | 21 |
| 守谷市 | 1.44 | 5 | 0.97 | 5 | 4,072 | 2 | 2 |
| 東海村 | 1.44 | 5 | 1.37 | 1 | 3,635 | 3 | — |
| ひたちなか市 | 1.43 | 7 | 0.93 | 6 | 3,513 | 7 | 4 |
| 水戸市 | 1.42 | 8 | 0.81 | 11 | 3,541 | 6 | 3 |
| 小美玉市 | 1.40 | 9 | 0.59 | 29 | 2,976 | 26 | 11 |
| 美浦村 | 1.39 | 10 | 0.64 | 24 | 3,257 | 11 | — |
| 八千代町 | 1.36 | 11 | 0.61 | 27 | 3,016 | 22 | — |
| 境町 | 1.35 | 12 | 0.67 | 20 | 3,030 | 21 | — |
| 筑西市 | 1.35 | 12 | 0.67 | 21 | 2,956 | 28 | 25 |
| 那珂市 | 1.33 | 14 | 0.63 | 25 | 3,050 | 18 | 17 |
| 下妻市 | 1.33 | 14 | 0.65 | 22 | 2,905 | 33 | 9 |
| 鉾田市 | 1.32 | 16 | 0.46 | 37 | 2,900 | 34 | 31 |
| 日立市 | 1.30 | 17 | 0.79 | 12 | 3,359 | 9 | 6 |
| 古河市 | 1.30 | 17 | 0.74 | 14 | 3,096 | 16 | 13 |
| 石岡市 | 1.30 | 17 | 0.59 | 28 | 2,985 | 24 | 14 |
| 坂東市 | 1.30 | 17 | 0.64 | 23 | 2,877 | 36 | 23 |
| 阿見町 | 1.29 | 21 | 0.89 | 7 | 3,226 | 15 | — |
| 笠間市 | 1.29 | 21 | 0.58 | 32 | 2,959 | 27 | 10 |
| 北茨城市 | 1.29 | 21 | 0.67 | 19 | 2,928 | 31 | 16 |
| 十浦市 | 1.28 | 24 | 0.84 | 8 | 3,309 | 10 | 7 |
| 行方市 | 1.27 | 25 | 0.43 | 38 | 2,977 | 25 | 30 |
| 茨城町 | 1.27 | 25 | 0.58 | 31 | 2,942 | 30 | — |
| 牛久市 | 1.26 | 27 | 0.83 | 9 | 3,561 | 5 | 18 |
| かすみがうら市 | 1.26 | 27 | 0.59 | 30 | 3,075 | 17 | 12 |
| 高萩市 | 1.26 | 27 | 0.58 | 33 | 2,861 | 37 | 19 |
| 取手市 | 1.25 | 30 | 0.62 | 26 | 3,253 | 12 | 24 |
| 結城市 | 1.24 | 31 | 0.71 | 16 | 3,034 | 20 | 22 |
| 大子町 | 1.24 | 31 | 0.32 | 44 | 2,536 | 44 | — |
| 常総市 | 1.22 | 33 | 0.70 | 17 | 2,953 | 29 | 20 |
| 常陸大宮市 | 1.21 | 34 | 0.42 | 39 | 2,764 | 42 | 29 |
| 大洗町 | 1.20 | 35 | 0.68 | 18 | 2,909 | 32 | — |
| 潮来市 | 1.18 | 36 | 0.48 | 34 | 3,012 | 23 | 26 |
| 常陸太田市 | 1.18 | 36 | 0.40 | 40 | 2,887 | 35 | 28 |
| 河内町 | 1.18 | 36 | 0.34 | 43 | 2,842 | 39 | — |
| 龍ケ崎市 | 1.14 | 39 | 0.74 | 15 | 3,230 | 14 | 15 |
| 城里町 | 1.12 | 40 | 0.36 | 42 | 2,697 | 43 | — |
| 桜川市 | 1.10 | 41 | 0.47 | 36 | 2,852 | 38 | 32 |
| 稻敷市 | 1.10 | 41 | 0.48 | 35 | 2,824 | 40 | 27 |
| 五霞町 | 1.09 | 43 | 0.81 | 10 | 3,037 | 19 | — |
| 利根町 | 1.03 | 44 | 0.40 | 41 | 2,823 | 41 | — |

出典：【合計特殊出生率】厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

【財政力指数】茨城県「普通交付税決定額・財政力等一覧」

【平均所得】総務省「市町村税課税状況等の調」

【住みよさランキング】東洋経済新報社「住みよさランキング」

注記：住みよさランキングは県内では32市が対象、町村は対象外

③将来人口シミュレーション

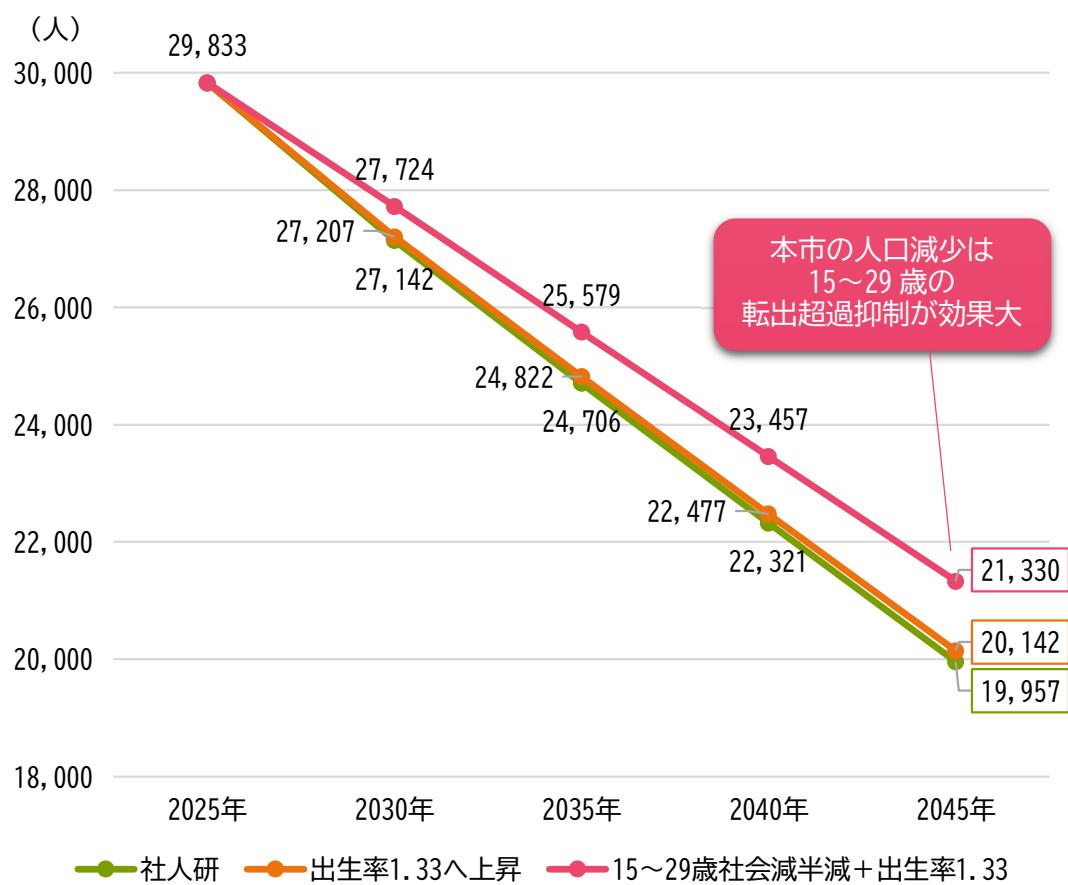
<出生率設定の考え方>

行方市の合計特殊出生率は、1.27（国平均 1.33）です。2030 年に合計特殊出生率を国平均の 1.33 まで上昇させ、以降も同水準を維持すると想定して推計します。

<人口移動率の考え方>

若年層の中でも人口転出超過数が特に多い 15～29 歳への転出抑制策を講じた結果として、15～29 歳の転出超過数が半減した場合を想定して推計します。

■出生率上昇 + 転出超過抑制による推計



出典：【2025 年人口】茨城県統計課「茨城県常住人口調査」（2025 年 1 月 1 日時点）

【2030 年以降】内閣府地方創生推進室

「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）」を基に推計

(2) 持続可能な地域社会を目指した関係人口の創出

①関係人口とは

関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光客の「交流人口」でもない、特定の地域に継続的かつ多様な形で関わる人々のことを指します。地域との関わり方には、趣味やイベント参加、ふるさと納税、副業などさまざまな形があり、地域が抱える人口減少や担い手不足の課題解決に貢献する人々として期待されています。

【関係人口の3つの区分】

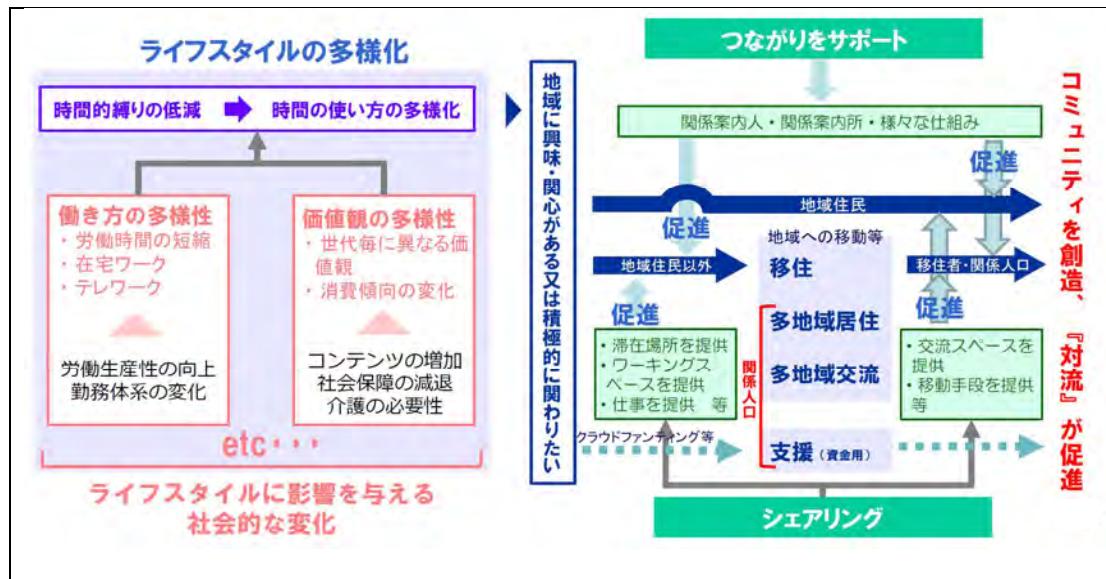
| 区分 | 定義 | 形態 |
|------|--|--|
| 関係人口 | <継続的な関与> その地域に「居住していない」が、継続的・多様な形で関わる人々 | <ファンベース> ふるさと納税をする人、地域イベントに繰り返し参加する人、その地域に特別な愛着を持つ人 <仕事ベース> 副業や兼業、ボランティア活動、地域を拠点とした仕事をする人 <その他> 地域のルーツがある人、その地域に親族が住んでいる人 |
| 定住人口 | <居住・生活> その地域に居住している人々 | その地域に住み、生活の基盤がある人 |
| 交流人口 | <一時的な訪問> 観光などでその地域に訪れている人々 | 観光客、イベント参加者など、一時的に訪れる人 |

②ライフスタイルの多様化と関係人口

働き方や居住地の選択肢が広がったことで、都市と地方の双方にメリットのある新たな関係性が生まれています。

ライフスタイルの多様化は、地域の活力維持のために重要な関係人口の拡大を促す可能性があり、都市部の住民が地域に関わるきっかけが増え、地域住民との交流や趣味、消費活動、さらには地域づくりへの直接的な参画といった多様な関わり方が期待されます。

■ライフスタイルの多様化と関係人口



出典：国土交通省「ライフスタイルの多様化と関係人口」

③ライフステージに応じた関係人口

現代社会において価値観やライフスタイルの多様化は顕著な傾向であり、経済的な豊かさの追求から、個人の生きがいや生活の質（Quality of Life）を重視する方向へと人々の意識が変化しており、組織や場所にとらわれない多様な働き方・暮らし方、価値観の多様化が進むなど、物質的豊かさから、心の豊かさや精神的豊かさを求める時代へと変わってきています。

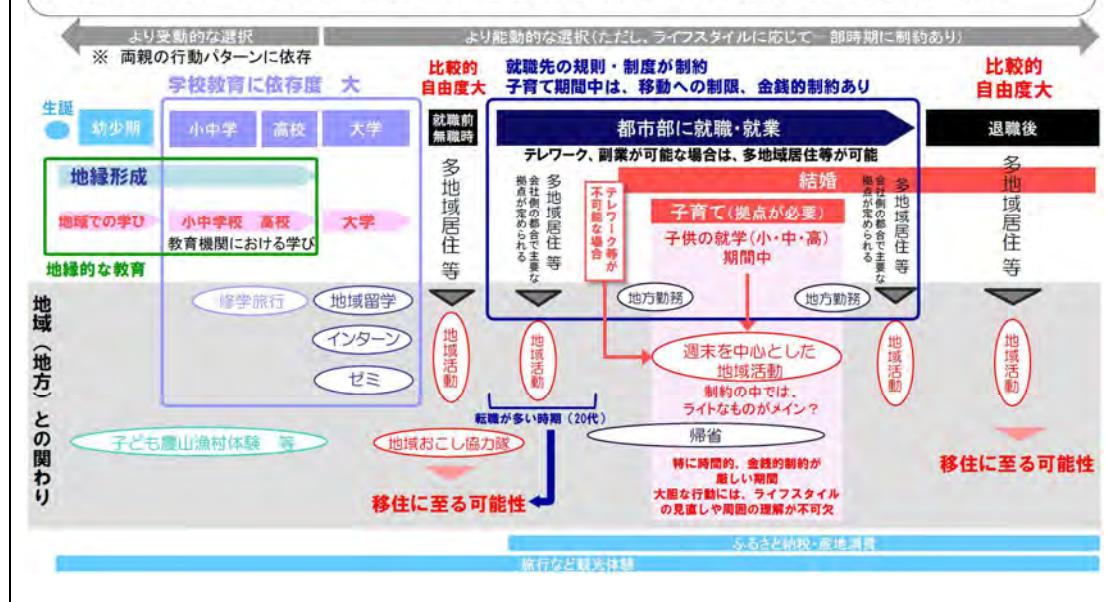
例えば、働き方の変化では、テレワーク等の普及により育児や介護と仕事を両立させるための制度利用や意識の変化が進んだり、ワーク・ライフ・バランスの進展により、二地域居住などの住まいの変化や、慣習にとらわれない自由で個性的な生き方や生活の多様な選択を求める動きがみられたりします。

地方と都市部において、ライフステージに応じた社会移動の関係性については、就職時、結婚時、退職時などの人生の変革期において多く存在することが考えられます。

関係人口であれば、居住地以外の地域においても多様な関わり方を選択可能であり、ライフステージのどの段階でも地域と関わることが可能となります。

■ライフステージに応じた関係人口

- 現状では、多くの者はライフステージに応じて、様々な制約があり、特に移住を容易に行える期間は、大学卒業後から就職前、定年後等の限られた期間である可能性
- よって、地域づくりの担い手確保の観点からは、移住・定住を前提としないような関係人口の積極的な活用が必要
- また、ライフステージの多様化の進展が関係人口にどのような影響を及ぼすのかについて、検討を行う必要



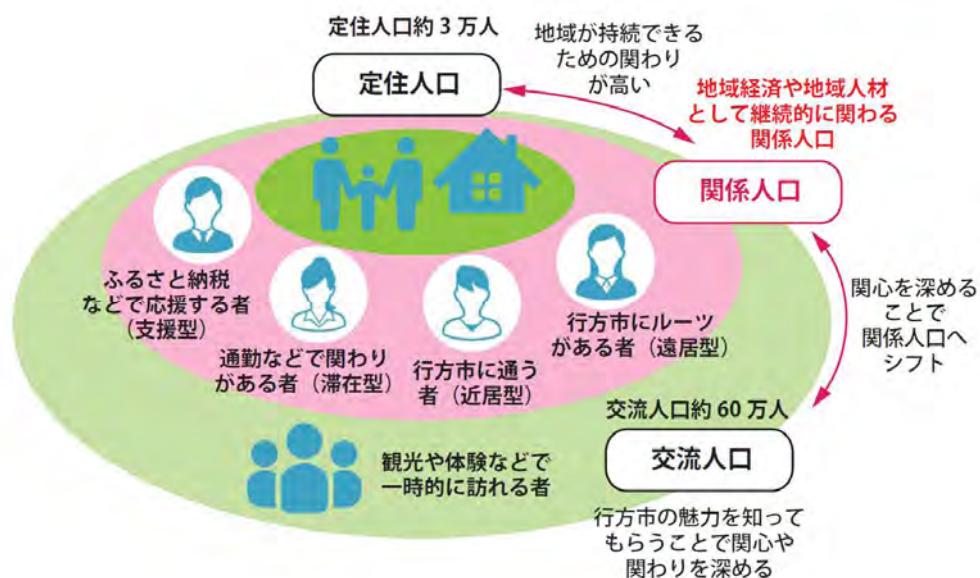
出典：国土交通省「ライフステージに応じた関係人口の可能性」

④関係人口で創り上げる持続可能な地域社会

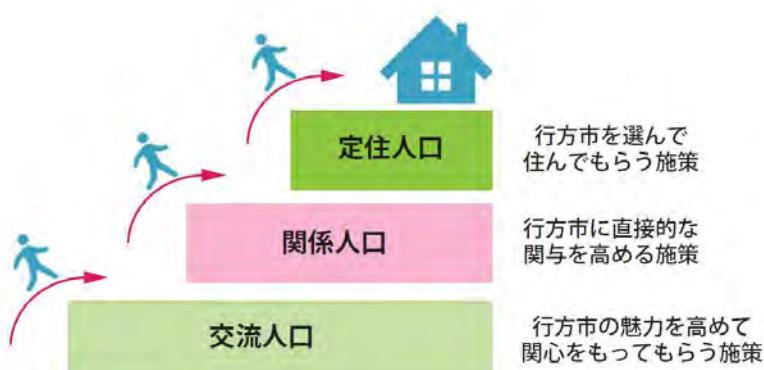
地方では人口減少や高齢化により、地域づくりの担い手不足が深刻な問題となっています。そこで、地域外の人材である「関係人口」に地域活動の新たな担い手となっていただき、地域の活性化を目指す取組が広がっています。

関係人口には、ふるさと納税などによる地域産業の内発的発展に直接的に寄与する人から、地域の交流イベントや体験プログラムに参加することで、地域活力の向上に直接的に寄与する人など、多様な関わりを持って地域の活性化に関わることが期待されます。人口維持の観点からは、直接的な影響が大きい定住人口を増やしていくことが重要ではあるものの、地域との多様な関わりを持って持続的に関与する「関係人口」を創出することで、地域経済の維持や発展に大きく貢献することが期待できます。

■関係人口と地域社会の関係性



■定住人口へ向けたステップアップ



(3) 人口の将来展望

①人口の将来展望

行方市が誕生した 2005 年では、人口が約 4 万人でありましたが、市制 20 年後の 2025 年現在では、3 万人を割っており、20 年で 1 万人以上の人口が減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、さらに 20 年後の 2045 年に 2 万人を下回る推計となっています。

これらの状況から、将来人口シミュレーションの結果と、関係人口の創出による地域活力維持の方向性を踏まえ、本市の人口の将来展望を次のように整理します。

ア 人口の自然動態

自然動態では、合計特殊出生率が 1.27 で全国平均の 1.33 を下回っていることから、子育て施策の充実などから、合計特殊出生率を全国平均以上に向上させることを目指します。

また、死亡数では、2024 年で 613 人となっており、高齢人口は現在ピークを迎え今後緩やかに減っていくと予測されますが、医療負担の面からも、健康増進の施策が重要となり、健康長寿のまちづくりを目指します。

イ 人口の社会動態

社会動態では、15~34 歳の若年層の社会移動が顕著となっており、これは地方都市では、ほぼ同じ傾向で、進学及び就職による若年層の転出超過が考えられますが、社会動態の課題としては、若者の回帰に結び付いておらず、若い世代が働く環境や、若い世代にとっての魅力となるシティプロモーションの施策が重要となり、若い人にとって、将来の希望を描ける魅力的なまちづくりを目指します。

ウ 関係人口

関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光客の「交流人口」でもない、特定の地域に継続的かつ多様な形で関わる人々のことを指します。地域との関わり方には、趣味やイベント参加、ふるさと納税、副業などさまざまな形があり、地域が抱える人口減少や担い手不足の課題解決に貢献する人々として期待されています。

人口維持の観点からは、直接的な影響が大きい定住人口を増やしていくことが重要ではあるものの、地域との多様な関わりを持って持続的に関与する「関係人口」を創出することで、地域経済の維持や発展に大きく貢献することが期待できます。

(4) 将来人口の目標

これまでの行方市人口ビジョンのまとめとして、将来人口の目標を次のように整理します。

将来人口の目標として 2045 年の人口「2万人」を維持

将来人口の目標として、20 年後の 2045 年の人口を、社人研推計の 19,957 人から、合計特殊出生率の向上や、若者の社会移動の抑制やふるさと回帰を目指し、人口 2 万人を目標とします。

人口減少対策として、関係人口による地域活力の維持

人口減少による地域活力の衰退の対策として、関係人口の増加施策を展開し、「関係人口」から「定住人口」へステップアップすることで、人口減少対策と、地域活力維持の両立を図ります。

第2章 行方市を取り巻く環境の変化

(1) 社会的潮流と動向の変化

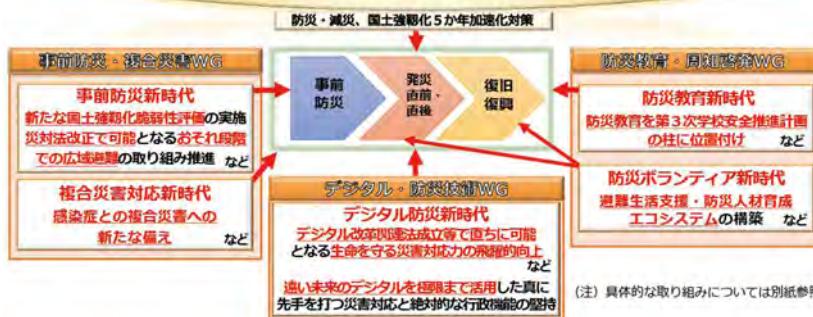
自然災害の激甚化・頻発化

近年、気候変動や地球の変動などにより、自然災害の「頻発化」（発生回数の増加）と「激甚化」（災害規模の拡大・激化）が進行しています。豪雨の激甚化・頻発化や、南海トラフ地震・首都直下地震といった大規模地震の発生切迫が懸念されており、これら自然災害への対応として、社会インフラの老朽化対策や、ICTを活用した効率的な維持管理・情報伝達などが求められています。

○明治三陸地震津波から東日本大震災、技術革新の20世紀を挟んで100年以上経ってなお2万人超の犠牲者

○熊本地震から5年、東日本大震災から10年、阪神・淡路大震災から四半世紀が経過した今、今後、巨大自然災害により失われる生命を激減させるという覚悟が必要

防災・減災、国土強靭化新時代



出典：内閣府「防災・減災、国土強靭化新時代の実現のための提言」

環境問題・エネルギー問題の深刻化

環境問題とエネルギー問題は密接に絡み合い、化石燃料への依存が地球温暖化や大気汚染といった深刻な問題を引き起こしています。経済成長に伴うエネルギー消費の増大、特に新興国での消費増加も深刻化の一因です。これに対し、再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の向上による「脱炭素化」が喫緊の課題となっています。

環境問題とエネルギー問題が深刻化すると、地球温暖化、エネルギー資源の枯渇、そして自然災害の激甚化など、多岐にわたる相互に関連する問題を引き起こし、気候変動による海面上昇、異常気象、生物多様性の低下といった環境への影響に加え、水不足や食糧問題、健康問題、さらにはエネルギー供給の脆弱性や経済リスクといった社会・経済への影響も懸念されます。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁「エネルギー政策の方向性」

デジタル社会の進展

「デジタル社会」とは、インターネットなどの情報通信技術（デジタル技術）が社会の隅々まで浸透し、私たちの生活やビジネス、行政の仕組みなどをより便利で豊かなものに変えていく社会のことです。日本のデジタル社会は、政府主導で行政サービスのデジタル化を推進し、医療・教育・防災などの公共分野のデジタル化や、国民一人一人に最適なサービスを提供することを目指しています。

デジタル社会の例としては、日常生活におけるオンラインショッピングやキャッシュレス決済、ビジネスにおけるペーパーレス化やオンライン会議の普及、教育分野でのオンライン授業などが挙げられます。これらはアナログなやり方をデジタル技術に置き換えることで、業務効率化や利便性向上を実現した例です。

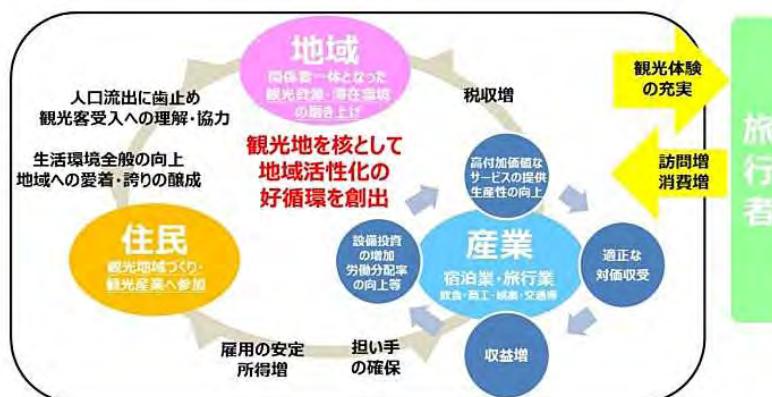


出典：デジタル庁「デジタルで解決すべき重点課題」

観光需要の変化と地域ブランディングの必要性

日本の観光需要は、コロナ禍を経て回復傾向にあり、特にインバウンド（訪日外国人観光客）の増加が顕著ですが、回復に地域差があり、従来の「量」だけでなく「質」の転換が求められています。一方、旅行者の行動としては、コロナ禍の経験から「混雑を避ける」ニーズが高まり、国内旅行者も国内での高付加価値な体験を求める傾向が見られます。

観光と地域ブランディングの関係性では、その地域固有の資源（歴史、文化、自然、特産品など）を「ブランド化」し、内外に発信することで、観光客誘致、商品売上向上、移住促進などを図り、地域経済の活性化と住民の誇り（シビックプライド）を育む取組です。この取組には、地域資源の発掘と磨き上げ、住民や企業、行政が一体となったPR・プロモーション、そして効果的な情報発信と販路拡大が重要となります。



出典：観光庁「観光地を核とした地域活性化の好循環」

地域公共交通に関する再構築の必要性

地方の公共交通の主な課題は、人口減少や高齢化による利用者の減少と、それに伴う公共交通の維持・運行困難です。具体的には、廃線や路線の縮小、運転手の不足、そして公共交通がない「交通空白地域」の存在が挙げられます。これらが特に高齢者の移動手段の確保を難しくし、地域生活の不便さにつながっています。

地方の交通問題の解決策として、デマンド交通、自動運転バス、ライドシェアの導入が挙げられます。また、貨客混載による収益改善や、交通結節点の整備、デジタル技術の活用も有効な手段となっており、これらの対策として国では、住民の利便性向上や公共交通の維持、人手不足の解消を目指す「地域公共交通DX」の推進に取組んでいます。

地域公共交通の「リ・デザイン」に向けて様々な連携・協働の取組が進められています



出典：国土交通省「地域公共交通のリ・デザイン」

(2) 行方市の特性

①国内有数の農林水産業地帯を形成

行方市は、霞ヶ浦と北浦に囲まれた温暖で肥沃な土地柄を活かし、年間 100 品目以上の農畜水産物を生産する、国内有数の農林水産業地帯を形成しています。特に農業産出額では全国の市町村で上位に位置し、「野菜王国」としても知られ、新鮮で美味しい農産物が豊富で首都圏の食料基地としての役割を担っています。

また、霞ヶ浦と北浦では、ワカサギやシラウオなどの漁獲が行われています。これらの水産資源も行方市の重要な産業の一部となっています。



これらの行方市が誇る地域資源を活かし、生産物の単なる販売にとどまらず、加工や販売、食べ方の提案まで含めた戦略的な6次産業化とブランド戦略にも力を入れています。

農業の振興

・ブランド化と地産地消の推進

行方市は米、サツマイモ、レンコンなどの特産品を中心にブランド化を進め、「なめがたブランド」認定制度を設け、全国的な販路拡大を目指しています。加えて、地元産品を地域内で消費する地産地消の推進により、農業経済の循環を強化しています。

・6次産業化の推進

農産物の生産（1次）に加え、加工（2次）・販売（3次）を組み合わせる「6次産業化」を進めており、地元農産物を使ったスイーツや飲料、加工食品の開発を支援しています。

・スマート農業・企業参入の促進

ICT・ドローンを活用したスマート農業実証や、企業の農業分野への参入促進など、効率的で持続可能な農業モデルを導入しています。

林業・環境との共生

・森林資源の保全と活用

市内の里山資源を再生する取組を進め、間伐材を利用したバイオマスエネルギー活用など、環境と経済の両立を図っています。林業再建の全国的流れに合わせて、地域材のブランド化や公共施設への利用も進めています。

水産業の再生と観光融合

・霞ヶ浦・北浦の漁業振興

コイ・シラウオ・ワカサギなどの地元水産資源を活かした加工品開発や、湖沼の環境保全と漁業再生を両立させる活動を展開。近年は「なめがた魚ブランド」の発信や、釣り・体験観光との連携にも力を入れています。

地域資源を活かした観光・地域活性化

・農業と観光の融合（アグリツーリズム）

農産物収穫体験や、農家レストラン・道の駅「たまつくり」などを通じ、観光客誘致と地元産品の販売促進を一体的に進めています。

・地域循環型経済の構築

農林水産業を核に、地元の加工・流通・観光事業を結びつけた「地域内完結型の経済循環」を形成し、持続可能な地域発展を目指しています。

②豊かな自然環境と美しい景観が広がる

行方市は、霞ヶ浦と北浦という2つの大きな湖に囲まれ、豊かな水辺の自然と緑の台地が広がる風光明媚な地域です。「常陸国風土記」にも登場するほど古くから自然に恵まれ、帆引き船の伝統漁法や多様な野鳥、美しい夕景が楽しめ、湖沼、河川、湖岸、台地と多様な自然景観があり、サイクリングや釣り、ハイキングなども盛んです。



水辺の自然を活かした観光振興

・霞ヶ浦・北浦の観光資源化

湖畔の景観や自然を活かし、サイクリング、釣り、カヌー、クルーズなどのレジャー体験を展開しています。特に「つくば霞ヶ浦りんりんロード」では、湖畔を巡るサイクルツーリズムを推進し、休憩施設や観光拠点の整備を進めています。

・エコツーリズムの推進

自然観察や環境学習を通じて、水辺の生態系を守りながら観光振興を図るエコツーリズムを推進しています。湖の自然と地域文化を組み合せた体験型プログラムを進めています。

美しい景観と暮らしの調和

・景観形成とまちづくり

湖畔の眺望や田園風景を守るため、無秩序な開発を抑制し、景観条例や緑化推進を実施しています。公共空間の整備や花植え活動を通じ、市民と行政が協働して「水と緑のまちづくり」を進めています。

・水質保全・自然再生への取組

霞ヶ浦・北浦の水質改善を目的とした環境教育や、地域住民による清掃活動、植樹運動が行われています。自然を守る取組と観光振興を一体的に行う「観光・環境共生のまち」を目指して行きます。

自然再生・生態系の保全

・山百合の里を中心とした自然環境整備

「山百合の里」を拠点に、四季折々の花木が楽しめる散策路や緑地空間の整備を進めています。地域住民やボランティア団体が環境づくりを推進しています。これにより、訪れる人が自然に親しみ、地域の自然の魅力を再発見できる場の創出に取り組んでいます。

・ハイキング・里山体験の推進

湖畔や丘陵地を活かしたハイキングコースの整備や、自然観察・里山体験プログラムの充実を図っています。自然環境の活用による健康増進と、地域の自然や文化に親しむ機会の提供を通じて、自然を楽しみながら学べる仕組みづくりを推進しています。

・生態系ネットワークの形成

湖沼・森林・農地をつなぐ生態系ネットワークの整備を進め、生物多様性の確保と自然環境の回復に取り組んでいます。自然と人が共に生きる持続可能な環境づくりを推進しています。

持続可能な地域社会の形成

・環境と調和する地域経済の構築

環境保全を基盤にした観光・産業活動を展開し、地域経済の循環と雇用創出を目指しています。自然を守りながら地域が発展する「持続可能なまちづくり」のモデルを構築中です。

③地域資源を活かした多様な観光資源を有する

行方市は、水辺の豊かな自然景観、多様な農産物、そして歴史・文化的な資源といった地域資源を活かし、体験型の観光地づくりに取り組んでいます。

豊かな水辺資源では、霞ヶ浦の伝統漁法である観光帆引き船の操業は、地域の象徴的な景観資源となっています。また、国のナショナルサイクルルートに認定された

「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の活用により、国内外からのサイクリストが集まるほか、水辺の交流拠点として、「霞ヶ浦ふれあいランド」や「あそう温泉白帆の湯」など、湖畔周辺の施設が観光交流拠点として活用されています。



歴史・文化資源では、「常陸国風土記」に登場する地名が多く残る歴史がとても深いまちです。2017年に麻生地区が千年以上にわたり人々が暮らしてきた「千年村」として認証され、自然や社会的な災害、変化等を乗り越え、生産と生活が続いてきた国内でも数少ない地域と認められました。

農業体験を中心とした観光の推進

・農業体験・食育観光の展開

サツマイモやレンコンなどの特産農産物を活かした収穫体験・加工体験を実施しています。

「らぼっぽなめがたファーマーズヴィレッジ」では、農業体験、スイートポテトづくり、農業学習などの体験プログラムを通じて、家族連れや教育旅行客など幅広い世代が楽しめる観光づくりに取り組んでいます。

・農産物ブランド化と観光連携

地元産の農産物を活かした加工品の開発や直売所・道の駅での販売促進を進め、観光と地産地消を結びつける取組を進めています。

自然・水辺環境を活かした観光の推進

・観光帆引き船の運航と継承

霞ヶ浦の象徴である「観光帆引き船」の保存・継承と観光活用に取り組んでいます。夏から秋にかけて運航される帆引き船は、かつての伝統漁法を今に伝えるものであり、白い帆が湖上に浮かぶ風景は行方市を代表する観光資源となっています。

・湖畔景観を活かした体験型観光の推進

サイクリングや遊覧船、自然観察など、自然と人が共生する「水辺のまち・行方」を象徴する観光づくりに取り組んでいます。

歴史・文化を活かした体験観光の推進

・伝統文化・史跡を活かした体験イベントの開催

市内に点在する神社仏閣や史跡を活用し、地元ガイドによる歴史散策ツアーや文化体験イベントを実施しています。伝統芸能や祭りなどを観光と結びつけ、来訪者が地域の歴史や文化に触れられる機会の創出に取り組んでいます。

・文化継承と観光の連携

地元団体と連携し、文化行事や伝統行事の保存・継承を図るとともに、観光資源としての発信に取り組んでいます。

食と景観を融合した滞在型観光の推進

・地産地消の食体験と景観観光の連携

湖や田園を望むロケーションを活かし、カフェや農家レストラン、道の駅「たまつくり」などで地元食材を使った料理を提供する観光の充実に取り組んでいます。食を通じて地域の魅力を発信する「味わう観光」を推進しています。

・滞在・交流型観光の推進

農泊や体験施設を活用し、訪れる人が自然・農業・文化に触れながら滞在できる仕組みづくりに取り組んでいます。地元住民との交流を促進し、地域の温かさを感じられる観光スタイルの確立を目指しています。

④口ケ地の魅力視聴者的心に残る聖地

行方市は、風光明媚な自然環境と奥深い歴史資源を有することで、映画やドラマ、テレビCMなど様々な映像作品の口ケ地として積極的に活用されています。

行方市フィルムコミッショナでは、これまで撮影が行われた場所を紹介する「行方市口ケ地マップ」を作成し、地域の魅力や景観の特性を効果的に発信しています。

さらに、市では撮影支援体制の充実を図り、地元住民や事業者との協力体制を構築することで、映像制作を通じた地域ブランドの向上と観光振興に取り組んでいます。

また、口ケ地となった地域では、作品の舞台を訪れるファンの来訪が増加しており、地域経済の活性化にも寄与しています。自然と文化が調和する行方市の風景は、今や多くの人々に親しまれる「映像文化の拠点」となっています。

口ケ誘致・支援体制の充実

・フィルムコミッショナの運営

映像作品（映画・ドラマ・CMなど）の撮影を支援するため、「行方市フィルムコミッショナ」を設置し、口ケ地の紹介や調整、申請手続きの支援など、撮影環境の整備に取り組んでいます。

・口ケ誘致活動の推進

行方市の自然景観や文化施設を活かし、制作会社や放送事業者への口ケ誘致活動を積極的に行ってています。

・撮影支援体制の整備

撮影時の調整や地元協力の確保を円滑に進めると、府内及び関係機関との連携体制を強化しています。

口ケ地情報の発信とプロモーション強化

・行方市口ケ地マップの作成・更新

これまで撮影が行われた市内各地の口ケ地を紹介する「行方市口ケ地マップ」を作成し、ウェブサイトや観光パンフレット等で公開しています。

・口ケ地情報のデジタル発信

市公式サイトやSNSを活用し、口ケ地の写真・動画・撮影事例などを紹介する情報発信を取り組んでいます。

・映像コンテンツを活用したPR展開

口ケ作品を題材にしたプロモーション動画や記事を制作し、観光・移住・シティプロモーションへの波及を図っています。

口ケ地を活かした観光振興

・口ケ地ツアー・聖地巡礼企画の実施

口ケ地をめぐる観光ツアーや、作品の舞台となった場所を紹介する「聖地巡礼」イベントの企画に取り組んでいます。

・観光・物産イベントとの連携

口ケ地や撮影作品をテーマとした展示・特設ブースを設け、観光イベントなどの地域PRを行っています。

・滞在型観光との連携

口ケ地周辺の飲食店や宿泊施設との連携により、口ケ地訪問者が地域に滞在し、地域経済に貢献できる仕組みづくりに取り組んでいます。

口ケ効果の地域振興への波及

・地域協力体制の構築

撮影を円滑に行うため、地元自治会、商工会、観光協会などの連携を強化し、地域ぐるみの支援体制を整備しています。

・地域人材の育成

撮影補助や観光案内などを担う地域ボランティアやスタッフの育成を進め、地域の撮影支援力を高めています。

(3) 行方市の強みと特徴

行方市の今後のまちづくりや施策立案の方向性を検討するため、現況分析、市民意識調査、社会動向等の結果を踏まえ、市の強み・弱み、外部環境における機会・脅威の枠組み（SWOT分析※）で整理しました。

SWOT分析（現況分析、市民意識調査、社会動向等を踏まえた特徴の整理）

| 強み (Strength) | | |
|---------------|--|--|
| 内部環境 | 産業・ブランド <ul style="list-style-type: none"> 農林水産資源が豊かで、特に農業産出額が県内 2 位 農林水産業での付加価値向上、特産品ブランド化、観光との連携(食、自然、体験型観光) 観光・資源 <ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活かした観光施設 道の駅の新設 霞ヶ浦や北浦を代表とする豊かな自然環境 雇用 <ul style="list-style-type: none"> 東関東自動車道全線開通による新たな企業誘致の期待と雇用の場の確保 移住・定住 <ul style="list-style-type: none"> 定住・移住促進の制度・支援 三世代同居による暮らしの安定(子育て、経済、介護) 「ふるさと住民票」制度の推進による交流人口の増加 交通・立地条件 <ul style="list-style-type: none"> 東関東自動車道の全線開通 2つの空港に近接する環境 土地・住宅の価格が穏やかで住宅面積が広く自然環境が豊か 財政(経済) <ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税額が増加傾向で 10 億円規模に成長 市民への情報伝達 <ul style="list-style-type: none"> 「なめテレ」等独自のエリア放送局の存在 | |
| | 機会 (Opportunity) | |
| | 外部環境 | 産業・ブランド <ul style="list-style-type: none"> 米価格の高騰(本市の特産品をアピールする機会) 農産物販路のグローバル展開 観光・資源 <ul style="list-style-type: none"> インバウンド需要、観光など広域連携機会の増加 地域の歴史・文化の再認識 移住・定住 <ul style="list-style-type: none"> 多様性を増す価値観やライフスタイルニーズの多様化 自然環境を活かした都市部からのUIJターンのニーズ テレワークの普及やワーク・ライフ・バランスのニーズ 外国人市民の増加 環境 <ul style="list-style-type: none"> 循環型社会に対する意識の高まり 脱炭素社会の実現(エネルギー・食料の安定供給) 地域コミュニティ <ul style="list-style-type: none"> 住民参画・協働意識の高まり 官民連携によるまちづくり気運の高まり デジタル <ul style="list-style-type: none"> 急進展するデジタル社会 国によるデジタル化の推進 |

| 弱み (Weakness) | | |
|---------------|---|--|
| 内部環境 | 産業・ブランド <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の担い手不足 ・農林水産業の強みが活かしきれていない(ブランドアピール) 人口 <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展(年少 9.0%、高齢 37.6%) ・合計特殊出生率が低下傾向(1.27) ・若年層の流出(特に女性) 医療・子育て・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療施設が不備、医師数・病床数・専門診療科目の充足度が低い ・子育て環境の不均衡(保育所・児童施設の整備状況、アクセス・サービスなど) 雇用 <ul style="list-style-type: none"> ・若年世代の就業機会が限られており、第三次産業での雇用比率が低い ・農業は家族経営が主で、雇用産業につながっていない ・雇用の場が少ない ・事業所が減少傾向(2005 年→2023 年で約半数に) 交通・立地条件 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の減便・縮小 ・中心市街地が旧町に分散しており、3 地区の生活圏が異なる 移住・定住 <ul style="list-style-type: none"> ・移住者向け住居が不足気味 ・空家・空地の増加 財政(経済) <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化による医療・介護コスト増大による財政負担の圧迫 ・インフラの老朽化、維持管理コストの増加、公共交通維持が困難 | |
| | 脅威 (Threat) | |
| | 外部環境 | 産業・ブランド <ul style="list-style-type: none"> ・他県、他市町の農産品などのブランド力強化(同品種の競合) ・都市間競争の激化 人口 <ul style="list-style-type: none"> ・東京圏の一極集中 ・全国的な少子高齢化の進行 医療 <ul style="list-style-type: none"> ・地方での医師・看護師不足が深刻化 災害 <ul style="list-style-type: none"> ・激甚化・頻発化する災害への備え インフラ <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の老朽化、持続可能なインフラ整備 デジタル <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のデジタル社会への対応 地域コミュニティ(移住・定住、公共サービスなど) <ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民への対応 |

※ SWOT 分析とは、組織や地域を取り巻く内部環境と外部環境を整理し、強み (Strength)、弱み (Weakness)、機会 (Opportunity)、脅威 (Threat) の四つの視点から現状を把握する分析手法です。現状の特性や課題を客観的に明らかにすることで、今後の戦略や施策の方向性を検討するための基礎的な考え方として用いられます。

第3章 まちづくりについての「市民の声」

(1) 市民意識調査の概要

①趣旨

市の現状やまちづくりの取組に対する満足度、市民が重要と感じている施策や課題、社会情勢から重点的な取組が必要な課題など、市民の市政に関する満足度等の市民意識から政策的課題を把握し、市民ニーズを的確に市政に反映するために実施するものです。

②調査の方法

- ・調査時期：2025（令和7）年7月1日～7月31日
- ・調査対象：行方市在住の満18歳以上の市民
- ・調査方法：インターネット調査（Googleフォーム）、（一部、紙調査）
- ・回答件数：664件（うちWeb：590件、紙74件）

③調査項目

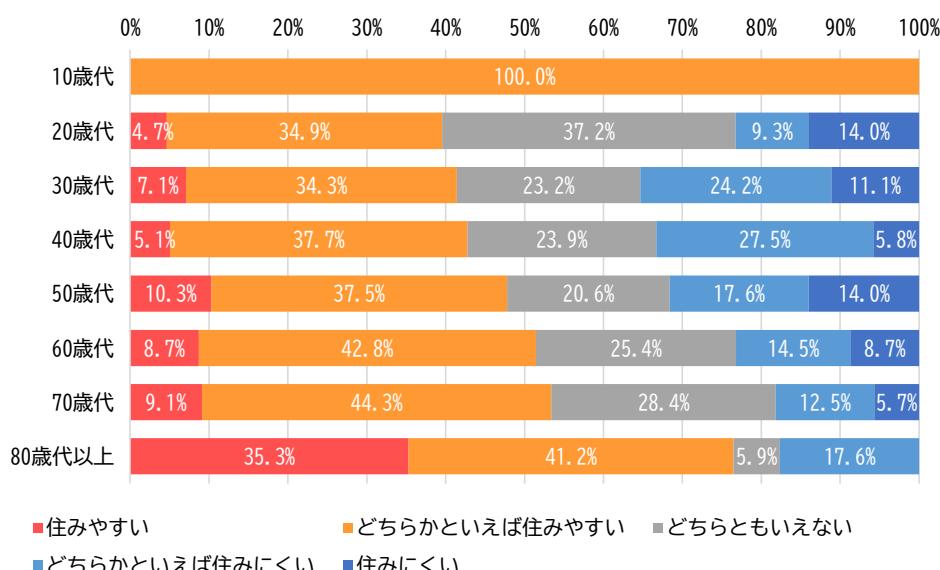
- ・市政への関心・市への愛着・幸福度について
- ・暮らしやすさについて
- ・健康・福祉について
- ・教育・文化について
- ・定住・移住の促進について
- ・まちづくりへの満足度
- ・生活環境について
- ・産業について
- ・行政サービスについて

④結果

ア　暮らしやすさについて

【全体】**住みやすい + どちらかといえば住みやすい：47.8%**
どちらかといえば住みにくい + 住みにくい：27.9%

【年齢別】若年層ほど住みやすい側の回答割合が低い傾向がみられる
(回答数が少ない10歳代を除く)



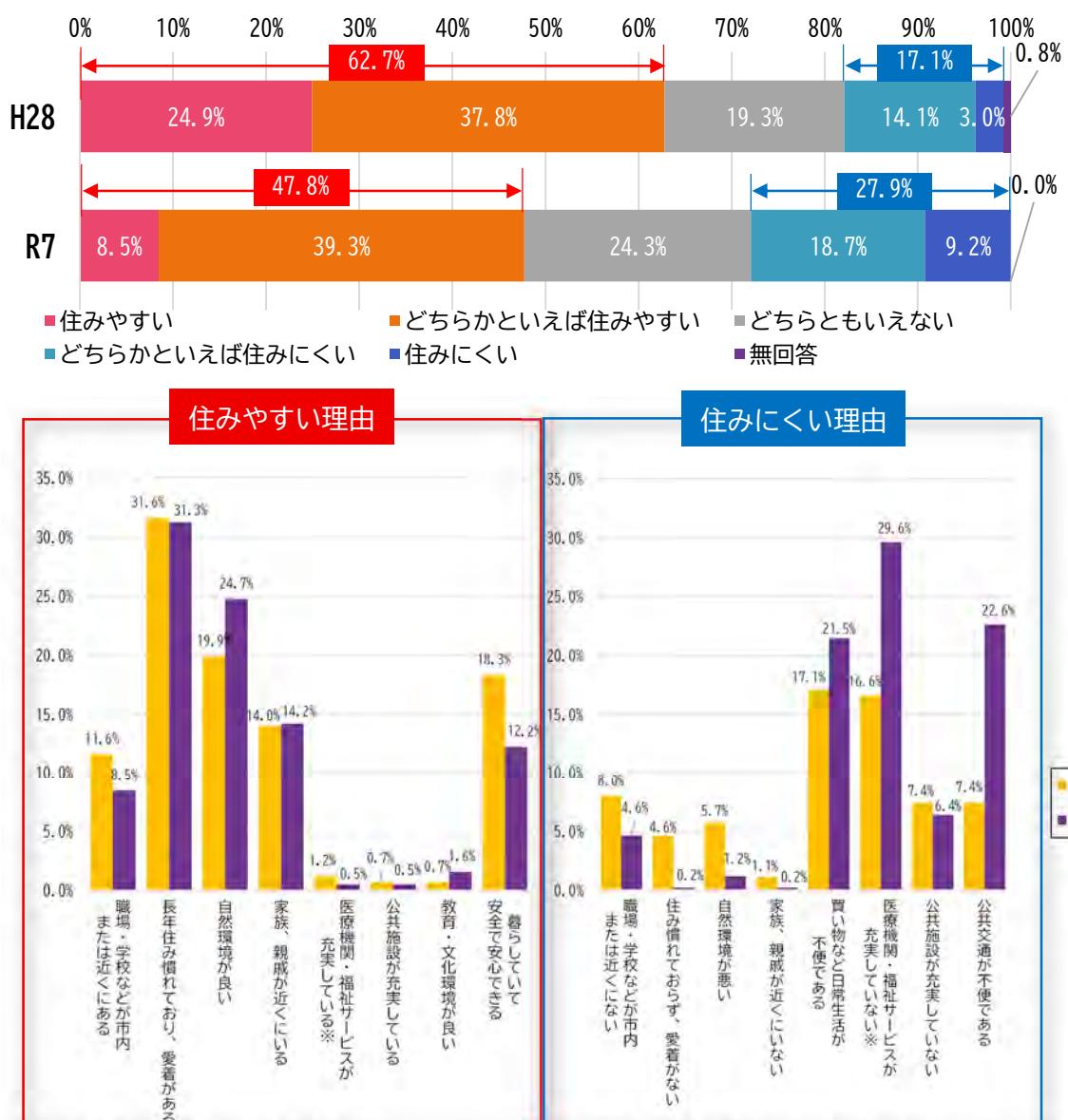
イ 市民意識の変化

行方市を住みやすいと回答した割合（住みやすい+どちらかといえば住みやすい）は2016(平成28)年に62.7%でしたが、2025(令和7)年には47.8%に減少しています。

住みやすい理由ではいずれの年も「長年住み慣れており、愛着がある」が最多で、2番目に多い「自然環境が良い」は令和7年にかけて大きく上昇しています。

住みにくい理由では、平成28年は「買い物など日常生活が不便である」が最多で、令和7年は「医療機関・福祉サービスが充実していない」が最多で、2位の「公共交通が不便である」とともに大きく上昇しています。

■住みやすさと住みにくさの変化



※選択肢の変更があったため以下で比較

H28「高齢者や障がい者にとって暮らしやすい」

R7「医療機関・福祉サービスが充実している」

※選択肢の変更があったため以下で比較

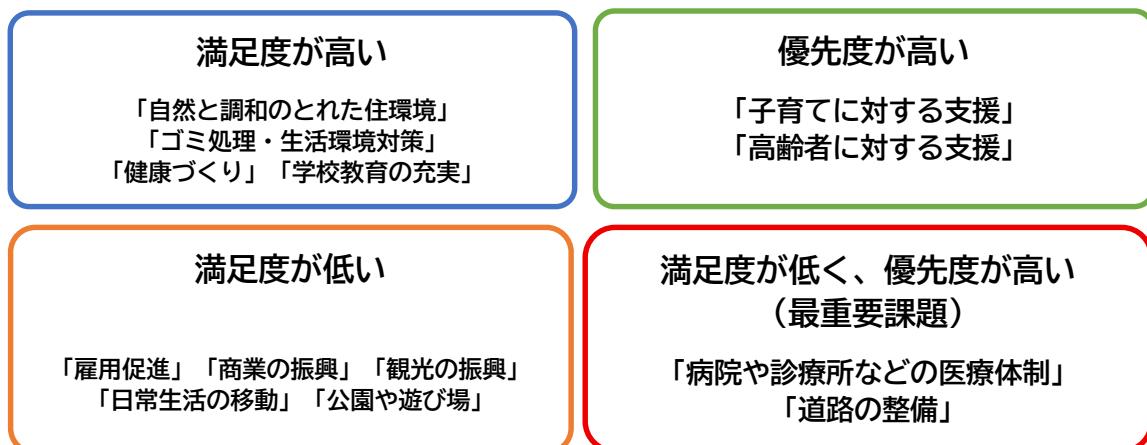
H28「高齢者や障がい者にとって暮らしにくい」

+「医療施設が不足している」

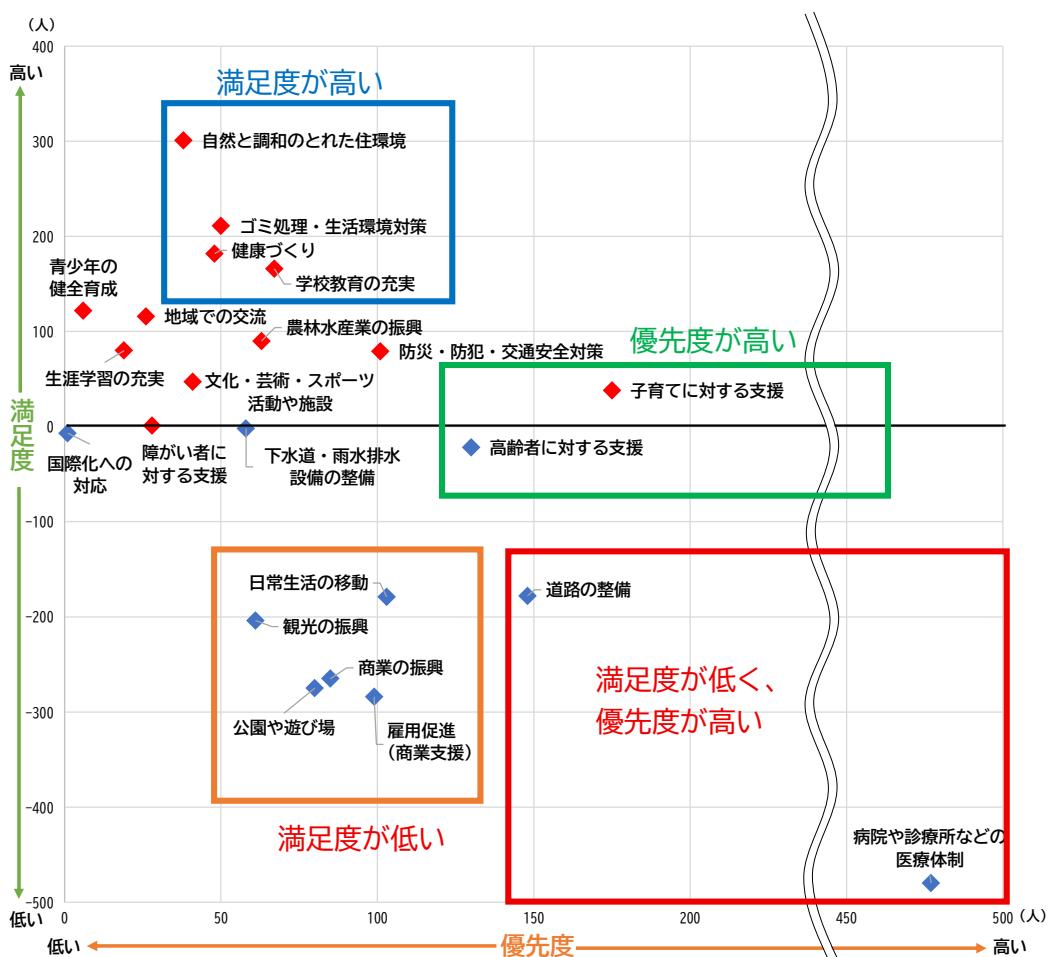
R7「医療機関・福祉サービスが充実していない」

ウ まちづくりの満足度と重要な取組について

まちづくりの取組について満足度と優先度の設問を見ると、優先度が高く満足度が低い項目は「病院や診療所などの医療体制」や「道路の整備」となっています。一方で、「自然と調和のとれた住環境」や「ゴミ処理・生活環境対策」、「健康づくり」、「学校教育の充実」は満足度が高い項目となっています。



■満足度と優先度の分布図



満足度：各項目について「満足」「どちらかというと満足」の合計回答人数から「不満」「どちらかというと不満」の合計回答人数を差し引いたもの

◆：満足な人数が不満な人数を上回る ◆：満足な人数が不満な人数を下回る

優先度：当該項目を選択した人数（3つまで選択）

エ 分野別に重要と考える施策について

市民の声として、以下の内容が重要となっています（上位3項目ずつ）。

| | | | | | |
|-------------------|-------------------------------------|-------|--------------------|-------------------------|-------|
| 高齢者が安心して住み続けられる環境 | | | 障がい者福祉 | | |
| 1 | 送迎・買い物など日常生活支援 | 25.1% | 1 | 障がい者が地域で安心して暮らせる支援体制の強化 | 48.3% |
| 2 | 医療体制の充実 | 23.6% | 2 | 障がいのある人への雇用・就労の支援 | 17.5% |
| 3 | 地域で高齢者を支える仕組み | 10.7% | 3 | 障がいを理由とする差別の解消の推進 | 13.4% |
| 健康づくり | | | 安心して結婚・妊娠・子育てをする環境 | | |
| 1 | 栄養や食生活に関する心がけや知識の習得 | 24.7% | 1 | 雇用の確保による経済的な安定 | 32.2% |
| 2 | 運動習慣や体力向上の正しい知識の習得及び実践 | 24.5% | 2 | 安心して妊婦、子どもが受診できる病院、診療所 | 25.3% |
| 3 | 生活習慣病予防 | 18.2% | 3 | 行政の支援（金銭・相談・サポートなど） | 18.7% |
| 学校教育 | | | 生涯学習・文化・スポーツ振興 | | |
| 1 | 学力の向上・豊かな心・健やかな体を育成するための教育内容の充実 | 41.5% | 1 | 様々な体験や世代間交流ができる機会 | 32.5% |
| 2 | いじめや不登校の悩みなど子どもや保護者が安心して相談できる体制の充実 | 31.0% | 2 | 学習講座やサークル活動 | 17.0% |
| 3 | 英語教育など国際社会に対応した教育の推進 | 10.9% | 3 | 運動場や体育館等の施設 | 13.1% |
| 農林水産業 | | | 商業・工業の振興 | | |
| 1 | 担い手の育成と定着への支援 | 31.6% | 1 | 企業誘致の促進 | 35.8% |
| 2 | 農産物など市内特産物のPRやブランドの育成 | 22.0% | 2 | 商店街活性化など推進や空き店舗活用などの推進 | 21.8% |
| 3 | 新技术（農林水産業のスマート化）による農業・林業・漁業従事者の育成支援 | 12.1% | 3 | 市内企業の製品や技術力のPR、情報発信 | 13.0% |
| 観光振興 | | | 定住・移住促進に効果的な取組 | | |
| 1 | 自然環境や食と農を活かした体験型観光による交流人口増加の取組の促進 | 35.9% | 1 | 医療・福祉・健康づくりの充実 | 17.2% |
| 2 | 市内の観光資源・施設のPR、情報発信 | 31.0% | 2 | 子育て支援の充実 | 12.9% |
| 3 | 近隣市町村との連携強化や広域観光モデルコースの構築 | 17.6% | 3 | 就職の支援 | 12.6% |
| 環境保全 | | | 暮らしの環境が良くなるための整備 | | |
| 1 | 霞ヶ浦・北浦などの水辺環境や自然環境、生物の生育環境の保全 | 23.5% | 1 | 道路の維持・整備 | 33.4% |
| 2 | 生活雑排水対策の強化 | 15.5% | 2 | 通学路など安全に歩ける歩行空間の維持・整備 | 22.8% |
| 3 | ごみの分別収集や減量化の推進 | 12.1% | 3 | 市民の憩いの場となる公園や緑地の維持・整備 | 15.9% |

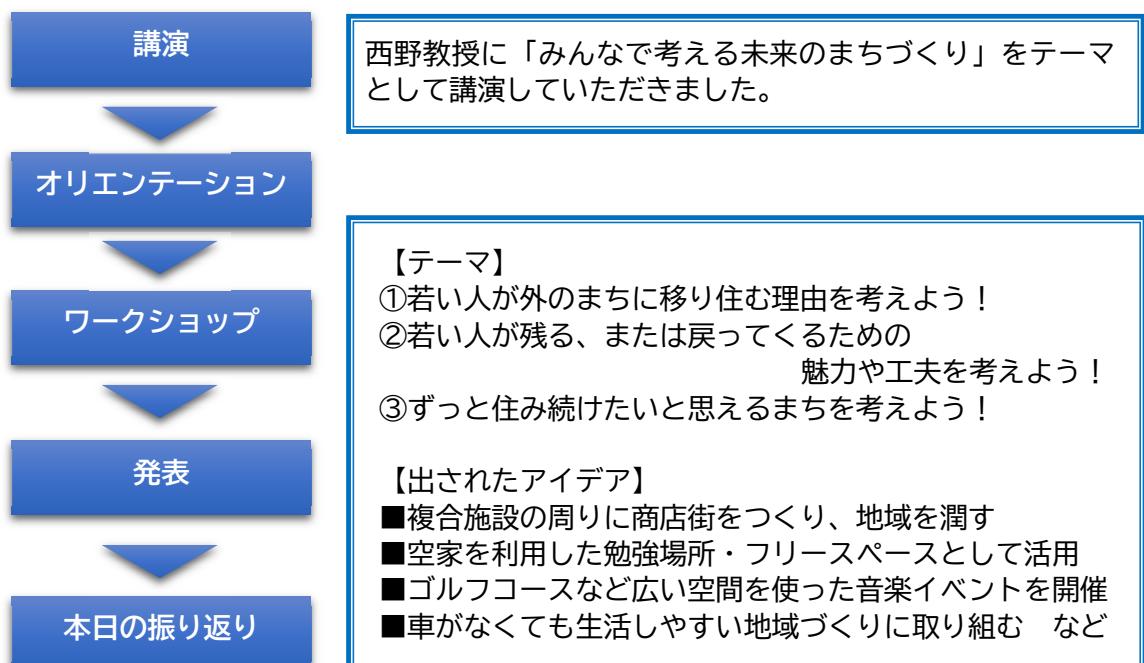
(2) 市民ワークショップの概要

①高校生による未来のまちづくりを考える会－行方市みらいづくり会議－

行方市の人口動態において、若年層の転出が顕著であり、進学や就職でいったん外に出ることは地方都市の典型的な形です。外に出た若い人がどうやったら戻ってきたいと思えるのかなど、これから進学就職を迎える高校生を対象に「若い世代が住み続けたいと思えるまちづくり」の施策の参考とするため、ワークショップを行いました。

| | |
|----------|----------------------------------|
| 日時 | 2025年11月1日（土）10:00～12:00 |
| 場所 | 行方市立図書館2階会議室 |
| 参加者 | 行方市にゆかりがある高校生9人 茨城大学 学生メンター5名 |
| ファシリテーター | 茨城大学人文社会科学部：西野 由希子 教授 |

【当日の進行】



②行方市の働く場づくりワークショップ

行方市の仕事づくりや働く環境などにおいて、行方市の特徴となる強みや弱み、現状の機会や想定される脅威など、行方市のポテンシャルや課題を再認識し、新たな仕事づくりの可能性について、今後のまちづくりの施策の参考とするため、ワークショップを行いました。

| | |
|--------------|---|
| 日時 | 2025年12月9日(火) 18:00~20:15 |
| 場所 | 行方市情報交流センター |
| 参加者 (敬称略) | J Aなめがたしおさい職員：栗山 裕仁、関 一史 常陽銀行麻生支店：市塚 薫、今村 恵美子 上山鋳田工業団地：福田 潤 茨城新聞：松田 拓朗、重富 優希 商工会青年部：関口 博紀、山口 敦嗣 coco color：前田 友美 |
| ファシリテーター | 株式会社 Co-Lab 堀田 誉 共同代表 |

【当日の進行】



【テーマ】

- ①本市の強み、現状の機会から、
行方市のポテンシャルを再認識
- ②地域産業の弱み、想定される脅威から、
行方市の課題を再認識
- ③行方市のポテンシャルや課題を捉えた上で
新たな仕事づくりの可能性を発想
- ④未来の仕事づくりのための戦略を描く

【出されたアイデア】

- さつまいもを利用して都会の家族の一口出資募集、収穫
体験・宿泊、交流人口の増加を図る
- 豊かな自然を売りにしたゲストハウスを整備する
- 工業団地内に飲食店が出店できるように用途地域を緩和する
- 二地域居住での事業承継を推進する
など



③行方市に新しい人の流れをつくるワークショップ

行方市の特性を踏まえた持続的な「関係人口」創出の方向性について、行方市の特徴な地域資源の洗い出しや、地域のポテンシャルを活かした行方ならではの産業・商工と結びつけたアイデア出しなど、人の流れを呼び込み、持続させるための仕組みづくりについて、今後のまちづくりの施策の参考とするため、ワークショップを行いました。

| | |
|--------------|--|
| 日時 | 2025年12月15日（月）18:00～20:15 |
| 場所 | 行方市情報交流センター |
| 参加者 (敬称略) | J Aなめがたしおさい職員：羽出 道雄、栗山 裕仁 常陽銀行麻生支店：市塚 薫、今村 恵美子 上山鋳田工業団地：福田 潤、園部 雅人 茨城新聞：松田 拓朗、重富 優希 商工会青年部：関口 博紀、山口 敦嗣 coco color：前田 友美 行方市地域おこし協力隊：佐藤 晶 |
| ファシリテーター | 株式会社 Co-Lab 堀田 誉 共同代表 |

【当日の進行】

オリエンテーション

堀田氏から働く場づくりワークショップの結果から行方市の資源の再認識や魅力をつくるための考え方について振り返りをしていただきました。

ワークショップ

- 【ワーク】
- ①現状の人の流れを整理する
 - ②行方市ならではの資源や、産業・商工と結び付けた
アイデア出し
 - ③地域との協力体制やサービスと質の向上のアイデア出し
 - ④人の流れを持続させる受け入れ体制の仕組みづくり

発表

- 【出されたアイデア】
- ウォーターレジャ一体験施設をつくる場合の体制づくり
 - ・企業、金融機関、クラウドファンディングで資金を確保する
 - ・二地域居住者が指導者になれるビジネスにする
 - ・行政はPR、調整、補助金等スタートアップサポートをする
 - シルバー人材ガイドによる行方観光案内を企画する
 - 茨城空港から本市への観光交通手段の強化など



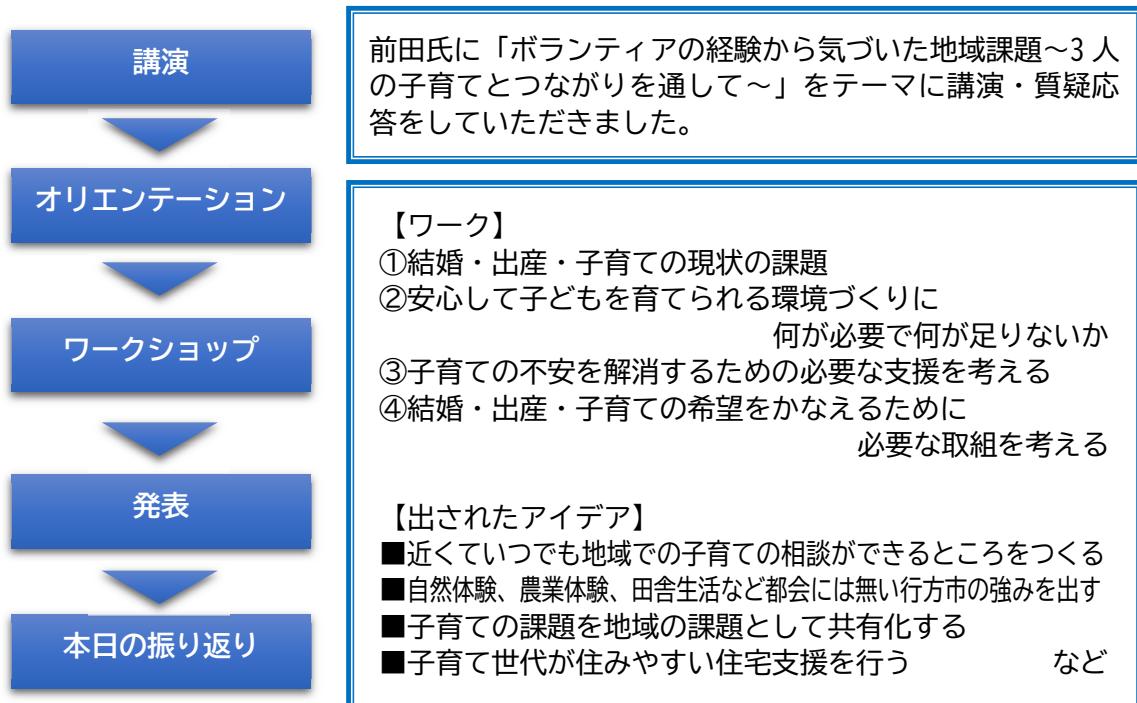
④行方市の結婚・出産・子育ての希望をかなえるワークショップ

行方市の人口推計において、合計特殊出生率の低下による人口減少が課題となるほか、市民意識調査において、重要度が高いものとして「子育てに対する支援」が挙げられています。

行方市の人口減少に歯止めをかける上では、子育て環境に関する支援が不可欠であり、安心して結婚・出産・子育ての希望をかなえるためには、どのような支援策が求められるのか、今後のまちづくりの施策の参考とするため、ワークショップを行いました。

| | |
|--------------|---|
| 日時 | 2025年12月21日(日) 13:30~16:15 |
| 場所 | 行方市立図書館2階会議室 |
| 参加者 (敬称略) | 教育長職務代理者：大崎あい子 子育て会議代表：井川美佐子 子育て世代代表：羽鳥悦子、越山実希、 堀田奈緒、高野真由美 |
| ファシリテーター | coco color 前田友美 代表 |

【当日の進行】



第4章 行方市の目指す方向

(1) まちづくりの基本理念

総合計画の策定においては、これから本市が取り組んでいくまちづくり施策について、市民意識調査や市民ワークショップを通じて、市民や有識者などからの意見を募って参りました。

これらの意見を踏まえ、今後、本市が取り組んでいくまちづくりの基本理念を次のように定めます。

今暮らす人にとって、安心して住み続けられるまちであり続ける



単なる現状維持のまちづくりではなく、現在そして将来にわたつて住民が安心して快適に暮らせる環境を維持・発展させていくことが必要です。例えばいつでも医療を受けられる環境であったり、安心して子育てができる環境であったり、行政と市民や関係団体との協働により、「安心して住み続けられるまち」の実現を目指します。



若い人にとって、将来の希望を描ける魅力的なまちであり続ける



若者が「この街に住み続けたい」と感じるためには、単なる利便性だけでなく、地域の人々との有機的なつながりや、将来への希望を持てるような多様な機会を提供することが鍵となります。例えば行方でしかできない産業の魅力の創出であったり、起業を目指す若者に向けた支援であったり、若者が将来の希望を描ける地域ブランド力の向上を目指します。



働く人にとって、価値あるまちであり続ける

「仕事づくり」が単なる経済活動ではなく、「地域の魅力や活力を高める」というまちづくりの本質と密接に関係しています。地域が潤うためには、その地域特有の「ヒト・モノ・コト」といった資源を再発見・再評価し、行政だけでなく地域や

企業が主体的に関わりながら持続可能な形で発展・
活用していくことが不可欠です。



離れて暮らす人にとって、応援したいまちであり続ける



現代社会においてライフスタイルの多様化が進んでおり、働き方や居住地の選択肢が広がったことで、都市と地方の双方にメリットのある新たな関係性が生まれています。

「関係人口」という、移住した「定住人口」でもなく、観光客である「交流人口」でもない、行方を応援してくれる多様な関わりを持つ人々とのつながりを深めることで、地域経済の発展や活性化に貢献し、離れて暮らす人と共に未来を創造していくことで、持続可能な地域社会をつくっていきます。

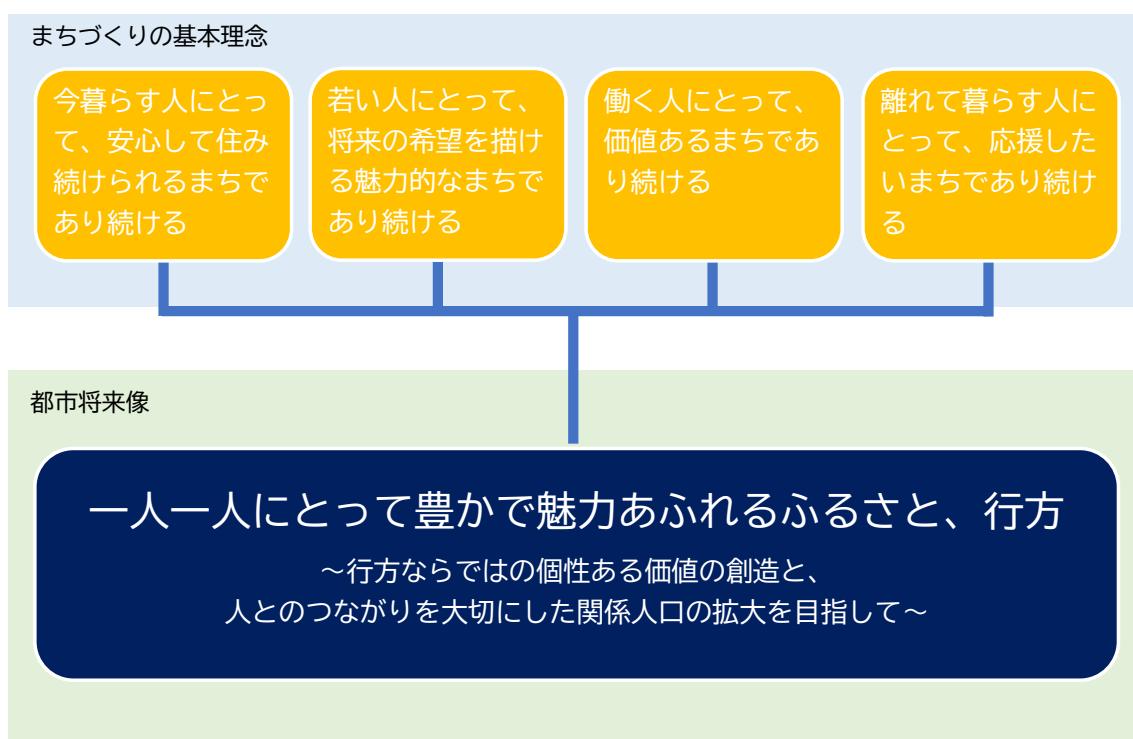


(2) 将来都市像

行方市は市制から20周年を迎え、これまでの時代の変遷を経て多くの文化が融合してきました。

これから将来に向けては、選ばれるまち、持続可能なまちであるために、行方ならではの豊かさやまちの個性となる地域資源を最大限に生かし、一人一人にとっての魅力ある行方の価値を創造しながら、今住んでいる人だけではなく、離れて暮らす行方にゆかりのある人や応援してくれる人のつながりを大切に、持続可能な地域社会をつくっていくことが必要であると考えます。

これらのことから、将来の都市像を次のように設定します。



(3) まちづくりの目標

まちづくりの基本理念や将来都市像を実現するうえで、まちづくりの方向性を市民と共に共有し、共通の理念のもとに行動するため、まちづくりの分野ごとの基本的な目標を次のように定めます。

<健康・福祉・子育て>

「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」



生涯にわたる健康支援と誰もが質の高い保健医療や福祉を受けられる社会の実現を目指すとともに、子育て環境の総合的な支援として世帯の経済的・精神的負担軽減と地域全体での支援体制の構築を目指します。

<基本施策>

①健康づくりの推進

市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、地域全体で生活習慣の改善や介護予防を推進します。

②医療体制の充実

休日・夜間・救急医療体制を確保し、市民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、地域全体での医療基盤づくりを推進します。

③地域福祉の充実

地域に暮らすすべての住民が、住み慣れた地域社会の一員として、年齢や障がいの有無に関わらず、安心して自分らしい生活を送ることができる社会づくりを推進します。

④子育て支援・児童福祉の充実

子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援を充実させるとともに、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、社会の一員として成長できる環境の整備を推進します。

⑤高齢者福祉の充実

要介護状態や要支援状態になることを防ぎ、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した質の高い生活が送れる環境づくりを推進します。

⑥障がい者福祉の充実

障がいを持つ人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保し、社会を構成する一員として生きがいを持って暮らせる共生社会の環境づくりを推進します。

⑦社会保障の充実

市民の生活の安定と向上、安心で希望と誇りが持てる社会の実現に向けて、自助、共助、公助による健全な社会環境の構築を推進します。

<教育・文化・スポーツ>

「豊かな心と健やかな体を育てるまちづくり」



これからのグローバル社会に対応できる人材を育てるために、包摂的で質の高い教育と多様な価値観を尊重し、家庭、学校、地域、行政が連携しながら、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支える支援体制の構築を目指します。

<基本施策>

①幼児教育の充実

質の高い保育・幼児教育の提供、家庭や地域との連携強化、子育てと仕事の両立支援、そして子どもが安心して過ごせる居場所づくりなどを通して、豊かな人間性や主体的に生きる力を育むことを目指します。

②学校教育の充実

学校を核として、地域住民と一体となって子どもを育む「地域とともにある学校」への転換を目指し、地域の資源を活用して子どもたちの学びと成長を支える体制を構築します。また、これからのグローバル社会に向けて、子どもたちが将来を担う人材として自立できるよう、持続可能な地域社会を支える学習基盤を築くことを目指します。

③青少年育成の推進

心豊かで、たくましく、地域社会に貢献できる人材を育成できるよう、家庭、学校、地域、行政が連携して、青少年が心身ともに健全に成長できる環境を整えながら、社会性や自立心、未来を切り拓く力を育むことを目指します。

④生涯学習の充実

学習環境の整備、学習機会の充実、様々な団体が連携する仕組みづくりを進め、市民の生きがいや幸福感の向上、地域の活力と魅力の創出、地域課題の解決に向けた自主・自立のまちづくりを目指します。

⑤文化芸術の振興

文化芸術を鑑賞・体験する機会の拡充、地域に根差した文化の継承・発展などを通じて、文化芸術を享受し創造できる豊かな社会を実現し、多様な取組との連携による創造的なまちづくりを目指します。

⑥スポーツの振興

スポーツの力を活用して地域の課題を解決し、健康増進、地域活性化、経済振興、交流人口の拡大など、共生社会の実現と地域の魅力向上を目指します。

<産業・観光・雇用>

「賑わいと活力があふれるまちづくり」



豊かな地域資源がある行方ならではの取組を住民や事業者を巻き込みながら行うこと、ブランド力の向上、関係人口や交流人口の増加を促し、地域経済の活性化と持続的な経済成長を目指します。

<基本施策>

①農林水産業の振興

農林水産業の持続的な発展を目指し、担い手の育成、スマート農業の推進、農産物の輸出拡大、6次産業化による付加価値向上などに取り組みます。また、地域の独自性を活かしたブランド力の向上を関係人口や交流人口の増加につなげ、地域経済の活性化を目指します。

②商工業の振興

新たな産業の育成や企業誘致により、多様な雇用機会を生み出すとともに、市内での起業・創業を促進し、地域経済を支える中小企業の経営基盤を強化することで、地域経済の活性化と持続的な商工業の発展を目指します。

③観光振興の推進

「稼げる観光地」や、住民も楽しめる「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な地域づくりを推進し、経済効果の創出と、住民の地域愛（シビックプライド）の醸成を図ることで、持続可能なまちづくりを目指します。

④定住・移住の促進

移住者のニーズに応じた多様な支援、地域住民との関係構築、地域の魅力発信などを進めながら、若い世代の流入促進や既存住民の定住促進を促すとともに、移住しやすい環境整備（居住地の確保、雇用機会の創出）を図ることで、持続可能な地域活力を維持・向上を目指します。

⑤企業誘致の促進

東関東自動車道の全線開通を契機とした、新たな企業誘致による雇用創出、税収の増加、人口増加、産業の多様化、地域ブランドの向上等により、商工業、農林水産業、観光宿泊業のバランスの取れた地域経済の発展が図られることを目指します。

⑥雇用・就労環境の充実

若年層や都市部からの移住者（UIJ ターン層）が本市で就職できるよう、情報発信の強化やマッチング支援などを行いながら、既存産業の振興に加え、成長分野の企業誘致や新たなビジネスの創出を支援し、地域での多様な雇用の受け皿を増やすことで、持続可能なまちづくりを目指します。

<防災・環境・エネルギー>

「災害に強く環境にやさしいまちづくり」



防災・減災への対策を強化するとともに、災害を引き起こす原因となる地球温暖化に対応した環境にやさしいまちづくりを進めます。また、災害発生時でも人命が守られ都市機能が維持できる「強靭さ」と、地球環境に配慮した「持続可能性」の両立を目指したまちづくりを進めます。

<基本施策>

①地域防災の推進

人命の安全確保と被害の最小化を最優先に、自助・共助・公助の連携を図り、「災害に強いまち」と「持続可能な地域社会」を両立することで、住民が安心して暮らせる魅力的なまちづくりを目指します。

②空家対策の推進

管理不全な空家が引き起こす危険（倒壊、衛生問題、景観悪化、不法侵入など）を解消し、住民が安全・安心に暮らせる環境を確保することや、空家等を有効活用して、若者や新しい住民向けの施設やお試し移住住宅として提供するなど、新たな地域資源として空家をリノベーションし、地域の魅力や地域のつながりを強化することで持続可能なまちづくりを目指します。

③生活環境保全・環境美化の推進

快適で安全な生活環境の確保や、豊かな自然環境の保全・創出など、市民・事業者・行政が一体となった、地域社会の構築による持続可能なまちづくりを目指します。

④ごみ処理・リサイクルの推進

ごみの分別や削減（リデュース、リユース、リサイクル）、温室効果ガスの削減（省エネルギー、再生可能エネルギーの導入）について、地域住民と行政が一体となって取り組むとともに、環境意識の向上と協働による活動の仕組みを構築し、持続可能なまちづくりを目指します。

⑤自然環境の保全と共生の推進

「美しい自然景観の継承」、「生物多様性の保全」など、地域住民と協働による環境保全の取組を進めるとともに市民の環境意識の向上を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

⑥エネルギー・地球温暖化対策の推進

地域特性を活かした低炭素型のまちづくりを進め、再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギーの推進などを通じて、環境負荷の低減と CO₂ 排出量を削減し、カーボンニュートラル社会の実現を目指します。

<暮らし・インフラ>

「便利で快適な住み良いまちづくり」



普段の生活に欠かせないライフラインの維持管理や、便利で快適な道路環境及び公共交通の維持・改善など、住民の暮らしに寄り添った住み良い住環境の維持と、便利で快適な質の高い生活を送れる都市機能の充実を目指します。

<基本施策>

①道路整備の推進

交通機能の向上による快適な道路活環境の維持・改善を図ることで、人や物資の円滑な移動、災害に強いまちづくり、良好な景観形成などを促進し、地域経済の活性化や防災性の向上による、持続可能なまちづくりを目指します。

②公共交通の充実

AIを活用した公共交通の再編等によって利便性の向上を図り、誰もが安全・安心・快適に移動できる環境を整えるとともに、公共交通の利用を促すことでのCO₂排出量を削減し、環境負荷の低減に寄与するなど、持続可能なまちづくりを目指します。

③土地利用・市街地形成の推進

秩序ある土地利用の推進と無秩序な開発やスプロール化（郊外への拡大）の抑制を図り、良好な住環境の形成・保全、都市機能の維持・向上による市街地の活力創出と、持続可能で環境と調和したまちづくりを目指します。

④下水道事業の充実

「公衆衛生の向上」、「浸水被害の防止」、「公共用水域の水質保全」の3つの柱を基本として、耐震化や浸水対策などの災害に強いまちづくりを進め、環境にやさしい快適で安全・安心な暮らしの実現を目指します。

⑤水道事業の充実

安全・安心な水の安定供給を基本として、水源から蛇口に至るまで一貫した水質管理を行い、安心でおいしい水を供給するほか、災害時にも給水が途絶えないよう、施設の耐震化や水源の複数化などの強化を図り、市民の健康な暮らしを支えるための基盤となるまちづくりを目指します。

⑥公園・緑地の充実

子どもの遊び場や、災害時の避難場所としての活用など、市民の生活に密接した快適で魅力的な環境を提供し、緑地の保全や創出、良好な景観の形成、多目的な利用空間の提供など、市民参加による協働の推進を図りながら、持続可能で環境と調和したまちづくりを目指します。

＜行政マネジメント＞

「新しい時代に合った持続可能なまちづくり」



多様な主体との協働により、持続可能な地域社会の構築を図ります。あわせて、公共サービスの迅速化と効率化により、デジタル新時代の行政運営にふさわしい行政サービスのデジタル化を推進します。

これにより、心が通った行政サービスの提供と、効率化によるコスト削減を両立した行政運営を目指します。

＜基本施策＞

①行政サービスの充実

行政手続きの簡素化や、分かりやすい情報提供に努めるとともに、手続きのオンライン化や窓口の待ち時間短縮、情報提供のバリアフリー化など、公平性と透明性のあるサービスに配慮し、市民の利便性向上や満足度向上を目指します。

②行財政運営の適正化と効率化

デジタル化やスリム化で行政の効率を高め、財政の健全性を維持しながら、効率的で持続可能な行政運営を図り、市民や民間企業など多様な主体と協力して地域課題の解決や魅力向上を図ることを目指します。

③男女共同参画の促進

誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の構築を進め、政策決定の場への女性の参画拡大、地域活動への男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進、人材育成など、様々な分野で男女が互いに尊重し、責任を分かち合い、活躍できるまちづくりを目指します。

④地域コミュニティの強化

少子高齢化や人口減少による地域活力の低下を抑制するため、地域コミュニティの強化を図り、住民の交流促進と連帯感の醸成や安全・安心なまちづくりなど、地域課題の解消に向けて、住民や行政、まちづくり団体などが連携して、多様な地域づくり活動を進めていくことをを目指します。

⑤広域連携の推進

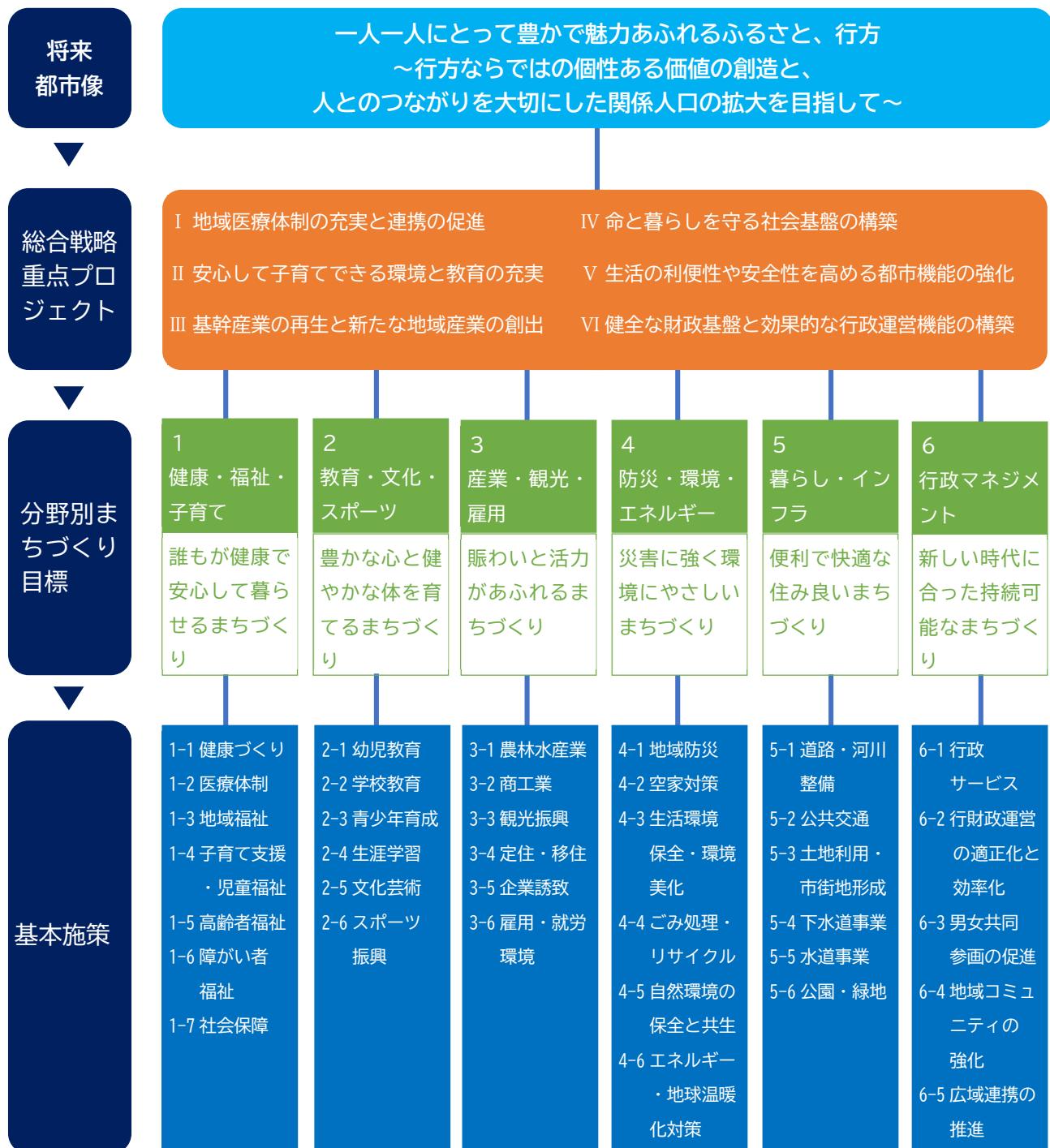
近隣の市町村と共同で、医療、介護、買い物、交通などの都市機能や生活機能を圏域全体で確保し、人口減少や少子高齢社会においても複数の地方自治体が協力することで、持続可能で活力ある都市圏の形成・維持を目指します。

第3編 基本計画

第1章 基本計画の全体像

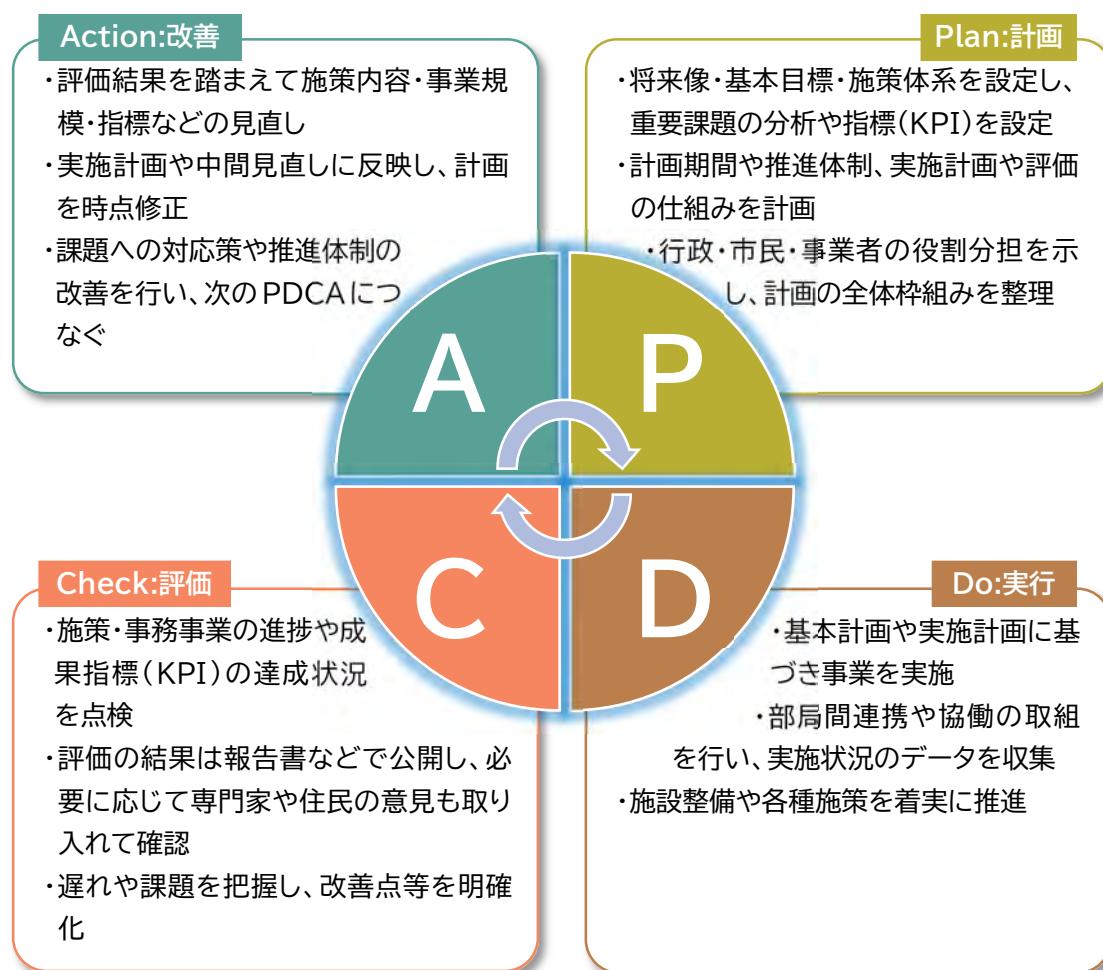
(1) 施策の体系

基本計画は、基本構想で示した将来都市像「一人一人にとって豊かで魅力あふれるふるさと、行方～行方ならではの個性ある価値の創造と、人とのつながりを大切にした関係人口の拡大を目指して～」を実現するため、必要な施策を体系的に整理し、今後のまちづくりの具体的な施策展開を図ります。



(2) 計画の推進体制

より具体的かつ実行力のある施策を講じる観点から、KPI（重要業績評価指標）を設定し、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルを実施しながら事業を継続的に改善し、計画的な施策の進捗と見直しを図りながら、今後のまちづくりを推進していきます。



第2章 総合戦略

(1) まち・ひと・しごと総合戦略とは

「まち・ひと・しごと総合戦略」とは、人口減少と超高齢化が進む日本において、地方創生を目指して、地域が抱える課題「まち・ひと・しごと」の問題を解決し、持続可能な社会を築くための、具体的な目標と施策を示す計画のことです。国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の考え方に基づき、各地方公共団体（市町村など）が総合戦略を策定・実行します。

行方市総合戦略の策定にあたっては、政府の施策である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、デジタルの力を活用しつつ、持続可能な経済社会の実現と地域の個性を活かした魅力向上や課題解決に資する取組を推進し、まちづくりの全体を体系的に示したうえで、横断的に重点プロジェクトとして取り組む事項と、まちづくり分野ごとの施策の方針と目標指標について明示し、本市全体の行政運営の指針を示す計画として策定します。

■ 「重点プロジェクト」と「まち・ひと・しごと総合戦略」の体系

| 行方市総合計画 | | 行方市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 総合戦略の基本目標 | | | デジタルによる地域課題の解消 | | | |
|----------|--------------------------|-----------------------|-----------|----------|-------------------|----------------|----------------------|---------------------|-------------------|
| 分野 | 施策 | | 地方で仕事をつくる | 人の流れをつくる | 結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 魅力的な地域をつくる | デジタル技術を活用した暮らしの向上の推進 | 地域の実情に合わせた個性的な取組の推進 | 協働による多様な主体との連携・解決 |
| 重点プロジェクト | I 地域医療体制の再編充実と連携の促進 | 24時間体制の救急医療への対応 | ○ | | ○ | | | | ○ |
| | | 地域かかりつけ医機能の普及啓発 | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |
| | | 高齢者施設や福祉施設の充実 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| | II 安心して子育てできる環境と教育の充実 | 給食費の無償化 | | | ○ | ○ | | | |
| | | 通学費の助成制度 | | | ○ | | | ○ | |
| | | 子育て支援環境の充実と強化 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| | | ＩＣＴ教育の推進 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| | III 基幹産業の再生と新たな地域産業の創出 | 新規就農支援と移住・定住施策の強化 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| | | 北浦複合団地等を活用した産業誘致 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| | | 観光と農業を融合した交流人口の拡大 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 重点プロジェクト | IV 命と暮らしを守る社会基盤の構築 | 防災・減災政策の推進 | | | | ○ | ○ | | |
| | | 市民と協働による地域防災体制の強化 | | | | ○ | | | ○ |
| | | 避難所等の環境整備と機能強化 | | | | ○ | ○ | | |
| | | デジタルと共に防災体制の構築 | | | | ○ | ○ | | |
| | V 生活の利便性や安全性を高める都市機能の強化 | 新たな地域拠点の整備 | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 重点プロジェクト | | 便利で使いやすい公共交通の充実 | | | ○ | ○ | | ○ | |
| | | 安心できる消費生活環境の推進 | ○ | ○ | | ○ | | | ○ |
| | VI 健全な財政基盤と効果的な行政運営機能の構築 | デジタルを活用した市民サービスの充実 | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 三庁舎体制による効果的な行政運営機能の強化 | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 重点プロジェクト | | 公共施設の効率化や統合化の検討 | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | わかりやすい情報発信と情報公開の推進 | | | | ○ | ○ | | |

(2) 総合戦略の重点プロジェクト

市民が安心して暮らすためのまちづくりの課題は多岐に渡りますが、喫緊の課題として重点的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として設定し、スピード感と実行力を持って、まちづくりの課題に取り組みます。

また、重点プロジェクトは、まち・ひと・しごと創生法に基づく「行方市総合戦略」として位置づけ、重要業績評価指標（KPI）設定し、これまで以上の効果を目指したまちづくり施策を展開します。

I 地域医療体制の再編充実と連携の促進

医師・看護師不足、特定の診療科（産科など）の医師不足による医療機関の閉鎖や夜間・休日の対応困難、住民の遠方への通院といった問題が生じています。

市民がいつでも安心して医療機関を受診できるとともに、救急や夜間診療、入院などに対応した地域医療体制の整備を図ります。

【重点施策】

●24時間体制の救急医療への対応

24時間体制の救急医療を維持・強化し、ドクターヘリ・広域輪番制・夜間診療体制などとの連携を強化します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-----|-----|
| 市内の24時間体制の救急医療への対応 | 0か所 | 1か所 |

●地域かかりつけ医機能の啓発普及

かかりつけ医制度を普及啓発し、住み慣れた地域で継続的な医療が受けられる体制を推進します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-----|-----|
| 地域かかりつけ医の普及啓発 | 0回 | 4回 |

●高齢者施設や福祉施設の充実

産業誘致や雇用拡大策と連動し、介護を地域産業の一つとして支える環境整備を行います。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------------|-----|-----|
| 高齢者が安心して住み続けられる環境への満足度 | 30% | 50% |

II 安心して子育てできる環境と教育の充実

子育てや教育に関しては、経済的負担の大きさ、地域や職場の支援、保育・教育環境の充実といった課題があります。

市民が安心して子育てできる環境を整えるとともに、子ども達の育成を図る取組の強化を行います。

【重点施策】

●給食費の無償化

子育て家庭の支援などを目的に、学校給食の無償化を実施します。また、学校給食のメニューに、行方産食材の活用を進め、地域産業と食育を学ぶ取組を推進します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|-----|-----|
| 学校給食費の満足度 | － | 80% |

●通学費の助成制度

子どもの通学が困難な地域の家庭を対象に、子どもの送迎にかかる交通費負担の助成金を設置します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----|-----|
| 通学費の助成制度の満足度 | － | 80% |

●子育て支援環境の充実と強化

妊娠期から就学前まで切れ目のない支援体制を充実させ、「行方で子育したい・帰ってきて家庭を持ちたい」と思える子育て支援環境の充実を目指します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------|-----|-----|
| この地域で子育てしたいと思っている人の増加割合 | 90% | 92% |

●I C T 教育の推進

児童生徒用のG I G A端末更新や学習支援ソフト活用、校務支援システム整備などにより、I C T活用環境と支援体制を強化し、個別最適な学びの充実と教育の質向上を総合的に推進します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----|------|
| I C T 教育に関する授業の実施 | － | 160回 |

III 基幹産業の再生と新たな地域産業の創出

農畜水産業などの基幹産業では、一人あたりの生産額が近隣市に比べて低いことや、担い手の高齢化と後継者不足による事業承継の難しさ、資金や人材の不足、そしてデジタル化やグローバル化への適応といった課題があります。

本市の地域経済を支える基幹産業の再生と新たな地域産業の創出を目指し、多様な連携や取組により、地域経済の活性化を図ります。

【重点施策】

●新規就農支援と移住・定住施策の強化

若者や都市部からの移住希望者に対し、住宅支援、農地あっせん、研修制度などを整備し、「農ある暮らし」と「新しい働き方」を両立できる環境を整備します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-----|-----|
| 農業をしたい移住者の誘致 | 0人 | 10人 |

●北浦複合団地等を活用した産業誘致

東関東自動車道の全線開通を契機とした企業誘致の促進と雇用の場確保に取り組みます。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------|-----|-----|
| 企業誘致件数 | 4件 | 8件 |

●観光と農業を融合した交流人口の拡大

行方市ならではの価値や魅力を活かした体験型観光、宿泊型観光や、農業体験・地産地消といった「食」を組み合わせた新たなツーリズムを推進し、交流人口の増加を図ります。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------|-------------|---------------|
| 観光交流人口 | 559 千人/年 | 1,000 千人/年 |

IV 命と暮らしを守る社会基盤の構築

近年の気候変動により、集中豪雨、土砂災害、大規模地震などの自然災害が激甚化・頻発化しています。

災害発生時でも人命を守り、社会経済への影響を最小限に抑えるための、ハード・ソフト一体となった対策を強化し、市民の命と暮らしを守ります。

【重点施策】

●防災・減災政策の推進

「災害に強いまち」と「持続可能な地域社会」を両立することで、住民が安心して暮らせる魅力的なまちづくりを目指します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|------|------|
| 防災協定を締結している企業等の数 | 54 社 | 70 社 |

●市民と協働による地域防災体制の強化

住民一人一人が日常的に防災意識を高め、家庭での備蓄や避難計画を整えるよう促します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|-----|------|
| 個別避難計画の作成済み世帯率 | 3% | 100% |

●避難所等の環境整備と機能強化

避難所運営や物資供給など、被災者支援体制を平時から整備しておきます。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|-----|------|
| 指定避難所における非常用電源・衛星通信設備の整備率 | 43% | 100% |

●デジタルと共にによる防災体制の構築

デジタル技術を活用した地域住民間の情報共有と連携を強化し、自助・共助を促進する仕組みを整備します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----|------|
| なめがたエリアテレビの受信可地域率 | － | 100% |

▽ 生活の利便性や安全性を高める都市機能の強化

人口減少と少子高齢化に伴い、地域経済の衰退や空き店舗の増加、公共交通の維持や、インフラの老朽化による安全対策など、市民の生活を守るためにまちづくりの課題は多岐に渡ります。

市民の生活の利便性や安全性を高めるため、優先順位をつけながら、持続可能なまちづくりを進めます。

【重点施策】

●新たな地域拠点の整備

新たな地域振興施設（道の駅）を整備し、「情報発信」「地域連携」「防災」「住民サービス向上」につながる機能を導入することで、行方市の魅力発信と地域活性化を促進します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|-----|-------|
| 施設の年間利用者数 | － | 500千人 |

●便利で使いやすい公共交通の充実

デマンド型交通やコミュニティバスの運行の安定、東関東自動車道開通による高速バスの検討など、運行スケジュールやルートの最適化を行います。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-----|-----|
| 公共交通利用満足度（満足傾向） | 70% | 75% |

●安心できる消費生活環境の推進

消費・生活に関するトラブルや対策方法などの相談対応、情報提供を行い、安全で安心な消費生活環境を推進します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------|-------|-------|
| センターへの相談による解決した（斡旋）件数 | 10件/年 | 10件/年 |

VI 健全な財政基盤と効果的な行政運営機能の構築

少子高齢化による税収減と社会保障費や医療負担の増加、公共施設の老朽化やインフラ維持費の増加、多様化する行政サービスへの対応など、行財政運営は難しい課題に直面しています。

これらの課題に対応するために、デジタルを活用した業務効率化やコスト削減、官民連携による民間活力の導入、市民との協働のまちづくりなど、総合的なアプローチで課題に対応します。

【重点施策】

●デジタルを活用した市民サービスの充実

統合整備の検討に当たっては、デジタル技術の活用による行財政運営の効率化はもとより、既存の公共施設の有効利用、相互利用等を総合的に勘案し、住民の利便性やサービスの質の向上につながるよう配慮します。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|-----|-----|
| オンライン手続き利用率 | 50% | 70% |

●三庁舎体制による効果的な行政運営機能の強化

既存庁舎を活かした三庁舎体制による効果的な行政運営機能の強化を図ります。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------|-----|-----|
| 行政サービスに関する市民満足度（満足傾向） | － | 80% |

●公共施設の効率化や統合化の検討

新規の公共施設の整備については、既存施設との機能分担、地域バランス、財政負担など、十分な検討を行って整備を図るものとします。また、新市の速やかな一体性の確立や効率的な行政運営を図り、出先機関も含めた計画的な統合整備を図ります。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|-----|-----|
| 公共施設に関する市民満足度（満足傾向） | － | 80% |

●わかりやすい情報発信と情報公開の推進

市民参画の仕組みを整備し、施策の進捗や成果を分かりやすく公表して行政の透明性を高めます。

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------------|-----|------|
| 情報発信に関わっている市民、地域関連団体の数 | 7団体 | 15団体 |

第3章 分野別計画

各分野の基本施策、「健康・福祉・子育て、教育・文化・スポーツ、産業・観光・雇用、防災・環境・エネルギー、暮らし・インフラ、行政マネジメント」において、住民の安全・安心や地域の活力向上を図りながら、魅力あるまちづくりを推進します。

1 健康・福祉・子育て

まちづくりの目標

誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

基本施策

- 1-1 健康づくり
- 1-2 医療体制
- 1-3 地域福祉
- 1-4 子育て支援・児童福祉
- 1-5 高齢者福祉
- 1-6 障がい者福祉
- 1-7 社会保障

2 教育・文化・スポーツ

まちづくりの目標

豊かな心と健やかな体を育てるまちづくり

基本施策

- 2-1 幼児教育
- 2-2 学校教育
- 2-3 青少年育成
- 2-4 生涯学習
- 2-5 文化芸術
- 2-6 スポーツ振興

3 産業・観光・雇用

まちづくりの目標

賑わいと活力があふれるまちづくり

基本施策

- 3-1 農林水産業
- 3-2 商工業
- 3-3 観光振興
- 3-4 定住・移住
- 3-5 企業誘致
- 3-6 雇用・就労環境

4 防災・環境・エネルギー

まちづくりの目標

災害に強く環境にやさしいまちづくり

基本施策

- 4-1 地域防災
- 4-2 空家対策
- 4-3 生活環境保全・環境美化
- 4-4 ごみ処理・リサイクル
- 4-5 自然環境の保全と共生
- 4-6 エネルギー・地球温暖化対策

5 らし・インフラ

まちづくりの目標

便利で快適な住み良いまちづくり

基本施策

- 5-1 道路整備
- 5-2 公共交通
- 5-3 土地利用・市街地形成
- 5-4 下水道事業
- 5-5 水道事業
- 5-6 公園・緑地

6 行政マネジメント

まちづくりの目標

新しい時代に合った持続可能なまちづくり

基本施策

- 6-1 行政サービス
- 6-2 行財政運営
- 6-3 男女共同参画
- 6-4 地域コミュニティ
- 6-5 広域連携

1 健康・福祉・子育て

「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」



生涯にわたる健康支援と誰もが質の高い保健医療や福祉を受けられる社会の実現を目指すとともに、子育て環境の総合的な支援として世帯の経済的・精神的負担軽減と地域全体での支援体制の構築を目指します。

1-1 健康づくり

市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、地域全体で生活習慣の改善や介護予防を推進します。

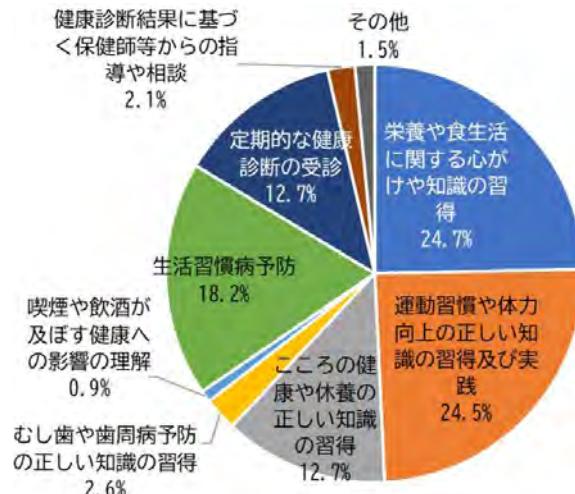
現状と課題

本市の健康づくりの取組は、第1次行方市健康づくり計画において、「歯と口腔」の分野では一定の成果が認められたものの、「食」「運動」「こころの休息」に関する分野については目標の達成には至らず、その後、健康増進と食育を統合した第2次行方市健康づくり計画（健康増進計画・食育推進計画）」を策定し、より包括的な取組を進めています。市民の健康状況としては、塩分摂取量が多く野菜摂取量が少ないなど食生活に課題が見られるほか、運動習慣の定着が必要であり、生活習慣病予防の観点から全世代にわたる取組の強化が求められています。また、心の健康についても、ストレスの軽減や休養の確保といった面において一層の支援が必要とされています。

さらに、地域における健康づくり活動への関心は高いものの、通いの場や自主活動グループ等の参加機会や活動環境は十分とはいはず、持続可能な支援体制の整備が課題となっています。加えて、健康診断や各種検診の受診率向上および受診後のフォローアップが十分でないことから、一次予防に加え二次予防の取組を強化する必要があります。

専門人材やICTツールの活用は進みつつあるものの、さらなる連携の強化や効果的な情報発信の工夫が求められています。このような状況を踏まえ、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、地域全体で生活習慣の改善や介護予防を推進していくことが重要な課題となっています。

行方市令和7年度市民意識調査より
健康づくりについて、最も重要なものを選んでください。



取組方針

（1）生活習慣病・がん対策

- ・健診・がん検診の受診率を向上させ、生活習慣病やがんの早期発見・早期治療を推進します。
- ・食生活改善・運動習慣の定着・禁煙・節酒などの健康行動を普及させます。

（2）母子保健

- ・乳幼児健診・発達支援・食育事業の連携により、子どもの健やかな成長を支える地域ぐるみの子育て環境を推進します。

（3）成人・高齢者保健

- ・壮年層の健診受診率向上と生活習慣改善を支援します。
- ・高齢者のフレイル・認知症予防に重点を置き、運動・栄養・社会参加を組み合わせた健康長寿プログラムを展開します。
- ・地域包括ケアと連動し、介護予防と健康増進を両立させます。
- ・住民が気軽に相談・参加できるデジタル健康支援を導入します。

（4）感染症・メンタルヘルス

- ・避難所や公共施設の感染症対策、情報通信環境の整備など、命と暮らしを守る感染症対応力の強化を進めます。
- ・予防接種率の向上、医療機関との情報共有、緊急時の即応体制を確立し、地域完結型の感染症対策ネットワークを整備します。
- ・コロナ禍で顕在化した身体活動量の低下や孤立感を改善し、心の健康支援を拡充します。

関連する個別施策と成果指標

各種健診事業の充実

生活習慣病予防健康診査、特定健康診査、高齢者健康診査など、病気の早期発見につなげます。受診しやすい環境として、WEB予約の導入や早朝、休日での健診を実施します。

| | | | | | |
|----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 特定健康診査受診率 | 現状値 | 40% | 目標値 | 45% |
| 指標 | 特定保健指導率 | 現状値 | 62% | 目標値 | 65% |

健康づくり推進事業

10年間の健康づくりの具体的な行動指針として、「第2次行方市健康づくり計画(健康増進計画・食育推進計画)」を策定し、市民の健康づくりを推進します。

| | | | | | |
|----|---------------------------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 健康教育実施回数 | 現状値 | 30回 | 目標値 | 33回 |
| 指標 | 市の健康課題を理解できたと答えた健康教室参加者の割合 | 現状値 | 100% | 目標値 | 100% |
| 指標 | 生活習慣を改善するきっかけになったと答えた健康教室参加者の割合 | 現状値 | 100% | 目標値 | 100% |

健康活動を持続するモチベーション維持

地域の仲間と取り組むことで、楽しみながら健康づくりを促進します。

| | | | | | |
|----|-----------------------|-----|------|-----|----|
| 指標 | 教室終了後、活動継続している自主グループ数 | 現状値 | 13か所 | 目標値 | 維持 |
|----|-----------------------|-----|------|-----|----|

予防接種事業

各種ワクチン接種を支援し、市民の健康維持と感染症予防を推進します。

| | | | | | |
|----|-----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 麻しん風しん混合(MR)ワクチン2期接種率 | 現状値 | 92% | 目標値 | 95% |
|----|-----------------------|-----|-----|-----|-----|

1－2 医療体制

休日・夜間・救急医療体制を確保し、住民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、地域全体での医療基盤づくりを推進します。

現状と課題

本市における医療体制は、救急及び入院医療の提供が困難な状況が継続しています。これにより、市民が安心して医療を受けられる環境の確保が喫緊の課題となっています。

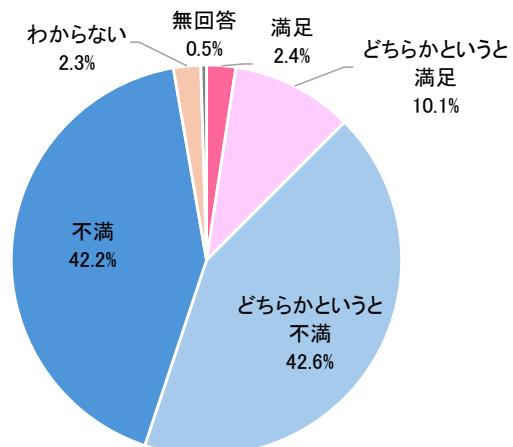
また、医師や看護師等の医療従事者の確保が十分でないことから、地域医療の安定的な提供に向けて、人材確保策の一層の強化が求められています。特に、医療機関との連携や県・大学等との協力体制の構築が重要となっています。

救急医療体制については、鉾田地域病院群輪番制や夜間小児救急診療所、ドクターヘリ等の広域的な支援体制が整備されているものの、医師不足や大病院への軽症患者の集中により、適正な救急医療の提供に支障をきたす懸念があります。

さらに、「かかりつけ医制度」の普及啓発、公共交通の整備等による医療アクセスの向上も重要な課題となっています。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、感染症や災害時にも柔軟に対応可能な医療体制の整備が求められており、平時からの訓練やICTの活用を含めた計画的な備えが必要となります。

行方市令和7年度市民意識調査より
まちづくりへの満足度について、
病院や診療所などの医療体制について、
どの程度満足していますか。



取組方針

(1) 地域完結型医療体制の再構築

- ・近隣市町村、茨城県、医療機関との広域連携を前提に、地域完結型医療ネットワークを再構築します。
- ・かかりつけ医制度を普及啓発し、住み慣れた地域で継続的な医療が受けられる体制を推進します。

(2) 医療人材の確保と育成・定着促進

- ・茨城県・大学・医療機関との連携を強化し、医師・看護師・リハビリ専門職などの確保と育成を支援します。
- ・働きやすく、学び続けられる環境の形成を目指し、若手医療職の地域定着を支援

します。

- ・地域住民や学生に対する医療職志望者へ支援し、「地域に根ざした医療人づくり」を推進します。
- ・勤務環境の改善やＩＣＴ活用による業務効率化を通じて、医療現場の持続可能な働き方改革を進めます。

（3）救急・防災医療体制の充実

- ・24時間体制の救急医療を維持・強化し、ドクターヘリ・鉢田地域病院群輪番制・夜間診療体制などとの連携を強化します。
- ・避難所や公共施設での感染症対策・医療支援・通信確保など、平時からの備えを強化します。
- ・市民への啓発活動を通じて、軽症時の適正受診を促進し、救急医療資源の効率的運用を図ります。

（4）医療アクセスの向上

- ・高齢者や交通弱者を支えるため、デマンド型交通や共助型移動支援を導入し、医療機関へのアクセス性を高めます。
- ・公共交通網や乗合タクシーの再編を行い、通院・リハビリ・健診などの生活圏医療アクセスを維持します。
- ・地域包括支援センター・福祉事業との連携により、移動支援と医療支援を一体化したサービス提供を進めます。

（5）感染症・災害医療対応力の強化

- ・新型感染症・自然災害に備え、平時からの訓練・情報共有・備蓄体制を確立します。
- ・医療・行政・防災部門が連携し、医療ＢＣＰ（業務継続計画）の整備と実践訓練を推進します。
- ・デジタル技術を活用し、感染状況・救急搬送・物資情報をリアルタイムで共有できるＩＣＴ医療防災ネットワークを構築します。
- ・避難所・医療施設のバリアフリー化、衛生・通信環境整備を進め、「逃げ遅れゼロ・医療途絶ゼロ」の体制を目指します。

（6）保健・福祉・介護との連携による包括的地域ケア

- ・保健・医療・福祉の連携を強化し、健診・予防・治療・介護・リハビリ・在宅支援を一体的に提供します。
- ・地域包括ケアシステムを深化させ、要支援者・高齢者・障がい者などを支える多職種連携チームを拡充します。
- ・地域の医療資源と福祉人材をつなぐデータ連携・相談支援体制を整備し、「切れ目のない支援」を実現します。
- ・健康づくり施策（食育・運動・予防医療）と連動し、医療費の適正化と健康寿命延伸を両立させます。

関連する個別施策と成果指標

地域医療(救急)体制整備事業

救急医療を含む地域医療体制を整備し、市民が安心して利用できる医療提供環境の充実を推進します。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 市内の新規開業医療機関数 | 現状値 | 0か所 | 目標値 | 1か所 |
|----|--------------|-----|-----|-----|-----|

地域医療・救急医療の現状の周知啓発

市民に地域医療・救急医療の現状や課題を正しく理解していただくため、広報誌や説明会などを通じて情報発信を行います。軽症時の適正受診を促すことで、限られた医療資源の有効活用を図ります。

| | | | | | |
|----|----------------------|-----|----|-----|----|
| 指標 | 広報誌や市民向け講演会など周知啓発の実施 | 現状値 | 4回 | 目標値 | 8回 |
|----|----------------------|-----|----|-----|----|

オンラインを活用した医療提供体制の確保

オンラインを活用した診療体制を構築し、限りある医療資源で一次救急医療体制を整備します。

| | | | | | |
|----|------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | オンライン診療（一次救急）の実施 | 現状値 | 0か所 | 目標値 | 1か所 |
|----|------------------|-----|-----|-----|-----|

1 – 3 地域福祉

地域に暮らすすべての住民が、住み慣れた地域社会の一員として、年齢や障がいの有無に関わらず、安心して自分らしい生活を送ることができる社会づくりを推進します。

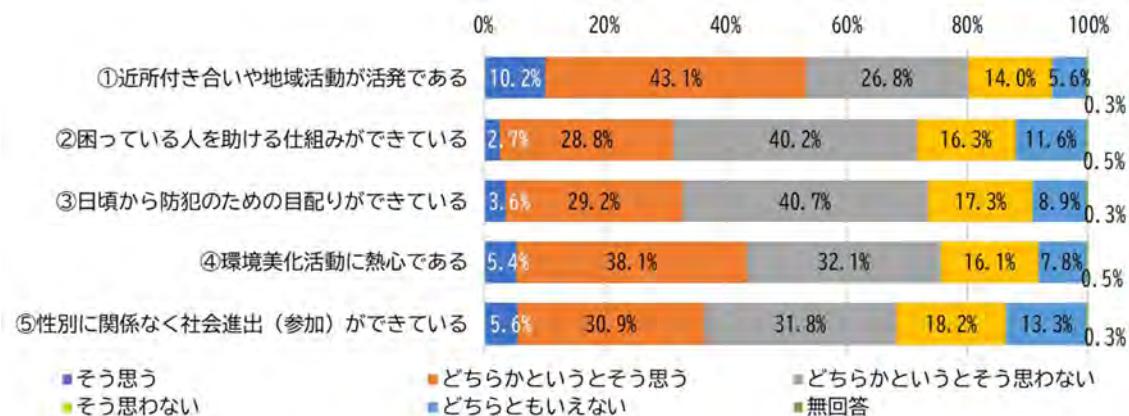
現状と課題

行方市では「第3期地域福祉計画・行方市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、住民参加や地域共生社会の実現を目指しています。この計画は、行政、専門機関、社会福祉協議会、住民が一体となって福祉課題に取り組むことを基本理念としており、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを中心に、多様な課題に対応できる仕組みづくりを進めています。また、住民同士の助け合いやボランティア活動を促進するための取組も展開されています。

一方で、地域福祉活動の担い手不足や住民参加の低調さが課題となっています。特に高齢化や人口減少に伴い、地域の担い手そのものが減少しているため、従来の仕組みだけでは支えきれない状況が見込まれます。また、地域の中で孤立する人々や、制度の狭間にある支援ニーズをどう把握し、つなげていくかが重要な課題です。住民の意識啓発や、ＩＣＴを活用した見守り・連携の強化が今後の方向性として求められています。

行方市_令和7年度市民意識調査より

住んでいる地区に対して、次の項目についてどう感じていますか。



取組方針

（1）住民参加の促進と地域力の強化

- ・自治会・地区会・NPO・ボランティア団体などを対象に、説明会・ワークショップ・研修を定期開催し、住民の主体的な福祉参加を促進します。
- ・世代間交流型の地域活動を推進し、子どもから高齢者までが参加できる活動の場を創出します。

- ・スマート農業や地域産業の活動と連携し、地域経済と福祉活動が両立する地域コミュニティの持続力を高めます。

(2) 地域福祉の担い手確保と育成

- ・ボランティアや生活支援員など、地域福祉の担い手を養成する研修・育成プログラムを拡充します。
- ・若者や子育て世代も参加しやすい短時間・柔軟な関わり方の仕組みを整備します。
- ・自治会、子ども会、老人会など既存組織との連携を通じ、地域福祉の担い手の裾野拡大を図ります。

(3) 孤立防止と見守り体制の充実

- ・高齢者・障がい者・ひとり親世帯など孤立しやすい世帯を対象に、定期的な見守り活動を強化します。
- ・ＩＣＴ・センサー・デマンド交通などを活用した見守りネットワークを構築し、緊急時の対応力を向上させます。
- ・地域包括支援センター・民生委員・福祉団体との多職種連携により、支援が必要な人を早期に把握できる体制を整備します。

(4) 制度の狭間にあるニーズへの対応

- ・制度対象外の住民ニーズを把握するため、地域福祉相談窓口の機能強化を行います。
- ・行政・社会福祉協議会・民間団体が協働し、柔軟な支援メニューを提供します。
- ・緊急時・一時的な生活困窮に対応する地域セーフティネットを整備し、災害時・感染症時の支援力を向上させます。

(5) 情報発信と意識啓発

- ・地域福祉活動や支援制度の情報を整理し、広報誌・ＳＮＳ・ウェブでわかりやすく発信します。
- ・福祉教育・啓発活動を通じ、次世代への助け合い文化の継承を推進します。
- ・成功事例や活動成果を共有し、市民の参加意欲・協力意識を高めます。

(6) 関係機関・地域との連携強化

- ・行政、社会福祉協議会、医療機関、学校、民間事業者が連携した包括的支援体制を構築します。
- ・多職種協働会議や情報交換の場を設け、課題共有と迅速な対応を実現します。
- ・地域全体を「支援のプラットフォーム」として機能させ、災害・感染症・生活困窮時にも対応可能な体制を整備します。

関連する個別施策と成果指標

社会福祉協議会助成事業

地域福祉の担い手である社会福祉協議会の活動を支援し、相談支援や地域交流の充実など住民主体の福祉向上の取組を一層推進します。

| | | | | | |
|----|------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 健全運営のための助成 | 現状値 | 40% | 目標値 | 45% |
|----|------------|-----|-----|-----|-----|

福祉事務所の設置

生活困窮者支援や福祉相談を行う福祉事務所を設置し、迅速で身近な行政サービス提供体制の充実を推進します。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 福祉行政サービス提供体制の充実 | 現状値 | 35% | 目標値 | 40% |
|----|-----------------|-----|-----|-----|-----|

支援を必要とする方への見守り体制の強化

地域包括支援センター等を中心に、住民、関係機関、ＩＣＴが連携し、孤立防止と早期支援につながる見守り体制の強化を図ります。

| | | | | | |
|----|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 民生委員による訪問活動の充実 | 現状値 | 45% | 目標値 | 50% |
|----|----------------|-----|-----|-----|-----|

避難行動要支援者登録制度の活用

避難行動要支援者登録制度を活用し、関係機関や地域と情報共有を図り、災害時に迅速で的確な支援が行える体制を整えます。

| | | | | | |
|----|--------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 民生委員による該当者への意思確認作業 | 現状値 | 60% | 目標値 | 65% |
|----|--------------------|-----|-----|-----|-----|

戦没者追悼式の継続的な開催

戦没者の尊い犠牲と平和の大切さを後世に伝えるため、遺族や関係者に配慮しつつ、戦没者追悼式を継続的に開催します。

| | | | | | |
|----|---------------------|-----|----|-----|----|
| 指標 | 英靈に対する弔意を示すための取組の継続 | 現状値 | 1回 | 目標値 | 1回 |
|----|---------------------|-----|----|-----|----|

1-4 子育て支援・児童福祉

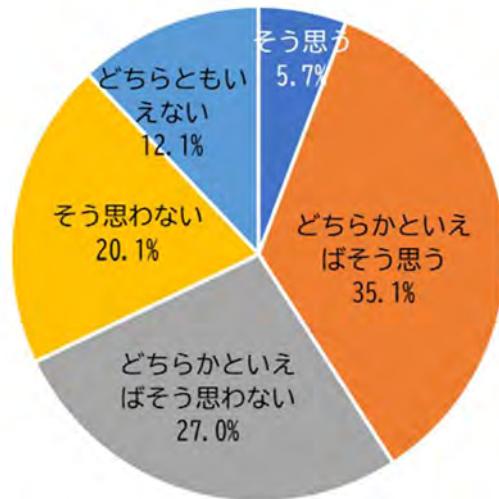
子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援を充実させるとともに、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、社会の一員として成長できる環境の整備を推進します。

現状と課題

本市における子ども・子育てを取り巻く状況は、婚姻数や出生数の減少に伴い、児童人口が年々減少しており、教育・保育施設の利用児童数も減少傾向にあります。教育・保育施設の利用率については、3歳以上児で概ね充足しているものの、0歳児の利用率は低く、特に0～2歳児の受け皿の拡充が求められています。放課後児童クラブの利用者数は横ばいで推移している一方、放課後子ども教室に対しては体操や学習支援等、多様な活動を望む声が多く、より幅広い内容や場の整備が課題となっています。

また、妊娠期からの相談支援や子育て広場等の施策は一定の認知度を得ているものの、情報が十分に行き届いていない家庭も存在し、支援に関する情報発信の充実が必要とされています。さらに、子どもをはじめ高齢者や障がい者、外国人等が共に安心して過ごせる居場所づくりや、仕事と子育ての両立を支える柔軟な保育体制の整備も求められており、将来の地域社会を支える人材育成の観点からも、引き続き計画的な取組を推進していくことが重要です。

行方市令和7年度市民意識調査より
行方市は安心して子どもを産み育てられる
環境が整っていると思いますか。



取組方針

(1) 切れ目のない子育て支援基盤の充実

- ・妊娠期から就学前まで一貫した支援を提供する「妊娠・出産・子育てワンストップ体制」を構築します。
- ・給食無償化や通学費助成など、子育て世帯の経済的負担の軽減を推進します。
- ・「行方で子育てしたい」「帰ってきて家庭を持ちたい」と思えるよう、安心して出産・育児ができる地域環境を整備します。

（2）保育・教育環境の整備と質の向上

- ・0～2歳児を中心とした受け皿の拡充、柔軟な保育時間の設定などにより、仕事と子育ての両立を支援します。
- ・保育所・認定こども園・幼稚園の機能を最適に配置し、地域バランスの取れた保育・教育環境を確保します。
- ・教育・保育施設の耐震化やＩＣＴ導入を進め、安全で先進的な教育環境を実現します。
- ・給食の地産地消を推進し、農業と教育を結ぶ「食育・地育」モデルを開拓します。

（3）放課後の居場所づくり

- ・放課後児童クラブの安定した運営を図るとともに、放課後子ども教室での体験・学習・交流プログラムを拡充します。
- ・地域の高齢者やボランティアと連携した「世代間交流型の放課後活動」を推進します。
- ・子どもが安全・安心に過ごせる放課後の居場所を確保し、健全な成長と学びの場を支援します。

（4）情報発信と相談支援の強化

- ・子育て支援情報をウェブ・ＳＮＳ・LINEなどのデジタルツールを活用してわかりやすく発信します。
- ・「こども家庭センター」など相談体制を強化し、家庭の孤立防止と早期支援を実現します。
- ・子育て世帯、移住・定住希望者双方に向けて、安心して暮らせる子育て環境の魅力発信を進めます。

（5）虐待防止とヤングケアラーへの支援

- ・児童虐待防止に向けて、教育・福祉・医療・警察など関係機関との連携・通報体制を強化します。
- ・ヤングケアラーや支援が必要な子どもに対し、スクールソーシャルワーカーや心理士などの専門職が連携して支援を行います。
- ・家庭の困難を地域が支える仕組みとして、地域包括的な子ども見守りネットワークを構築します。

（6）地域全体での子育て支援の推進

- ・高齢者、障がい者、外国人など、多様な世代・背景の人々が関わる「地域子育て共創モデル」を推進します。
- ・地域行事や農業体験、地元産業との交流を通じて、子どもが地域の一員として育つ環境を形成します。
- ・移住・定住施策と連動し、「働きながら子どもを育てられるまち」を実現します。

（7）発達支援と特別なニーズへの対応

- ・発達障がい児や支援が必要な子どもへの早期療育・発達支援を拡充します。
- ・教育・保育現場への専門人材（発達支援員、心理士など）の配置を進め、一人一人に応じた支援を可能にします。
- ・家庭への相談・学習機会を設け、保護者支援と地域支援の連携を強化します。

関連する個別施策と成果指標

子ども・子育て支援事業

子育て家庭への経済的支援や相談体制の充実、保育サービスの確保など、安心して子育てできる環境づくりを総合的に推進します。

| 指標 | 待機児童数 | 現状値 | 0人 | 目標値 | 0人 |
|----|-------|-----|----|-----|----|
|----|-------|-----|----|-----|----|

こども家庭センター事業

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「こども家庭センター」を設置しました。保健師や社会福祉士などの専門職が相談支援を行い、必要に応じてサポートプランを作成し、関係機関と連携して支援につなげます。

| | | | | | |
|----|-------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | この地域で子育てしたいと思っている人の増加割合 | 現状値 | 90% | 目標値 | 92% |
|----|-------------------------|-----|-----|-----|-----|

こども発育支援センター事業

子どもの発達に関する専門職による相談、教育等を実施し、発達に課題のある子どもと、その保護者を支援します。

| | | | | | |
|----|--------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 育てにくさを感じた時の相談先を知っている人の割合 | 現状値 | 88% | 目標値 | 90% |
|----|--------------------------|-----|-----|-----|-----|

産婦支援事業

産後、支援を必要とする産婦に対して、「産後ケア」、「母乳相談等支援」を実施することで、すべての産婦が過度な負担のない育児をできるよう支援します。

| | | | | | |
|----|-------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 産後ケアを十分に受けられたと答えた母の割合向上 | 現状値 | 84% | 目標値 | 88% |
|----|-------------------------|-----|-----|-----|-----|

児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止策にあたっては、母子保健等と連携し、マルトリートメントの周知を実施します。また、関係機関との情報共有と連携により、被虐待児の支援強化に努めます。

| | | | | | |
|----|------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合 | 現状値 | 81% | 目標値 | 85% |
|----|------------------------------------|-----|-----|-----|-----|

1－5 高齢者福祉

要介護状態や要支援状態になることを防ぎ、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した質の高い生活が送れる環境づくりを推進します。

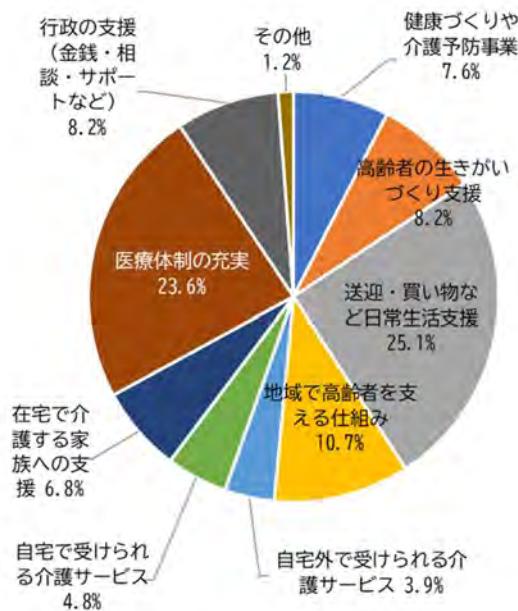
現状と課題

行方市では、「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの深化が進められています。要支援・要介護認定者は2023年に約2,083人で、今後高齢化の進行に伴い増加することが予測され、特に中度・重度の要介護者が増える見込みになっています。市内の介護サービス事業所や通所施設など、地域包括支援センターを中心に高齢者の生活支援や相談対応が行われています。

しかし、要介護者の増加に伴う介護人材の不足が深刻化することが懸念されています。高齢者の一人暮らしや認知症高齢者の増加も進んでおり、見守り体制の強化や在宅介護の支援が不可欠です。

さらに、医療と介護の連携体制は整備されつつあるものの、実際の現場で円滑に機能していない部分もあります。安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域ぐるみで支える体制づくりが必要です。

行方市令和7年度市民意識調査より
高齢者が安心して住み続けられるための取り組みとして、最も重要なものを選んでください。



取組方針

(1) 地域包括ケアシステムの深化とワンストップ支援体制の確立

- ・医療・介護・福祉・生活支援を連携させた「行方型地域包括ケアシステム」を深化させ、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせる体制を構築します。
- ・地域包括支援センターの相談・調整機能を強化し、高齢者・家族が迷わず支援を受けられるワンストップ窓口を整備します。
- ・命と暮らしを守るまちの理念に基づき、医療センター・地域医療機関・介護サービスの連携を推進します。

（2）介護人材の確保・育成と多様な働き方の推進

- ・介護職員の待遇改善・キャリアアップ支援を行い、若年層・潜在有資格者の定着を図ります。
- ・市内高校・福祉施設・大学等と連携した地元人材育成プログラムを創設し、「地元で働き、地元を支える福祉人材」を育てます。
- ・外国人材の受け入れやデジタルツールの活用により、持続可能な人材確保と業務効率化を推進します。
- ・産業誘致や雇用拡大策と連動し、介護を地域産業の一つとして支える環境整備を行います。

（3）独居高齢者・認知症高齢者への安心支援

- ・独居・高齢夫婦世帯の増加に対応し、地域住民・民生委員・消防団などと連携した見守りネットワークを拡充します。
- ・認知症サポーター養成講座の充実と、認知症カフェ・家族支援会の開催を継続的に実施します。
- ・デジタルと共に助による防災体制を活かし、ＩＣＴ・センサー・LINE等を活用した高齢者見守り・安否確認システムを導入します。
- ・行方警察署・医療機関との連携により、徘徊高齢者の早期発見体制を強化します。

（4）在宅介護と家族支援の強化

- ・訪問介護・訪問看護・通所リハビリ等の在宅サービス基盤を拡充し、自宅で暮らし続けられる地域づくりを進めます。
- ・家族介護者の負担軽減を目的に、レスパイト（介護休養）支援・短期入所サービスの利用を支援します。
- ・住宅改修・福祉用具の助成制度を周知し、自立的な生活環境整備を推進します。
- ・災害時には「行方市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難時にも途切れないと介護支援体制を構築します。

（5）医療と介護の連携強化

- ・医師・看護師・介護職・ケアマネジャーが協働する地域連携会議を定期開催し、情報共有と課題解決を図ります。
- ・在宅医療と介護を結ぶ地域完結型ケア体制を推進し、急変時にも迅速に対応できるネットワークを整備します。

（6）地域ぐるみの支援と生きがいづくり

- ・自治会・民生委員・ボランティア・福祉団体と連携し、地域全体で高齢者を支える共助のまちづくりを進めます。
- ・高齢者自身が地域活動・農業体験・観光ボランティアなどに参加できる生涯活躍のまちモデルを構築します。
- ・若者・子育て世代との交流を促進し、世代を超えた支え合い文化の醸成を図ります。

- ・地域イベントやサロン活動を通じ、閉じこもり防止・健康寿命延伸を推進します。

関連する個別施策と成果指標

見守りネットワークの仕組みづくり、高齢者世帯の実態把握と見守り活動

高齢者の孤立を防ぐため、地域全体で支える見守りネットワークを構築します。民生委員や地域団体と連携し、定期的な訪問や声かけを通じて高齢者世帯の実態を把握し、必要な支援につなげます。また、徘徊高齢者を支援するQRコード活用事業を継続します。

| | | | | | |
|----|----------------|-----|-------|-----|-------|
| 指標 | 見守りネットワーク参加団体数 | 現状値 | 47 団体 | 目標値 | 50 团体 |
|----|----------------|-----|-------|-----|-------|

介護予防・健康づくりの推進

介護予防を目的としたシルバーリハビリ体操教室や健康講座を定期的に開催し、フレイル予防や認知症予防を図ります。地域包括ケアと連動した健康づくりを支援します。

| | | | | | |
|----|-------------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | シルバーリハビリ体操教室の開催回数 | 現状値 | 26 回 | 目標値 | 40 回 |
|----|-------------------|-----|------|-----|------|

認知症の人や家族を地域や職場などで温かく見守る仕組みづくり

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症サポーターの養成講座を実施します。地域包括支援センターを中心に、職場や地域での理解促進と支援体制の整備を進めます。

| | | | | | |
|----|-------------------|-----|---------|-----|---------|
| 指標 | 認知症サポーターの増加 | 現状値 | 1,933人 | 目標値 | 2,200人 |
| 指標 | 認知症サポーター養成講座の受講者数 | 現状値 | 2,500 人 | 目標値 | 3,000 人 |

緊急通報システムの整備

一人暮らしの高齢者などを対象に、緊急時に迅速な対応が可能となる通報システムを整備します。安心して在宅生活を送れる環境づくりを支援します。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-------|-----|-------|
| 指標 | 緊急通報システム設置件数 | 現状値 | 172 件 | 目標値 | 190 件 |
|----|--------------|-----|-------|-----|-------|

1-6 障がい者福祉

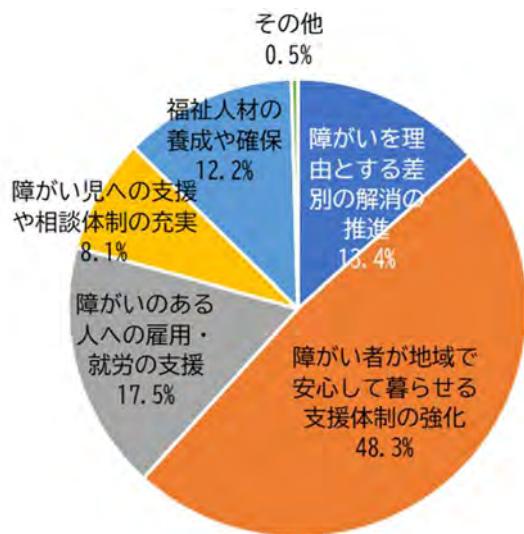
障がいを持つ人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保し、社会を構成する一員として生きがいを持って暮らせる共生社会の環境づくりを推進します。

現状と課題

障がい者福祉においては、地域生活支援拠点等の整備が進められ、緊急時対応や短期入所支援が可能な体制づくりが図られています。また、相談支援事業や就労継続支援事業所が設置されており、障がいのある人の地域生活や社会参加を後押ししています。市内では障がい者福祉サービスを活用することで、地域で安心して暮らせる環境が整いつつあります。

しかし、障がい者の高齢化や重度化が進んでおり、従来の支援体制では対応が難しい状況になっています。特に親が亡くなった後の生活支援（いわゆる「親亡き後問題」）が大きな課題です。また、障がい者の就労や社会参加の機会が十分に確保されていないため、地域の中で自立した生活を送るための支援をさらに強化する必要があります。

行方市令和7年度市民意識調査より
障がい者福祉について、最も重要なものを
選んでください。



取組方針

（1）地域生活支援拠点の機能強化と安心の生活基盤づくり

- ・障がいのある人や家族が困ったときにすぐ相談・利用できる支援体制を整備します。
- ・短期入所や緊急時の受け入れ体制を強化し、安心して地域で暮らし続けられる環境を整えます。
- ・市内外の福祉事業所・医療機関・地域団体との連携を深め、地域全体で支えるネットワークを形成します。
- ・災害時には、要支援者への避難支援体制を整備し、バリアフリー化された避難所環境を確保します。

（2）相談支援体制の充実と切れ目のない支援

- ・相談支援事業所の体制を強化し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた個別支援計画を推進します。
- ・医療・教育・福祉・就労など関係機関が連携し、障がいの早期発見・早期対応を進めます。
- ・こども発達支援センターや学校教育課との連携を強化し、発達障がい児への支援体制を充実させます。
- ・地域ごとに身近で相談できる体制を整備し、支援をより受けやすくします。

（3）就労支援と社会参加の促進

- ・就労継続支援事業所の整備と質の向上を図り、多様な働き方や働く機会の拡大を進めます。
- ・農業分野や地場産業、観光分野との連携を通じて、地域の仕事づくりと障がい者の就労支援を一体的に推進します。
- ・企業や団体との連携により、職場体験や定着支援を充実させます。
- ・スポーツや文化活動、ボランティアなど、働く場以外の社会参加の機会を広げ、生きがいを感じられる生活を支えます。

（4）「親亡き後問題」への対応

- ・成年後見制度や生活支援体制を活用し、親がいなくなった後も安心して暮らせる仕組みを整備します。
- ・共同生活援助（グループホーム）の拡充を進め、地域の中で安心して暮らせる住まいの場を確保します。
- ・民生委員や地域ボランティアなどとの協力により、障がい者を見守り続ける支援ネットワークを構築します。
- ・災害時や緊急時にも安全に避難・生活できるよう、支援体制を強化します。

（5）重度・高齢化する障がい者への支援強化

- ・医療的ケアや重度障がいに対応できる専門人材の育成と確保を推進します。
- ・地域医療機関との連携を強化し、在宅療養・リハビリ・介護支援など切れ目のない支援体制を整えます。
- ・障がい者の高齢化に対応し、介護サービスと福祉サービスを連携させた支援を推進します。
- ・訪問介護や居宅介護などの在宅支援を充実させ、住み慣れた地域で自立した生活を続けられる環境を整備します。

（6）共生社会の実現に向けた取組

- ・学校や地域、企業などが連携して、障がいに対する理解促進と啓発活動を展開します。
- ・公共施設や避難所などのバリアフリー化・情報アクセシビリティ向上を進め、誰もが安心して利用できる環境を整えます。
- ・市民や地域団体が参加する共助型の福祉活動を推進し、支え合う地域文化を育み

ます。

- ・農業や観光、文化活動などと福祉を組み合わせた取組を進め、障がいの有無にかかわらず共に生きるまちを目指します。

関連する個別施策と成果指標

障がい者支援相談

障がいのある方やそのご家族が、地域で安心して暮らし続けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。

| 指標 | 障がい者支援相談窓口数 | 現状値 | 1か所 | 目標値 | 1か所 |
|----|-------------|-----|-----|-----|-----|
|----|-------------|-----|-----|-----|-----|

スポーツを通じた社会参加の促進

障がい者スポーツ講習会や交流大会を開催し、スポーツを通じた社会参加の機会を提供しています。体力づくりや仲間づくりを通じて、生活の質の向上と地域とのつながりを支援します。

| 指標 | 障がい者スポーツ大会等の開催 | 現状値 | 2回 | 目標値 | 3回 |
|----|----------------|-----|----|-----|----|
|----|----------------|-----|----|-----|----|

共同生活援助（グループホーム）の整備

障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、グループホームや共同生活援助施設の整備を進めます。少人数での生活を通じて、地域とのつながりを深める支援を行います。

| 指標 | 共同生活援助施設（グループホーム）の施設数 | 現状値 | 4か所 | 目標値 | 6か所 |
|----|-----------------------|-----|-----|-----|-----|
|----|-----------------------|-----|-----|-----|-----|

障がい者の就労支援の強化

就労継続支援B型事業所などを活用し、障がいのある方の働く場を確保します。企業や地域団体との連携により職場定着支援や就労体験の機会を提供します。

| 指標 | 一般就労への移行者数 | 現状値 | 2人 | 目標値 | 6人 |
|----|------------|-----|----|-----|----|
|----|------------|-----|----|-----|----|

障がいのある児童の療育の充実

関係機関と連携し、早期発見・早期支援を重視した療育体制を整備することで、障がいのある児童の発達支援と家族の不安軽減を図ります。

| 指標 | 児童発達・放課後等デイサービス事業所数 | 現状値 | 3か所 | 目標値 | 4か所 |
|----|---------------------|-----|-----|-----|-----|
|----|---------------------|-----|-----|-----|-----|

1－7 社会保障

市民の生活の安定と向上、安心で希望と誇りが持てる社会の実現に向けて、自助、共助、公助による健全な社会環境の構築を推進します。

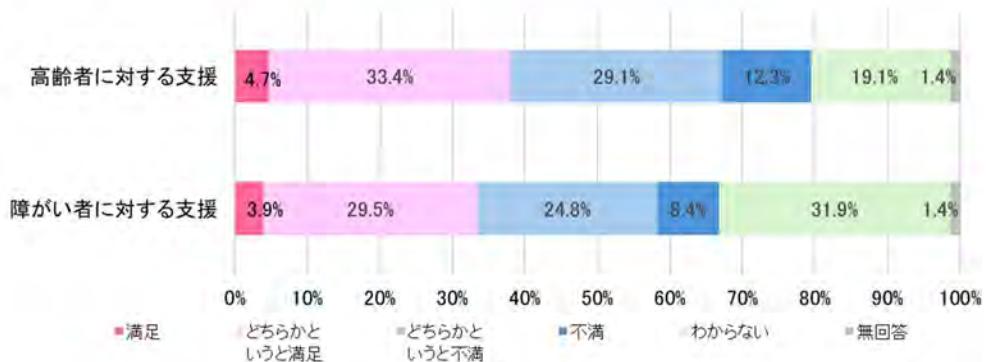
現状と課題

行方市では、医療福祉費助成制度（マル福）や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度など、国や県と連携した社会保障制度が展開されています。これにより、低所得者層や医療費負担が大きい世帯への支援が行われ、最低限の生活を保障する仕組みが機能しています。また、公的年金や各種福祉給付制度も活用され、住民の生活を支えています。

しかし、高齢化の進行や人口減少により、社会保障費の増大が予測されています。地方財政においても福祉関連支出が増加し、持続可能な制度運営が課題となっています。また、既存制度の対象や範囲に制約があるため、制度の狭間にいる人々（例えば非正規労働者やひとり親家庭など）への支援が十分ではありません。さらに、制度を十分に理解・活用できない住民も少なくなく、周知や相談体制の拡充が求められています。

行方市令和7年度市民意識調査より

まちづくりへの満足度について、「高齢者に対する支援」、「障がい者に対する支援」について、どの程度満足していますか。



取組方針

（1）持続可能な社会保障制度の運営と財政健全化

- ・高齢化や人口減少の進行を見据え、中長期的な財政シミュレーションを実施し、制度の持続可能性を確保します。
- ・国・県の補助制度を最大限に活用し、地方財政への負担を軽減します。
- ・デジタル技術や業務効率化の導入により、限られた人員・財源の中でも効果的な制度運営を進めます。
- ・老朽化した公共施設の更新や耐震化などを通じて、社会保障関連施設の安全性と利便性の両立を図ります。

（2）制度の狭間にある人々への柔軟な支援

- ・非正規雇用者、ひとり親家庭、低所得世帯など、既存制度で十分に支えられない層に対し、生活実態に即した独自支援策を検討します。
- ・就労支援や住宅支援、子育て支援を組み合わせ、制度から取りこぼされない包括的支援体制を整えます。
- ・地域福祉や社会福祉協議会と連携し、行政と地域が一体となったセーフティネットを構築します。

（3）生活困窮者への包括的な支援体制の強化

- ・生活困窮者自立支援制度を中心に、就労・居住・相談支援を一体的に展開します。
- ・多重債務、孤立、精神的課題など複合的な問題を抱える世帯には、個別支援プランによる伴走型支援を実施します。
- ・フードバンク、地域団体、社会福祉法人などと協働し、緊急時の食糧・生活支援体制を充実させます。
- ・デジタルを活用し、支援対象者の早期把握と迅速な対応を推進します。

（4）制度利用の周知と相談体制の充実

- ・社会保障制度の内容や利用方法をわかりやすく整理し、広報誌やSNS、ウェブサイトで積極的に発信します。
- ・行政窓口のワンストップ化を進め、複数の制度を一度の相談で利用できる利便性の高い窓口体制を整備します。
- ・相談支援員や生活支援コーディネーターを育成・配置し、利用者に寄り添う伴走型支援を推進します。
- ・防災・感染症対応などの緊急時にも、社会保障と地域支援の連携による迅速な支援体制を確立します。

（5）高齢者・障がい者・子育て世帯への重点的支援

- ・高齢者、障がい者、子育て世帯などライフステージに応じた包括的支援を展開します。
- ・高齢者には、年金・医療・介護サービスに加え、見守り活動や生活支援を組み合わせ、孤立防止と安心生活を支援します。
- ・障がい者には、医療・福祉・就労の連携支援を推進し、地域で自立できる体制を整備します。
- ・子育て世帯には、給食無償化、通学費助成、住宅支援などを通じ、安心して「行方で子育て・定住できる環境」を形成します。

（6）地域共生社会の実現と持続的な支援基盤づくり

- ・福祉・医療・社会保障を横断的に捉え、「誰もが支え合う地域共生社会」の構築を進めます。
- ・行政・企業・NPO・地域団体が連携し、地域資源を活用した多層的な支援体制を形成します。

- ・ボランティアや地域住民の参加を促し、制度だけに依存しない共助の仕組みを育てます。
- ・農業・観光・地域産業などの地元資源と社会福祉を結びつけ、働く場と生きがいのある地域社会を実現します。

関連する個別施策と成果指標

適切なケアマネジメントの実施促進

ケアマネジャーの資質向上と支援体制の強化により、利用者に適したサービス提供を促進します。地域包括支援センターとの連携や研修制度の充実を図ります。

| 指標 | 適正化によるケアプラン点検数 | 現状値 | 668 件 | 目標値 | 750 件 |
|----|----------------|-----|-------|-----|-------|
|----|----------------|-----|-------|-----|-------|

2 教育・文化・スポーツ

「豊かな心と健やかな体を育てるまちづくり」



これからのグローバル社会に対応できる人材を育てるために、包摂的で質の高い教育と多様な価値観を尊重し、家庭、学校、地域、行政が連携しながら、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支える支援体制の構築を目指します。

2-1 幼児教育

質の高い保育・幼児教育の提供、家庭や地域との連携強化、子育てと仕事の両立支援、そして子どもが安心して過ごせる居場所づくりなどを通して、豊かな人間性や主体的に生きる力を育むことを目指します。

現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化の進行により生活環境に変化が生じ、児童虐待の顕在化、保育ニーズの増大など、子どもたちや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

国においては、2023年4月に「こども家庭庁」が発足し、同年12月にはこども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するためのこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を積極的に推進していくことが示されました。

本市においては、国の保育料無償化制度に加え、2025年度から行方市独自の事業として0歳児から2歳児の保育料を無償化しています。また、2024年4月に「こども家庭センター」、「こども発達支援センター」を開設し、一体的な子育て支援の取組を進めてきたところです。

幼児教育の課題では、少子化による園児数の減少や、共働き世帯の増加に伴う家庭での育児時間の減少、幼児教育や保育ニーズの多様化による職員不足などが挙げられます。引き続き、市民が安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備し、地域社会全体で子どもたちの生きる力を育むことができるまちづくりを目指していきます。

■幼児教育・保育施設の状況

<幼稚園>

本市の幼稚園は、2024年度現在で公立の3園、定員は350人となっており、利用者数は定員を大きく下回っている状況です。また、各園で早朝の預かり保育とともに、降園後保育（エンゼル）を実施しています。

幼稚園の利用者数等の推移（各年5月1日時点）

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園（箇所） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 利用定員（人） | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 |
| 利用者数（人） | 85 | 82 | 70 | 61 | 49 |

出典：学校基本調査

<保育園>

本市の保育園は、2024年度現在で私立の4園、利用定員は260人となっており、入所等待機児童はいません。しかし、一部の保育園では利用者数が利用定員を上回っている状況です。

保育園の利用者数等の推移（各年4月1日時点）

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育園（箇所） | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 利用定員（人） | 310 | 310 | 310 | 260 | 260 |
| 利用者数（人） | 318 | 309 | 273 | 257 | 238 |

出典：行方市こども計画

<認定こども園>

本市の認定こども園は、2024年度現在で私立の4園、利用定員は1号認定（幼稚園部分）が60人、2号及び3号認定（保育園部分）が345人、計405人となっており、入所等待機児童はいません。

認定こども園の利用者数等の推移（各年4月1日時点）

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認定こども園（箇所） | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 保育園部 利用定員（人） | 355 | 355 | 355 | 355 | 345 |
| 幼稚園部 利用定員（人） | 105 | 105 | 105 | 65 | 60 |
| 利用者数（人） | 442 | 424 | 409 | 379 | 367 |

出典：行方市こども計画

＜放課後児童クラブ＞

放課後児童クラブは、保護者の就労等により、昼間自宅に保護者がいない児童（小学6年生まで）を預かり、心身の健全な育成を図ることを目的とするものです。

本市では、市内の小学校等の5か所に放課後児童クラブを設置しており、利用者数は概ね横ばいで推移しています。

放課後児童クラブの利用者数等の推移（各年5月1日時点）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| クラブ数（箇所） | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 利用者 数（人） | 1～3年 生 | 319 | 320 | 311 | 308 | 319 |
| | 4～6年 生 | 188 | 163 | 175 | 166 | 182 |
| 合計（人） | | 507 | 483 | 486 | 474 | 501 |

出典：行方市こども計画

取組方針

■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実

（1）教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、区域ごとに、平日日中の教育・保育（保育所（園）、幼稚園、認定こども園等）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を設定するものです。本市では、人口、利便性、教育・保育施設の配置等から勘案しつつ、一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすい等の理由から、市域全域を1区域として設定して推進しています。

（2）教育・保育の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

（3）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み、確保方策及び実施時期を設定します。

（4）教育・保育の一体的提供及び質の確保・向上

本市には、2024年度現在、認定こども園が4園あり、第2期計画で見込んだとおりの移行状況です。今後も、教育・保育施設等の相互の連携並びに、保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校等との連携強化に努めます。また、保育・教育の質

の確保・向上を図るため、保育士や幼稚園教諭等への研修や情報提供のほか、教育・保育施設等への適正な実地検査を行い、必要な助言・指導に努めます。さらに、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する、幼児教育アドバイザーを継続的に確保することで、幼児教育・保育等における専門性の向上を図ります。

(5) 育児休業等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

産前・産後休業、育児休業明けには、希望に応じた特定教育・保育施設等を利用できるよう、情報提供や相談支援を実施してきました。今後も、引き続き、ニーズに応じた教育・保育の提供体制の確保に努めます。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

国の幼児教育・保育の無償化（2019年10月）に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する市民が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本市は、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。

(7) 外国につながる幼児への支援・配慮

本市では、国際交流や多文化共生への意識を深める取組を推進しており、近年では、本市にも在留する外国人が増えています。外国人との交流を通して、言語・文化を学ぶ機会を広げ、さらに、安心して生活ができるための環境づくり、保護者及び教育・保育施設等に対する支援を行います。

(8) こどもの居場所づくり

本市の放課後児童クラブにおける実態調査（2023年度実施）では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型推進を期待する保護者からの意見が多くの割合を占めました。今後も、地域や学校、園、家庭、民間団体、民間企業等が連携・協働し、こどものすべてのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など、多様な体験・経験の機会を提供できるよう努めます。

関連する個別施策と成果指標

幼、小中学校施設整備事業

幼稚園・小学校・中学校などの教育施設の耐震化や老朽化対策、大規模改修を進め、安全で質の高い教育環境の整備を図る学校施設整備計画に基づいた取組を推進します。

| 指標 | 施設整備率 | 現状値 | 100% | 目標値 | 100% |
|----|-------|-----|------|-----|------|
|----|-------|-----|------|-----|------|

地域子育て支援の充実

子育て支援にあたっては、身近な場所での親子の遊び場の提供のほか、子育てに関する知識の習得や教育力の向上、子育ての仲間づくりを支援するために、講座や教室を開催し、保護者同士の交流を図ります。

| 指標 | 講座・教室の開催回数 | 現状値 | 38回 | 目標値 | 40回 |
|----|------------|-----|-----|-----|-----|
|----|------------|-----|-----|-----|-----|

2-2 学校教育

学校を核として、地域住民と一体となって子どもを育む「地域とともににある学校」への転換を目指し、地域の資源を活用して子どもたちの学びと成長を支える体制を構築します。また、これからのグローバル社会に向けて、子どもたちが将来を担う人材として自立できるよう、持続可能な地域社会を支える学習基盤を築くことを目指します。

現状と課題

近年、私たちを取り巻く環境は超スマート社会、国際化、AIなどの技術革新等、社会の大転換期を迎えています。このような変化を前向きに受け止めていくため、自らが自立して主体的に社会に関わり、人間ならではの感性を働かせながら新たな価値を創造し、自ら問いを立てて他者と協働し解決に導いていく力が求められています。

国においては、2040年以降の社会を見据えた教育施策の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」を掲げており、グローバル化への対応や共生社会の実現、地域や家庭でともに学び支え合う社会の実現などが目指されています。

本市においては、第4期行方市学校教育プランを作成し、「新たな価値を創造し郷土と社会の未来を切り拓く人間の育成」を基本目標に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に基づく新しい時代の学校教育の実現を進めています。また、本プランは一人一人の子どもが自分や他者を大切な存在と感じて健やかに成長し、自らの「未来」を切り拓いていけるよう、幼児教育の育ちと学びから義務教育までの11年間を見通したプランとなっています。そして、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力はもとより、豊かな情操や道徳心、自己肯定感、自己有用感、思いやり、社会性、郷土を愛する心、たくましく生きるために必要な健康や体力等の育成を目指しています。

■学校教育施設の状況

本市には、2024年度現在、小学校4校、中学校3校があり、子どもの数は減少傾向が続いている。また、特別支援学級（子どもの特性や発達段階に応じた教育的支援を実施）は、2024年度現在、小学校に18学級、中学校に11学級あります。

<小学校>

小学校の状況（各年5月1日時点）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校数 | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 児童数 (人) | 1年生 | 234 | 213 | 208 | 200 | 177 |
| | 2年生 | 235 | 233 | 210 | 205 | 201 |
| | 3年生 | 216 | 235 | 232 | 209 | 206 |
| | 4年生 | 257 | 217 | 233 | 233 | 210 |
| | 5年生 | 246 | 254 | 216 | 232 | 229 |
| | 6年生 | 260 | 243 | 254 | 217 | 232 |

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計（人） | 1,452 | 1,399 | 1,357 | 1,300 | 1,259 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

出典：学校基本調査

＜中学校＞

中学校の状況（各年5月1日時点）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 中学校数 | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 生徒数 (人) | 1年生 | 230 | 241 | 231 | 231 | 198 |
| | 2年生 | 268 | 229 | 243 | 231 | 232 |
| | 3年生 | 252 | 268 | 228 | 242 | 233 |
| 合計（人） | | 753 | 741 | 705 | 707 | 666 |

出典：学校基本調査

＜特別支援学級＞

特別支援学級の状況（各年5月1日時点）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 学級数 | 19 | 21 | 19 | 16 | 18 |
| | 児童数 | 93 | 104 | 95 | 85 | 100 |
| 中学校 | 学級数 | 11 | 9 | 11 | 11 | 11 |
| | 生徒数 | 56 | 53 | 54 | 58 | 58 |

出典：学校基本調査

■学校関連施設の維持管理

＜学校体育館の空調整備＞

市内小中学校7校のうち学校体育館の空調が整備されているのが2校だけであり、体育館は災害時の避難所に指定されているため、国の補助金等を受けて順次空調を整備する方針です。

＜学校給食センターの統廃合に基づく新設または改修＞

学校給食センターについては市内に2か所あり、どちらも老朽化が進んでいる状況です。今後、学校の児童、生徒数が減少していくことが推測されることから、学校給食センターの統廃合を検討します。

＜校舎の維持管理＞

市内小中学校7校については、合併後に建設及び大規模改造されたものであり、現状で老朽化等の問題はなく、適切なメンテナンス等の対応を行う方針です。

取組方針

これから急激に変化する社会を生きる子どもたちに求められる資質・能力（夢や希

望をもち自ら学びに向かう力、新たな価値を創造する力)を育成するため、学校教育プランの中から特に5つの重点施策を抽出し、すべての子どもたちに育む教育を推進します。

■重点施策 5つの矢

新たな価値を創造し郷土と社会の未来を切り拓く人間の育成

1の矢：学力向上

- ・カリキュラム・マネジメントの充実
- ・学力の確実な定着等の資質、能力の育成
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

2の矢：豊かな心

- ・道徳教育の充実
- ・幼児期から中学校までの道徳性を培う指導の推進
- ・道徳科における「考え、議論する道徳」の推進
- ・家庭や地域との連携

3の矢：いじめ、長欠・不登校対策

- ・治療的予防、教育的予防（未然防止、早期発見、早期対応、丁寧な初期対応）
- ・心の居場所となり、絆づくりのできる学級づくりの推進
- ・専門機関等との連携によるチーム支援の充実

4の矢：特別支援教育

- ・全教職員による特別支援教育の充実
- ・特別支援学級、通級による指導の充実
- ・校種間及び関係機関等との切れ目ない支援の充実

5の矢：幼児教育

- ・幼児期の特性を踏まえた教育の推進と接続
- ・学びや生活の基礎となる生活上の自立の育成
- ・家庭や地域との連携・協働

■これからの教育で重視すること

(1) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

文部科学省が提唱する「令和の日本型学校教育」における重要な学習指導の方向性として、子どもたちがそれぞれの能力や興味、進度に応じて主体的に学ぶ「個別最適な学び」と、多様な他者と関わり、共に課題を解決したり、新たな価値を創造したりする「協働的な学び」を両立・連携させて授業を改善していくことを目指します。

(2) 行方市が目指す国際教育

- ・外国の学校との交流やALT（外国語指導助手）を活用した事業により自らの国の伝統・文化に根ざした自己を確立し、異文化を知り、受け入れ、国際社会で主体的に行動するために必要な態度・能力を育成します。
- ・行方市では、国際教育推進事業において、中学生海外派遣研修事業及び市内小学

校とオーストラリア小学校との海外交流事業を行っており、今後も継続して行く予定です。

- ・中学校では、フィリピン共和国のダナオ市と友好交流都市協定を結んだこともあります、フィリピンとの関わりによる推進として、親子で参加するオンライン英会話教室によるマンツーマン英会話授業を展開しています。

(3) 郷土と社会を切り拓く課題解決型学習

- ・行方市独自の教科横断型の「郷土と社会を切り拓く課題解決型学習プログラム」は、児童生徒が「どのように郷土や社会と関わり、自分には何ができるか、どうすべきか、現在や将来にどうつなげるか」など、より良い自分の生き方を考える主体的・協働的な学習です。
- ・例えば、栄養バランスの整った豊かな給食を「親子給食」で体験する機会をつくり、行方市産の野菜を使用するなど、学校給食をとおして郷土や社会の関わりを学びます。

(4) 資質・能力の確実な育成のためのICT活用の推進

- ・資質・能力の確実な育成のためには、ICT活用を教育課程全体で計画的に推進し、児童生徒の「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」という3つの柱をバランスよく育むことが重要です。ICT活用によって、個別最適な学び、主体的・対話的な深い学びを促進し、学習意欲の向上や思考力の深化を育成します。
- ・国のGIGAスクール構想に基づき、子ども一人に一台のタブレットPCを配備し授業での活用を推進しています。
- ・保護者への学校からの連絡事項については、現在デジタル連絡ツールを導入しています。

関連する個別施策と成果指標

非常勤講師配置事業

小・中学校に、教員免許を持つ非常勤講師を配置し、教科指導や学校教育活動の支援を行うことで、教育体制の充実と多様な学習ニーズに応える学校運営の強化を推進します。

| 指標 | 非常勤講師の配置 | 現状値 | 5人 | 目標値 | 5人 |
|----|----------|-----|----|-----|----|
|----|----------|-----|----|-----|----|

学校給食センター施設整備事業

老朽化が進む、麻生・北浦の学校給食センターを統廃合し、安定的な給食提供や効率的運営のための施設改修・整備計画を進め、安全・安心な教育環境を支える体制づくりを推進します。

| 指標 | 麻生・北浦の学校給食センターの統廃合 | 現状値 | 2か所 | 目標値 | 1か所 |
|----|--------------------|-----|-----|-----|-----|
|----|--------------------|-----|-----|-----|-----|

国際教育推進事業

国際社会で活躍できる人材育成を目指し、外国の学校との交流や英語教育支援、海外研修等を通じて異文化理解や国際感覚の向上を図る教育施策を推進します。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-------|-----|-----|
| 指標 | 英語検定3級合格者の割合 | 現状値 | 51.3% | 目標値 | 65% |
|----|--------------|-----|-------|-----|-----|

魅力ある教育推進事業

行方市学校教育プランに基づき、学力向上・豊かな心・いじめや不登校対策・特別支援教育など多面的な教育施策を通じ、子どもの健全な成長と質の高い教育環境の充実を総合的に推進します。

| | | | | | |
|----|-------------------------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 「学校（幼稚園）へ行くのが楽しい」と感じる子どもたちの割合 | 現状値 | 91% | 目標値 | 100% |
|----|-------------------------------|-----|-----|-----|------|

きめ細かな教育環境の充実

近年の猛暑による熱中症対策として、小中学校体育館の空調設備を整えるなど教育環境の改善を図るとともに、災害発生時の避難所としての機能強化を両立します。

| | | | | | |
|----|----------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 小中学校体育館空調設備設置率 | 現状値 | 43% | 目標値 | 100% |
|----|----------------|-----|-----|-----|------|

2-3 青少年育成

心豊かで、たくましく、地域社会に貢献できる人材を育成できるよう、家庭、学校、地域、行政が連携して、青少年が心身ともに健全に成長できる環境を整えながら、社会性や自立心、未来を切り拓く力を育むことを目指します。

現状と課題

近年の青少年育成の現状は、核家族化や共働き世帯の増加により、家庭や地域の子育て機能が相対的に低下していることや、スマートフォンやインターネットの普及により、青少年は多くの情報を得られる一方で、ネット依存やSNSでのトラブルなど新たな問題も発生するなど、子どもを取り巻く社会環境の大きな変化を背景に、複雑化・多様化する課題に直面しています。

本市では、子ども会やスポーツ少年団などの青少年団体の育成を図るとともに、青少年相談員による非行防止活動や青少年育成行方市民会議による地域活動を通じて、青少年の健全育成を図ってきました。

今後、複雑化する子どもの問題に対応するためには、家庭、学校、地域、専門機関などが連携し、包括的に子どもを支援する体制が必要であるとともに、子どもを取り巻く環境の中で、青少年が自分自身でさまざまな課題や問題を乗り越えられるよう、自ら考え、自ら判断して、社会を生きていくための強い力を形成する支援が求められています。その対応として、家庭・学校・職場・地域社会の各生活領域における教育機能の充実や社会環境の整備を図ります。また、青少年が企画・運営する各種グループおよびリーダー層の育成、支援などの関係機関・関係団体等と密に連携した青少年の健全育成を市民の理解と協力を得ながら推進していきます。

取組方針

（1）コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進による支援体制の充実

・学校の教育方針や教育活動に地域の意見を反映させる「コミュニティスクール」と、地域住民などがボランティアとして学校教育活動を支援する「地域学校協働活動」を一体的に推進し、学校運営への地域住民の参画を進めることで、子どもたちの学びを支える支援体制の充実を図ります。

（2）魅力的な地域づくりと地域への愛着を育む人材の育成

・「青少年相談員」の活動や、「ふれあいスタディ事業」など、地域全体で子どもを育てる仕組みの構築を推進するとともに、魅力的な地域づくりと地域への愛着を育む人材の育成に取り組みます。

（3）生きづらさをかかえる子どもの孤立ゼロを目指した地域と連携した取組の推進

・生きづらさを抱える子どもの孤立を防ぐために、学校、保護者、行政、NPO、そして地域住民が連携する重層的な支援ネットワークを構築し、子どもや家庭の居場所づくりと、困難の早期発見・早期対応を行います。

（4）地域のコミュニケーションを広げるあいさつ・声かけ運動の推進

- ・普段のあいさつ、声かけ運動から、子ども同士、大人と子ども、地域全体が交流を深め、子どもたちの健やかな成長を地域全体で見守り、支えることで、地域住民同士のネットワークが形成されます。

関連する個別施策と成果指標

二十歳のつどい事業

新成人を対象に「二十歳のつどい」を開催し、人生の節目を祝う式典や交流の機会を設けることで、お祝いの気持ちを共有し地域とのつながりを深めます。

| | | | | | |
|----|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 二十歳のつどい事業への参加率 | 現状値 | 73% | 目標値 | 80% |
|----|----------------|-----|-----|-----|-----|

自然体験学習事業

自然環境を活かした体験活動として、子どもたちが自然に親しむ学習やの農林漁業体験等の機会を提供し、豊かな感性と生きる力を育む教育の充実を推進します。

| | | | | | |
|----|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 青少年育成行方市民会議キャンプ事業参加者 | 現状値 | 40人 | 目標値 | 40人 |
|----|----------------------|-----|-----|-----|-----|

行方市高校生会との連携

行方市高校生会は、行方市を拠点に地域貢献活動を行っている高校生のボランティア団体です。市のイベントのサポートや、地域の清掃活動など、行政と連携しジュニアリーダーとして地域づくりに貢献しています。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 行方市高校生会の参加者数 | 現状値 | 17人 | 目標値 | 20人 |
|----|--------------|-----|-----|-----|-----|

ふれあいスタディ事業の推進

市内の小・中学生を対象に無料の学習機会を提供する事業です。地域の人材や大学が、児童・生徒の学習習慣の形成を支援する事業です。

| | | | | | |
|----|------------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | ふれあいスタディ事業への参加者数 | 現状値 | 441人 | 目標値 | 450人 |
|----|------------------|-----|------|-----|------|

あいさつ・声かけ運動の推進

「行方市青少年相談員」の協力を中心に、あいさつ・声かけ運動のほか、街頭での非行防止パトロール、児童・生徒の相談対応、学校行事への協力など多岐にわたる活動を推進します。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | あいさつ・声かけ運動の実施回数 | 現状値 | 45回 | 目標値 | 50回 |
|----|-----------------|-----|-----|-----|-----|

2-4 生涯学習

市民の生きがいや幸福感の向上、地域の活力と魅力の創出、地域課題の解決に向けた自主・自立のまちづくりを目指し、学習環境の整備、学習機会の充実、様々な団体が連携する仕組みづくりを進めます。

現状と課題

私たちを取り巻く社会情勢は、人口減少、高齢化、技術革命、グローバル化、子どもの貧困、地域間格差等、様々な要素が絡み合いながら、急激に変化しています。また、地域社会を取り巻く環境も変化を見せており、人と人とのつながりの希薄化がすすみ、地域社会のもつ力や、個々の心の豊かさなど大切なものが失われつつあると考えられています。

このような中で、市民が自分のライフスタイルに合った方法で自分らしさや生きがいを見つけるためには、自己実現や社会参画につながる学習の機会が必要です。

しかし、本市においてこれらの学習の機会や情報は、財政難による施設運営の健全化、生涯学習を推進する専門職員の不足などにより不十分な状況です。

これらの状況を改善し、誰もが学習の機会や情報にアクセスできる環境の実現するため、行政や地域、教育機関等の連携強化、デジタル技術を活用した学習格差の解消などの取組を進めてまいります。

取組方針

■ゆたかな自然と歴史のもと、互いにふれ合い学び合う学習環境の実現

「学び合い」子どものうちから学ぶ機会をつくり、生涯を通じた学びを推進します。

「支え合い」人との交流を通じて、人間関係を構築します。

「高め合う」学びを活かして、豊かな地域づくりを図ります。

(1) 社会全体で子どもたちの生きる力を育む視点

- ・自主性・自立性を育む家庭教育の推進や読書活動の充実
- ・子どもの自主性・自立性を育む体験活動の推進
- ・郷土愛を育む活動の推進

(2) 主体的な学びを支える環境づくりの視点

- ・市民のニーズやライフステージに応じた情報提供の充実
- ・生涯学習関連施設の充実
- ・生涯学習を推進する指導者の発掘と育成の充実

(3) 学びの成果を地域の活性化に活かす視点

- ・学校を核とした地域コミュニティの活性化

- ・学びをとおしたネットワークづくりの促進
- ・活力あるコミュニティづくりの促進
- ・地域とともにある学校づくりの推進

■デジタルを活用した生涯学習の環境づくり

時間や場所の制約をなくし、多様な学習機会を提供することを目指します。具体的には、オンライン学習プラットフォームの整備や、地域社会におけるデジタル活用支援などを進めていきます。

(1) オンライン学習プラットフォームの構築

- ・多様なコンテンツの提供

公的機関や教育機関、民間企業が連携し、幅広い分野のオンライン講座を提供します。地域のボランティア活動やスポーツ、文化的な講座をまとめた生涯学習情報提供システムの構築を検討します。

(2) 地域におけるデジタル活用支援

- ・公民館の活用

公民館などの公共施設を拠点に、スマートフォンやオンラインツールの使い方を学ぶ講座を開催します。高齢者やデジタル機器に不慣れな人々には、専門家による個別サポートも提供します。

- ・地域資料のデジタルアーカイブ化

地域の歴史や文化に関する資料をデジタル化し、インターネット上で公開します。これにより、地域住民の学習意欲を高め、地域文化の伝承を促進します。

- ・デジタル・デバイド解消の推進

ICT機器の貸し出しや無料Wi-Fiの整備を進め、デジタル機器を持っている人と持たない人の情報格差の解消を進めます。

関連する個別施策と成果指標

生涯学習環境整備事業

市民が生涯にわたり学び合える環境を充実させるため、公民館・図書館講座等の事業や情報提供の充実を図り、多様な学習機会と交流の場づくりを推進します。

| 指標 | 生涯学習講座の充実 | 現状値 | 30件 | 目標値 | 30件 |
|----|-----------|-----|-----|-----|-----|
|----|-----------|-----|-----|-----|-----|

公民館活動推進事業

地域住民が学び・交流・文化活動を行う拠点として公民館活動を支援し、地域イベント等の充実による住民参加による地域活性化を推進します。

| 指標 | 公民館の利用者数 | 現状値 | 39,462人 | 目標値 | 42,000人 |
|----|----------|-----|---------|-----|---------|
|----|----------|-----|---------|-----|---------|

生涯学習活動の支援

市民が生涯にわたり多様な学習や交流活動に参加できるよう、公民館・図書館等の学習環境整備や講座・イベント開催、学習機会の提供と情報発信を強化し、生涯学習活動の支援と地域の学びの活性化を推進します。

| | | | | | |
|----|-------------|-----|-------|-----|-------|
| 指標 | 生涯学習講座の参加者数 | 現状値 | 448 人 | 目標値 | 451 人 |
|----|-------------|-----|-------|-----|-------|

人権教育の推進

人権尊重の理念に基づき、市民や児童生徒への人権教育・啓発講座や講演会等を実施し、多様性への理解を深めるとともに、差別解消と共生社会の実現を総合的に推進します。

| | | | | | |
|----|-----------|-----|----|-----|----|
| 指標 | 人権教育の実施回数 | 現状値 | 7回 | 目標値 | 8回 |
|----|-----------|-----|----|-----|----|

2-5 文化芸術

文化芸術を鑑賞・体験する機会の拡充、地域に根差した文化の継承・発展などを通じて、文化芸術を享受し創造できる豊かな社会を実現し、多様な取組との連携による創造的なまちづくりを目指します。

現状と課題

行方市は、奈良時代初期（713年）に編さんされた「常陸國風土記」に登場する地名が多く残る歴史がとても深いまちです。2017（平成29）年より、麻生地区が千年以上にわたり人々が暮らしてきた「千年村」として認証され、自然や社会的な災害、変化等を乗り越え、生産と生活が続いてきた地域と認められました。また、西に霞ヶ浦、東に北浦を擁し、雄大な湖での鯉やワカサギの漁業、豊かな行方台地での農業を暮らしの支えとして栄えてきました。そして千年以上にわたる伝統文化が深く根差し、技や知恵として受け継がれてきました。

一方、霞ヶ浦と北浦に囲まれた豊かな自然環境や歴史的資源、特産品といった地域資源を、文化・芸術と連携して十分に活用しきれていないところが課題であるほか、文化団体数や会員数が減少傾向にあり、活動の停滞が進むなど、若年世代の文化・芸術活動への参加が少なく、担い手不足が懸念されます。

今後は、市民の参加につながるように活動や取組についての情報発信に力を入れていくほか、地域に根差した市民の自主的な文化活動を継続的に支援するなど、文化・芸術の振興をさらに進めています。

■行方市の文化財の状況

本市には、豊かな自然と多くの文化財があり、2025年12月10日現在、国指定の西蓮寺仁王門、相輪様をはじめ、86（国2、県13、市71）の文化財が残されています。また、各地区では貴重な伝統芸能や年中行事・祭礼が継承されています。

※行方市の指定文化財一覧は、資料編に掲載しています。

取組方針

（1）歴史的・文化的遺産の活用と発信

- ・行方市が持つ多様な歴史的、文化的遺産を掘り起こし、市民や市外の人々にアピールします。
- ・郷土史のデジタル化：市内3地域の歴史・地理・民俗・埋蔵文化財及び自然に関する研究調査結果を綴った貴重な郷土史のデジタル化を推進します。
- ・文化財の保存と活用：行方市内の文化財の管理（整理・分類・保存）と振興に努めます。

（2）文化・芸術に触れる機会の創出

- ・市民が文化・芸術に触れる機会を創出し、活動を支援します。

- ・行方市文化会館の活用：文化会館を拠点として、市民が楽しめる場や機会を提供します。
- ・市民文化祭の推進：市民が参加する文化祭を文化協会と共催で実施します。
- ・「なめがた狂歌」の継続：伝統的な文化事業である「なめがた狂歌」の作品募集を継続し、文化振興に努めます。
- ・「なめがた郷土かるた」の活用促進：行方市の史跡などにまつわる歴史的な由来や説明が書かれており、遊びながら行方市の歴史に触れることで、地域への愛着を醸成します。
- ・文化・芸術イベントの開催：小中学生を対象とした芸術鑑賞教室など文化・芸術のイベントを開催します。

（3）まちづくりとの連携

- ・文化・芸術活動をまちづくり全体と連携させ、地域の魅力を向上させます。
- ・観光振興との連動：文化資源を観光振興計画と連動させ、地域の魅力を高めます。
- ・「なめがたブランド」の向上：地域の特色を活かした文化活動を通じて「なめがたブランド」のイメージを高め、市の魅力を全国に発信します。
- ・地域おこし協力隊との連携：地域おこし協力隊の活動をとおして、地域の活力向上と文化創造に取り組みます。

（4）人材育成と協働

- ・文化・芸術活動を担う人材を育成し、市民と行政の協働を強化します。
- ・学校教育・生涯学習の推進：次代を担う人材を育成するため、学校教育や生涯学習の分野を重視します。
- ・社会教育団体の育成と支援：市民の文化活動を支える社会教育団体を育成・支援します。

関連する個別施策と成果指標

文化財保護事業

市内の有形・無形文化財、市指定史跡等の保存・管理・修理支援や記録作成、伝承支援等の補助制度を活用し、地域の歴史文化の継承と活用を図る文化財保護体制の充実を総合的に推進します。

| | | | | | |
|----|--------------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 指定文化財の維持・管理に係る支援件数 | 現状値 | 86 件 | 目標値 | 90 件 |
|----|--------------------|-----|------|-----|------|

文化活動の推進

市民の文化活動を支援し、なめがた狂歌などの作品募集や地域クラブ等による交流・発表機会の提供を行うことで、多様な文化・芸術活動の活性化と地域文化振興を総合的に推進します。

| | | | | | |
|----|---------------|-----|----------|-----|----------|
| 指標 | 文化活動イベントの参加者数 | 現状値 | 15,311 人 | 目標値 | 20,000 人 |
|----|---------------|-----|----------|-----|----------|

文化協会の支援

地域の人々による自主的な文化活動が活発に行われるよう、文化協会に加盟する団体を中心に、育成と支援を行います。

| | | | | | |
|----|-------------|-----|--------|-----|--------|
| 指標 | 文化協会に加盟する団体 | 現状値 | 134 团体 | 目標値 | 140 团体 |
|----|-------------|-----|--------|-----|--------|

市民文化祭の開催

市民の発表の場を確保するため、市民が等しく文化芸術に触れる機会を充実させます。

| | | | | | |
|----|------------|-----|---------|-----|---------|
| 指標 | 市民文化祭の参加者数 | 現状値 | 2,849 人 | 目標値 | 3,000 人 |
|----|------------|-----|---------|-----|---------|

地域人材の活用

地域の文化振興を担う人材の発掘と積極的な活用を推進します。

| | | | | | |
|----|---------------------|-----|----|-----|----|
| 指標 | 文化振興に係る地域ボランティアスタッフ | 現状値 | 2人 | 目標値 | 5人 |
|----|---------------------|-----|----|-----|----|

2-6 スポーツ振興

スポーツの力を活用して地域の課題を解決し、健康増進、地域活性化、経済振興、交流人口の拡大など、共生社会の実現と地域の魅力向上を目指します。

現状と課題

スポーツは、体力の向上や健康の保持増進のみならず、協調性や連帯感などルールを守ることを通して規範意識を高めたり、人と人との交流や地域との結びつきを豊かにしたりするなど、人が成長するうえで欠かせないものです。さらに、夢や希望の実現に向けて進む勇気や困難を乗り越える力を育むとともに、人々に感動と誇りを、地域に元気と活力をもたらすものもあります。

本市のスポーツを取り巻く現状は、少子高齢化と人口減少という社会的な課題に直面しており、スポーツ実施率の低下、地域コミュニティの希薄化などが課題として挙げられ、これらの状況に対応した、多様な年代やニーズに合わせたスポーツ環境の整備、地域住民の交流を促進するイベントの企画、そして地域資源を活用した新たなスポーツ機会の創出などが必要とされます。

また、スポーツボランティアの担い手不足、スポーツを行う場所の不足と施設の老朽化、スポーツ非実施者層への呼び掛けなどの課題を解決するため、学校、地域団体、行政が連携して施設整備やＩＣＴ活用、他分野との連携を行い、一体となってスポーツ振興に取り組みます。

■行方市のスポーツ施設一覧

| 名 称 | 住 所 |
|-----------------------|------------|
| 行方市麻生運動場 体育館 | 南 269-1 |
| 行方市麻生運動場 弓道場 | 南 269-1 |
| 行方市麻生運動場 多目的グラウンド | 島並 1257-4 |
| 行方市北浦運動場 体育館 | 山田 2175 |
| 行方市北浦運動場 第1グラウンド | 山田 2175 |
| 行方市北浦運動場 第2グラウンド | 山田 3064 |
| 行方市北浦運動場 テニスコート | 山田 2175 |
| 行方市北浦運動場 クロッケーコート | 山田 2175 |
| 行方市玉造B & G海洋センター | 玉造甲 3190 |
| 行方市玉造運動場 テニスコート | 玉造甲 3190 |
| 行方市玉造運動場 浜球場 | 浜 2454 |
| 行方市玉造運動場 泉球場 | 玉造甲 3251-1 |
| 行方市玉造運動場 榎本スポーツ交流センター | 玉造甲 6517-5 |

取組方針

（1）ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・子どもから高齢者まで、それぞれの年代やライフステージに応じた運動・スポーツ活動の機会をさらに充実させる必要があります。
- ・市民のニーズを把握するために、市民のスポーツへの意識やニーズを定期的に調査し、スポーツ振興事業に反映していくことが重要です。

（2）施設の適切な維持管理と運営

- ・将来的なスポーツ施設のあり方として、スポーツ施設の充実化と、財政運営の効率化を進め、施設の再編に向けて、指定管理者制度の導入など管理・運営の具体的な検討を進める必要があります。

（3）多様な層に向けたスポーツ環境の整備

- ・高齢者、子ども、障がい者など、幅広い年代や属性の人が楽しめるスポーツ環境を整備する必要があります。特に障がい者や高齢者が気軽にスポーツを楽しめる機会の創出が重要です。

（4）地域資源の活用

- ・自然豊かな行方市の特性を活かし、ウォーキングやサイクリング、カヌーなどの自然体験型スポーツを推進する機運を高めていくことが必要です。
- ・スポーツイベントや教室などを通じて地域交流を促進し、地域住民同士の交流を深める仕組みが必要です。

関連する個別施策と成果指標

文化、スポーツ施設運営事業

市内のスポーツ・文化施設・公共公益施設（麻生運動場、北浦運動場、玉造B&G海洋センター、図書館・文化会館・公民館等）を適切に運営し、利用者の利便性の向上や施設広域利用の推進、健康・文化活動の充実による市民の交流・健康増進を総合的に推進します。

| 指標 | スポーツ施設の利用者数 | 現状値 | 99,053人 | 目標値 | 100,000人 |
|----|-------------|-----|---------|-----|----------|
|----|-------------|-----|---------|-----|----------|

スポーツイベント等の充実

行方市内外のスポーツ大会や交流イベント、講習会等を充実させ、市民が気軽に参加・競技できる機会を広げ、健康増進と地域スポーツ振興を総合的に推進します。

| 指標 | スポーツイベント参加者数 | 現状値 | 595人 | 目標値 | 600人 |
|----|--------------|-----|------|-----|------|
|----|--------------|-----|------|-----|------|

3 産業・観光・雇用

「賑わいと活力があふれるまちづくり」



豊かな地域資源がある行方ならではの取組を住民や事業者を巻き込みながら行うことでの、ブランド力の向上、関係人口や交流人口の増加を促し、地域経済の活性化と持続的な経済成長を目指します。

3-1 農林水産業

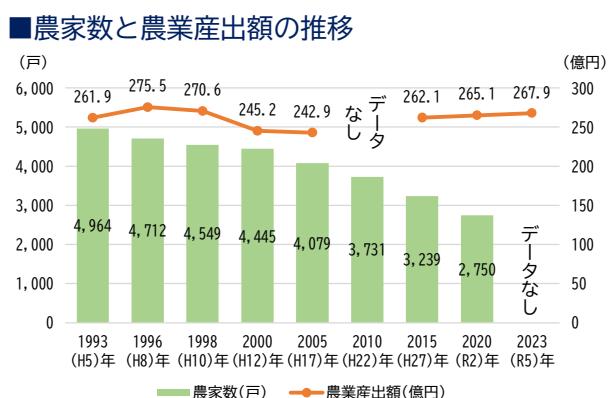
農林水産業の持続的な発展を目指し、担い手の育成、スマート農業の推進、農産物の輸出拡大、6次産業化による付加価値向上などに取り組みます。また、地域の独自性を活かしたブランド力の向上を関係人口や交流人口の増加につなげ、地域経済の活性化を目指します。

現状と課題

行方市の農林水産業は、地域独自の豊かな資源と自然環境を活かし、安全で質の高い食料の安定供給を担う重要な役割を果たしてきました。特にさつまいもなど特定の農産物や水産物においては、地域ブランドの確立に向けた取組が進められています。一方で、経営体は家族経営が中心であるため高齢化と後継者不足が深刻化しており、耕作放棄地が増加したり、漁業の担い手が不足したりするなど、生産基盤の維持が困難になりつつあります。また、生産資材価格の高騰や、国内外の市場競争の激化により、経営の安定化が大きな課題となっています。

行方市の農業産出額については2005年以降増加傾向が続いており、2023年には267.9億円で県内第2位となりました。一方で、農家数は新規就農の取組も進めていますが、家族経営などの農家を中心に離農者が多くなっていると考えられ、減少傾向が続いている

森林面積は4,327haで市域の19.4%を占めており、長期的視点に基づく森林の育成・利活用が求められています。

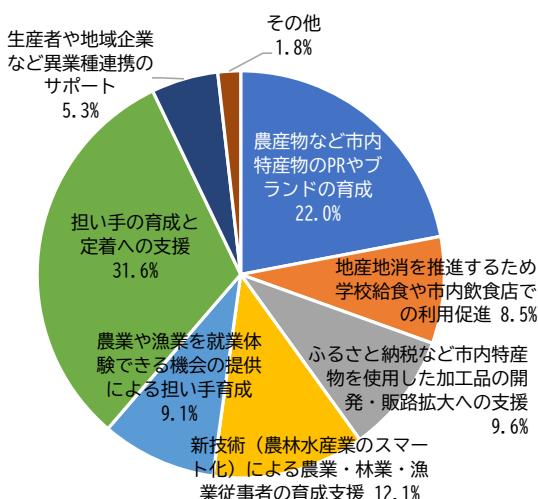


出典：【農家数】農林業センサス
【農業産出額】

2005年以前は農林水産省「生産農業所得統計」、
2015年以降は農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

農林水産業の持続的な発展と競争力強化のためには、特に地域資源の適切な保全・管理を担う多様な担い手の育成・確保が求められています。また、単なる生産に留まらず、加工・販売（6次産業化）への取組を強化し、付加価値と所得の向上を実現する必要があります。さらに、省力化と生産性の向上が期待されるスマート農業・漁業技術の導入を支援し、若者が魅力と感じる産業にすること、異常気象などの環境変化に対応できる強靭な生産体制を構築することが必要です。

行方市令和7年度市民意識調査より
農林水産業について、最も重要なものを選んでください。



取組方針

（1）担い手の育成と定着への支援

- 農林水産業の従事者の高齢化や後継者問題に対し、次世代の担い手の育成と定着を促進し、持続可能な基幹産業を目指します。

（2）持続可能で儲かる農業の強化

- 農地の集約による大規模化や法人化を促進し、農業の雇用産業化や効率化による産出額向上を目指します。
- ドローンやAIを活用することで労力を軽減した持続可能な農業を目指します。
- 水産業については、水産資源の増殖のために稚魚放流や漁場環境の改善に取り組みます。

（3）6次産業化の推進

- 商工業や観光業との連携を強化し、生産から加工・流通・販売・観光までを市内で担える環境整備を促進します。

（4）「なめがたブランド」の構築と普及促進

- なめがたブランドの拡大など、高付加価値商品等の生産を推進します。
- ブランドイメージの確立や販売戦略の構築を推進します。

（5）災害に強い農林水産業の整備

- 風水害をはじめとする大規模自然災害への対応や鳥獣被害対策などを通じて、災害に強い環境を目指して農業、林業、水産業、畜産業の各産業における生産基盤整備を進めます。

関連する個別施策と成果指標

経営構造対策事業

農業経営の効率化と、さらなる発展を支えるため、経営構造の転換や農地集積、機械・施設導入支援等を通じて担い手の確保と持続可能な農業経営の強化を総合的に推進します。

| | | | | | |
|----|----------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | スマート農業用機械の導入支援 | 現状値 | 6 件 | 目標値 | 20 件 |
|----|----------------|-----|-----|-----|------|

担い手の確保・育成

担い手の確保や経営強化に向け、地域計画に基づく農業経営の効率化と、さらなる発展の取組を支援し、機械導入等による競争力向上と持続可能な農業経営の実現を推進します。

| | | | | | |
|----|-------------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | なめがた新規就農活力応援金交付者数 | 現状値 | 1 人 | 目標値 | 50 人 |
|----|-------------------|-----|-----|-----|------|

就農相談会の開催

農業を志す多様な層に対し、就農への具体的な道筋を示す相談会を定期的に開催し、スムーズな就農を支援します。

| | | | | | |
|----|--------|-----|-------|-----|-------|
| 指標 | 新規就農者数 | 現状値 | 13 人 | 目標値 | 100 人 |
| 指標 | 認定農業者数 | 現状値 | 324 人 | 目標値 | 350 人 |

新規就農者総合対策事業の活用

新規就農者総合対策事業経営開始資金等の交付を通じて、意欲ある新規就農者の確保と早期の経営の確立を促進します。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|--------|-----|----------|
| 指標 | 新規就農者育成対策事業該当者数 | 現状値 | 5 人 | 目標値 | 25 人 |
| 指標 | 農業所得の向上 | 現状値 | 0 万円／戸 | 目標値 | 250 万円／戸 |

地域計画の実現方針に向けた取組

地域計画に位置付けられた担い手の育成・確保と、農地の集積・集約化を一体的に推進し、効率的で持続可能な地域農業構造を確立します。

| | | | | | |
|----|-----------|-----|---------|-----|---------|
| 指標 | 農業産出額の維持 | 現状値 | 269 億円 | 目標値 | 269 億円 |
| 指標 | 経営耕地面積の維持 | 現状値 | 4,458ha | 目標値 | 4,500ha |

3-2 商工業

新たな産業の育成や企業誘致により、多様な雇用機会を生み出すとともに、市内での起業・創業を促進し、地域経済を支える中小企業の経営基盤を強化することで、地域経済の活性化と持続的な商工業の発展を目指します。

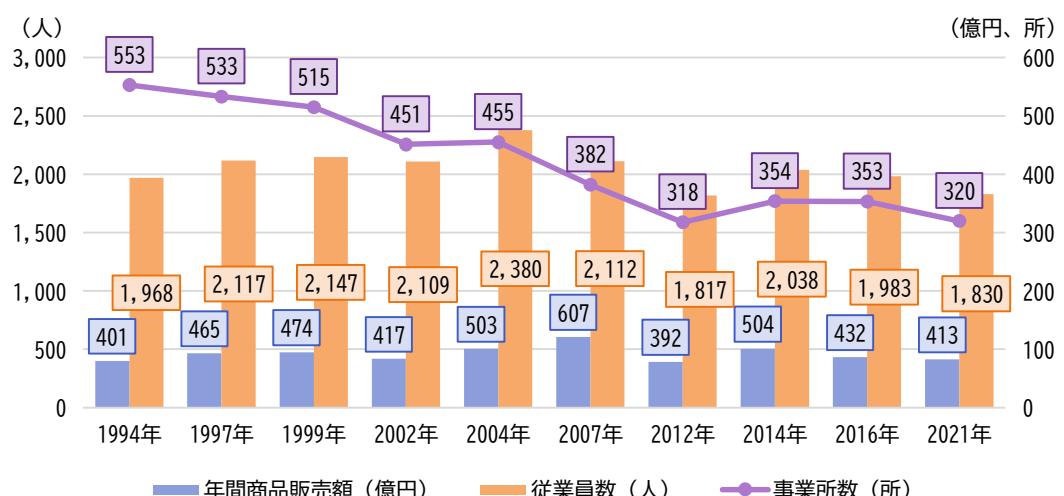
現状と課題

行方市の商工業は、地域経済を支える重要な基盤であり、特に地域に根差した中・小規模事業者が多数を占めています。これらの事業者は、生活関連サービスや伝統的な技術を維持・提供することで、雇用の確保や地域コミュニティの維持に貢献してきました。一方で、電子商取引（EC）の広がりや大規模商業施設との競合により、個人商店などの小規模事業者の経営環境は厳しさを増しています。また、事業承継や後継者不在の問題が顕在化しつつあり、事業者の高齢化が進むとともに、地域内のサービス提供体制の維持が困難になりつつあります。

既存の商工業の持続的な発展には、以下の課題の克服が必要です。まず、少子高齢化が進行する中でも、身近な食料品・日用品等の小売や飲食店など、日常生活に必要なインフラとして維持・活性化することが強く求められています。また、多くの事業者が人手不足に直面しており、若年層の確保や定着が困難となっています。さらに、デジタル技術を活用した生産性向上や販路拡大への対応が遅れている事業者が多く、特に小規模事業者の経営基盤の強化が進んでいません。今後は、地域コミュニティを維持する観点から生活サービスを担う事業者を支援するとともに、デジタル化支援を強化し、地域経済の活力を維持・向上させていく必要があります。

行方市の商業の特徴としては、周辺地域から誘客する大型店舗の立地は少なく、地元向けの個人商店が中心です。商業の年間商品販売額、従業員数および事業所数は減少傾向です。

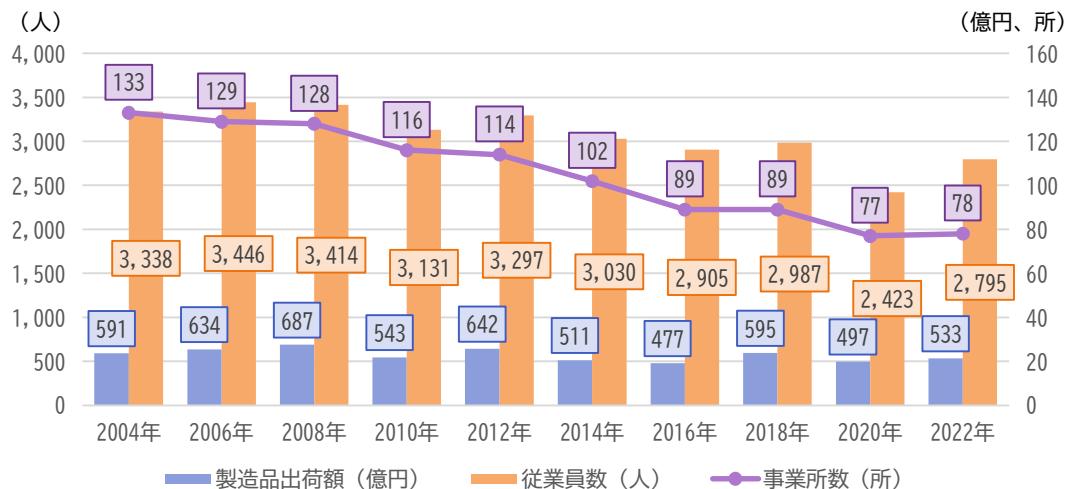
■行方市の商業の推移



出典：2007年以前と2014年は経済産業省「商業統計調査」、
2014年と2016年以降は総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

工業の製造品出荷額等は500～600億円前後で推移し横ばいとなっています。一方で、従業員や事業所数は減少傾向となっています。

■行方市の工業の推移

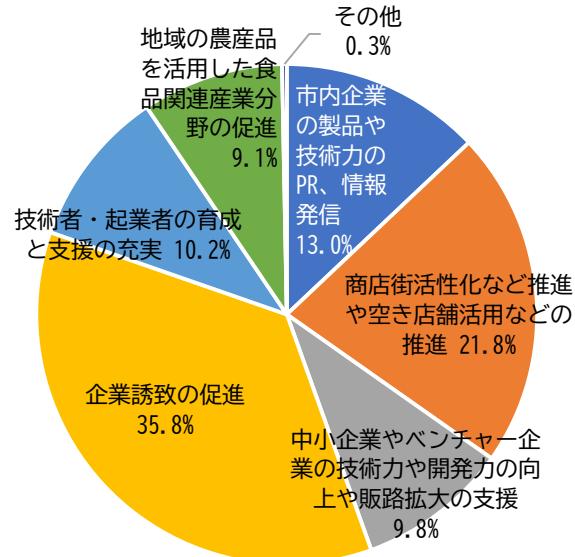


出典：経済産業省「工業統計調査」

市民意識調査の結果では、既存の商工業の振興策として「商店街の活性化や空き店舗活用などの推進」が重要との回答が最多となりました。麻生市街地や玉造市街地では個人商店を中心とした商業機能が集積しており、これら商店街の活性化や空き店舗活用などの推進も求められています。

次いで、「市内企業の製品や技術力のPR、情報発信」や「技術者・起業者の育成と支援の充実」が重要とする意見が多くなりました。

行方市令和7年度市民意識調査より
商業・工業の振興について、最も重要なものを
選んでください。



取組方針

(1) 創業希望者への支援

- ・行方市内での創業希望者に対し、相談がしやすい環境や補助金制度を通して支援を行います。
- ・農商工との連携を強化し、地域資源を活かした多様な起業や企業連携を促進します。

（2）地域の活力を高める地場企業の強化・育成

- ・企業が安定的に事業を継続できるよう経営基盤を強化し、地域外への販路拡大を通じて経済循環を促進します。
- ・地域経済を支える中小企業の円滑な事業承継や経営改善を重点的にサポートします。

（3）暮らしの安心と賑わいのある商業空間の実現

- ・地域の消費動向に対応した商店街の賑わいづくりを支援し、空き店舗の活用や生活サービス機能の維持に取り組みます。
- ・全ての市民が安心して取引できるための消費生活に関する啓発活動を強化します。

関連する個別施策と成果指標

消費生活の啓発、相談

消費者教育や啓発活動、相談窓口の充実を通じ、消費者の権利保護や安全・安心な消費生活の確保を図り、市民の消費生活向上を総合的に推進します。

| 指標 | 消費生活講座の実施回数 | 現状値 | 3回/年 | 目標値 | 10回/年 |
|----|-------------|-----|------|-----|-------|
|----|-------------|-----|------|-----|-------|

地場産業の成長支援

創業希望者へ創業しやすい環境を提供するため、窓口相談や行方市商工会との連携によるビジネスプラン塾等の支援を行います。

| 指標 | ビジネスプラン塾受講者の創業件数 | 現状値 | 2件/年 | 目標値 | 2件/年 |
|----|------------------|-----|------|-----|------|
|----|------------------|-----|------|-----|------|

商工業活性化の支援

IT導入支援や専門家派遣を行い、企業の生産性向上と持続可能な経営体制の構築を後押しします。

| 指標 | 中小企業事業資金融資斡旋件数 | 現状値 | 85 件 | 目標値 | 100 件 |
|----|----------------|-----|-------|-----|-------|
| 指標 | 企業サイト登録件数 | 現状値 | 119 件 | 目標値 | 120 件 |

3-3 観光振興

「稼げる観光地」や、住民も楽しめる「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な地域づくりを推進し、経済効果の創出と、住民の地域愛（シビックプライド）の醸成を図ることで、持続可能なまちづくりを目指します。

現状と課題

行方市には、自然景観、歴史的建造物、地域特産品など、観光資源として活用できる要素が点在しています。近年は、インターネットやSNSの普及により、個々の資源が注目を集める機会が増加しています。しかし、観光客の多くは日帰りか近隣都市への宿泊となっており、地域での消費を促す仕組みが必要です。また、観光客の誘致活動は一部の主要施設に集中しており、地域全体の資源を有機的に連携させた魅力発信や、国際的な視点でのプロモーションは十分に進んでいない状況です。

観光客を増やし、地域経済への貢献度を高めるためにはまず、観光産業を担う人材の育成や、多様な旅行者のニーズや各種ツーリズムに対応できる多言語対応や受入環境の整備が必要です。また、点在する観光資源をつないだ「訪れたい」と思わせるような魅力的な滞在・周遊ルートや体験プログラムを開発し、滞在時間の延長と消費額の増加を図らなければなりません。今後は、地域住民や事業者との連携を強化し、観光を地域全体の「なりわい」として捉え、持続可能な地域づくりに資する観光振興を推進していく必要があります。

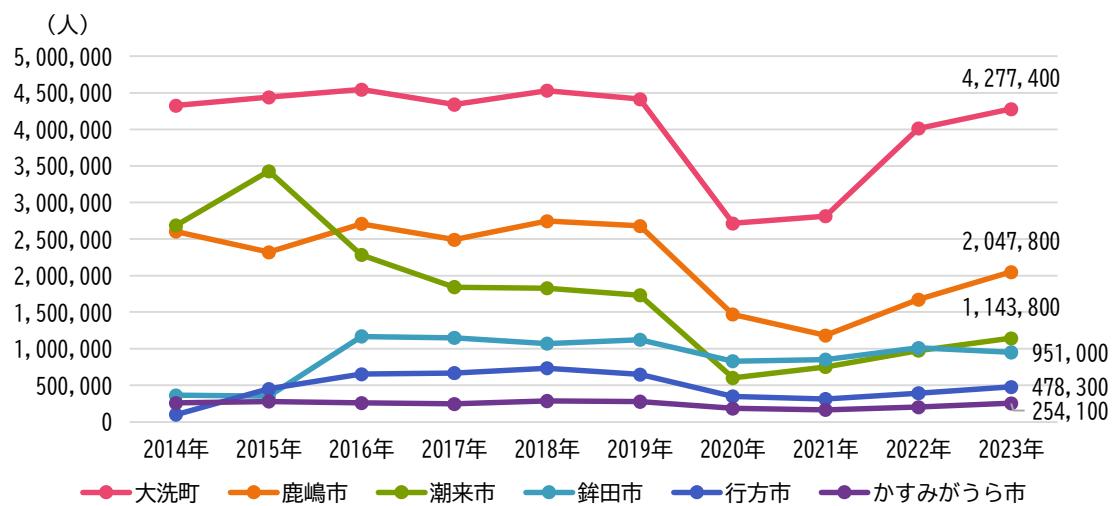
行方市の近年の観光客数は、なめがたファーマーズビレッジが開業した2015年度に大きく増加し、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一度大きく落ち込んだ後徐々に回復傾向を示しています。行方市観光客動態調査において、行方市以外で立ち寄った場所上位（多い順に霞ヶ浦、潮来、鹿島、鉾田、大洗）を含む市町村との比較では、近隣の鹿嶋市、潮来市、鉾田市に次ぐ観光客数となっています。行方市の地域資源を活かした観光を推進することで、観光産業の拡大が期待されます。

■行方市以外で立ち寄った場所（上位5エリア）

| 順位 | エリア | 具体的な場所 | 件数 | % |
|----|-----|---|----|------|
| 1 | 霞ヶ浦 | 霞ヶ浦、かすみがうら市水族館、かすみマルシェ／かすみキッチン、かいつか、ふれあいランド、歩崎公園、岡野果樹園、戸崎、ムラタのサンドウイチ等 | 96 | 19 |
| 2 | 潮来 | 潮来、いたこ、道の駅いたこ、白鳥の里 | 52 | 10.3 |
| 3 | 鹿島 | 鹿島、鹿島神宮、鹿嶋りんかい公園、鹿島灘、鹿島学園 | 32 | 6.34 |
| 3 | 鉾田 | 鉾田、サングリーン旭、ほこたホットパーク、深作農園、ファーマーズマーケットなだらう | 32 | 6.34 |
| 5 | 大洗 | 大洗、アクアワールド、大洗漁港、大洗マリンパーク、大洗水族館、大洗神社、大洗カキ工場、大洗めんたいパーク | 25 | 4.95 |

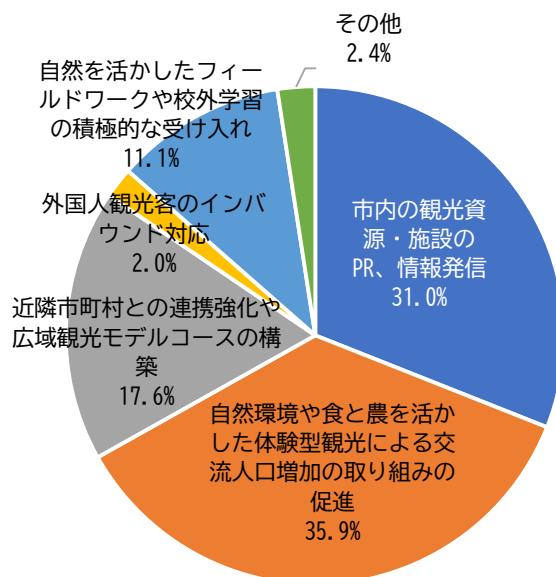
出典：行方市「2022年度行方市観光客動態調査」

■行方市および行方市と一緒に立ち寄る観光客が多い市町村の年間観光客数



出典：茨城県観光戦略課「茨城の観光レクリエーション現況（観光客動態調査報告）」

行方市令和7年度市民意識調査より
観光振興について、最も重要なものを選んでください。



取組方針

（1）農業や地域資源を活かした交流人口の増加

- ・霞ヶ浦や北浦など行方市ならではの価値や魅力を活かした体験型観光や宿泊型観光、農業体験・地産地消といった「食」を組み合わせた新たなツーリズムを推進し、交流人口の増加を図ります。

（2）観光地としての魅力向上と情報発信強化

- ・情報発信にあたっては、観光の目的や情報収集方法などの多様なニーズに応えられるようにします。

（3）サイクルツーリズムの推進

- ・自然、生業、歴史文化等を活かした体験型観光を楽しめるサイクルツーリズムを推進します。

（4）他地域との観光連携

- ・多様な観光資源を活かして様々な地域との観光連携を強化し、誘客を促進します。
- ・インバウンド需要等に対応できるように茨城県や近隣市町村と連携し、観光モデルコースの構築や多言語対応の情報発信を推進します。

（5）新規観光ビジネスの形成

- ・市の特色を活かした民間事業者による観光事業や特産品の開発協力を推進します。
- ・デジタル技術を活用した情報発信やXR技術を活用したコンテンツ作成などの観光施策を推進します。

関連する個別施策と成果指標

帆引き船運行事業

伝統的帆引き船の保存・運行支援や体験イベントを通じ、観光資源としての活用と地域文化の継承、地域振興を総合的に推進します。

| 指標 | 見学船への乗船者数 | 現状値 | 360人/年 | 目標値 | 450人/年 |
|----|-----------|-----|--------|-----|--------|
|----|-----------|-----|--------|-----|--------|

つくば霞ヶ浦りんりんロードの活用

ナショナルサイクルルートに指定されているつくば霞ヶ浦りんりんロードの沿線市町村と連携し、周遊観光の推進やイベントの開催を行います。

| 指標 | 本市におけるサイクリングイベント参加者数 | 現状値 | 73人 | 目標値 | 500人 |
|----|----------------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 市内サイクルサポートステーション数 | 現状値 | 23か所 | 目標値 | 50か所 |

アントラーズホームタウンDMOと連携した事業の実施

アントラーズホームタウンDMOやアントラーズホームタウンである鹿行5市の間で連携した事業を推進します。

| 指標 | 広域イベントの実施 | 現状値 | 1回/年 | 目標値 | 2回/年 |
|----|-----------|-----|------|-----|------|
|----|-----------|-----|------|-----|------|

観光交流拠点を活かしたイベントの実施

整備・改修工事により機能が拡大・拡充され、利便性が高まった観光拠点となる施設等で様々なイベントを開催します。

| | | | | | |
|----|---------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 観光交流拠点のイベント実施 | 現状値 | 1回/年 | 目標値 | 2回/年 |
|----|---------------|-----|------|-----|------|

3-4 定住・移住

移住者のニーズに応じた多様な支援、地域住民との関係構築、地域の魅力発信などを行なうながら、若い世代の流入促進や既存住民の定住促進を促すとともに、移住しやすい環境整備（居住地の確保、雇用機会の創出）を図ることで、持続可能な地域活力を維持・向上を目指します。

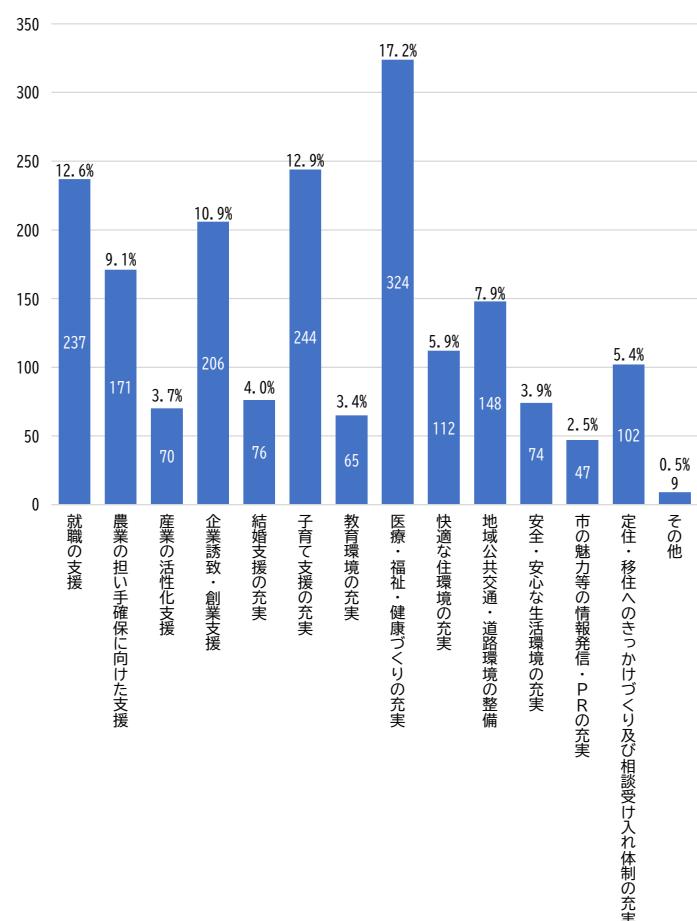
現状と課題

行方市で育った若年層は高校や大学等を卒業後に就職・就学のために他市町村へ移住することが多く、依然として人口流出が多い層となっています。これに伴い少子高齢化、地域コミュニティの担い手不足が深刻な課題となっています。一方で、市内事業所への就職などを契機として市内へ移住する機会があるものの、移住希望者への土地・住宅の選択肢が少ないとの声があることから、定住・移住の受け皿が十分ではない可能性があり、定住・移住向けの土地や住宅の確保が必要となっています。

近年は、都市住民の間で地方での多様なライフスタイルへの関心が高まり、「関係人口」と呼ばれる地域と継続的に関わる人々が増加傾向にあります。特に、テレワークの普及などにより、二地域居住など「移住未満」の関わり方を選択する層が増え、地域外からの新たな人の流れが生まれる兆しが見られます。

関係人口の増加は地方創生に向けた重要な要素ですが、本市においてはこれらの層を将来的な定住・移住につなげるための取組が必要です。具体的には、都市住民に対する行方市のシティプロモーションや、継続的な交流や地域活動への参加を受け入れる体制や仕組みが必要です。また、地域内においても、移住者や二地域居住者がスムーズに地域に溶け込めるよう、既存住民の理解促進や交流の場の整備が求められます。これらの課題を克服し、行方市の持続的な発展に資する「人の流れ」を確実にする必要があります。

行方市令和7年度市民意識調査より
行方市への定住・移住の促進に
どのような取り組みが効果的だと思いますか。



取組方針

（1）新規就農支援と合わせた定住・移住促進

- ・若者や都市部からの移住希望者に対し、住宅支援、農地あっせん、研修制度などの取組を行い、「農ある暮らし」と「新しい働き方」を両立できる環境を整備します。

（2）移住希望者に対応する定住支援

- ・市内で新たに一人暮らしを始めたい方や移住希望者向けの住宅用地や利活用可能な空家・空地の掘り起こしを推進します。
- ・定住・移住希望者が行方市で安心して生活を続けられるように、経済支援を推進します。

（3）二地域居住の推進

- ・二地域居住希望者への情報発信強化や二地域居住向けの住居確保に取り組むことで関係人口を拡大し、将来的な定住・移住へのきっかけづくりを推進します。

関連する個別施策と成果指標

シティプロモーションの強化

市内外に向けてブランドイメージ、市の強みや地域資源をはじめとする多様な魅力を市内外に効果的かつ積極的に発信し、行方市のファンを増やすことで関係人口増加を図ります。

| | | | | | |
|----|-----------------------------|-----|------|-----|-------|
| 指標 | マスメディア（パブリシティ）において取り上げられた件数 | 現状値 | 77 件 | 目標値 | 100 件 |
|----|-----------------------------|-----|------|-----|-------|

空家等利活用の促進

宅建協会、不動産業者等と連携し、空家・空地の登録を推進します。また、空家実態調査・水道閉栓情報等をもとに、空家・空地の掘り起こしを図ります。

| | | | | | |
|----|------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 空き家バンク成約件数 | 現状値 | 14 件 | 目標値 | 15 件 |
|----|------------|-----|------|-----|------|

お試し住宅の情報発信強化と利用拡大

二地域居住の推進に向け、定住化促進施設として整備したお試し住宅の情報発信を強化しつつ、利用拡大を図ります。

| | | | | | |
|----|-----------|-----|------|-----|------|
| 指標 | お試し住宅利用件数 | 現状値 | 63 件 | 目標値 | 80 件 |
|----|-----------|-----|------|-----|------|

移住者への経済的な定住支援

県が実施するわくわく茨城生活実現事業や市の住宅取得助成金などにより、定住への不安を軽減します。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-------|-----|-------|
| 指標 | 定住応援助成金交付決定数 | 現状値 | 141 件 | 目標値 | 150 件 |
|----|--------------|-----|-------|-----|-------|

3－5 企業誘致

東関東自動車道の全線開通を契機とした、新たな企業誘致による雇用創出、税収の増加、人口増加、産業の多様化、地域ブランドの向上等により、商工業、農林水産業、観光宿泊業のバランスの取れた地域経済の発展が図られることを目指します。

現状と課題

行方市では、雇用の場を創出し、税収基盤を強化するため、これまで工業団地の整備や優遇制度の拡充など、積極的な企業誘致策を講じてきました。その結果、製造業や特定の分野における企業の立地が一定数進み、地域経済の活性化に貢献しています。しかし、近年は企業側の事業継続計画（BCP）やサプライチェーンの見直し、さらには脱炭素化といった新たな経営環境の変化が起こっており、企業の立地選定基準が多様化・高度化しています。

企業の立地が進んだ一方で、産業構造が特定分野に偏り、景気変動の影響を受けやすいという脆弱性が課題となっています。また、高度な技術や専門人材を要する成長分野の企業に対する誘致が十分に進んでいません。さらに、既存の優遇制度が、環境への配慮や地域社会への貢献など、SDGsやESGといった新たな企業価値を重視する企業ニーズに対応しきれていない面があります。今後は、単に土地を提供するだけでなく、産学官連携によるイノベーションの創出や、デジタル化に対応したインフラ整備を通じて、企業の競争力強化に資する「選ばれる立地環境」を構築していく必要があります。

2026年度には東関東自動車道が開通予定であり、広域的な交通アクセスが大幅に向上了し、物流拠点や事業所立地先としての潜在的な魅力が大幅に高まる状況にあります。東京に近接し直結する地の利から、地方分散ニーズの高まりに対する受け皿になることが期待されます。

また、市民意識調査において子育てに重要な項目として「雇用の確保による経済的な安定」、商工業の振興に重要な項目として「企業誘致の促進」がそれぞれ最多となっており、分野横断的に企業誘致による雇用の確保が求められています。

取組方針

（1）東関東自動車道全通の機会を活かした企業誘致

- ・市内に2つのインターチェンジと1つのパーキングエリアが設置され、交通利便性が強化される機会を活かした企業誘致を推進します。

（2）農業を活かした産業誘致

- ・工業や物流のほかに、食品加工分野など行方市の農業基盤の強さを活かした産業誘致による雇用創出を推進します。

（3）企業の定着と地域貢献を促す質の高い立地環境の整備

- ・単に企業数を増やすだけでなく、地域社会の持続的な発展に貢献する質の高い企業の立地と定着を重視します。
- ・地域内の既存産業と連携する企業を誘致することで、地域全体の産業競争力強化を目指します。

関連する個別施策と成果指標

学校跡地を活用した市内や近隣市に立地する中小企業への立地誘導

廃校となった学校施設・跡地を調査し、市内や近隣市の成長意欲のある中小企業の工場・事業所用地として活用を促進します。

| 指標 | 学校跡地への企業誘致件数 | 現状値 | 6件 | 目標値 | 8件 |
|----|--------------|-----|----|-----|----|
|----|--------------|-----|----|-----|----|

食・農業関連企業の集積支援

地域特産品を活かした食品加工・研究開発（6次産業化）を担う企業や、地域農業のスマート化に貢献する企業の立地を優先的に支援します。

| 指標 | 食・農業関連企業の企業誘致件数 | 現状値 | 0件 | 目標値 | 2件 |
|----|-----------------|-----|----|-----|----|
|----|-----------------|-----|----|-----|----|

3-6 雇用・就労環境

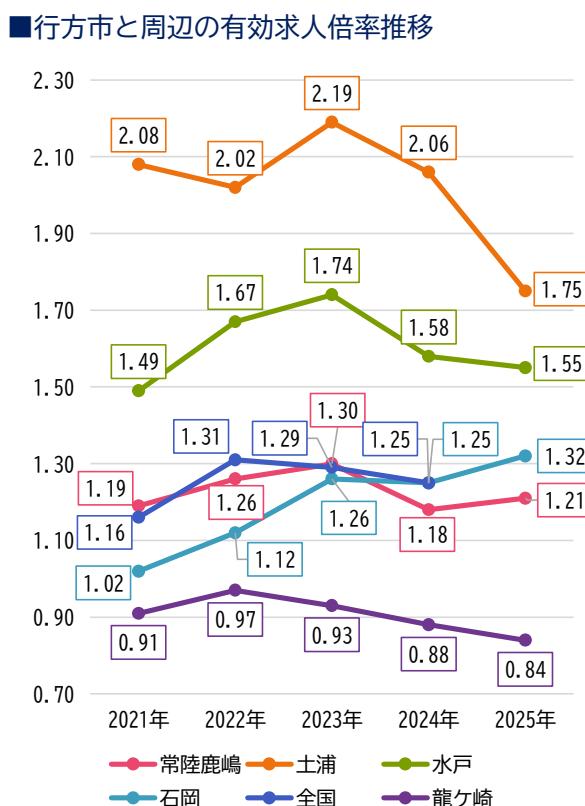
若年層や都市部からの移住者（UIJ ターン層）が本市で就職できるよう、情報発信の強化やマッチング支援などを行なながら、既存産業の振興に加え、成長分野の企業誘致や新たなビジネスの創出を支援し、地域での多様な雇用の受け皿を増やすことで、持続可能なまちづくりを目指します。

現状と課題

少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の継続的な減少が続いている、これにより、特に地域経済を支える中小企業や特定の産業分野において、深刻な人手不足が生じています。また、女性、高齢者、障がい者など多様な人材の就業ニーズは高まっており、それが能力を発揮できるような柔軟な就労形態（テレワーク、多様な勤務時間など）が求められています。さらに、地域産業の構造変化や技術革新に対応するため、働く人々のスキルアップやリスクリングの必要性が高まっています。

持続可能な地域経済の実現に向けてはまず、地域内で魅力的な雇用機会を創出し、若年層の流出を食い止める必要があります。そのためには地域産業の生産性を高め、賃金水準の向上を図ることが急務です。これには、企業と連携したキャリア教育や UIJ ターン就職支援の強化が不可欠です。また、就労意欲を持つすべての市民が活躍できるよう、子育てや介護と両立できる多様な就労形態の普及を進める必要があります。さらに、デジタル化に対応できるリカレント教育・職業訓練の機会を充実させ、誰もが時代の変化に対応して働き続けられる環境を整備していくことも求められます。

行方市の雇用状況を有効求人倍率の推移で確認すると、行方市を管轄する常陸鹿嶋公共職業安定所（ハローワーク常陸鹿嶋）は全国平均と比較的近い水準です。2025 年には 1.21 となっており、求人数が求職数を上回る人手不足の状況です。なお、県内では土浦と水戸の有効求人倍率が全国平均を大きく上回る高水準で推移しており、求職者側が企業を選びやすい「売り手市場」となっています。行方市は近隣市町村だけでなく水戸市や土浦市など県内主要都市へ一定の通勤利便性がありますが、一方で行方市内の求職者がより多くの求人や有利な雇用条件を求めて周辺の売り手市場である都市部へ人材が流出する傾向も示唆しており、市内雇用基盤への脅威となります。



出典：県内は茨城労働局「県内の雇用情勢」の各年3月時点
全国は厚生労働省「一般職業紹介状況」の年度平均
なお、全国の2025年度は公表前のためデータなし

取組方針

(1) 地元雇用力の強化と人材の確保

- ・地元企業の雇用力強化を図り、都市部への若者流出の抑制や市内求職者の雇用拡大を推進します。
- ・若年層への魅力的な情報発信や、企業と学生等との接点をつくることで、地域産業を担う人材の確保と定着を目指します。

(2) 多様な働き方を可能にする就労環境の改善

- ・育児や介護と仕事の両立など、市民の多様なライフスタイルやニーズに対応するため、柔軟な働き方を促進します。
- ・テレワーク等の新しい働き方を支援する環境整備や、誰もが能力を発揮できるよう勤務制度の改善を促すとともに、女性や高齢者、就労困難者を含む多様な人材が活躍できる職場環境の整備を推進します。

(3) 地元企業と若者をつなぐ魅力的なキャリア形成支援

- ・地元企業への就職・定着を促すため、若者が地域に希望持てるキャリア形成環境を整備します。
- ・若年層の地域企業に対する理解度と期待値を高めるための情報発信や、企業と学生・UIJ ターン希望者との継続的な交流機会の提供を行い、地域で働くことへの心理的なハードルを下げ、就職後の定着まで一貫してサポートする仕組みを構築します。

関連する個別施策と成果指標

地元企業と若者のマッチング推進

地元企業の雇用力強化を図り、都市部への若者流出の抑制や市内求職者の雇用拡大を推進します。

| 指標 | 「なめがたお仕事情報局」求人登録件数 | 現状値 | 119 件 | 目標値 | 130 件 |
|----|--------------------|-----|-------|-----|-------|
|----|--------------------|-----|-------|-----|-------|

現実感のある職場体験やインターンの実施

域内企業への就職促進のため、地元高校・専門学校等と連携したインターンシップを実施します。また、移住者や若者を対象とした企業合同説明会等を積極的に開催し、定着を支援します。

| 指標 | 市内企業のインターンシップ実施件数 | 現状値 | 0 件/年 | 目標値 | 2 件/年 |
|----|-------------------|-----|-------|-----|-------|
|----|-------------------|-----|-------|-----|-------|

4 防災・環境・エネルギー

「災害に強く環境にやさしいまちづくり」



防災・減災への対策を強化するとともに、災害を引き起こす原因となる地球温暖化に対応した環境にやさしいまちづくりを進めます。また、災害発生時でも人命が守られ都市機能が維持できる「強靭さ」と、地球環境に配慮した「持続可能性」の両立を目指したまちづくりを進めます。

4-1 地域防災

人命の安全確保と被害の最小化を最優先に、自助・共助・公助の連携を図り、「災害に強いまち」と「持続可能な地域社会」を両立することで、住民が安心して暮らせる魅力的なまちづくりを目指します。

現状と課題

本市では、近年、地震や津波、風水害、土砂災害などの自然災害が頻発しています。2011年の東日本大震災では大きな被害を受け、さらに気候変動の影響による台風や豪雨災害も確認されています。

ハザードマップには浸水想定区域が示されているとおり、湖岸や河口部に浸水リスクが、丘陵部や斜面地では土砂災害の危険性があります。

霞ヶ浦と北浦に挟まれた地勢的特性により、過去には湖岸や河口部で浸水被害が発生しており、今後も大規模な降雨や河川の氾濫による被害が想定されます。

さらに、東日本大震災の教訓から、大規模地震発生時にはライフライン（電気・水道・通信）の寸断や住宅、道路などのインフラ被害が甚大となり、復旧には長期かつ高額な負担が必要であることが予想されます。

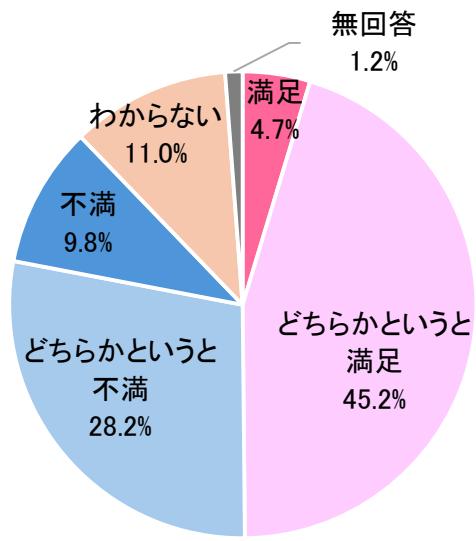
併せて、少子高齢化や人口減少の進行により、消防団や自主防災組織など地域防災体制の担い手確保が困難になっており、高齢者や要支援者への避難誘導など、情報伝達体制も課題になっています。

こうした状況に対応するためには、浸水や土砂災害などの自然災害リスクに備え、ハード面（堤防や河川改修、斜面安定工事）とソフト面（ハザードマップの整備、防災訓練、情報伝達体制の強化）の両面で対策を進めることが求められます。あわせて、住民による「自助」、地域で助け合う「共助」、行政による「公助」の三本柱を連携させ、地域全体で災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

また、国・県・流域市町が連携して推進する「霞ヶ浦流域治水プロジェクト2.0」と連動し、流域全体での水害リスク低減を図るとともに、雨水の貯留・浸透や緑地の保全など、自然の力を活用した「グリーンインフラの取組」を進めることが重要です。これらの取組を通じて、地域のレジリエンス強化（災害等に対する強靭性の向上）を図り、将来にわたり安全で持続可能な地域社会を実現することが重要です。

さらに、大規模災害時のライフライン寸断やインフラ被害への備えを強化し、復旧・復興の迅速化を図ることが求められます。地域防災組織の担い手不足への対応策を講じるとともに、防災情報の伝達手段を多様化し、強風や豪雨時、防音性の高い住宅においても確実に情報が届く仕組みを整備していくことが重要です。

行方市令和7年度市民意識調査より
まちづくりへの満足度について、
防災・防犯・交通安全対策について、どの
程度満足していますか。



取組方針

（1）防災・減災インフラのハード対策強化

- ・浸水や氾濫に備え、河川改修や堤防の整備を計画的に進めます。
- ・丘陵地や斜面地における斜面安定工事や土砂災害防止対策を推進します。
- ・「霞ヶ浦流域治水プロジェクト2.0」と連携し、流域全体で水害リスクを軽減する取組を強化します。
- ・雨水の貯留や浸透、緑地の保全など、自然の力を活用した「グリーンインフラの取組」を推進します。
- ・道路、橋梁、水道、電気、通信などのライフライン・重要インフラの耐災害性を高め、被災時の早期復旧を図ります。

（2）防災・減災のソフト対策と情報伝達体制の充実

- ・浸水、土砂災害、地震などのハザードマップを定期的に見直し、最新の情報を反映します。
- ・地域防災訓練や避難訓練を継続的に実施し、住民の防災意識の向上を図ります。
- ・防災行政無線に加え、メール配信、SNS、エリア放送など多様な手段で情報を伝達できる体制を整備します。
- ・高齢者や障がい者などの災害時要配慮者に配慮した避難支援体制を強化します。
- ・防音性の高い住宅や悪天候時でも確実に情報が届くよう、伝達方法を改善します。

- ・学校や地域団体を通じて、防災教育や啓発活動を推進します。

(3) 自助・共助・公助による地域のレジリエンスの強化

- ・住民一人一人が日常的に防災意識を高め、家庭での備蓄や避難計画を整えるよう促します。
- ・自主防災組織や消防団など、地域の共助体制を維持・強化します。
- ・行政は、公助としての役割を明確化し、災害対応の指揮・支援体制を充実させます。
- ・官民連携を進め、企業や地域団体と協働した防災活動を推進します。
- ・地域全体で災害に対応できる「地域のレジリエンス強化」（災害等に対する強靭性の向上）を図ります。

(4) 発災時から復旧・復興までの迅速な対応体制の構築

- ・災害発生時の初動体制を明確にし、情報収集・伝達・避難誘導を迅速に行います。
- ・被災直後からライフラインの復旧を迅速に進めるため、関係機関との連携を強化します。
- ・避難所運営や物資供給など、被災者支援体制を平時から整備しておきます。
- ・復旧・復興の各段階で、地域住民や関係団体が連携して取り組める仕組みを構築します。
- ・復興計画を定期的に見直し、災害の教訓を次の備えに活かします。

(5) 流域・環境・地域特性を踏まえた統合的な防災まちづくり

- ・霞ヶ浦・北浦流域全体の視点から、広域的な治水・減災対策を推進します。
- ・グリーンインフラを活用し、環境に配慮した持続可能な防災・まちづくりを進めます。
- ・少子高齢化や人口減少を踏まえ、地域防災組織の担い手確保や人材育成に取り組みます。
- ・デジタル技術（I o T、A I、ビッグデータなど）を活用し、防災情報の精度向上と迅速な対応を図ります。
- ・防災・減災をまちづくり全体の重要な柱と位置づけ、地域の安全・安心を将来にわたり確保します。

関連する個別施策と成果指標

交通安全運動推進事業

交通事故防止や交通ルール遵守の啓発活動、通学路の安全対策などを通じて、全市的な交通安全意識の向上と安全な生活環境の確立を推進します。

| | | | | | |
|----|----------------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 交通安全運動キャンペーン等による啓発活動 | 現状値 | 80% | 目標値 | 100% |
|----|----------------------|-----|-----|-----|------|

自主防災組織育成

地域防災計画に基づき、自主防災組織の結成・育成やリーダー養成、資機材支援などを通じて、地域ぐるみで災害に備える防災力強化を推進します。

| | | | | | |
|----|----------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 自主防災組織の防災訓練実施率 | 現状値 | 5 % | 目標値 | 100% |
|----|----------------|-----|-----|-----|------|

地域防災力の強化

市民と行政の協働により防災力向上に向けた取組を進めていくため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築など、自発的な防災活動を推進します。

| | | | | | |
|----|---------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 防災訓練実施数（年当たり） | 現状値 | 1回/年 | 目標値 | 2回/年 |
|----|---------------|-----|------|-----|------|

物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模な災害時においては、食糧の調達・供給が重要であることから、迅速かつ確実な調達・供給が可能になるよう備蓄並びに調達体制の整備を行います。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 備蓄倉庫定期点検数（年当たり） | 現状値 | 1回/年 | 目標値 | 2回/年 |
|----|-----------------|-----|------|-----|------|

広域連携体制の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との災害時の応援協定の締結に努め、被災者の受け入れ態勢を整えます。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 広域連携連絡会議数（年当たり） | 現状値 | 0回/年 | 目標値 | 1回/年 |
|----|-----------------|-----|------|-----|------|

4－2 空家対策

管理不全な空家が引き起こす危険（倒壊、衛生問題、景観悪化、不法侵入など）を解消し、住民が安全・安心に暮らせる環境を確保することや、空家等を有効活用して、若者や新しい住民向けの施設として提供するなど、新たな地域資源として空家をリノベーションし、地域の魅力や、地域のつながりを強化することで持続可能なまちづくりを目指します。

現状と課題

本市では、人口減少や少子高齢化の進行、転出の増加などに伴い、居住や使用がされていない空家等が増加しています。これらの空家の中には、適切な管理が行われていないものもあり、倒壊や建材の飛散、害虫・害獣の発生、不法投棄、景観の悪化など、地域の安全・安心や生活環境に悪影響を及ぼす事例が見られます。

こうした状況に対応するため、市では空家の実態調査や所有者への啓発、相談体制の整備を進めており、「行方市空家等対策協議会」の設置のもと、関係機関との連携による対策を推進しています。また、老朽危険空家の除却支援、固定資産税の減免措置、利活用に向けた情報提供など、段階的な施策を展開しています。

さらに、空家対策を都市計画やまちづくりと連動させる取組も進められており、「都市計画マスタートップラン」などの上位計画においても、空家の解消や有効活用を位置づけるなど、地域全体の住環境保全とまちの再生に向けた総合的な取組が図られています。

今後、人口減少の進行により、空家のさらなる増加が見込まれます。特に、所有者や管理者の所在が不明な空家が増えることで、適正管理や除却が進まず、地域の防災・防犯・景観の面で新たな課題を生じるおそれがあります。

また、空家の解体や利活用には多くの費用や手続きが必要であり、所有者にとって経済的・心理的負担が大きいことから、対策が進みにくい状況がみられます。さらに、空家の利活用や流通促進に関する制度や支援の活用が十分に浸透していない課題に取り組み、地域の資源としての活用を進めて行く必要があります。

地域の自主的な取組を促進する体制づくりも求められており、行政・地域・所有者・事業者が情報を共有し、協働して取り組む仕組みの強化が必要です。また、市街地部や農村部など、地域特性によって空家の課題やリスクが異なるため、地域の実情に応じたきめ細かな対策が重要となっています。

取組方針

（1）空家の発生抑制

- ・空家の発生を未然に防ぐため、住宅の適正管理や相続登記の促進に関する啓発を行います。
- ・所有者や相続人が将来を見据えて適切な管理・利活用を行えるよう、相談支援体制を充実させます。
- ・住宅リフォームや住み替え支援など、住み続けやすい環境づくりを通して、空家

の発生抑制を図ります。

(2) 空家の適正管理の推進

- ・管理不全な空家の実態把握を継続的に行い、必要に応じて指導・助言・勧告・命令などの行政措置を講じます。
- ・所有者への啓発活動を強化し、日常的な維持管理を促進します。
- ・老朽危険空家については、除却や修繕への支援制度を活用し、安全・安心な生活環境を確保します。

(3) 空家の利活用促進

- ・利活用可能な空家を地域資源としてとらえ、定住促進・二地域居住・地域活性化に活かす取組を進めます。
- ・不動産事業者や宅建協会などとの連携を強化し、「空き家バンク」の活用や移住・交流施策との一体的な推進を図ります。

(4) 地域との連携・協働の強化

- ・「行方市空家等対策協議会」を中心に、行政・地域団体・専門家・民間事業者が協働する体制を充実させます。
- ・自治会や地域住民が身近な空家問題に取り組めるよう、地域レベルでの通報・相談・見守り体制を整備します。
- ・空家対策を地域のまちづくり・防災・福祉施策と連携させ、包括的な地域マネジメントを推進します。

(5) 地域特性に応じた対策の推進

- ・市街地部・農村部など地域特性を踏まえ、立地条件や空家の状態に応じたきめ細かな対策を実施します。
- ・防災・防犯上の観点から、危険性の高い空家の優先的な除却・改善を進めます。
- ・景観・環境保全の観点から、公共空間や観光地周辺の空家に対しては重点的に取り組みます。

関連する個別施策と成果指標

空家実態調査と管理不全住宅への対応強化

定期的な空家実態調査を行い、危険度・管理状況に応じた台帳を整備します。管理不全な空家に対して、所有者への助言・指導・勧告・命令など、段階的措置を的確に実施します。

| | | | | | |
|----|---------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 空家の実態把握及び進捗管理 | 現状値 | 10% | 目標値 | 100% |
|----|---------------|-----|-----|-----|------|

行方市空家等対策協議会の機能強化

行政、地域代表、専門家、不動産業者などが連携し、実効性の高い協議体運営を推進します。協議会を通じて、個別案件に関する助言、専門家派遣、支援策の調整を行います。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|----|-----|----|
| 指標 | 定期的な空家等対策協議会の開催 | 現状値 | 0回 | 目標値 | 1回 |
|----|-----------------|-----|----|-----|----|

空家等利活用の促進（再掲）

宅建協会、不動産業者等と連携し、空家・空地の登録を推進します。また、空家実態調査・水道閉栓情報等をもとに、空家・空地の掘り起こしを図ります。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 「空き家バンク」成約件数 | 現状値 | 14件 | 目標値 | 15件 |
|----|--------------|-----|-----|-----|-----|

4－3 生活環境保全・環境美化

快適で安全な生活環境の確保や、豊かな自然環境の保全・創出など、市民・事業者・行政が一体となった、地域社会の構築による持続可能なまちづくりを目指します。

現状と課題

本市は、霞ヶ浦と北浦に挟まれた豊かな自然環境を有していますが、長年にわたり生活排水や事業所排水などの影響による水質汚濁が課題となっており、現在も湖沼水質保全計画に基づく流域対策や排水規制の推進が求められています。加えて、上水道や井戸水、公共用水域の水質を安定的に保全するため、継続的な調査と適切な管理が必要です。

大気環境については、工場・自動車・農業等の影響により光化学オキシダントが環境基準を満たさない状況が続いており、原因物質の排出抑制や事業者・市民への啓発強化が課題となっています。また、騒音・振動については、自動車・航空機・事業所に係る影響を適切に監視し、生活環境の悪化を防ぐための啓発と対策が求められています。

土壤・地下水汚染については、有害物質の地下浸透防止に係る規制を継続するとともに、化学物質や油類の流出防止に向けた管理強化が必要です。加えて、近年では外来生物の侵入や生態系の変化も地域環境に影響を及ぼしており、引き続き広域的な視点での対策が課題となっています。

環境美化に関しては、不法投棄や不必要な野焼きが依然として発生しており、廃棄物の適正処理に関する周知の徹底が求められています。また、霞ヶ浦・北浦一斉清掃大作戦など、市民・団体による環境保全活動をさらに広げ、地域全体で美しい景観と健全な生活環境を維持していく取組が必要です。

さらに、環境に対する市民意識を高めるためには、誰もが参加しやすい環境学習の機会を充実させ、地域の自然環境・生態系に関する理解を深めるとともに、地球温暖化対策や持続可能な環境保全の重要性を共有していくことが重要です。

取組方針

（1）気候変動への適応と温室効果ガス削減

- ・地域気候変動適応計画を推進し、異常気象（猛暑・豪雨など）への備えを強化します。
- ・市の行政事業における温室効果ガス排出を削減し、再生可能エネルギーや省エネルギー対策を積極的に導入します。

（2）水環境保全

- ・霞ヶ浦・北浦などの湖沼域の水質保全を流域・湖内両面から強化し、排水規制や浄化対策を推進します。
- ・河川・地下水など公共用水域の水質モニタリングを継続し、結果に基づく対策を検討・実施します。

- ・市民や事業者に対して水循環の重要性・水質保全への意識を高める情報を発信します。

（3）自然環境・生物多様性の保全

- ・緑地・里山・水辺などの自然生態系を保全し、市民・事業者と連携して自然再生活動を推進します。
- ・外来生物対策や生物多様性保全活動を強化し、地域の生態系を持続可能な形で守ります。

（4）大気環境および生活環境の質向上

- ・工場や事業者に対して大気汚染物質の排出抑制を指導し、市民への啓発を通じて低公害な生活行動を促します。
- ・エコドライブや低公害車（電気自動車など）の普及を進め、交通からの環境負荷を低減します。
- ・交通・工業由来の騒音・振動を継続的に監視し、生活者や事業者との協調による快適な環境の維持を図ります。

（5）循環型社会と廃棄物の適正処理

- ・資源循環（リデュース・リユース・リサイクル）を進め、市民・事業者による廃棄物の適正処理を強化します。
- ・不法投棄防止や廃棄物の適正処理に向けた啓発・監視活動を継続し、地域ぐるみで清潔で美しい環境を保全します。

（6）市民参加・協働による環境活動

- ・市民や事業者、地域団体が参加しやすい形の環境学習や保全活動（自然観察、清掃活動など）を拡充します。
- ・環境リーダー（ガイド・指導者）の育成や、市民協働の仕組みづくりを通じて、主体的な環境活動を支援します。

（7）情報発信と進捗管理

- ・環境に関する調査結果、取組の成果や進捗を定期的に公表し、市民と共有します。
- ・SDGsや地球環境保全の視点を取り入れた環境施策を総合計画などと整合させ、持続可能な地域づくりを目指します。

関連する個別施策と成果指標

広域火葬場運営事業

鹿行広域事務組合で運営する「霞ヶ浦聖苑」などの広域火葬場を安定的に供給し、衛生的で安心できる埋火葬サービスと地域生活環境の向上を総合的に推進します。

| 指標 | 火葬数 | 現状値 | 587 件 | 目標値 | 580 件 |
|----|-----|-----|-------|-----|-------|
|----|-----|-----|-------|-----|-------|

水環境の保全

霞ヶ浦・北浦の水質改善に向け、湖沼水質保全計画や排水規制の徹底、公共用水域の水質監視を継続します。工場・事業場の排水指導、水質事故（化学物質・農薬・油流出）防止対策を強化します。生活排水対策として、浄化槽の適正管理や環境負荷の少ない生活行動（節水・洗剤使用の工夫）の普及啓発を行います。農薬・肥料の適正使用、畜産・養殖業における負荷低減など、農林水産分野の水質保全対策を推進します。水循環に関するデータ・調査結果を公表し、市民理解を深めます。

| | | | | | |
|----|----------------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 河川水質環境基準達成率（5河川のBOD） | 現状値 | 100% | 目標値 | 100% |
|----|----------------------|-----|------|-----|------|

大気環境の改善

大気汚染の監視や情報発信を行うとともに、事業者への排出抑制指導を徹底します。エコドライブの普及を図り、低公害車の導入や普及を推進します。市民・事業者向けに、大気環境に関する啓発活動を行います。

| | | | | | |
|----|---------------------------|-----|-------|-----|-----|
| 指標 | エコドライブをしている市民の割合（市民アンケート） | 現状値 | 31.5% | 目標値 | 60% |
|----|---------------------------|-----|-------|-----|-----|

不法投棄防止と環境美化

不法投棄防止看板の設置・巡回パトロール・監視員活動を強化し、不法投棄の抑止を図ります。市民・事業者・自治体間の連携体制を構築し、地域ぐるみで不法投棄防止に取り組みます。霞ヶ浦・北浦一斉清掃大作戦などの市民参加型美化活動を推進します。公園・観光地でのごみ持ち帰り啓発、道路沿いの雑草の管理、ペットマナー啓発など、日常的な環境美化を促進します。

| | | | | | |
|----|---------|-----|-----|-----|----|
| 指標 | 不法投棄の件数 | 現状値 | 55件 | 目標値 | 0件 |
|----|---------|-----|-----|-----|----|

環境保全活動の促進・協働

市民・事業者・団体と連携する協働体制を整備し、里山保全、水辺保全、清掃活動などを支援します。環境保全活動のリーダー（自然観察ガイド・地域環境指導員等）を育成します。活動団体の取組を市のイベントや広報で紹介し、参加を促進します。環境講習会・研修会を開催し、地球温暖化や気候変動対策に関する理解を広げます。

| | | | | | |
|----|------------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 霞ヶ浦・北浦一斉清掃大作戦参加率 | 現状値 | 100% | 目標値 | 100% |
|----|------------------|-----|------|-----|------|

4-4 ごみ処理・リサイクル

ごみの分別や削減（リデュース、リユース、リサイクル）、温室効果ガスの削減（省エネルギー、再生可能エネルギーの導入）について、地域住民と行政が一体となって取り組むとともに、環境意識の向上と協働による活動の仕組みを構築し、持続可能なまちづくりを目指します。

現状と課題

本市では、循環型社会の形成に向けて分別収集や資源回収を推進していますが、依然として生活系ごみ、特に生ごみの排出量が多く、さらなる減量が求められています。また、事業系ごみについても排出量は大きくありませんが、減量化や適正処理の徹底が引き続き必要な状況にあります。資源化量の拡大とリサイクル率の向上のためには、市民の分別の徹底や新たな資源ごみの指定の検討など、取組の強化が課題となっています。

収集・運搬については、地域におけるごみ出しマナーのばらつきや、不適正排出の防止に向けた啓発が必要な面があり、改善の余地があります。さらに、本市では人口減少と高齢化が進行していることから、従来の収集体制を維持することが困難になる地域も見込まれ、効率的で持続可能な収集・運搬体制の構築が求められています。

ごみ焼却施設や最終処分場に関しては、老朽化が進行しており、環境負荷の低減と安定的な処理体制の確保のため、改修・更新を計画的に進める必要があります。ゼロカーボンシティ宣言に伴い、焼却処理に伴う温室効果ガス排出削減の視点も重要性を増しており、今後の施設整備や運用改善において考慮すべき課題となっています。

また、本市は山林や河川敷などを多く有し、不法投棄が発生しやすい地理的特性を持っているため、監視体制の強化や地域と連携した防止対策も引き続き重要です。

これらの課題に対応しながら、環境基本計画の方向性に基づき、ごみの減量、資源化の促進、適正処理の徹底、そして市民・事業者・行政が協働する循環型社会の実現に向けた取組を一層進めていく必要があります。

取組方針

（1）ごみの発生抑制と資源化の一層の推進

- ・生ごみを中心とした生活系ごみの多量排出に対応するため、食品ロス削減や家庭での生ごみ処理容器・コンポスト活用の促進など、発生抑制施策を強化する。
- ・市民・事業者の分別徹底に向けた啓発を継続的に実施し、新たな資源ごみの指定・回収方法の検討など、資源化量の拡大を図る。
- ・事業系ごみについて、排出抑制と適正処理の徹底を指導し、関係団体との協力体制を強化する。

（2）効率的で持続可能な、ごみ収集・運搬体制の確立

- ・地域のごみ出しマナーのばらつきや不適正排出に対し、分かりやすいルール周知や地域での啓発活動を強化し、適正排出を定着させる。
- ・人口減少・高齢化に対応し、収集ルートの最適化や共同収集の活用、ＩＣＴを用

いた効率化など、持続可能な収集体制の再構築を検討・推進する。

- ・高齢者・過疎地域におけるごみ出しの支援や集積場所の見直しなど、地域実情に応じた柔軟な仕組みを整える。

（3）処理施設の計画的更新と環境負荷の低減

- ・老朽化が進む焼却施設・最終処分場について、計画的な改修・更新を進め、安定的・安全な処理能力を確保する。
- ・ゼロカーボンシティの実現に向け、焼却施設の高効率化、省エネルギー化、創エネ（※）活用などによる温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ・施設運用の最適化や、ごみの分別の徹底などにより、環境負荷を低減しつつ持続可能な処理体制を確立する。

※創エネ（エネルギーを自ら「創り出す」取組）

一般的に、ごみを焼却する際に発生する熱で蒸気をつくり発電する、ごみ発電（廃棄物発電）や、焼却時の余熱を施設内の給湯・空調、温水プール、温浴施設に活用する、焼却熱の有効利用（熱エネルギーの活用）などがあります。

（4）不法投棄防止対策と地域連携の強化

- ・山林・河川敷など不法投棄が生じやすい地域において、監視カメラの設置、定期的な巡回、地域住民との情報共有など、監視体制を強化する。
- ・地域の自主的な清掃活動や監視活動を行政が支援し、市民・事業者・地域団体との協働による不法投棄防止の仕組みを充実させる。
- ・早期発見・迅速な撤去が行えるよう、通報体制の整備や情報発信の改善を進めること。

（5）市民・事業者・行政の協働による循環型社会の実現

- ・三者が一体となって「ごみを出さない」「資源として活かす」行動を実践できるよう、環境教育や普及啓発を充実させる。
- ・市民参加型の資源回収、地域団体との連携によるリサイクル活動、事業者の自主的な環境配慮行動を支援し、協働による循環型社会づくりを促進する。
- ・SDGs の理念を踏まえ、資源循環と脱炭素を両立する地域モデルを構築し、持続可能なごみ処理行政を推進する。

関連する個別施策と成果指標

ごみ処理施設整備事業

ごみ焼却施設や関連設備の改良・更新を進め、処理能力の維持、安全性の向上及びリサイクル機能の強化を図り、持続可能な廃棄物処理体制の整備を推進します。

| 指標 | 最終処分場の埋立量 | 現状値 | 1,439t | 目標値 | 1,200t |
|----|-----------|-----|--------|-----|--------|
|----|-----------|-----|--------|-----|--------|

一般廃棄物処理施設運営事業

一般廃棄物処理施設の運営では、ごみ処理施設の安定稼働や適正なごみ処理体制を整え、減量・リサイクルの促進と環境保全による生活環境の向上を推進します。

| | | | | | |
|----|--------|-----|------|-----|------|
| 指標 | リサイクル率 | 現状値 | 5.3% | 目標値 | 5.5% |
|----|--------|-----|------|-----|------|

廃棄物の適正な排出の指導

ごみの適正な排出の徹底とマナーを周知します。廃棄物焼却に関する禁止規制を周知し、違法な野焼きを指導します。

| | | | | | |
|----|-----------|-----|----|-----|----|
| 指標 | 違法な野焼きの件数 | 現状値 | 7件 | 目標値 | 0件 |
|----|-----------|-----|----|-----|----|

生活系ごみの減量化(リデュース)

ごみを出さないことに配慮した行動を実践するよう、市民一人一人の意識の向上を図ります。食材の適量使用や水切りの徹底、生ごみ処理容器の活用により、家庭からの生ごみ削減を推進します。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 生ごみ処理容器の補助件数 | 現状値 | 20件 | 目標値 | 40件 |
|----|--------------|-----|-----|-----|-----|

事業系ごみの減量化(リデュース)

排出事業者の自己責任による減量・資源化や適正処理及び許可業者との契約を指導します。搬入物の検査を実施し、事業系の資源ごみの搬入規制の強化などの指導に取り組みます。事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより、事業系ごみの分別を推進し、事業系ごみの減量化を図ります。

| | | | | | |
|----|---------------------------------------|-----|-------|-----|-----|
| 指標 | 地域の環境保全活動への支援・参加をしている事業者の割合（事業者アンケート） | 現状値 | 36.8% | 目標値 | 65% |
|----|---------------------------------------|-----|-------|-----|-----|

4－5 自然環境の保全と共生

「美しい自然景観の継承」、「生物多様性の保全」など、地域住民と協働による環境保全の取組を進めるとともに市民の環境意識の向上を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

現状と課題

本市は、霞ヶ浦と北浦に挟まれた水と緑の豊かな自然環境に恵まれており、水郷筑波国定公園の一部を形成するなど、地域の重要な自然資源となっています。一方で、霞ヶ浦・北浦では、水質汚濁や生態系の変化といった課題が依然として存在しており、湖沼水質保全計画に基づく水質改善対策や、湖岸域の適切な管理を継続する必要があります。水辺の環境については、生息・生育環境に配慮した整備が求められるとともに、市民の憩いの場として安全かつ良好に利用できる環境づくりが課題となっています。

森林環境については、所有者の高齢化や担い手不足により、適切な手入れが行き届かず荒廃が進んでいる地域が見られます。生態系の維持や土砂災害防止の観点からも、間伐や下刈り、植栽などの計画的な森林整備を推進し、多様な植生の保全につなげていくことが求められています。

農地については、自然環境の維持に不可欠な農的景観の保全とともに、農業の担い手確保や後継者育成が課題となっています。また、イノシシやアライグマなどの鳥獣被害は深刻化しており、農作物被害防止と生態系保全を両立する鳥獣対策の強化が必要です。

本市には、県が指定する自然環境保全地域や緑地環境保全地域が多数存在し、自然と触れ合える貴重な空間が守られていますが、これらの区域では散策路や周辺森林の適切な維持管理が課題となっています。

さらに、外来生物の繁殖や定着が地域固有の生態系に影響を及ぼしており、種類や分布の把握、早期発見・早期対応、除去活動などを体系的に進める必要があります。市民や関係団体と連携し、生物多様性の保全と外来種対策を継続的に実施できる体制づくりが求められています。

取組方針

（1）霞ヶ浦・北浦など水環境の保全と再生の推進

- ・湖沼水質保全計画に基づき、霞ヶ浦・北浦の水質改善対策を継続して推進します。
- ・流域全体での負荷削減に向け、生活排水対策や農地からの流出抑制、適正な排水管理を進めます。
- ・湖岸部の自然環境に配慮した整備・保全を行い、自然の再生と良好な景観形成を図ります。
- ・水辺空間を市民の憩い・交流の場として活用するため、安全で快適な利用環境の整備を進めます。

（2）森林環境の整備と多様な生態系の保全

- ・所有者の高齢化に伴う森林の荒廃防止のため、間伐・下刈り・植林等の計画的な森林整備を支援します。
- ・里山の再生や持続的な管理を推進し、自然景観と生物多様性の維持・向上を図ります。
- ・森林資源を活かした環境教育や地域活動と連携し、保全意識の醸成と担い手の育成につなげます。

（3）農地環境の保全と鳥獣被害対策の強化

- ・農地景観の保全と持続可能な農業の担い手確保に向け、後継者育成・支援を進めます。
- ・イノシシ・アライグマ等の鳥獣被害に対し、防護柵整備や個体管理などの総合的な対策を強化します。
- ・農地環境との調和を図りつつ、生態系への影響も踏まえた鳥獣管理の仕組みづくりを推進します。

（4）自然環境保全地域の維持管理と利活用の促進

- ・指定自然環境保全地域・緑地環境保全地域において、散策路や森林の適切な維持管理を行います。
- ・市民や団体等との協働による自然観察、環境学習、保全活動を推進し、地域の自然資源を活かした学びと交流を促進します。
- ・保全と活用のバランスを図りながら、自然とふれあえる場の価値向上を目指します。

（5）外来生物対策の強化と生物多様性の保全

- ・外来生物の分布状況の把握と監視体制の強化を図り、早期発見・早期対処を徹底します。
- ・在来種の生息環境を守るため、市民・団体・関係機関と連携し、外来種の駆除活動や、人為的な持ち込みや拡散を防ぐための普及啓発を推進します。
- ・生態系ネットワークの保全・再生を推進し、生物多様性豊かな地域環境の維持につなげます。

（6）市民・事業者・行政の協働による自然環境保全の推進

- ・環境学習や体験活動を充実させ、身近な自然への理解と保全意識を高めます。
- ・持続可能な自然環境の保全に向け、地域団体や学校、事業者との連携を強化します。
- ・市民参加型の保全活動を拡充し、地域一体となって自然と共生するまちづくりを推進します。

関連する個別施策と成果指標

水質浄化運動推進事業

水質浄化意識の啓発や霞ヶ浦・北浦の浄化対策に向けた環境学習・キャンペーン等を展開し、市民・関係者の協働による水環境保全活動の推進を推進します。

| 指標 | 環境学習・キャンペーン等の実施数 | 現状値 | 2件 | 目標値 | 3件 |
|----|------------------|-----|----|-----|----|
|----|------------------|-----|----|-----|----|

身近な自然環境の保全と循環型社会の形成

河川や湖沼などの水辺、森林や農地、生物の生育環境といった身近な自然環境の保全を推進します。

| | | | | | |
|----|-----------------------------|-----|-------|-----|-----|
| 指標 | 親しめる水辺があることに対する満足度（市民アンケート） | 現状値 | 41.8% | 目標値 | 75% |
|----|-----------------------------|-----|-------|-----|-----|

多自然型の水辺の保全

河川や湖沼の整備・改修時に生態系へ配慮し、動植物が生息できる環境を確保します。関係機関と連携して霞ヶ浦・北浦の再生と保全活動を推進します。

| 指標 | 霞ヶ浦・北浦の水辺保全活動実施数 | 現状値 | 2件 | 目標値 | 10件 |
|----|------------------|-----|----|-----|-----|
|----|------------------|-----|----|-----|-----|

水辺の利活用の推進

水辺の遊歩道における親水空間を整備・管理し、湖岸の公園や舟溜などについて市民の憩いの場としての活用を検討します。併せて、行方市の取組を流域市町村へ発信し、協力を呼びかけます。

| | | | | | |
|----|------------------------|-----|-------|-----|-----|
| 指標 | 水のきれいさに対する満足度（市民アンケート） | 現状値 | 25.2% | 目標値 | 50% |
|----|------------------------|-----|-------|-----|-----|

農地の保全

耕作放棄地の解消と環境に配慮した農業を推進します。また、農業後継者の育成や鳥獣害対策を推進し、農地を保全します。

| | | | | | |
|----|----------|-----|------|-----|--------|
| 指標 | 有害鳥獣の捕獲数 | 現状値 | 910頭 | 目標値 | 1,000頭 |
|----|----------|-----|------|-----|--------|

4－6 エネルギー・地球温暖化対策

地域特性を活かした低炭素型のまちづくりを進め、再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギーの推進などを通じて、環境負荷の低減とCO₂排出量を削減し、カーボンニュートラル社会の実現を目指します。

現状と課題

本市では、地球温暖化が地域社会に及ぼす影響の深刻化を踏まえ、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めています。北浦複合団地に代表される太陽光発電施設など、市内では再生可能エネルギーの導入が進み、公共施設にも太陽光発電設備や蓄電池等を設置することで、省エネルギー化の推進とエネルギーの地産地消を図っています。

一方で、温室効果ガス削減に向けた取組のさらなる強化が必要となっています。再生可能エネルギー発電設備の増加に伴って、景観や自然環境への影響への配慮が求められるほか、今後は太陽光パネルの大量更新期を迎えるため、適正処理やリサイクル体制の整備が課題となっています。また、電気自動車などのクリーンエネルギー自動車については、普及に向けた充電インフラの整備や価格面の課題が指摘されています。

市民生活におけるエネルギー使用の面では、省エネルギー行動のさらなる普及が必要です。地産地消や食品ロス削減、環境負荷の少ない機器の選択、緑のカーテンの設置など、日常的に取り組める行動が温室効果ガス削減に大きく寄与します。しかし、市民が実践しやすい取組についての情報提供や普及啓発が十分とはいえず、行動変容を促す仕組みづくりが求められています。

また、本市の公共施設は老朽化が進んでおり、今後の更新にあたっては、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を積極的に進める必要があります。エネルギー需給の変動に対応する蓄電設備の導入や、施設の運営におけるエネルギー管理の強化も重要な課題です。

これらの状況から、本市のエネルギー・地球温暖化対策は、再生可能エネルギーの適正な導入、省エネルギーの推進、市民・事業者の行動変容の促進、公共施設の脱炭素化など、幅広い視点で総合的に進めていく必要があります。行政・市民・事業者が協働した、持続可能で環境負荷の少ない地域社会の実現が求められています。

取組方針

（1）温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進

- ・家庭や事業所での省エネルギー行動の普及啓発を強化します。
- ・省エネルギー型の機器や設備の導入を促進します。
- ・公共施設におけるエネルギー使用量を見える化し、管理体制を強化します。

（2）再生可能エネルギーの適正導入

- ・太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・景観や自然環境に配慮した適正な立地を誘導します。

- ・使用済み太陽光パネルのリサイクルや適正処分の仕組みを整備します。
- ・地域で生産されたエネルギーの地域内利用（エネルギー地産地消）を促進します。

（3）公共施設における省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

- ・公共施設の改修・更新時に、太陽光発電や蓄電池、高効率設備の導入を進めます。
- ・エネルギー・マネジメントを強化し、施設運用面での省エネルギーを図ります。
- ・公共施設における再生可能エネルギー比率の向上を目指します。

（4）市民・事業者の行動変容の促進

- ・フードロス削減、地産地消、環境配慮製品の選択など、家庭で実践できる取組を普及させます。
- ・緑のカーテンの設置など、日常の省エネルギー効果が高い取組を推進します。
- ・事業者に対して、省エネルギー化や環境負荷低減の取組を支援します。
- ・地球温暖化対策に関する情報提供や学習機会を充実させます。

（5）クリーンエネルギー自動車の普及促進

- ・電気自動車や燃料電池自動車の普及に向けた支援を行います。
- ・市内の充電設備環境を整備し、利用しやすい環境を整えます。
- ・公用車のクリーンエネルギー車への計画的な更新を検討します。

（6）気候変動適応策の推進

- ・豪雨や高温など気候変動による影響に対応した地域防災力を強化します。
- ・農業分野での高温や病害虫対策など、気候影響への対応を進めます。
- ・熱中症予防や健康被害の軽減策に関する情報提供を行います。

（7）地域ぐるみの脱炭素化の推進

- ・市民、事業者、学校、関係団体などと連携した協働体制を構築します。
- ・環境学習や普及啓発を通じ、次世代の環境意識を育成します。
- ・地域全体で脱炭素に向けた行動を共有し、取組を継続的に評価・改善します。

関連する個別施策と成果指標

新エネルギー推進事業

再生可能エネルギー導入や省エネルギー施策の推進を通じて温室効果ガス削減やカーボンニュートラルの達成を目指す「行方市環境基本計画」に基づいた新エネルギー導入・活用を総合的に推進します。

| 指標 | 新エネルギー関連事業数 | 現状値 | 0事業 | 目標値 | 1事業 |
|----|-------------|-----|-----|-----|-----|
|----|-------------|-----|-----|-----|-----|

CO₂削減のための取組の推進

広報やホームページなどで市民にCO₂削減のための行動を促し、緑化やエコカー普及、エコドライブなどを推進します。家庭や製品でのCO₂排出量の「見える化」を進め、吸収源となる緑の保全活動を推進します。

| 指標 | CO ₂ の見える化活用件数（累積） | 現状値 | 0 件 | 目標値 | 50 件 |
|----|-------------------------------|-----|-----|-----|------|
|----|-------------------------------|-----|-----|-----|------|

省エネルギー、再生可能エネルギー利用の推進

太陽光発電や太陽熱温水器、地中熱空調など自然エネルギーの活用を推進します。また、住宅や事業所におけるエネルギー利用の効率化を推進します。

| 指標 | 再生可能エネルギーを導入している公共施設及び公用施設 | 現状値 | 0 施設 | 目標値 | 1 施設 |
|----|----------------------------|-----|------|-----|------|
|----|----------------------------|-----|------|-----|------|

地球温暖化に関する情報収集や気候変動適応策の推進

地球温暖化や気候変動適応策に関する情報を収集・発信し、市民が理解しやすい形で提供するほか、適応策の検討・実施を進めます。農業分野の高温環境下における栽培技術等の情報を収集します。

| 指標 | 公共移設及び公用施設のCO ₂ 削減量 | 現状値 | 0 % | 目標値 | 50% |
|----|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|
|----|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|

地球温暖化対策実践の推進

茨城県地球温暖化防止活動推進員の増員及び市との連携による地球温暖化対策の普及啓発活動を推進します。CO₂チェックツール、環境ラベル等の活用など家庭から排出しているCO₂の見える化を推進します。節電やエコドライブ、エコカー導入、地産地消、フードロス削減、自然の力を利用した省エネルギー対策など地球温暖化対策全般を推進します。公共交通機関等の利用を促進します。

| 指標 | 暮らしの中で節電を心がけている市民の割合（市民アンケート） | 現状値 | 60.4% | 目標値 | 80% |
|----|-------------------------------|-----|-------|-----|-----|
|----|-------------------------------|-----|-------|-----|-----|

5 暮らし・インフラ

「便利で快適な住み良いまちづくり」



普段の生活に欠かせないライフラインの維持管理や、便利で快適な道路環境及び公共交通の維持・改善など、住民の暮らしに寄り添った住み良い住環境の維持と、便利で快適な質の高い生活を送れる都市機能の充実を目指します。

5-1 道路・河川整備

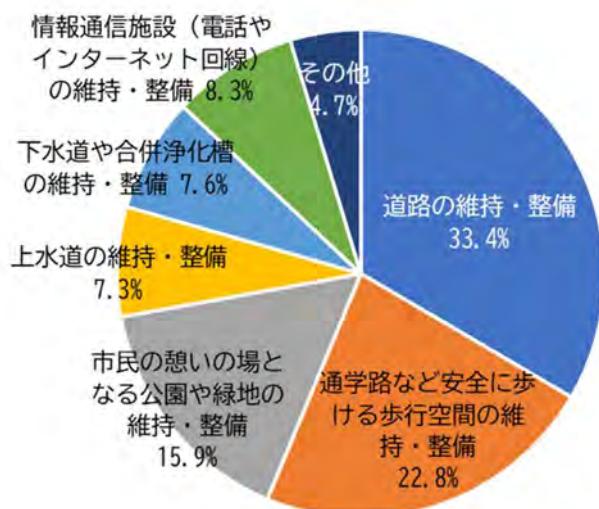
交通機能の向上による快適な道路活環境の維持・改善を図ることで、人や物資の円滑な移動、災害に強いまちづくり、良好な景観形成などを促進し、地域経済の活性化や防災性の向上による、持続可能なまちづくりを目指します。

現状と課題

本市の道路網は、旧町時代から整備されてきた幹線道路や生活道路を中心に形成されており、主要幹線である国道354号、国道355号、主要地方道水戸神栖線、主要地方道水戸鉢田佐原線などが市域を東西・南北に結んでいます。これらの路線は、近隣市町や県内主要都市への交通の骨格を担うとともに、地域の経済活動や住民生活を支える重要な基盤となっています。

一方で、市内には幅員が狭小で線形が不良な区間や、都市計画道路として位置づけられているものの未整備・未改良の区間も残されており、交通の円滑化や安全性の面で課題がみられます。また、生活道路においても舗装の老朽化や排水機能の低下、通学路における歩道未整備区間などが存在し、歩行者や自転車利用者にとって安全・快適な通行環境の確保が十分とはいえない状況があります。

近年は、人口減少や高齢化の進行により、自動車交通量の変化や移動ニーズの多様化が進んでいます。自家用車に依存しにくい高齢者が増加するなど、地域公共交通との連携の必要性が高まる中で、道路整備は単に新設や拡幅を進めるだけでなく、維持管理や再編を重視した「持続可能な交通体系」の構築が求められています。特に、災害時における避難・救援活動の経路確保、道路の長寿命化、橋梁など構造物の点検・補修など、ストック型の維持管理が今後の重点課題となっています。



限られた財政資源の中で効果的・効率的に道路整備を進めるためには、整備の優先順位を明確化し、国・県の補助制度を活用しながら計画的に事業を推進することが求められます。道路整備を単独で捉えるのではなく、地域公共交通、歩行・自転車ネットワーク、都市計画・土地利用、河川・水管理との一体的な検討を行い、安全で利便性の高い地域交通体系の形成を図る必要があります。

取組方針

（1）効率的で計画的な道路整備の推進

- ・道路整備の優先順位を、交通量や安全性、防災性、地域活性化などの観点から明確にし、効果的・効率的な整備を行います。
- ・歩道・路肩の整備、見通しの悪いカーブや交差点の改良、街路灯の設置を行い、歩行者や自転車利用者にやさしい道路環境を整えます。
- ・農業が盛んな地域では、農地や水路との調和を図り、農業の生産基盤と連動した農道・里道の維持管理を進めます。
- ・国や県の補助制度、広域的な道路整備事業と連携しながら、限られた財源を有効に活用して事業を推進します。
- ・都市計画道路の見直しや未整備路線の再評価を行い、将来の交通需要や土地利用の変化に対応した、適正で持続可能な道路網を再構築します。
- ・災害時には避難路や緊急輸送路として機能するよう、地域防災計画と一体となつた安全性向上策を講じます。

（2）既存道路の維持管理と長寿命化の推進

- ・新設から維持・更新を重視する道路行政へ転換し、道路・橋梁の計画的な点検・補修・更新を実施します。
- ・デジタル台帳や橋梁点検データなどを活用し、維持管理計画を策定します。
- ・舗装の長寿命化、排水機能の改善などを総合的に進め、快適な道路空間の維持を図ります。
- ・財政の健全化を踏まえ、限られた予算の中で優先度の高い路線を効率的に整備します。

関連する個別施策と成果指標

基幹市道整備事業

主要な市道の整備や改良を進め、安全性向上と交通円滑化を図り、地域の利便性と活動基盤を強化する道路環境づくりを推進します。

| 指標 | 幹線道路整備事業（特防・防補含む）の整備延長 | 現状値 | 目標値 |
|----|------------------------|------|--------|
| | | 352m | 2,370m |

生活道路整備事業

老朽化や狭隘な生活道路の整備を進め、安全性向上と住民の利便性確保を図り、安心して暮らせる生活道路環境の充実を推進します。

| | | | | | |
|----|---------------|-----|------|-----|--------|
| 指標 | 生活道路整備事業の整備延長 | 現状値 | 195m | 目標値 | 4,502m |
|----|---------------|-----|------|-----|--------|

通学路整備事業

児童の安全確保を最優先に、危険箇所の改善や歩道整備を進め、安心して通学できる安全な通学路環境づくりを推進します。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 通学路整備事業の整備延長 | 現状値 | 150m | 目標値 | 350m |
|----|--------------|-----|------|-----|------|

農道整備事業

農業生産性の向上を図るため、老朽化した農道の改良や整備を進め、安全で効率的な農作業環境の確保を推進します。

| | | | | | |
|----|-------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 農道整備事業の整備延長 | 現状値 | 228m | 目標値 | 260m |
|----|-------------|-----|------|-----|------|

河川改修事業

河川の氾濫や浸水被害を軽減し、治水安全度の向上と地域の生活・産業環境保全を図るため、排水能力の強化や河道掘削等の河川改修事業を計画的に進める取組を推進します。

| | | | | | |
|----|-------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 河川改修事業の整備延長 | 現状値 | 130m | 目標値 | 180m |
|----|-------------|-----|------|-----|------|

河川維持補修事業

河川や水路の維持補修を実施し、堤防・護岸・河道の管理強化や排水機能維持により、洪水・浸水リスクの軽減と安全・安心な生活環境の確保を推進します。

| | | | | | |
|----|----------|-----|---|-----|------|
| 指標 | 河川維持補修件数 | 現状値 | － | 目標値 | 24 件 |
|----|----------|-----|---|-----|------|

道路維持補修事業

舗装損傷や側溝の不具合など道路の劣化を適切に補修し、安全性と通行機能を維持するための計画的な道路維持管理を推進します。

| | | | | | |
|----|----------|-----|---|-----|-------|
| 指標 | 道路維持補修件数 | 現状値 | － | 目標値 | 360 件 |
|----|----------|-----|---|-----|-------|

5－2 公共交通

A Iを活用した公共交通の再編等によって利便性の向上を図り、誰もが安全・安心・快適に移動できる環境を整えるとともに、公共交通の利用を促すことでCO₂排出量を削減し、環境負荷の低減に寄与するなど、持続可能なまちづくりを目指します。

現状と課題

本市では、急速に進む少子高齢化や人口減少への対応を図るため、2021年3月に「行方市地域公共交通計画」を策定し、公共交通の再編を進めてきました。計画では、デマンド型交通やコミュニティバスの運行、市内外の拠点とのネットワーク構築など、持続可能な公共交通体系の構築を目指しています。

本市の地域公共交通は、人口減少や高齢化の進行に伴い、利用者の減少や運行経費の増大という課題に直面しています。特に、デマンド型交通やコミュニティバスの運行において、収益性の確保や安定的な運行体制の維持が難しくなっています。

また、運転手の高齢化や担い手不足が深刻化しており、地域公共交通を担う人材の確保や事業者の経営安定化が大きな課題です。今後も持続可能な交通体系を維持するためには、地域や事業者との連携強化が不可欠です。

さらに、公共交通の利便性向上には、道路整備との連携が重要です。現状ではバス停へのアクセス道路や停車スペース、歩行者動線の整備が十分でない地域もあり、道路網との統合的整備が求められます。

一方、災害時における移動手段の確保も重要な課題です。特に高齢者や障がい者など、移動に支援が必要な方々に対する対応を含め、災害時の安全・安心な交通の確保が求められます。

これらの課題に対応するため、公共交通の維持・確保と同時に、道路整備や福祉施策、地域振興施策との一体的な取組を進める必要があります。今後は、持続可能で利便性の高い地域公共交通体系の構築を重点的に進めていきます。

取組方針

（1）公共交通の維持・安定運行の確保

- ・高齢化・人口減少が進む中でも、誰もが安心して移動できる地域公共交通の維持と安定運行を図ります。
- ・デマンド型交通やコミュニティバスの運行体制を強化し、効率的かつ柔軟な運行管理によってサービスの継続性を確保します。
- ・運転手不足への対応や事業者支援を通じて、地域交通事業の持続可能な経営基盤を支えます。
- ・農業・観光・地域産業との連携を視野に入れ、通勤・通学・買い物・観光など多様な移動需要に対応した運行体系を整備します。

（2）利便性向上と利用促進

- ・バス停や乗降場の整備、道路アクセス・歩行動線の改善などにより、高齢者や子どもにも利用しやすい公共交通環境を整えます。
- ・主要公共施設、医療機関、教育施設、観光地などをつなぐ利便性の高い交通ネットワークを形成します。
- ・デジタル技術を活用した運行情報の提供や案内システムを導入し、利用者に分かりやすい情報発信を推進します。
- ・通学や子育て世帯の移動支援と連動し、通学費助成制度や通学交通安全対策との一体的な取組を進めます。

（3）災害時の移動手段の確保と防災機能の強化

- ・地震や豪雨などの災害時においても、避難・救援活動を支える公共交通の機能確保を図ります。
- ・避難経路や代替輸送手段を整備し、高齢者・障がい者・要支援者が安全に避難できる移動環境を構築します。
- ・地域防災計画と連携し、公共交通網を防災・減災の一翼を担うインフラとして位置づけます。
- ・道の駅や公共施設などを防災拠点として活用し、物資輸送や情報発信など緊急時の支援体制を整備します。

（4）持続可能で地域に根ざした交通体系の構築

- ・公共交通、道路整備、福祉・医療・産業施策を一体的に運営する交通まちづくりを進めます。
- ・人口減少や交通需要の変化を踏まえ、地域特性に応じた路線再編と効率的な運行計画の策定を行います。
- ・地域住民や自治会、民生委員、企業、NPOと協働し、利用者ニーズを反映した地域交通モデルを構築します。
- ・北浦複合団地や観光拠点、農産物直売所などへのアクセスを強化し、農業の再生・地域産業の創出を支える交通基盤を形成します。

（5）人にやさしく、地域をつなぐ公共交通への転換

- ・すべての世代が安心して利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・医療・介護・福祉と連携し、通院や買い物支援を兼ねた移動サービスを展開します。
- ・移住・定住施策と連動し、新たに行方に住む人が暮らしやすい交通環境を整えます。
- ・地域経済の活性化と交流人口の拡大を見据え、観光交通・周遊ルート整備など魅力ある交通体系を構築します。

関連する個別施策と成果指標

公共交通確保対策事業

交通手段が少ない地域の移動を支えるため、道の駅、公共施設などとの接続を改善し、誰もが利用しやすい移動環境づくりを推進します。

| | | | | | |
|----|------------|-----|---------|-----|---------|
| 指標 | 市営路線バス利用者数 | 現状値 | 13,299人 | 目標値 | 14,000人 |
| 指標 | 乗合タクシー利用者数 | 現状値 | 11,468人 | 目標値 | 12,000人 |
| 指標 | 広域路線バス利用者数 | 現状値 | 87,106人 | 目標値 | 88,000人 |

情報提供・案内整備

運行情報や時刻表の見やすさの向上、案内表示の充実により、住民や観光客が安心して利用できる環境を整備します。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|---------|-----|---------|
| 指標 | 公共交通マップの作成、PR回数 | 現状値 | 19,000部 | 目標値 | 20,000部 |
|----|-----------------|-----|---------|-----|---------|

サービス再編・最適化

将来の人口動態や交通需要を踏まえ、運行路線や運行頻度を見直し、効率的で持続可能な公共交通サービスを提供します。

| | | | | | |
|----|-----------|-----|----|-----|-------|
| 指標 | 運行効率（乗車率） | 現状値 | 9% | 目標値 | 17.8% |
|----|-----------|-----|----|-----|-------|

利用環境の整備、利用促進

誰もが利用しやすい公共交通の利用環境整備、公共交通の周知、イベントの開催などを通じて利用促進を図ります。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|----|-----|----|
| 指標 | 公共交通利用促進イベント | 現状値 | 1回 | 目標値 | 3回 |
|----|--------------|-----|----|-----|----|

5-3 土地利用・市街地形成

秩序ある土地利用の推進と無秩序な開発やスプロール化（郊外への拡大）の抑制を図り、良好な住環境の形成・保全、都市機能の維持・向上による市街地の活力創出と、持続可能で環境と調和したまちづくりを目指します。

現状と課題

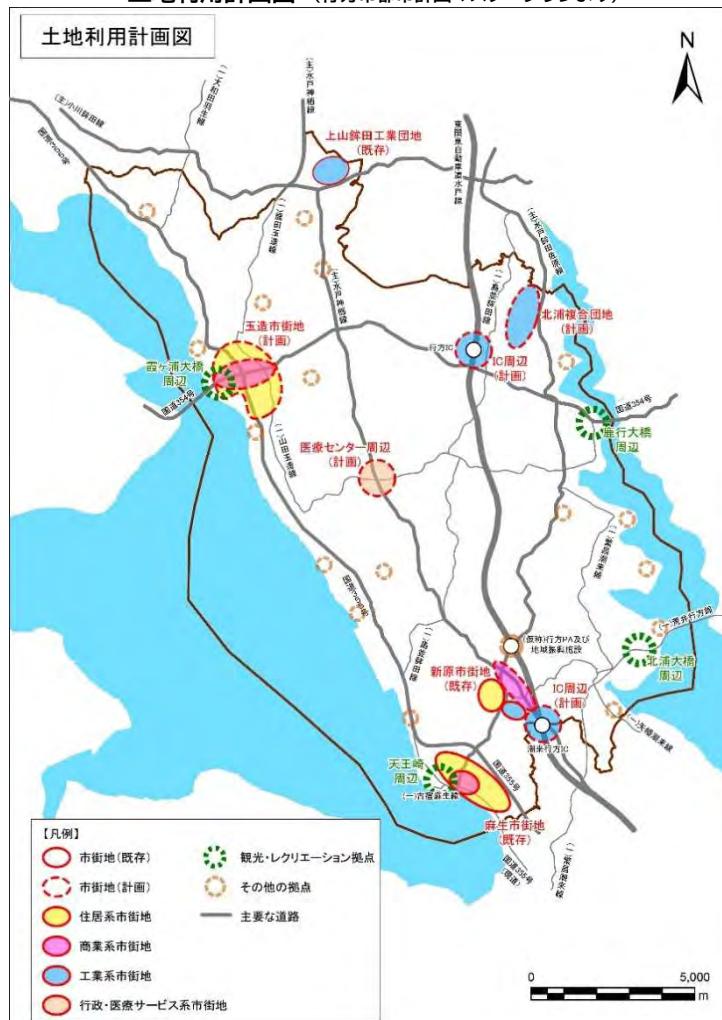
行方市の土地利用計画の現状は、少子高齢化と人口減少が進行する中で、市街地や集落が分散した非線引き都市という特性を抱え、効率的で持続可能な都市構造の構築が求められている状況にあります。合併前の旧町ごとに形成された市街地はクラスター型に分散しており、生活利便性の確保や公共サービスの維持に課題を抱えています。また、空家や空地の増加、農地や山林の荒廃が進行し、土地の有効活用が十分に進んでいない状況です。

一方で、行方市は農業や漁業などの地域資源に恵まれており、優良農地の保全と都市的土地区画整理事業との調和が重要なテーマとなっています。農業は本市の基幹産業である一方、都市的土地区画整理事業を制約する側面もあるため、産業振興、居住機能、商業や生活サービス機能をバランスよく配置することが求められています。さらに、東関東自動車道水戸線の整備により、インターチェンジ周辺や北浦複合団地において新たな土地利用や産業誘致の可能性が広がっていますが、具体的な活用方針の明確化が課題となっています。

スよく配置することが求められています。さらに、東関東自動車道水戸線の整備により、インターチェンジ周辺や北浦複合団地において新たな土地利用や産業誘致の可能性が広がっていますが、具体的な活用方針の明確化が課題となっています。

今後は、分散した市街地や拠点を相互に連携させる土地利用の再構築、用途地域の見直しや新規指定による計画的な開発誘導、災害リスクや環境保全に配慮した土地利用の推進が必要です。併せて、老朽化するインフラの効率的な維持管理や、防災・脱炭素といった社会的要請に対応しながら、地域の魅力と利便性を高める土地利用を実現することが、持続的な発展に向けた重要な課題となっています。

土地利用計画図（行方市都市計画マスターplanより）



（1）都市的土地区画整理事業

- ・本市に存在する良好な自然景観を保全するため、従来からの都市形成や交通網の配置形態を大きく変更しないことを基本方針とします。
- ・市街地がむやみに広がることや分散することによって、明確な中心地の拠点性が低下し、さらには都市全体での総合的な都市力が低下することを防止するため、各拠点において、明確かつ集約的な拠点地区を形成します。

（2）自然的土地区画整理事業

- ・本市の自然的土地区画整理事業の骨格構成は、2つの湖による水際線、行方台地の斜面樹林地や非常に多くの池沼を有する谷津などとなっているため、これら既存の自然条件を活かし、水辺や台地の向きに合わせて南北方向の帯状に配置することとします。
- ・特に水郷筑波国定公園に指定されている霞ヶ浦(西浦)湖岸などのほか、緑地環境保全地域や自然環境保全地域に指定されている地区、手賀地区的保安林などに指定されている地域においては、引き続き良好な自然環境の保全を図ります。

（3）市街地等

- ・都市計画に基づいて各種の宅地・建物や都市機能を集積させる市街地のほか、都市計画に基づく市街地ほどの宅地・建物等の集積を行わない主要な集落地、団地、比較的大規模な建築物が集まる場所などの主要な拠点を計画します。
- ・茨城県が定める都市計画区域マスタープランとの整合を図り、引き続き区域区分は定めず、建築・開発等の緩やかな立地誘導を促進します。
- ・緩やかな立地誘導は、用途地域の指定による建築物の適切な誘導を図りつつ、既存の道路、公園、公共公益施設などのインフラストックの有効活用を優先します。
- ・土地利用動向を踏まえ、用途地域の見直しや新規指定を適切な時期に検討します。

（4）住居系市街地

- ・麻生市街地は、麻生幼稚園、麻生小学校、麻生公民館、麻生高校などの教育機能が充実していることから、住宅機能を配置し、若年層や子育て世帯の定住・移住を促進します。
- ・新原市街地は、東関東自動車道水戸線の開通によって商業施設や物流施設などの立地が進む可能性もあることから、これらの施設の立地動向を見ながら、具体的に望ましい土地利用の検討を行うこととします。
- ・玉造市街地は、住宅機能を配置し、若年層や子育て世帯の定住・移住を促進するとともに、商業施設の立地をはじめとする各種の建築・開発状況を見ながら、適宜、用途地域の設定を検討します。

(5) 商業系市街地

- ・麻生市街地は、住居系市街地を含めて地区全体の計画的で望ましい土地利用を検討した上で、生活拠点として、日常生活サービスを中心とした商業系機能を配置し、住環境の向上を推進します。
- ・新原市街地は、今後の道路網の整備状況や商業施設や物流施設などの立地動向を見ながら、用途地域外における望ましい土地利用の検討を行いつつ、市街地としての位置づけや整備などを検討します。
- ・玉造市街地は、従来は市街地として用途地域は指定されていませんが、前述の住居系市街地を含めて地区全体の計画的で望ましい土地利用を検討した上で、引き続き本市の商業的機能を牽引する拠点として商業環境の整備を推進していきます。

(6) 工業系市街地

- ・新原市街地、上山鉢田工業団地など、既存工業団地の未分譲地活用と企業誘致を推進します。
- ・北浦複合団地は、開発行為によって計画的な市街地が整備されているため、今後、企業の立地需要を見ながら引き続き整備を促進します。
- ・IC周辺地区を含め、物流・産業立地需要を見極めた段階的な土地利用を検討します。
- ・都市基盤整備状況に応じて、用途地域指定を検討します。

(7) 観光・レクリエーション拠点

- ・本市を象徴する水際線である水辺周辺に観光・レクリエーション拠点を配置します。
- ・観光・レクリエーションの拠点としては、天王崎周辺地域、北浦大橋周辺地域、鹿行大橋周辺地域、霞ヶ浦大橋周辺地域を拠点とし、既存施設や地域資源を活かした観光・交流機能の拡充を図ります。

(8) その他の拠点・主要な集落地等

- ・東関東自動車道水戸線の（仮称）行方PAおよび地域振興施設において、多機能型の拠点形成を検討します。
- ・市街地以外の主要な集落地については、各地域の日常的な生活拠点として近隣地域を対象とした生活利便施設の充実を目指します。

関連する個別施策と成果指標

立地適正化計画の策定

将来の都市構造の最適化と生活利便性の向上を目的とした立地適正化計画を策定し、居住機能や都市機能の適切な誘導による、コンパクトで持続可能な都市づくりを推進します。

| | | | | | |
|----|---------------------|-----|----|-----|----|
| 指標 | 令和8年度策定(概ね5年ごとに見直し) | 現状値 | 1件 | 目標値 | 1件 |
|----|---------------------|-----|----|-----|----|

5－4 下水道事業

「公衆衛生の向上」、「浸水被害の防止」、「公共用水域の水質保全」の3つの柱を基本として、耐震化や浸水対策などの災害に強いまちづくりを進め、環境にやさしい快適で安全・安心な暮らしの実現を目指します。

現状と課題

本市では、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の4つの方式により汚水処理を推進しています。地域の地形や人口密度に応じて事業方式を使い分けながら、市街地を中心に整備を進め、一定の成果を上げてまいりました。近年は、効率的な事業運営を図るため、公営企業会計への移行や経営戦略の策定を行い、財政面・運営面の見直しを進めています。

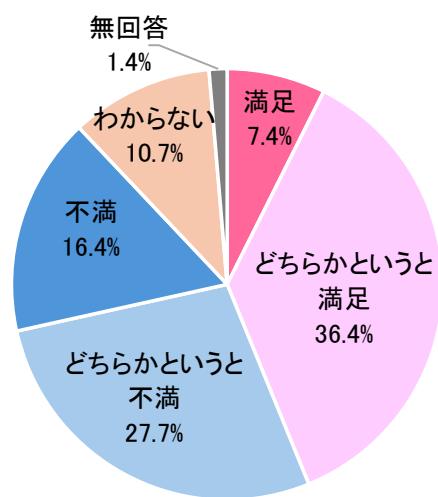
一方で、下水道施設や管路の多くは整備から長期間が経過し、今後、老朽化に伴う更新・改修需要が増加することが見込まれます。人口減少や節水傾向により汚水処理人口の伸びが鈍化し、使用料収入の減少が続く中で、維持管理費や更新費用は増加しており、事業の経営環境は厳しさを増しています。また、複数の事業方式が併存していることから、施設管理手法や費用負担の違いが生じており、全市的な視点での効率化・最適化が求められています。

さらに、施設の長寿命化を計画的に進めるための施設データの整備や、更新の優先順位付けが十分に進んでいないことも課題となっています。

今後は、老朽化対策や更新計画の策定に加え、予防保全を重視した維持管理体制への転換が必要です。併せて、霞ヶ浦をはじめとする水環境保全への貢献を意識しながら、より高度な処理の維持、適正な放流水管理、環境基準への適合を確実に行うことも重要です。

これらの課題に対応するためには、施設の計画的更新と経営の効率化を図るとともに、国・県の補助制度を活用した財源確保、公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の一体的な運営方針の検討、そして住民の理解と協力のもとでの持続可能な汚水処理体系の確立が求められます。

行方市令和7年度市民意識調査より
まちづくりへの満足度について、
下水道・雨水排水施設の整備について、
どの程度満足していますか。



取組方針

（1）インフラ施設の長寿命化と災害に強い下水道基盤の形成

- ・老朽化が進む下水道施設や管路について、定期的な点検・診断を行い、計画的な改修・更新を推進します。
- ・地震や豪雨などの自然災害に備え、浸水対策や排水機能の確保など防災・減災を重視した整備を行います。

（2）効率的で持続可能な経営体制の確立

- ・人口減少や使用料収入の減少を見据え、経営戦略の見直しや費用削減の工夫を行い、持続可能な運営を推進します。
- ・国や県の補助制度、交付金などの活用を図り、限られた財源を有効に活用する健全な財政運営を確立します。

（3）地域特性を踏まえた汚水処理の最適化

- ・流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽などの方式を、地域の地形・人口動態・土地利用に応じて最適化・再編します。

（4）維持管理情報のデジタル化と体制強化

- ・下水道台帳や点検データをデジタル化し、G I S等を活用した効率的な維持管理体制を整備します。
- ・遠隔監視やIoT技術の導入を進めるとともに、民間事業者等との連携強化により、迅速かつ的確な維持管理を行います。

（5）環境保全と水質改善への貢献

- ・霞ヶ浦をはじめとする公共用水域の水質保全のため、放流水の適正管理と施設性能の維持向上を徹底します。
- ・下水汚泥や処理水を地域資源として再利用し、農業や地域産業への循環利用を促進します。

関連する個別施策と成果指標

流域関連公共下水道事業

公共用水域の水質改善を図り、老朽化対策や経営戦略に基づく計画的な整備・運営による生活環境向上を推進します。

| | | | | | |
|----|------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 水洗化率 | 現状値 | 77% | 目標値 | 100% |
|----|------|-----|-----|-----|------|

特定環境保全公共下水道事業

公共用水域の水質改善を図り、老朽化対策や経営戦略に基づく計画的な整備・運営による生活環境向上を推進します。

| | | | | | |
|----|------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 水洗化率 | 現状値 | 70% | 目標値 | 100% |
|----|------|-----|-----|-----|------|

農業集落排水事業

農村地域の生活雑排水を処理し、農業用水や河川の水質保全と生活環境の向上を推進します。

| | | | | | |
|----|------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 水洗化率 | 現状値 | 76% | 目標値 | 100% |
|----|------|-----|-----|-----|------|

下水道経営戦略

今後の人団減少や費用の推移、投資の計画などをシミュレーションし、持続可能な経営に取り組みます。

| | | | | | |
|----|-------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 経費回収率 | 現状値 | 60% | 目標値 | 100% |
|----|-------|-----|-----|-----|------|

下水道維持管理デジタル化推進事業

管路・施設情報をデジタルデータとして一元管理し、G I S や I o T を活用した維持管理システムを構築します。遠隔監視・自動制御の導入、異常検知システムの整備などにより、効率的かつ迅速な維持管理体制を確立します。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 管路台帳・施設情報デジタル化率 | 現状値 | 50% | 目標値 | 100% |
|----|-----------------|-----|-----|-----|------|

5－5 水道事業

安全・安心な水の安定供給を基本として、水源から蛇口に至るまで一貫した水質管理を行い、おいしい水を供給するほか、災害時にも給水が途絶えないよう、施設の耐震化や水源の複数化などの強化を図り、市民の健康な暮らしを支えるための基盤となるまちづくりを目指します。

現状と課題

本市の水道事業は、安全で安定した水を市民に提供することを目的として、浄水場・配水池・配水管などの施設整備や運営、日常の維持管理を行っています。水質管理については定期的な検査や監視を実施し、安全な水道水の供給に努めています。また、施設の耐震化や老朽化対策も順次進めており、災害時の断水リスクの軽減や安定供給体制の強化を図っています。

一方で、人口減少や少子高齢化に伴い、水道水の需要は減少傾向にあり、使用料収入の伸びが見込みにくい状況となっています。これに加え、施設の老朽化が進行しており、管路や浄水施設の更新・改修、耐震化の必要性が増しています。特に、大規模地震や豪雨などの自然災害発生時には、断水や施設被害の影響が大きくなることが懸念されており、災害対応力の強化が重要な課題となっています。さらに、維持管理や更新にかかるコストが増加する一方で、限られた財源の中で経営の効率化や健全化を図る必要があります。

こうした課題に対応するため、行方市では、茨城県企業局並びに県内外21市町村とともに、水道事業の経営の一体化に向けた検討・協議を進めています。水道事業の広域化については、2028（令和10）年度を目標に、茨城県内および栃木県の一部の21市町村の水道事業が統合され、経営主体が市から茨城県企業局へ移行する予定です。統合後は、現在市が保有する施設を茨城県が使用し、運営を行うことになります。

この広域化により、他の市町村と重複する業務や委託費、人件費などの経費削減が図られるほか、災害時の相互応援体制の強化など、多面的な効果が期待されます。

今後は、施設の計画的な長寿命化や耐震化、ＩＣＴやデータ活用による維持管理体制の高度化、財政の効率的運営とともに、市民への情報提供や理解促進を通じて、安全で安定した水道サービスを持続的に提供できる体制の確立を目指してまいります。

取組方針

（1）安全で安定した水の供給の確保

- ・市民生活と地域産業の基盤である水の安定供給を確保するため、水質管理の徹底と浄水処理の高度化を進めます。
- ・浄水施設・配水池・管路の適正運用および監視体制を強化し、断水や水質異常の発生を最小限に抑制します。
- ・地域医療や学校給食など、命と暮らしを守る公共サービスの安定供給を支える水道システムを確立します。
- ・農業や産業活動にも寄与する水資源として、地域全体での持続的な水利用の最適化を図ります。

（2）施設の長寿命化と計画的更新の推進

- ・老朽化施設について、定期点検や診断結果に基づいた長寿命化計画による、計画的な更新・改修を進めます。
- ・耐震化や耐久性の向上を重点課題とし、災害時にも供給を維持できる強靭な水道施設基盤を構築します。
- ・老朽施設の更新にあたっては、庁舎・公共施設等の改修計画と連携し、地域防災機能の強化と効率的な公共投資を実現します。

（3）維持管理体制の高度化と効率化

- ・I C TやG I Sを活用し、管路・施設情報の一元管理を推進することで、効率的で精度の高い維持管理を実現します。
- ・職員と委託事業者の連携体制を強化し、迅速かつ的確な運用・保守体制を構築します。
- ・デジタル技術や通信基盤を活用し、災害時・断水時における情報共有・対応体制の強化を図ります。

（4）財政健全化と効率的運営の推進

- ・人口減少や料金収入減少を見据え、経営戦略の見直しと費用構造の最適化を進めます。
- ・国・県の補助金や交付金制度を積極的に活用し、限られた財源の中で持続可能な運営を行います。
- ・市全体の財政健全化方針と整合を図りながら、人に焦点を当てた選択的・重点的な投資を行います。
- ・将来世代への負担を抑え、移住・定住の促進や子育て支援と両立する安定的な水道経営を確立します。

（5）防災・減災体制の強化と供給継続力の向上

- ・地震や豪雨などの災害発生時にも、生活に欠かせない水道供給を維持できるよう、緊急対応体制の整備を進めます。
- ・配水池や主要管路の耐震化・緊急電源の確保を推進し、迅速な復旧対応を可能と

します。

- ・地域の防災組織、消防団、民生委員等との協働により、災害時の応急給水体制の強化と共助体制の確立を図ります。
- ・避難所となる公共施設や医療拠点への優先供給を確保し、生活用水や医療用水を確保することで、断水時にも安心な避難を可能とし、「逃げ遅れゼロ」と地域完結型医療の維持を支援します。

（6）市民理解の促進と協働による事業推進

- ・水道事業の現状や課題、施設更新の必要性について、分かりやすい情報発信と説明を行い、市民の理解と協力を得ながら事業を推進します。
- ・施設見学会、環境学習、地域団体との連携を通じて、水資源や環境保全への意識啓発を進めます。
- ・子どもたちへの学習の機会提供や地域行事との連携を図り、「行方で暮らすことの価値」を実感できる地域づくりに貢献します。

関連する個別施策と成果指標

上水道整備事業

行方市の上水道整備事業は、安全で安定した水道水の供給を長期にわたり確保するため、施設更新や管路整備など計画的な事業運営を推進します。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 行方市水道ビジョン達成率 | 現状値 | 65% | 目標値 | 100% |
|----|--------------|-----|-----|-----|------|

配水の災害対応力の強化

地震や豪雨などの自然災害に備え、浄水施設や配水設備の耐震化・緊急電源設備の整備を進めます。災害発生時の応急復旧マニュアルを整備し、断水時の応急給水体制や避難所への水供給計画を確立します。定期的な防災訓練や職員研修を通じて、迅速かつ的確な対応が可能な体制を構築します。

| | | | | | |
|----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 重要施設の耐震化率 | 現状値 | 10% | 目標値 | 25% |
|----|-----------|-----|-----|-----|-----|

上水道維持管理の高度化

管路や施設情報を I C T ・ G I S で一元管理し、点検・補修の履歴を活用して計画的な維持管理を実施します。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 管路台帳・施設情報デジタル化率 | 現状値 | 80% | 目標値 | 100% |
|----|-----------------|-----|-----|-----|------|

安全で安定した水の供給の確保

市民に安全で安心な水を安定的に供給するため、浄水場の運転管理や消毒管理を徹底し、水質監視体制を強化します。配水管や給水施設の定期点検を実施し、漏水や老朽化によるトラブルを未然に防ぎます。水質異常が発生した場合には迅速に対応し、供給停止や水質事故の影響を最小限に抑えます。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 年間漏水事故・水質事故発生回数 | 現状値 | 42 回 | 目標値 | 10 回 |
|----|-----------------|-----|------|-----|------|

水道普及率向上・供給量適正化

市内の水道普及率を向上させる取組を継続して進める一方で、人口減少に伴い最大給水量は減少させる方向で調整し、需要に応じた効率的な水道供給計画を策定します。これにより、施設の維持管理費や運用コストの適正化を図ります。

| | | | | | |
|----|--------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 有効給水量率 | 現状値 | 85% | 目標値 | 95% |
|----|--------|-----|-----|-----|-----|

5－6 公園・緑地

子どもの遊び場や、災害時の避難場所としての活用など、市民の生活に密接した快適で魅力的な環境を提供し、緑地の保全や創出、良好な景観の形成、多目的な利用空間の提供など、市民参加による協働の推進を図りながら、持続可能で環境と調和したまちづくりを目指します。

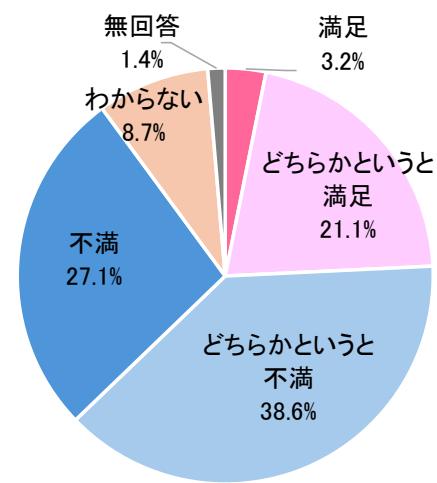
現状と課題

本市においては、羽黒山公園や天王崎公園などの住区基幹公園や、霞ヶ浦北浦の自然環境を活かしたウォーキングコースなどが整備され、地域住民の憩いの場や健康増進の場、観光資源として活用されています。これらの公園・緑地は、地域住民が自然に触れながらリフレッシュできる場であるとともに、地域の魅力向上や観光振興にも寄与しています。

しかしながら、都市基幹公園が未整備であることや、地域間の整備格差により、特に市街地など人口密集地域では十分な公園・緑地が確保されていない状況があります。また、既存公園の維持管理や施設の老朽化が進んでいる箇所もあり、安全性や快適性の確保が課題となっています。

さらに、高齢者や子育て世帯にとってはアクセスが不便な地域もあり、利用しやすい環境整備が求められます。これらの課題を解決するためには、公園・緑地の計画的な整備と維持管理を推進するとともに、自然環境の保全や景観の向上、地域住民の利便性向上に配慮したアクセス環境の整備、観光資源としての活用など、多角的な視点から総合的に取り組むことが必要です。

行方市令和7年度市民意識調査より
まちづくりへの満足度について、
公園や遊び場について、どの程度満足していますか。



取組方針

（1）公園・緑地の計画的整備の推進

- ・都市基幹公園をはじめとする公園整備について、地域間の整備格差を是正し、地域の人口動態や利用ニーズに応じた計画的整備を進めます。
- ・小規模緑地・遊歩道・防災広場などを含めた生活圏単位での緑地ネットワークの形成を推進します。
- ・移住・定住を促進するため、子育て世帯や高齢者が快適に利用できる身近な憩いの空間づくりを進めます。

（2）既存施設の維持管理と長寿命化

- ・老朽化が進む公園施設について、定期点検と計画的な補修・更新を行い、安全で快適な利用環境を確保します。
- ・遊具や休憩施設のバリアフリー化を進め、誰もが安心して利用できる空間を整えます。
- ・一部の公園には防災機能（避難地・物資備蓄・給水拠点など）を付加し、地域防災体制の中核として整備を進めます。

（3）アクセス性・利用環境の向上

- ・高齢者や子育て世帯を含むすべての市民が利用しやすいよう、歩行者・自転車道の整備や公共交通との接続改善を進めます。
- ・駐車場やトイレ、休憩施設の充実など、利用環境の総合的改善を図ります。
- ・地域イベントや観光交流と連携した公園活用を促進し、交流人口の拡大と地域産業の活性化につなげます。

（4）自然環境・景観保全と地域活性化の両立

- ・水辺や樹林地、農地と調和した景観形成と自然環境の保全を進めます。
- ・農業・観光資源と連携し、道の駅や湖畔周辺などにおけるグリーンツーリズムや農業収穫体験などの体験型観光の推進に寄与します。
- ・地域特性を活かした季節の花・農産物・自然景観の魅力を発信し、観光と農業の融合を図ります。

（5）市民参加型の管理・活用の促進

- ・ボランティア団体、学校、地域住民と協働し、清掃・緑化など、美化活動への市民参加型の維持管理を推進します。
- ・市民や子どもたちの意見を反映した公園整備を行い、地域に愛着と誇りを育む公園運営を目指します。
- ・公園を活用した防災訓練・健康づくり・子育て交流の場づくりを支援し、共助と交流のまちづくりを推進します。

関連する個別施策と成果指標

既存公園の補完的整備

羽黒山公園や高須崎公園など既存公園の利用環境を向上させるため、補助的な遊歩道や広場、緑化スペースを整備します。地域住民が日常的に利用しやすく、安全で快適な環境を確保します。

| 指標 | 維持管理実施率 | 現状値 | － | 目標値 | 100% |
|----|---------|-----|---|-----|------|
|----|---------|-----|---|-----|------|

安全性・快適性の向上

施設の安全対策（転倒防止舗装、遊具の安全確認など）や景観整備を行い、すべての市民が安心して利用できる公園環境を維持します。

| 指標 | 遊具の点検実施率 | 現状値 | － | 目標値 | 100% |
|----|----------|-----|---|-----|------|
|----|----------|-----|---|-----|------|

6 行政マネジメント

「新しい時代に合った持続可能なまちづくり」



多様な主体との協働により、持続可能な地域社会の構築を図ります。あわせて、公共サービスの迅速化と効率化により、デジタル新時代の行政運営にふさわしい行政サービスのデジタル化を推進します。

これにより、心が通った行政サービスの提供と、効率化によるコスト削減を両立した行政運営を目指します。

6-1 行政サービス

行政手続きの簡素化や、分かりやすい情報提供に努めるとともに、手続きのオンライン化や窓口の待ち時間短縮、情報提供のバリアフリー化など、公平性と透明性のあるサービスに配慮し、住民の利便性向上や満足度向上を目指します。

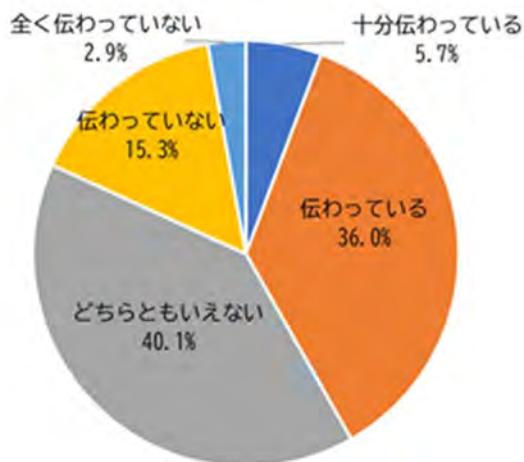
現状と課題

本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、人口減少と高齢化が進む中で、医療・福祉・交通などの行政サービスに対する需要が増加しています。一方で、財政力は依然として弱く、限られた財源の中で効率的かつ持続可能な行財政運営が求められています。合併後の基盤整備や地域振興は一定の成果を上げましたが、人口構造の変化に十分対応できていないことが課題となっています。

市民の意識も変化し、行政に対して「利便性」や「スピード」、「分かりやすさ」など質的な向上を求める声が高まっています。市民調査では、医療体制や交通手段に関する不満が多く、行政への信頼性向上が求められています。こうした状況を踏まえ、市では地域医療体制の強化をはじめ、市民が安心して暮らせる環境づくりを最重点課題と位置づけ、行政資源の重点的な活用を進めています。あわせて、公共施設整備等においては、将来的な財政負担の軽減を図るために、計画の見直しや事業の優先順位づけを進め、効率的な行財政運営を目指しています。また、市民との対話や情報共有の機会を充実させ、より開かれた市政の実現に取り組んでいます。

一方、職員数の抑制や業務の多様化により、組織の機動性や専門性が十分に発揮できていない現状があります。職員一人一人

行方市令和7年度市民意識調査より
行政サービスについて、行方市からの
情報が十分に伝わっていますか。



の意識改革と能力向上、成果に基づく行政運営を進めることが必要です。また、行政のデジタル化を推進し、業務の効率化と市民サービスの向上を図ることも重要です。

さらに、公共施設の老朽化や維持管理費の増大に対応するため、施設の統合・複合化や民間との協働を進め、持続可能な運営体制を構築していく必要があります。限られた資源を有効に活用し、財政健全化と市民満足の両立を図ることが、これからの行政マネジメントに求められる最大の課題になっています。

取組方針

人口減少と高齢化が進む中で、市民一人一人が安心して暮らせる地域社会を維持するため、限られた財源と人材を有効に活用しながら、行政サービスの質と効率の両立を図ります。市民の立場に立った行政運営を基本とし、信頼と共感を得られる「開かれた市政」の実現を目指します。

（1）命と暮らしを支える基礎サービスの充実

- ・地域医療体制の強化を最重点課題とし、24時間体制医療の提供実現を目指します。
- ・高齢者や交通弱者への支援を強化し、移動支援・買い物支援など日常生活を支える地域サービスを維持・拡充します。
- ・防災・減災の強化に向け、避難所のバリアフリー化・感染症対策・物資備蓄・情報通信環境の整備を進め、「逃げ遅れゼロ」を目指した地域防災体制を確立します。
- ・農業用水路や観光施設を含めたインフラ・施設の危機管理計画を整備し、命と暮らしを守るまちづくりを進めます。

（2）未来を担う世代と地域を支えるサービスの推進

- ・給食費の無償化や通学費助成制度など、家庭の経済的負担を軽減し、「行方で子育てしたい」「帰って家庭を持ちたい」と思える環境を整備します。
- ・保育・教育・医療・福祉の連携を強化し、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域社会をつくります。
- ・新規就農支援や移住・定住施策を進め、地域に根ざした働く場と暮らす場の両立を図ります。

（3）効率的で持続可能な行政運営の推進

- ・財政健全化を基盤とし、成果重視・選択集中の行政運営を推進します。重点分野（医療、防災、子育て、産業振興）への資源配分を最優先に行います。
- ・庁舎のあり方を丁寧に再検討し、三庁舎体制による災害リスク分散と高齢者を含む住民の利便性確保を両立します。老朽化施設の更新や耐震化を計画的に進め、持続可能な行政インフラを整えます。
- ・民間活力や地域協働を活用し、経費削減とサービスの質向上を両立させます。

（4）職員の意識改革と人材育成の推進

- ・職員一人一人が市民志向・成果志向を意識し、主体的に課題解決に取り組む組織文化を醸成します。
- ・企画力、課題解決力、ＩＣＴ活用力の向上を目的とした人材育成・研修体制を強化します。
- ・定員管理を適正化し、柔軟な人員配置によって災害時・繁忙期にも機動的に対応できる行政体制を確立します。

（5）デジタル化による行政サービスの高度化

- ・A I やクラウドなど新技術を活用し、手続きのオンライン化・電子申請を拡大して市民の利便性を向上します。
- ・防災のデジタル化推進として、スマホアプリやLINEを活用した情報共有、マイタイムラインの普及、要支援者避難支援制度のデジタル化を進めます。
- ・デジタル格差の是正に配慮し、誰もが安心して利用できるデジタル行政を実現します。
- ・アンケート、ワークショップ、ＳＮＳなどを通じて市民との対話を広げ、「共創によるまちづくり」を進めます。
- ・行政方針や成果をわかりやすく発信し、説明責任と透明性を徹底します。

関連する個別施策と成果指標

職員研修の充実

職員の専門性向上や対応力強化を図るため、体系的な研修の充実に取り組み、質の高い行政サービスの提供を推進します。

| 指標 | 職員の研修受講率 | 現状値 | 96.63% | 目標値 | 100% |
|----|----------|-----|--------|-----|------|
|----|----------|-----|--------|-----|------|

電子自治体の推進

行政手続のオンライン化やデジタル基盤整備を進め、市民の利便性向上と効率的な行政運営の実現を推進します。

| 指標 | オンライン手続き利用率 | 現状値 | 50% | 目標値 | 70% |
|----|-------------|-----|-----|-----|-----|
|----|-------------|-----|-----|-----|-----|

既存施設の長寿命化

公共施設の老朽化対策として計画的な修繕や更新を進め、安全性と機能を維持しながら持続的に利用できる施設管理を推進します。

| | | | | | |
|----|----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 既存施設の現状把握のうえ長寿命化への検討・調整の推進 | 現状値 | 20% | 目標値 | 50% |
|----|----------------------------|-----|-----|-----|-----|

公共機能集約事業

分散する公共施設を集約し、利便性の向上や維持管理費の削減を図ることで、効率的で持続可能な公共サービス提供体制の構築を推進します。

| | | | | | |
|----|-------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 施設集約の検討・調整のうえ計画推進 | 現状値 | 10% | 目標値 | 40% |
|----|-------------------|-----|-----|-----|-----|

市民参加型の行政運営と情報公開の推進

市民参画の仕組みを整備し、施策の進捗や成果を分かりやすく公表して行政の透明性を高めます。

| | | | | | |
|----|-------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 情報公開に関する満足度 | 現状値 | 71% | 目標値 | 100% |
|----|-------------|-----|-----|-----|------|

情報伝達の充実

防災情報や市政・地域情報を迅速・確実に伝える防災対応型エリア放送「なめテレ」を活用し、受信環境整備やオンデマンド配信等で情報伝達基盤の強化を推進します。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 情報伝達サービスに関する満足度 | 現状値 | 71% | 目標値 | 100% |
|----|-----------------|-----|-----|-----|------|

6-2 行財政運営

デジタル化やスリム化で行政の効率を高め、財政の健全性を維持しながら、効率的で持続可能な行政運営を図り、市民や民間企業など多様な主体と協力して地域課題の解決や魅力向上を図ることを目指します。

現状と課題

本市を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行、地域経済の停滞、物価高騰などにより依然として厳しい状況にあります。国・県の補助制度の見直しや地方交付税の減少傾向など、地方自治体を取り巻く財政環境は一層厳しさを増しており、安定した行財政運営を維持するための不断の努力が求められています。財政力指数は低い水準にとどまり、自主財源の確保や経常経費の抑制が大きな課題となっています。

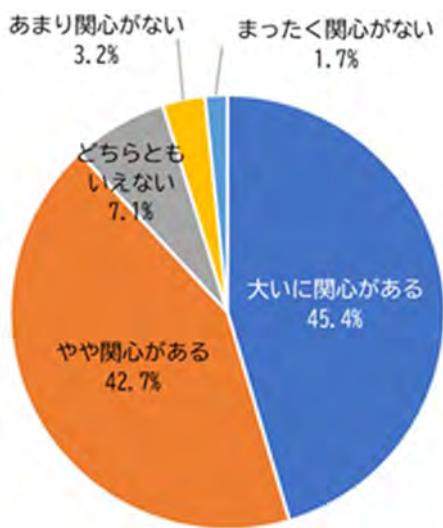
こうした中で、市ではこれまで、教育・福祉・防災などの分野で着実に基盤整備を進めてきましたが、施設の維持管理費や人件費の増大が将来の財政を圧迫する要因となっています。また、市民ニーズの多様化・高度化に対応するための行政コストが増加しており、事業の選択と集中をより一層進める必要があります。効率的な行政経営の実現と、住民満足度の向上を両立させることが、今後の行財政運営の重要なテーマです。

また、本市においては、地域医療体制の再構築が喫緊の課題であり、医療・福祉分野への重点的な資源配分を進めています。特に、持続可能な医療提供体制を確立することで、市民の命と安心を守る行政運営を推進しています。こうした重点投資と並行して、財政健全化に向けた経費の見直しや職員定員管理の適正化にも取り組んでいます。

さらに、行政の効率化を支える手段として、デジタル技術の活用を推進し、事務手続きの簡素化や業務の自動化を図ることが求められています。加えて、公共施設の老朽化対策や維持更新費の増大に対応するため、施設の統廃合や複合化、民間活力の導入など、長期的な視点に立った資産マネジメントが重要となっています。

これからの行方市の行財政運営においては、財政健全化と重点投資の両立を図りながら、職員一人一人の意識改革と能力向上を通じて、市民の信頼に応える持続可能な行政経営を実現していくことが求められています。

行方市令和7年度市民意識調査より
行方市の市政に关心はありますか。



取組方針

限られた財源と人材を最大限に活用し、効率的かつ持続可能な行財政運営を進めます。市民ニーズの多様化や社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、将来世代に負担を残

さない健全な財政基盤を確立するとともに、市民の信頼と共感を得られる開かれた行政経営を目指します。

（1）財政健全化と持続可能な行政財政基盤の確立

- ・人口減少・少子高齢化の進行を見据え、歳入歳出の均衡と中長期的な財政見通しに基づく計画的運営を推進します。
- ・老朽化施設の更新や耐震化を含む庁舎のあり方を丁寧に再検討し、災害時のリスク分散と市民利便性の両立を図ります。
- ・経常経費の抑制、事務事業の見直しを継続し、子育て支援や地域医療、防災、産業振興など重点分野への選択的・重点的な財政投資を行います。
- ・公共施設の統廃合・複合化など「資産マネジメント」を推進し、維持管理コストを最適化します。
- ・ふるさと納税、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング等を活用し、地域に応援される財源確保策を展開します。

（2）行政運営の効率化と組織マネジメントの強化

- ・市民一人一人の幸福と地域活力を重視し、「市民志向」「成果志向」の職員行動を促進します。
- ・定員管理の適正化、人材配置の最適化を図り、柔軟で災害に強い組織体制（3庁舎体制）を確立します。
- ・業務プロセスの見直しとデジタル化の導入により、効率的な行政事務の遂行を図ります。
- ・民間ノウハウや外部専門人材を積極的に活用し、農業再生・産業誘致・観光振興など地域経済分野における成果を最大化します。

（3）重点分野への戦略的な資源配分

- ・将来世代と地域の持続的発展に資する政策を最優先に、戦略的な財源配分を行います。
- ・スマート農業の導入、6次産業化、新規就農支援、北浦複合団地等を活用した産業誘致、観光と農業の融合による交流人口拡大を推進します。
- ・給食費無償化、通学費助成、「行方で子育てしたい」と思える環境の整備など、次世代支援策を重点投資します。
- ・公共施設の避難所機能強化、避難ルート整備、農業用水路の減災対策など、命と暮らしを守るまちづくりを推進します。

（4）市民参画と説明責任の徹底

- ・市民や地域団体、区長・民生委員・消防団などと連携し、地域共助の防災体制を強化します。
- ・まちづくりや施策立案における市民参画の場の充実と、意見の反映を進めます。
- ・行政情報の公開、事業評価の実施を通じて、説明責任と透明性を確保します。

・広報紙・ウェブサイト・SNSなどを活用し、市政情報をわかりやすく発信します。

(5) デジタル化と新しい公共経営の推進

- ・A I ・クラウド・データ連携などの技術を活用し、業務効率化と住民サービスの質向上を図ります。
- ・防災分野では、スマートフォンアプリやLINEを活用した即時情報共有・マイタイムラインの普及・要支援者避難支援制度のデジタル化を進めます。
- ・行政サービスのオンライン化を推進し、高齢者やデジタル弱者へのサポート体制を整備します。
- ・データに基づく政策形成（E B P M）を進め、根拠に基づく戦略的行政運営を行います。

関連する個別施策と成果指標

財務会計システム整備事業

財務会計システムを整備し、予算・決算業務の効率化や情報管理の精度向上を図り、透明性と信頼性の高い財務運営を推進します。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|-----|------|
| 指標 | 適切な事務事業評価の実施 | 現状値 | 50% | 目標値 | 100% |
|----|--------------|-----|-----|-----|------|

財政健全化と持続可能な基盤の確立

歳入・歳出のバランスを重視し、重点施策への計画的な財源配分と多様な資金調達を推進します。

| | | | | | |
|----|--------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | 基金残高（財政調整基金） | 現状値 | 22億円 | 目標値 | 22億円 |
|----|--------------|-----|------|-----|------|

デジタル化と新たな公共経営の導入

A I ・クラウド等を活用した業務効率化やオンラインサービスの拡大により、誰もが利用しやすい行政を目指します。

| | | | | | |
|----|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | オンライン手続き利用率 | 現状値 | 50% | 目標値 | 70% |
|----|-------------|-----|-----|-----|-----|

6-3 男女共同参画

誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の構築を進め、政策決定の場への女性の参画拡大、地域活動への男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進、人材育成など、様々な分野で男女が互いに尊重し、責任を分かち合い、活躍できるまちづくりを目指します。

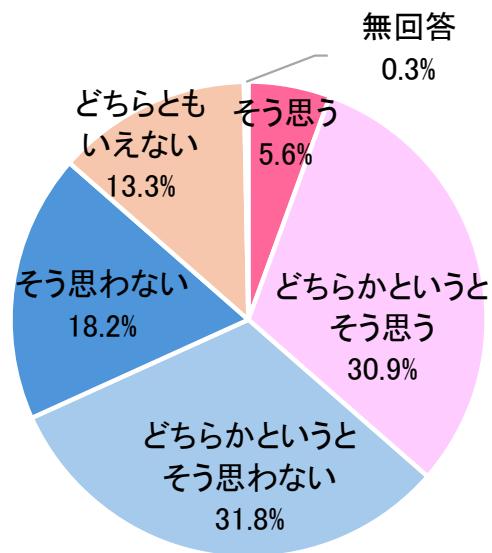
現状と課題

本市では、結婚や出産後も仕事を続ける女性が増加し、職場や地域、学校など、さまざまな分野で女性が活躍する姿が多く見られるようになっています。育児や介護と仕事を両立しながら社会に参画する女性も増えており、ライフステージに応じた多様な生き方が定着しつつあります。一方で、依然として社会全体に「家庭は女性が担うもの」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、家庭や職場での不平等感、キャリア形成の難しさなど、女性が能力を十分に発揮できない状況もみられます。こうした意識や環境の差は、晩婚化・少子化の要因の一つとも指摘されています。

茨城県においては、「茨城県男女共同参画推進条例」に基づき、地域・職場・学校など多様な場面で男女共同参画の推進が図られています。本市においても、「行方市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会づくりを目指して取り組んできました。これまで、茨城県女性プラザ（茨城県ダイバーシティ推進センター）との連携による学習・啓発活動、市民講座の開催、地域リーダー育成などを通じて、男女共同参画の意識向上を進めきました。

しかしながら、管理職や地域団体の代表など、意思決定の場における女性の参画は依然として十分とはいえない。また、男性の家事・育児・地域活動への参加も限定的であり、眞の意味での「男女共同参画社会」の実現には課題が残っています。特に、働き方改革や子育て支援策の充実といった、生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）を支える環境整備が重要です。

行方市令和7年度市民意識調査より
性別に関係なく社会進出(参加)ができる
いると感じていますか。



本市では、「誰もが自分らしく生きられるまちづくり」を基本理念とし、性別や年齢、立場にかかわらず、すべての市民が互いに尊重し合い、活躍できる社会の実現を目指しています。そのため、働く女性の活躍を支える取組とともに、男性の育児・介護への参画促進や、地域・職場における意識啓発の強化に努めています。また、若年

層を中心とした次世代への啓発にも力を入れ、未来を担う世代が自然にジェンダー平等を理解し実践できる環境づくりを進めていくことが求められています。

取組方針

性別にかかわらず、すべての市民が互いに尊重し合い、安心して自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。家庭、職場、地域のあらゆる場面で男女が対等に参画し、責任を分かち合う仕組みづくりを推進します。

本市では、「誰もが自分らしく生きられるまちづくり」を理念とし、意識改革と環境整備の両面から、真の男女共同参画社会の確立を図ります。

(1) 地域・職場での女性活躍の推進

- ・地域経済の再生と女性活躍の両立をめざし、農業・商工業・観光などあらゆる分野で女性の参画を促進します。スマート農業や6次産業化、地域産業の創出などにおいて、女性がリーダーシップを発揮できる環境を整備します。地場産業での雇用創出を通じ、女性が地元で働き続けられる「選べる働き方」を推進します。
- ・行政・企業・地域団体などの意思決定の場への女性登用を進め、多様な視点を行政経営に活かします。
- ・子育て期や介護期でも安心して働けるよう、キャリア形成支援と仕事・家庭の両立支援を強化します。
- ・地域活動・ボランティア分野における女性リーダーの育成を支援し、地域づくりへの参画を広げます。

(2) 男性の家庭・地域参画の促進

- ・男性が育児・介護・地域活動に積極的に関わることができる環境づくりを進めます。
- ・職場での育児休業取得や柔軟な働き方の推進に向け、事業者への支援・啓発を行います。
- ・家庭や地域における男女の協働を通じて、暮らしの質を高める取組を推進します。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

- ・給食費無償化や通学費助成などの施策と連携し、子育て世代が安心して働き続けられる環境を整備します。
- ・保育・放課後児童クラブなどの拡充により、働く親を支える生活基盤の充実を図ります。
- ・介護を担う世代への支援と地域福祉の充実を進め、すべての世代が共に支え合える社会を形成します。
- ・テレワークやフレックスタイムなど、多様な働き方を可能にする仕組みを推進し、「行方で働き、暮らす」選択肢を広げます。

(4) 相談体制と安全・安心の確保

- ・配偶者暴力（DV）や性暴力、職場でのハラスメントなど、あらゆる人権侵害に対応する相談体制を整備します。
- ・関係機関との連携を強化し、被害者支援や再発防止に取り組みます。
- ・安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、行政・地域・市民が協働して取り組みます。

関連する個別施策と成果指標

男女共同参画事業

男女が互いに尊重し合い、多様な生き方を選択できる社会を目指し、啓発活動や支援体制の充実を通じて、男女共同参画の推進を図る取組を推進します。

| | | | | | |
|----|--------------------|-----|-----|-----|-----|
| 指標 | 審議会、委員会等委員における女性比率 | 現状値 | 24% | 目標値 | 40% |
|----|--------------------|-----|-----|-----|-----|

女性の活躍支援

職場や地域で女性の参画を拡大し、キャリア形成や地域活動へのリーダー育成を支援します。

| | | | | | |
|----|----------------------|-----|----|-----|----|
| 指標 | 女性活躍推進に関連した研修会等の実施回数 | 現状値 | 1回 | 目標値 | 2回 |
|----|----------------------|-----|----|-----|----|

男性の家庭・地域参加促進

育児や介護、地域活動に男性が参加しやすい環境づくりを進めます。

| | | | | | |
|----|--|-----|----|-----|----|
| 指標 | 率先して家事・育児・介護へ参加する男性を市報等で紹介し関係課と連携した事業展開の実施回数 | 現状値 | 0回 | 目標値 | 3回 |
|----|--|-----|----|-----|----|

相談体制と安全確保

DV・性暴力・ハラスメントに対応する相談窓口を整備し、関係機関と連携して被害者支援を行います。

| | | | | | |
|----|------|-----|----|-----|----|
| 指標 | 相談件数 | 現状値 | 0件 | 目標値 | 5件 |
|----|------|-----|----|-----|----|

6-4 地域コミュニティ

少子高齢化や人口減少による地域活力の低下を抑制するため、地域コミュニティの強化を図り、住民の交流促進と連帯感の醸成や安全・安心なまちづくりなど、地域課題の解消に向けて、住民や行政、まちづくり団体などが連携して、多様な地域づくり活動を進めていくことを目指します。

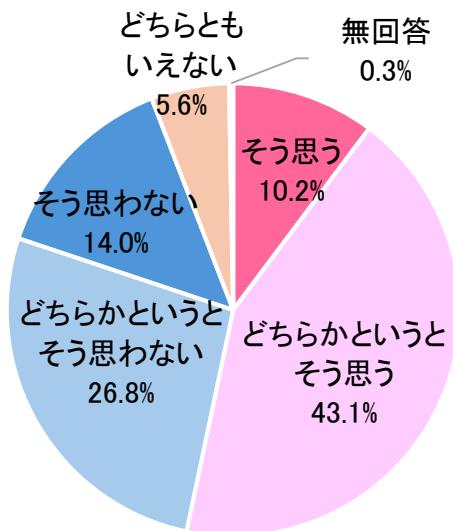
現状と課題

本市では、少子高齢化や人口減少が進む中で、地域のつながりの希薄化や担い手不足が深刻化しています。従来、自治会や地区会を中心に行われてきた地域活動や防災・福祉の支え合いも、若年層の減少や高齢化の進行により、維持が難しくなっている地区が増えています。一方で、地域行事やボランティア活動、学校・行政との連携などを通じて、住民同士の絆を保ち続けようとする動きも見られ、地域の再生に向けた新たな可能性が生まれつつあります。

また、情報通信技術（ＩＣＴ）の発展は、地域コミュニティのあり方にも大きな変化をもたらしています。行政情報や地域情報のデジタル化が進み、スマートフォンやＳＮＳを通じた情報発信・共有が広がる一方で、デジタル機器の利用に慣れていない高齢者や一部地域での通信環境の格差など、いわゆる「デジタルデバイド（情報格差）」が課題となっています。地域のつながりを支える情報共有のあり方を、誰もが使いやすい形に整えていくことが重要です。

本市ではこれまで、光ファイバ網の整備や公共施設へのインターネット環境整備を進め、ＩＣＴ基盤の拡充を図ってきました。今後は、行政情報のオンライン化や災害時の情報伝達手段の多様化を進めるとともに、地域におけるデジタル活用力の向上が求められます。特に、高齢者や子育て世代を対象とした情報リテラシー学習の機会を設けるなど、市民一人一人が安心してデジタル社会の利便性を享受できるよう支援していくことが必要です。

行方市令和7年度市民意識調査より
生活環境について、近所付き合いや地域活動が活発であると感じていますか。



さらに、近年の災害対応や感染症拡大の経験を通じて、地域における情報共有と互助の仕組みの重要性が再認識されました。地域ＳＮＳや防災アプリ、行政からの一斉配信システムなどを活用し、迅速で正確な情報伝達体制を構築することが課題です。同時に、情報漏えいや誤情報の拡散を防ぐため、市民や職員を対象とした情報セキュリティ教育の充実も不可欠です。

今後の地域コミュニティのあり方としては、デジタル技術を活用しながらも、人と

人との直接的なつながりを大切にする「ハイブリッド型の地域づくり」が求められます。ＩＣＴを活用した新しい地域活動の推進と、世代や地域を超えた交流の場づくりを通じて、誰もが支え合い、安心して暮らせる地域社会の形成を目指していきます。

取組方針

人口減少と高齢化が進行する中で、地域のつながりや支え合いの機能を再生し、誰もが安心して暮らせる地域社会を築くことを目指します。ＩＣＴの進展や生活様式の多様化に対応し、デジタル技術を活用した新たな地域コミュニティの形成を推進します。

（1）地域のつながりと共助の再生

- ・区長、民生委員、地区消防団員、自治会、NPO、ボランティア団体など、地域を支える多様な担い手の活動支援を強化し、住民主体のまちづくりを推進します。
- ・高齢者、子育て世代、若者が共に参加できる多世代交流の場づくりを進め、地域の絆を再構築します。
- ・地域防災、見守り活動、福祉・教育などの分野での共助体制の強化を図り、「命と暮らしを守るまち」の実現を目指します。
- ・農業や観光を通じた地域イベント、交流事業を支援し、「暮らす・働く・関わる」地域循環型コミュニティを形成します。
- ・移住・定住促進施策と連携し、新しい住民が地域に溶け込みやすい環境づくりを進めます。

（2）デジタルと共助による地域コミュニケーションの活性化

- ・地域ＳＮＳやオンライン会議ツールなどを活用し、自治会活動や地域団体運営のデジタル化を支援します。
- ・行政情報、防災・防犯情報、地域イベント情報を一元的かつ迅速に発信できるデジタル基盤を整備します。
- ・スマートフォンアプリやLINEを活用したデジタル防災体制（マイタイムラインの普及・避難支援情報共有）を構築し、災害時の情報伝達力を強化します。
- ・地域の声をオンラインで集約したデータを分析し、政策形成や地域計画への反映を推進します。

（3）情報活用力の向上とデジタル格差の解消

- ・高齢者やデジタル機器に不慣れな市民に向けたスマートフォン講座・ICT学習会を継続的に開催します。
- ・学校・地域・民間団体が連携し、子どもから高齢者までが学び合う世代間デジタル学習プログラムを推進します。
- ・地域ＩＣＴサポーター制度を導入し、地域ぐるみのデジタル支援ネットワークを構築します。

- ・デジタルを活用した地域農業（スマート農業）や観光PRなどを通じて、情報活用力の向上を図り、地域産業の発展につなげます。

（4）安全で信頼できる情報環境と防災・減災ネットワークの確立

- ・情報セキュリティ教育や啓発を実施し、個人情報保護とサイバー犯罪防止を徹底します。
- ・行政・地域・事業者が連携し、誤情報・風評被害対策を強化します。
- ・災害時における通信確保のため、光回線や無線通信の地域通信基盤の維持・更新を進めます。
- ・農業用水路・観光施設など地域資産の防災・危機管理計画を整備し、地域全体で災害に強い情報連携体制を確立します。
- ・三庁舎体制を活かし、災害時における行政情報の分散管理・復旧体制を強化します。

関連する個別施策と成果指標

ふれあいスタディ事業の推進（再掲）

市内の小・中学生を対象に無料の学習機会を提供する事業です。地域の人材や大学生に参画していただき、児童・生徒の学習習慣の形成を支援することを目的とした事業です。

| | | | | | |
|----|------------------|-----|-------|-----|-------|
| 指標 | ふれあいスタディ事業への参加者数 | 現状値 | 441 人 | 目標値 | 450 人 |
|----|------------------|-----|-------|-----|-------|

あいさつ・声かけ運動の推進（再掲）

「行方市青少年相談員」の協力を中心に、あいさつ・声かけ運動のほか、街頭での非行防止パトロール、児童・生徒の相談対応、学校行事への協力など多岐にわたる活動を推進し、青少年の健全育成活動の積極的な取組を進めます。

| | | | | | |
|----|-----------------|-----|------|-----|------|
| 指標 | あいさつ・声かけ運動の実施回数 | 現状値 | 45 回 | 目標値 | 50 回 |
|----|-----------------|-----|------|-----|------|

6-5 広域連携

近隣の市町村と共同で、医療、介護、買い物、交通などの都市機能や生活機能を圏域全体で確保し、人口減少や少子高齢社会においても複数の地方自治体が協力することで、持続可能で活力ある都市圏の形成・維持を目指します。

現状と課題

本市では、少子高齢化の進行や人口減少が地域経済や公共サービスの維持に大きな影響を及ぼしており、単独の自治体だけで解決することが困難な課題が増えています。こうした中で、行政サービスの効率化や地域の活性化を図るために、近隣自治体や関係機関との広域的な連携・協働が重要になっています。

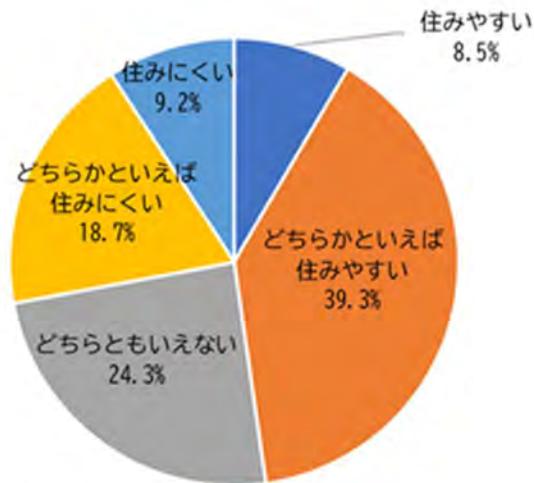
本市は、鹿嶋市・潮来市・神栖市・鉾田市とともに構成する「鹿行広域事務組合」において、消防業務、介護認定審査、職員研修、火葬場運営などを共同で実施し、行政の効率化とサービス水準の維持に努めています。さらに、観光や地域情報の発信、防災、医療、公共交通などの分野でも、広域的な枠組みのもとで連携を進めています。特に、茨城空港や東関東自動車道などの交通インフラの整備が進んだことで、市民の生活圏や経済圏は広がりを見せており、圏域全体での利便性向上と地域振興を図ることが求められています。

一方で、広域連携の取組には、自治体間での財政負担や事務分担の在り方、意思決定のスピード、地域間の役割分担などの課題もあります。また、人口減少や産業構造の変化により、これまでの行政需要の枠組みが変化しており、広域での課題共有と戦略的対応が不可欠となっています。特に、医療提供体制や防災・減災対策、公共交通の維持、観光資源の広域連携などは、市域を超えて取り組むべき重点分野です。

今後は、既存の広域組織を活用しつつ、官民連携を含めた新たな協働体制を構築することが必要です。例えば、医療・介護・福祉の連携や地域公共交通ネットワークの再編、観光・農業の広域プランディングなど、圏域全体での課題解決を見据えた協働の枠組みづくりを進めていく必要があります。また、デジタル技術を活用し、データの共有や共同事務のオンライン化を進めることで、広域連携の効率化とスピードアップを図ります。

さらに、地域間の特性を活かした役割分担と相互補完の仕組みを整え、圏域全体としての持続可能な発展を目指すことが重要です。本市は、広域連携を通じて「人・モノ・情報」が循環する地域づくりを進め、将来にわたって安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでいきます。

行方市令和7年度市民意識調査より
暮らしやすさについて、行方市の「住み心地」についてどう感じていますか。



取組方針

人口減少や少子高齢化の進行、社会経済構造の変化に対応するため、近隣自治体や関係機関との連携・協働を強化し、圏域全体の持続的な発展を目指します。

広域的な行政運営を通じて、効率的な行政サービスの提供、地域資源の有効活用、そして地域住民の安心と利便性の向上を図ります。

（1）行政事務の共同化と効率的な運営の推進

- ・鹿行広域事務組合をはじめとする既存の広域連携組織を活用し、消防、介護認定審査、職員研修、火葬場運営などの共同事務を効率的に推進します。
- ・デジタル技術を活用し、文書管理・会計・契約などの共同化・オンライン化を進め、事務負担の軽減とコスト削減を図ります。
- ・人材育成や専門職研修を広域で実施し、医療・福祉・防災などの専門分野を担う職員のスキル向上を目指します。
- ・財政の健全化と持続可能性を重視し、「人に焦点を当てた選択的投資」による効率的な行政を実現します。

（2）医療・福祉・防災分野での広域連携強化

- ・近隣市町村と連携した地域完結型医療体制を推進します。
- ・防災・減災政策の推進において、広域避難や物資輸送、情報共有体制を整備し、「逃げ遅れゼロ」の圏域防災連携を強化します。
- ・農業用水路や施設の減災対策など、地域産業基盤を守る広域的インフラ整備を推進します。
- ・観光施設や公共施設の危機管理計画を整備し、観光客も含めた安全・安心な地域環境を整えます。

（3）交通・観光・産業振興における広域的な連携推進

- ・茨城空港や東関東自動車道などの広域交通ネットワークを活用し、人流・物流の効率化と圏域経済の活性化を図ります。
- ・鹿行地域の観光資源を連携させ、一体的に活用することで「農業×観光」モデルによる広域観光ルートや地域ブランドを確立します。
- ・北浦複合団地などの拠点を活用し、企業誘致・産業集積を進めるとともに、広域産業クラスターを形成します。
- ・スマート農業や6次産業化を通じて、圏域全体での生産・加工・販売ネットワークを構築し、農業の再生と地域雇用の創出を促進します。
- ・新規就農支援や移住定住策を圏域で連携し、地域で働き、暮らす仕組みを広域的に支えます。

（4）公共交通・生活サービスの維持・充実

- ・高齢者や交通弱者を支えるため、隣接市との連携による公共交通ネットワークの再編と利便性の向上を図ります。
- ・広域での買い物支援、移動支援、医療・福祉サービスの連携を強化し、生活圏の

広がりに対応したサービスを展開します。

(5) 官民連携とデジタル技術の活用促進

- ・民間企業、大学、団体との協働により、広域的な課題解決型のプロジェクトを推進します。
- ・データ共有・情報通信基盤の整備を進め、地域間の連携を支えるＩＣＴ環境を強化します。
- ・広域的な行政のデジタル活用を推進し、オンライン協議やデータ連携による効率的な広域運営を実現します。
- ・府舎間・地域間のデジタル連携を通じ、災害時にも機能する分散型行政体制を確立します。
- ・行政と市民・企業・団体が連携する「共創型DXネットワーク（※）」を形成し、地域全体のデジタル力を底上げします。

※共創型DXネットワーク

- ・企業や自治体が、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するために、他組織と協力して新たな価値を創造する仕組みです。

関連する個別施策と成果指標

医療・福祉・防災ネットワークの充実

圏域内での医療・介護・防災の連携体制を強化します。情報共有や共同訓練を推進し、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

| 指標 | 医療・介護連携協定締結数 | 現状値 | 2件 | 目標値 | 3件 |
|----|--------------|-----|----|-----|----|
|----|--------------|-----|----|-----|----|

資料編

「行方市総合計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係

| | | 総合戦略の基本目標 | | | | | デジタルによる地域課題の解消 | | |
|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------|----------|-------------------|------------|----------------------|-----------|------------------------|
| 重点プロジェクト | 分野 | 施策 | 地方に仕事をつくる | 人の流れをつくる | 結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 魅力的な地域をつくる | デジタル技術を活用した暮らしの向上の推進 | 個性的な取組の推進 | 多様な主体との連携・協働による地域課題の解決 |
| | I 地域医療体制の再編充実と連携の促進 | 24時間体制の救急医療への対応 | ○ | | ○ | | | | ○ |
| | | 地域かかりつけ医機能の普及啓発 | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |
| | | 高齢者施設や福祉施設の充実 | ○ | | | ○ | | ○ | |
| | II 安心して子育てできる環境と教育の充実 | 給食費の無償化 | | | ○ | ○ | | | |
| | | 通学費の助成制度 | | | ○ | | | ○ | |
| | | 子育て支援環境の充実と強化 | ○ | | ○ | ○ | | | ○ |
| | | ＩＣＴ教育の推進 | | | ○ | ○ | ○ | | |
| | III 基幹産業の再生と新たな地域産業の創出 | 新規就農支援と移住・定住施策の強化 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| | | 北浦複合団地等を活用した産業誘致 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| | | 観光と農業を融合した交流人口の拡大 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| IV 命と暮らしを守る社会基盤の構築 | IV 命と暮らしを守る社会基盤の構築 | 防災・減災政策の推進 | | | | ○ | ○ | | |
| | | 市民と協働による地域防災体制の強化 | | | | ○ | | | ○ |
| | | 避難所等の環境整備と機能強化 | | | | ○ | ○ | | |
| | | デジタルと共に防災体制の構築 | | | | ○ | ○ | | |
| V 生活の利便性や安全性を高める都市機能の強化 | V 生活の利便性や安全性を高める都市機能の強化 | 新たな地域拠点の整備 | | ○ | | ○ | ○ | | |
| | | 便利で使いやすい公共交通の充実 | | | ○ | ○ | | ○ | |
| | | 安心できる消費生活環境の推進 | ○ | ○ | | ○ | | | ○ |
| VI 健全な財政基盤と効果的な行政運営機能の構築 | VI 健全な財政基盤と効果的な行政運営機能の構築 | デジタルを活用した市民サービスの充実 | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 三庁舎体制による効果的な行政運営機能の強化 | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 公共施設の効率化や統合化の検討 | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | わかりやすい情報発信と情報公開の推進 | | | | ○ | ○ | | |

重点プロジェクト及び基本施策指標一覧

重点プロジェクト

1 健康・福祉・子育て

| | 施策 | 指標 | 現状値 | 目標値 | 単位 |
|-----------------|-----------------------------------|------------------------------------|-------|-------|----|
| 1-1 健康づくり | 各種健診事業の充実 | 特定健康診査受診率 | 40 | 45 | % |
| | | 特定保健指導率 | 62 | 65 | % |
| | 健康づくり推進事業 | 健康教育実施回数 | 30 | 33 | 回 |
| | | 市の健康課題を理解できたと答えた健康教室参加者の割合 | 100 | 100 | % |
| | | 生活習慣を改善するきっかけになったと答えた健康教室参加者の割合 | 100 | 100 | % |
| | 健康活動を持続するモチベーション維持 | 教室終了後、活動継続している自主グループ数 | 13 か所 | 維持 | — |
| | 予防接種事業 | 麻しん風しん混合（MR）ワクチン2期接種率 | 92 | 95 | % |
| 1-2 医療体制 | 地域医療（救急）体制整備事業 | 市内の新規開業医療機関 | 0 | 1 | か所 |
| | 地域医療・救急医療の現状の周知啓発 | 市報や講演会などによる周知・啓発の実施 | 4 | 8 | 回 |
| | オンラインを活用した医療提供体制の確保 | オンライン診療（一次救急）の実施 | 0 | 1 | か所 |
| 1-3 地域福祉 | 社会福祉協議会助成事業 | 健全運営のための助成 | 40 | 45 | % |
| | 福祉事務所の設置 | 福祉行政サービス提供体制の充実 | 35 | 40 | % |
| | 支援を必要とする方への見守り体制の強化 | 民生委員による訪問活動の充実 | 45 | 50 | % |
| | 避難行動要支援者登録制度の活用 | 民生委員による該当者への意思確認作業 | 60 | 65 | % |
| | 戦没者追悼式の継続的な開催 | 英靈に対する弔意を示すための取組の継続 | 1 | 1 | 回 |
| 1-4 児童子育て支援・ | 子ども・子育て支援事業 | 待機児童数 | 0 | 0 | 人 |
| | こども家庭センター事業 | この地域で子育てしたいと思っている人の増加割合 | 90 | 92 | % |
| | こども発達支援センター事業 | 育てにくさを感じた時の相談先を知っている人の割合 | 88 | 90 | % |
| | 産婦支援事業 | 産後ケアを十分に受けられたと答えた母の割合 | 84 | 88 | % |
| | 児童虐待防止対策の充実 | 乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合 | 81 | 85 | % |
| 1-5 高齢者福祉 | 見守りネットワークの仕組みづくり、高齢者世帯の実態把握と見守り活動 | 見守りネットワーク参加団体数 | 47 | 50 | 団体 |
| | 介護予防・健康づくりの推進 | シルバーリハビリ体操教室の開催回数 | 26 | 40 | 回 |
| | 認知症の人や家族を地域や職場などで温かく見守る仕組みづくり | 認知症サポーターの増加 | 1,933 | 2,200 | 人 |
| | | 認知症サポーター養成講座の受講者数 | 2,500 | 3,000 | 人 |
| | 緊急通報システムの整備 | 緊急通報システム設置件数 | 172 | 190 | 件 |
| 1-6 障がい者福祉 | 障がい者支援相談 | 障がい者支援相談窓口数 | 1 | 1 | か所 |
| | スポーツを通じた社会参加の促進 | 障がい者スポーツ大会等の開催 | 2 | 3 | 回 |
| | 共同生活援助（グループホーム）の整備 | 共同生活援助施設（グループホーム）の施設数 | 4 | 6 | か所 |
| | 障がい者の就労支援の強化 | 一般就労への移行者数 | 2 | 6 | 人 |
| | 障がいのある児童の療育の充実 | 児童発達・放課後等デイサービス事業所数 | 3 | 4 | か所 |
| 1-7 保社会 | 適切なケアマネジメントの実施促進 | 適正化によるケアプラン点検数 | 668 | 750 | 件 |

2 教育・文化・スポーツ

| | 施策 | 指標 | 現状値 | 目標値 | 単位 |
|---|----------------|-----------------------------|--------|---------|----|
| 教育 2 2 1 2 2 2 3 2 4 2 5 2 6 | 幼、小中学校施設整備事業 | 施設整備率 | 100 | 100 | % |
| | 地域子育て支援の充実 | 講座・教室の開催回数 | 38 | 40 | 回 |
| 学校教育 | 非常勤講師配置事業 | 非常勤講師の配置 | 5 | 5 | 人 |
| | 学校給食センター施設整備事業 | 麻生・北浦の学校給食センターの統廃合 | 2 | 1 | か所 |
| | 国際教育推進事業 | 英語検定3級合格者の割合 | 51.3 | 65 | % |
| | 魅力ある教育推進事業 | 「学校（幼稚園）へ行くのが楽しい」と感じる子どもの割合 | 91 | 100 | % |
| | きめ細かな教育環境の充実 | 小中学校体育館空調設備設置率 | 43 | 100 | % |
| 青少年育成 | 二十歳のつどい事業 | 二十歳のつどい事業への参加率 | 73 | 80 | % |
| | 自然体験学習事業 | 青少年育成行方市民会議キャンプ事業参加者 | 40 | 40 | 人 |
| | 行方市高校生会との連携 | 行方市高校生会の参加者数 | 17 | 20 | 人 |
| | ふれあいスタディ事業の推進 | ふれあいスタディ事業への参加者数 | 441 | 450 | 人 |
| | あいさつ・声かけ運動の推進 | あいさつ・声かけ運動の実施回数 | 45 | 50 | 回 |
| 生涯学習 | 生涯学習環境整備事業 | 生涯学習講座の充実 | 30 | 30 | 件 |
| | 公民館活動推進事業 | 公民館の利用者数 | 39,462 | 42,000 | 人 |
| | 生涯学習活動の支援 | 生涯学習講座の参加者数 | 448 | 451 | 人 |
| | 人権教育の推進 | 人権教育の実施回数 | 7 | 8 | 回 |
| 文化芸術 | 文化財保護事業 | 指定文化財の維持・管理に係る支援件数 | 86 | 90 | 件 |
| | 文化活動の推進 | 文化活動イベントの参加者数 | 15,311 | 20,000 | 人 |
| | 文化協会の支援 | 文化協会に加盟する団体 | 134 | 140 | 団体 |
| | 市民文化祭の開催 | 市民文化祭の参加者数 | 2,849 | 3,000 | 人 |
| | 地域人材の活用 | 文化振興に係る地域ボランティアスタッフ | 2 | 5 | 人 |
| スポーツ | 文化、スポーツ施設運営事業 | スポーツ施設の利用者数 | 99,053 | 100,000 | 人 |
| | スポーツイベント等の充実 | スポーツイベント参加者数 | 595 | 600 | 人 |

3 産業・観光・雇用

| | 施策 | 指標 | 現状値 | 目標値 | 単位 |
|------------|--------------------------------|-----------------------------|-----------|------------|------|
| 3-1 農林水産業 | 経営構造対策事業 | スマート農業用機械の導入支援 | 6 | 20 | 件 |
| | 担い手の確保・育成 | なめがた新規就農活力応援金交付者数 | 1 | 50 | 人 |
| | 就農相談会の開催 | 新規就農者数 認定農業者数 | 13 324 | 100 350 | 人 |
| | 新規就農者育成総合対策事業の活用 | 新規就農者育成総合対策事業該当者数 | 5 | 25 | 人 |
| | | 農業所得の向上 | 0 | 250 | 万円／戸 |
| | 地域計画の実現方針に向けた取り組み | 農業産出額の維持 | 269 | 269 | 億円 |
| | | 経営耕地面積の維持 | 4,458 | 4,500 | Ha |
| 3-2 商工業 | 消費生活の啓発、相談 | 消費生活講座の実施回数 | 3 | 10 | 回／年 |
| | 地場産業の成長支援 | ビジネスプラン塾受講者の創業件数 | 2 | 2 | 件／年 |
| | 商工業活性化の支援 | 中小企業事業資金融資斡旋件数 | 85 | 100 | 件 |
| | | 企業サイト登録件数 | 119 | 120 | 件 |
| 3-3 観光振興 | 帆引き船運行事業 | 見学船への乗船者数 | 360 | 450 | 人／年 |
| | つくば霞ヶ浦りんりんロードの活用 | 本市におけるサイクリングイベント参加者数 | 73 | 500 | 人 |
| | | 市内サイクルサポートステーション数 | 23 | 50 | か所 |
| | アントラーズホームタウンDMOと連携した事業の実施 | 広域イベントの実施 | 1 | 2 | 回／年 |
| | 観光交流拠点を活かしたイベントの実施 | 観光交流拠点のイベント実施 | 1 | 2 | 回／年 |
| 3-4 定住・移住 | シティプロモーションの強化 | マスメディア（パブリシティ）において取り上げられた件数 | 77 | 100 | 件 |
| | 空き家等利活用の促進 | 空き家バンク成約件数 | 14 | 15 | 件 |
| | お試し住宅の情報発信強化と利用拡大 | お試し住宅利用件数 | 63 | 80 | 件 |
| | 移住者への経済的な定住支援 | 定住応援助成金交付決定数 | 141 | 150 | 件 |
| 3-5 企業誘致 | 学校跡地を活用した市内や近隣市に立地する中小企業への立地誘導 | 学校跡地への企業誘致件数 | 6 | 8 | 件 |
| | 食・農業関連企業の集積支援 | 食・農業関連企業の企業誘致件数 | 0 | 2 | 件 |
| 3-6 就労雇用環境 | 地元企業と若者のマッチング推進 | 「なめがたお仕事情報局」求人登録件数 | 119 | 130 | 件 |
| | 現実感のある職場体験やインターンの実施 | 市内企業のインターンシップ実施件数 | 0 | 2 | 件／年 |

4 防災・環境・エネルギー

| | 施策 | 指標 | 現状値 | 目標値 | 単位 |
|--------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|-------|-------|-----|
| 4-1 地域防災 | 交通安全運動推進事業 | 交通安全運動キャンペーン等による啓発活動 | 80 | 100 | % |
| | 自主防災組織育成 | 自主防災組織の防災訓練実施率 | 5 | 100 | % |
| | 地域防災力の強化 | 防災訓練実施数 | 1 | 2 | 回/年 |
| | 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 | 備蓄倉庫定期点検数 | 1 | 2 | 回/年 |
| | 広域連携体制の整備 | 広域連携連絡会議数 | 0 | 1 | 回/年 |
| 空家対策 4-2 | 空家実態調査と管理不全住宅への対応強化 | 空家の実態把握及び進捗管理 | 10 | 100 | % |
| | 行方市空家等対策協議会の機能強化 | 定期的な空家等対策協議会の開催 | 0 | 1 | 回 |
| | 空家等利活用の促進(再掲) | 空き家バンク成約件数(再掲) | 14 | 15 | 件 |
| 4-3 保全・環境美化 生活環境 | 広域火葬場運営事業 | 火葬数 | 587 | 580 | 件 |
| | 水環境の保全 | 河川水質環境基準達成率(5河川のBOD) | 100 | 100 | % |
| | 大気環境の改善 | エコドライブをしている市民の割合(市民アンケート) | 31.5 | 60 | % |
| | 不法投棄防止と環境美化 | 不法投棄の件数 | 55 | 0 | 件 |
| | 環境保全活動の促進・協働 | 霞ヶ浦・北浦一斉清掃大作戦参加率 | 100 | 100 | % |
| 4-4 リサイクルごみ処理・ | ごみ処理施設整備事業 | 最終処分場の埋立量 | 1,439 | 1,200 | t |
| | 一般廃棄物処理施設運営事業 | リサイクル率 | 5.3 | 5.5 | % |
| | 廃棄物の適正な排出の指導 | 違法な野焼きの件数 | 7 | 0 | 件 |
| | 生活系ごみの減量化(リデュース) | 生ごみ処理機器の補助件数 | 20 | 40 | 件 |
| | 事業系ごみの減量化(リデュース) | 地域の環境保全活動への支援・参加をしている事業者の割合(事業者アンケート) | 36.8 | 65 | % |
| 4-5 保全と共生 自然環境の | 水質浄化運動推進事業 | 環境学習・キャンペーン等の実施数 | 2 | 3 | 件 |
| | 身近な自然環境の保全と循環型社会の形成 | 親しめる水辺があることに対する満足度(市民アンケート) | 41.8 | 75 | % |
| | 多自然型の水辺の保全 | 霞ヶ浦・北浦の水辺保全活動実施数 | 2 | 10 | 件 |
| | 水辺の利活用の推進 | 水のきれいさに対する満足度(市民アンケート) | 25.2 | 50 | % |
| | 農地の保全 | 有害鳥獣の捕獲数 | 910 | 1,000 | 頭 |
| 4-6 地球温暖化対策 エネルギー・ | 新エネルギー推進事業 | 新エネルギー関連事業数 | 0 | 1 | 事業 |
| | CO ₂ 削減のための取組の推進 | CO ₂ の見える化活用件数(累積) | 0 | 50 | 件 |
| | 省エネルギー、再生可能エネルギー利用の推進 | 再生可能エネルギーを導入している公共施設及び公用施設 | 0 | 1 | 施設 |
| | 地球温暖化に関する情報収集や気候変動適応策の推進 | 公共移設及び公用施設のCO ₂ 削減量 | 0 | 50 | % |
| | 地球温暖化対策実践の推進 | 暮らしの中で節電を心がけている市民の割合(市民アンケート) | 60.4 | 80 | % |

5 暮らし・インフラ

| | 施策 | 指標 | 現状値 | 目標値 | 単位 |
|----------|------------------|------------------------|--------|--------|----|
| 河川整備・道路 | 基幹市道整備事業 | 幹線道路整備事業（特防・防補含む）の整備延長 | 352 | 2,370 | m |
| | 生活道路整備事業 | 生活道路整備事業の整備延長 | 195 | 4,502 | m |
| | 通学路整備事業 | 通学路整備事業の整備延長 | 150 | 350 | m |
| | 農道整備事業 | 農道整備事業の整備延長 | 228 | 260 | m |
| | 河川改修事業 | 河川改修事業の整備延長 | 130 | 180 | m |
| | 河川維持補修事業 | 河川維持補修件数 | — | 24 | 件 |
| | 道路維持補修事業 | 道路維持補修件数 | — | 360 | 件 |
| 公共交通 | 公共交通確保対策事業 | 市営路線バス利用者数 | 13,299 | 14,000 | 人 |
| | | 乗合タクシー利用者数 | 11,468 | 12,000 | 人 |
| | | 広域路線バス利用者数 | 87,106 | 88,000 | 人 |
| | 情報提供・案内整備 | 公共交通マップの作成、PR回数 | 19,000 | 20,000 | 部 |
| | サービス再編・最適化 | 運行効率（乗車率） | 9 | 17.8 | % |
| 市街地形成・利用 | 利用環境の整備、利用促進 | 公共交通利用促進イベント | 1 | 3 | 回 |
| | 行方市立地適正化計画の策定 | 令和8年度策定（概ね5年ごとに見直し） | 1 | 1 | 件 |
| 下水道事業 | 流域関連公共下水道事業 | 水洗化率 | 77 | 100 | % |
| | 特定環境保全公共下水道事業 | 水洗化率 | 70 | 100 | % |
| | 農業集落排水整備事業 | 水洗化率 | 76 | 100 | % |
| | 下水道経営戦略 | 経費回収率 | 60 | 100 | % |
| | 下水道維持管理デジタル化推進事業 | 管路台帳・施設情報デジタル化率 | 50 | 100 | % |
| 水道事業 | 上水道整備事業 | 行方市水道ビジョン達成率 | 65 | 100 | % |
| | 配水の災害対応力の強化 | 重要施設の耐震化率 | 10 | 25 | % |
| | 上水道維持管理の高度化 | 管路台帳・施設情報デジタル化率 | 80 | 100 | % |
| | 安全で安定した水の供給の確保 | 年間漏水事故・水質事故発生回数 | 42 | 10 | 回 |
| | 水道普及率向上・供給量適正化 | 有効給水量率 | 85 | 95 | % |
| 緑地・公園 | 既存公園の補完的整備 | 維持管理実施率 | — | 100 | % |
| | 安全性・快適性の向上 | 遊具の点検実施率 | — | 100 | % |

6 行政マネジメント

| | 施策 | 指標 | 現状値 | 目標値 | 単位 |
|-----------------|--------------------|--|-------|-----|----|
| 6-1 行政サービス | 職員研修の充実 | 職員の研修受講率 | 96.63 | 100 | % |
| | 電子自治体の推進 | オンライン手続き利用率 | 50 | 70 | % |
| | 既存施設の長寿命化 | 既存施設の現状把握のうえ長寿命化への検討・調整の推進 | 20 | 50 | % |
| | 公共機能集約事業 | 施設集約の検討・調整のうえ計画推進 | 10 | 40 | % |
| | 市民参加型の行政運営と情報公開の推進 | 情報公開に関する満足度 | 71 | 100 | % |
| | 情報伝達の充実 | 情報伝達サービスに関する満足度 | 71 | 100 | % |
| 6-2 行政運営 | 財務会計システム整備事業 | 適切な事務事業評価の実施 | 50 | 100 | % |
| | 財政健全化と持続可能な基盤の確立 | 基金残高（財政調整基金） | 22 | 22 | 億円 |
| | デジタル化と新たな公共経営の導入 | オンライン手続きの利用率 | 50 | 70 | % |
| 6-3 男女共同参画 | 男女共同参画事業 | 審議会、委員会等委員における女性比率 | 24 | 40 | % |
| | 女性の活躍支援 | 女性活躍推進に関連した研修会等の実施回数 | 1 | 2 | 回 |
| | 男性の家庭・地域参加促進 | 率先して家事・育児・介護へ参加する男性を市報等で紹介し関係課と連携した事業展開の実施回数 | 0 | 3 | 回 |
| | 相談体制と安全確保 | 相談件数 | 0 | 5 | 件 |
| 6-4 コミュニティ地域 | ふれあいスタディ事業の推進（再掲） | ふれあいスタディ事業への参加者数（再掲） | 441 | 450 | 人 |
| | あいさつ・声かけ運動の推進（再掲） | あいさつ・声かけ運動の実施回数（再掲） | 45 | 50 | 回 |
| 6-5 広域連携 | 医療・福祉・防災ネットワークの充実 | 医療・介護連携協定締結数 | 2 | 3 | 件 |

行方市の由来/市章/市の花・木・鳥/市民憲章

行方市の由来

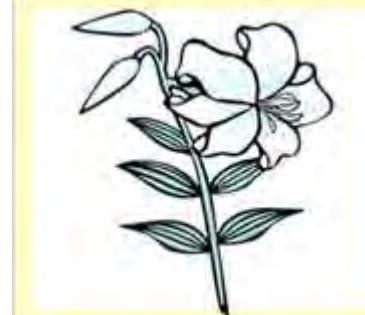
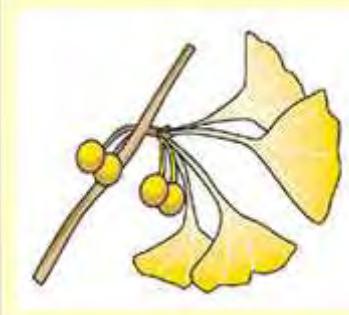
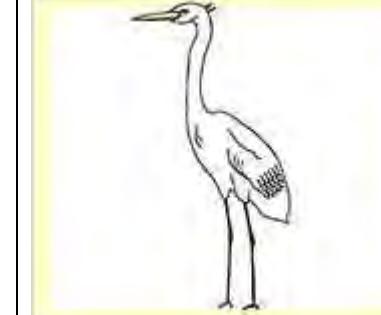
地名の「行方」は、ヤマトタケルノミコトが「行細（なめくわ）し」と表現したことによる由来といわれており、奈良時代初期（713年）に編さんされた「常陸国風土記」に登場する地名が多く残る歴史がとても深いまちです。

古くから水運の要衝として栄え、江戸時代には麻生藩の陣屋町や水戸・江戸を結ぶ水運の要地でした。西に霞ヶ浦、東に北浦を擁し、雄大な湖での鯉やワカサギの漁業、豊かな行方台地での農業を暮らしの支えとして栄えてきました。

市章（2005年9月2日制定）

| | |
|---|---|
|  | 行方市の「N」と帆引き船の帆をモチーフとした市章です。 3つの帆は、麻生町・北浦町・玉造町を表しています。それぞれの色は、赤『降りそそぐ太陽』、青『霞ヶ浦・北浦』、黄緑『豊かな自然』をイメージしています。 行方市の発展と飛躍を表現しています。 |
|---|---|

市の花・木・鳥（2006年12月1日制定）

| | | |
|---|--|--|
|  |  |  |
| －花－ヤマユリ（山百合） ヤマユリは、香り高い優雅な花で、環境の良い所に自生します。豊かな自然との共生を目指す行方市にふさわしい花です。 | －木－イチョウ（銀杏） イチョウは、美しい黄葉をみせる高木で、樹勢が強く大空に伸び伸びと成長します。活力と創造あふれるまちづくりを目指す行方市にふさわしい木です。 | －鳥－シラサギ（白鶴） シラサギは、水辺などをおおらかに美しく舞う鳥で、同じ場所になかままで巣をつくります。心ふれあうまちづくりを目指す行方市にふさわしい鳥です。 |

市民憲章（2008年9月2日告示）

| | |
|--|--|
| 私たち行方市民は、湖と大地の恵みに感謝し、歴史ある郷土に誇りと愛着をもち、共に学び、共に汗して、ふれあいを大切にした、明るく住みよいまちをつくるため、ここに憲章を定めます。 | やさしい自然 かがやく人 わたしたちがつくる 魅力あるまち、行方市 |
|--|--|

行方市の指定文化財一覧

行方市の指定文化財

| No. | 指定 | 種類 | 名称 | 所在地 | 管理者 | 指定年月日 |
|-----|----|-------|------------------------|-----|------------------|-------------|
| 1 | 国 | 建造物 | 西蓮寺 仁王門 | 西蓮寺 | 西蓮寺 | S25. 8. 29 |
| 2 | 国 | 建造物 | 西蓮寺 相輪檻 | 西蓮寺 | 西蓮寺 | S25. 8. 29 |
| 3 | 県 | 建造物 | 万福寺 阿弥陀堂 | 羽生 | 万福寺 | S45. 9. 28 |
| 4 | 県 | 建造物 | 熊野神社本殿（附棟札8枚） | 島並 | 熊野神社 | H 7. 1. 23 |
| 5 | 県 | 建造物 | 大場家住宅（主屋、表門、通用門） | 玉造甲 | 公益財団法人大山守大場家保存協会 | H 1. 4. 6 |
| 6 | 県 | 建造物 | 万福寺 仁王門 | 羽生 | 万福寺 | S45. 9. 28 |
| 7 | 県 | 建造物 | 旧畠家住宅（麻生藩家老屋敷記念館）附表門1棟 | 麻生 | 行方市教育委員会 | H20. 11. 17 |
| 8 | 県 | 彫刻 | 木造薬師如来坐像 | 西蓮寺 | 西蓮寺 | S33. 3. 12 |
| 9 | 県 | 彫刻 | 阿弥陀如来立像及び両脇侍像 | 羽生 | 万福寺 | S33. 3. 12 |
| 10 | 県 | 彫刻 | 木造不動明王坐像 | 芹沢 | 法眼寺 | S41. 3. 7 |
| 11 | 県 | 彫刻 | 如意輪観音坐像（銅像） | 小幡 | 観音寺 | S49. 3. 31 |
| 12 | 県 | 工芸品 | 銅鐘 | 玉造乙 | 宝幢院 | S35. 12. 21 |
| 13 | 県 | 古文書 | 鳥名木家文書 | 水戸市 | 茨城県立歴史館（寄託） | H 6. 1. 26 |
| 14 | 県 | 天然記念物 | 小高の力ヤ | 小高 | 行方市教育委員会 | S33. 3. 12 |
| 15 | 県 | 天然記念物 | 西蓮寺大イチョウ一号、二号 | 西蓮寺 | 西蓮寺 | S39. 7. 31 |
| 16 | 市 | 建造物 | 化蘇沼稻荷神社 | 内宿 | 化蘇沼稻荷神社 | S48. 3. 1 |
| 17 | 市 | 建造物 | 常福寺 山門 | 沖洲 | 常福寺 | S50. 1. 31 |
| 18 | 市 | 建造物 | 円勝寺 山門 | 八木蒔 | 円勝寺 | S50. 1. 31 |
| 19 | 市 | 建造物 | 橘郷造神社本殿 | 羽生 | 橘郷造神社 | S50. 1. 31 |
| 20 | 市 | 建造物 | 八幡神社本殿 | 八木蒔 | 八幡神社 | S50. 1. 31 |
| 21 | 市 | 建造物 | 井上神社本殿 | 井上 | 井上神社 | S50. 1. 31 |
| 22 | 市 | 建造物 | 観音寺 仁王門 | 小幡 | 観音寺 | S52. 12. 4 |
| 23 | 市 | 建造物 | 中根八幡神社本殿 | 中根 | 中根八幡神社 | S61. 7. 28 |
| 24 | 市 | 建造物 | 常光院 山門 | 小高 | 常光院 | S62. 9. 30 |
| 25 | 市 | 絵画 | 山越阿弥陀図 | 小幡 | 観音寺 | S52. 12. 4 |
| 26 | 市 | 彫刻 | 阿弥陀如来及び両脇侍像 | 根小屋 | 花蔵院 | S59. 9. 29 |
| 27 | 市 | 彫刻 | 不動明王立像 | 根小屋 | 花蔵院 | S59. 9. 29 |
| 28 | 市 | 彫刻 | 地蔵菩薩坐像 | 根小屋 | 花蔵院 | S59. 9. 29 |
| 29 | 市 | 彫刻 | 薬師如来立像 | 小牧 | 鉢薬師堂 | S59. 9. 29 |
| 30 | 市 | 彫刻 | 日光・月光菩薩立像 | 小牧 | 鉢薬師堂 | S59. 9. 29 |
| 31 | 市 | 彫刻 | 十一面觀世音菩薩立像 | 小高 | 皇徳寺 | S59. 9. 29 |
| 32 | 市 | 彫刻 | 千手觀音坐像 | 矢幡 | 観音寺 | S62. 9. 30 |
| 33 | 市 | 彫刻 | 持福院 釈迦如来坐像 | 手賀 | 持福院 | H 3. 12. 15 |
| 34 | 市 | 彫刻 | 常福寺 随身立像 | 水戸市 | 茨城県立歴史館（寄託） | H 3. 12. 15 |
| 35 | 市 | 彫刻 | 木造虚空蔵菩薩坐像 | 行戸 | 行戸区長 | H 6. 3. 25 |
| 36 | 市 | 彫刻 | 万福寺 木造阿弥陀如来立像 | 羽生 | 万福寺 | H15. 8. 11 |
| 37 | 市 | 彫刻 | 木造不動明王坐像 | 小高 | 小高山不動院 | H17. 7. 21 |
| 38 | 市 | 彫刻 | 銅造十一面觀音懸仏残欠 | 小高 | 小高山不動院 | H17. 7. 21 |
| 39 | 市 | 彫刻 | 木造阿弥陀如来坐像 | 小牧 | 普門寺 | H17. 7. 21 |
| 40 | 市 | 彫刻 | 木造阿弥陀如来立像 | 小牧 | 普門寺 | H17. 7. 21 |
| 41 | 市 | 彫刻 | 木造十二神将立像 | 小牧 | 鉢薬師堂 | H17. 7. 21 |
| 42 | 市 | 彫刻 | 銅製薬師如来懸仏残欠 | 五町田 | 個人 | H17. 7. 21 |
| 43 | 市 | 彫刻 | 木造菩薩坐像 | 石神 | 熊野神社 | H17. 7. 21 |
| 44 | 市 | 彫刻 | 木造不動明王立像 | 石神 | 熊野神社 | H17. 7. 21 |
| 45 | 市 | 彫刻 | 木造天部立像 | 石神 | 熊野神社 | H17. 7. 21 |

| | | | | | | |
|----|---|---------|----------------------|-----|-----------------|-------------|
| 46 | 市 | 彫 刻 | 木造釈迦如来坐像 | 富田 | 一乗寺 | H17. 7.21 |
| 47 | 市 | 工芸品 | 玉造大宮神社 鰐口 | 玉造乙 | 大宮神社 | S62. 6.18 |
| 48 | 市 | 工芸品 | 銅独鈷杵 | 芹沢 | 個人 | S62. 6.18 |
| 49 | 市 | 書 跡 | 六十六部（念心・圓心）納経 受納証 | 白浜 | 成光寺 | H 2. 11. 19 |
| 50 | 市 | 歴史資料 | 御頭勤番帳 | 宇崎 | 嬪野神社 | S53. 6.21 |
| 51 | 市 | 歴史資料 | 麻生御殿向表御間取 | 麻生 | 行方市教育委員会 | S62. 9.30 |
| 52 | 市 | 考古資料 | 銅鏡 | 浜 | 個人 | H 1. 3.20 |
| 53 | 市 | 有形民俗文化財 | 獅子頭 | 麻生 | 八坂神社 | S59. 9.29 |
| 54 | 市 | 無形民俗文化財 | 羽生ばやし | 羽生 | 羽生ばやし保存会 | S50. 1.31 |
| 55 | 市 | 無形民俗文化財 | どぶろく祭 | 青沼 | 春日神社 | S59. 9.29 |
| 56 | 市 | 無形民俗文化財 | 麻生祇園馬出し祭 | 麻生 | 八坂神社 | H 2. 11. 19 |
| 57 | 市 | 無形民俗文化財 | 西蓮寺常行三昧会 | 西蓮寺 | 西蓮寺 | H13. 3.30 |
| 58 | 市 | 史 跡 | 成田早川貝塚 | 成田 | 行方市教育委員会 | S48. 3. 1 |
| 59 | 市 | 史 跡 | 石神遺跡 | 沖洲 | 行方市教育委員会 | S50. 1.31 |
| 60 | 市 | 史 跡 | 木崎城跡 | 内宿 | 内宿香取神社 | S61. 7.28 |
| 61 | 市 | 史 跡 | 三昧塚古墳 | 沖洲 | 行方市教育委員会 | H 2. 8.23 |
| 62 | 市 | 史 跡 | 古塚の碑 | 富田 | 行方市教育委員会 | H 2. 11. 19 |
| 63 | 市 | 天然記念物 | 小幡觀音寺境内の大椎 | 小幡 | 觀音寺 | S48. 3. 1 |
| 64 | 市 | 天然記念物 | 内宿自性寺境内のカヤ | 内宿 | 自性寺 | S48. 3. 1 |
| 65 | 市 | 天然記念物 | 吉川鷺峯の楨 | 吉川 | 個人 | S48. 3. 1 |
| 66 | 市 | 天然記念物 | イヌマキ | 玉造甲 | 個人 | S58. 11.24 |
| 67 | 市 | 天然記念物 | スタジイ | 芹沢 | 個人 | S58. 11.24 |
| 68 | 市 | 天然記念物 | カヤノキ一号/カヤノキ二, 三号 | 八木蒔 | 円勝寺/個人 | S58. 11.24 |
| 69 | 市 | 天然記念物 | スギ | 玉造乙 | 大宮神社 | S58. 11.24 |
| 70 | 市 | 天然記念物 | ナギ | 麻生 | 常安寺 | S59. 9.29 |
| 71 | 市 | 天然記念物 | 息栖神社樹叢 | 矢幡 | 息栖神社 | S59. 9.29 |
| 72 | 市 | 天然記念物 | スギ | 青沼 | 春日神社 | S59. 9.29 |
| 73 | 市 | 天然記念物 | クスノキ | 井上 | 個人 | S61. 7. 4 |
| 74 | 市 | 天然記念物 | カキの化石床 | 浜 | 個人 | S61. 7. 4 |
| 75 | 市 | 天然記念物 | 旧象（トロゴンティリー）歯 の化石 | 水戸市 | 茨城県立歴史館 (寄託) | S61. 7. 4 |
| 76 | 市 | 天然記念物 | 化蘇沼稻荷神社境内のモミ | 内宿 | 化蘇沼稻荷神社 | S61. 7.28 |
| 77 | 市 | 天然記念物 | 成田香取神社境内のシイ | 成田 | 成田香取神社 | H10. 5.21 |
| 78 | 市 | 天然記念物 | 長野江香取神社のモミ | 長野江 | 長野江香取神社 | H14. 10. 3 |
| 79 | 市 | 彫 刻 | 万福寺 金剛力士 阿形 邪形 | 羽生 | 万福寺 | H23. 5.26 |
| 80 | 市 | 彫 刻 | 圓通寺 木造阿弥陀如来坐像 | 次木 | 圓通寺 | H23. 5.26 |
| 81 | 市 | 考古資料 | 大六天 | 三和 | 高貴神社 | H26. 6.26 |
| 82 | 市 | 史 跡 | 高須の一本松跡 | 玉造甲 | 市教育委員会 | H26. 6.26 |
| 83 | 市 | 建造物 | 大宮神社 本殿 | 玉造乙 | 大宮神社 | H29. 6.26 |
| 84 | 市 | 無形民俗文化財 | 山田八坂神社祇園祭 | 山田 | 山田八坂神社 | R1. 12. 26 |
| 85 | 市 | 建造物 | 八王子神社 本殿 | 行方 | 八王子神社 | R4. 7. 25 |
| 86 | 市 | 無形民俗文化財 | 大宮神社例大祭 | 玉造乙 | 大宮神社 | R7. 8. 12 |

策定の経過

| 日程 | 項目 | 内容 |
|----------------|---------------------|-----------------------|
| 10月16日 | 第1回行方市まち・ひと・しごと創生本部 | |
| 11月12日 | 第1回なめがた未来のまちづくり協議会 | 行方市総合計画及び総合戦略の策定について等 |
| 2026年 1月15日 | 第2回行方市まち・ひと・しごと創生本部 | |
| 1月19日 | 第2回なめがた未来のまちづくり協議会 | |
| ●月●日 | 第3回行方市まち・ひと・しごと創生本部 | |
| ●月●日 | 第3回なめがた未来のまちづくり協議会 | |

なめがた未来のまちづくり協議会

| | 区分 | 氏名 | 所属等 |
|----|---------------------|--------|-------------------|
| 1 | 市議会の代表 | 宮内 守 | 行方市議会議長 |
| 2 | 市教育委員会の代表 | 大崎 あい子 | 行方市教育長職務代理者 |
| 3 | 産業関係者 | 羽出道雄 | JAなめがたしおさい営農経済部長 |
| 4 | 産業関係者 | 市塚 薫 | 常陽銀行麻生支店長 |
| 5 | 産業関係者 | 福田 潤 | 上山鋤田工業団地代表 |
| 6 | 産業関係者 | 松田 拓朗 | 茨城新聞鹿嶋支社長 |
| 7 | まちづくりに関し知識及び経験を有する者 | 秋山 義継 | 拓殖大学 名誉教授 (会長) |
| 8 | 市長が必要と認める者 | 成島 修 | 行方市区長会長 |
| 9 | 市長が必要と認める者 | 理崎道子 | 行方市民生委員児童委員 |
| 10 | 市長が必要と認める者 | 阿部 浩幸 | 行方市消防団長 |
| 11 | 市長が必要と認める者 | 羽鳥 悅子 | (副会長) |
| 12 | 市長が必要と認める者 | 越山 実希 | |